

平成20年度予算概算要求・要望
主要新規事項等の概要

平成19年8月

環 境 省

平成20年度環境省予算要求・要望主要新規事項等の概要

事 項	平成20年度 要 求 額	担当局(部)課(室)名	頁
1. 低炭素社会づくりへの取組本格化-美しい星の実現に向けて-			
(新) 省エネ製品買換え促進事業(エネ特会)	450	地球環境局地球温暖化対策課	1
(新) 省エネ家電等普及促進地域販売システムモデル事業(エネ特会)	70	総合環境政策局環境経済課	4
(新) エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業(一般・エネ特会)	420	総合環境政策局環境経済課	7
(新) 温室効果ガス排出量可視化(見える化)・指標化検討調査	50	地球環境局地球温暖化対策課	10
(新) カーボン・オフセット推進事業	50	地球環境局地球温暖化対策課	12
(新) エコ住宅普及促進事業(エネ特会)	250	地球環境局地球温暖化対策課	14
地域協議会民生用機器導入促進事業(エネ特会)	450	地球環境局地球温暖化対策課	17
地球温暖化防止「国民運動」推進事業(エネ特会)	2,700	地球環境局地球温暖化対策課	19
(新) 1人1日1kgCO2削減国民運動推進事業(エネ特会)	500	地球環境局地球温暖化対策課	21
(新) 身近な温暖化問題発見事業(エネ特会)	300	地球環境局地球温暖化対策課 自然環境局生物多様性センター	22
業務部門対策技術率先導入補助事業(エネ特会)	2,600	地球環境局地球温暖化対策課	24
国内排出量取引推進事業(エネ特会)	250	地球環境局地球温暖化対策課	26
温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業(エネ特会)	3,000	地球環境局地球温暖化対策課	28
低公害車普及事業(エネ特会)	160	水・大気環境局自動車環境対策課	31
自動車省CO2対策推進事業(エネ特会)	500	水・大気環境局自動車環境対策課	33
廃棄物処理施設における温暖化対策事業(エネ特会)	2,117	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課	36
エコ燃料実用化地域システム実証事業費(エネ特会)	2,500	地球環境局地球温暖化対策課	38
エコ燃料利用促進補助事業(エネ特会)	1,000	地球環境局地球温暖化対策課	40
(新) 廃棄物由来バイオ燃料の戦略的利用拡大に向けた調査	30	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	42
再生可能エネルギー導入加速化事業(エネ特会)	1,200	地球環境局地球温暖化対策課	44
京都メカニズムクレジット取得事業(一般会計・エネ特会)	16,455	地球環境局地球温暖化対策課	49
業務用冷凍空調機器フロン回収強化対策推進費	25	地球環境局環境保全対策課 フロン対策推進室	51
(新) 液体PFC等排出抑制対策推進事業費	18	地球環境局環境保全対策課 フロン対策推進室	54
(新) 省エネ自然冷媒冷凍装置導入促進事業(エネ特会)	300	地球環境局環境保全対策課 フロン対策推進室	57
次期国際枠組みに対する日本イニシアティブ推進経費	221	地球環境局地球温暖化対策課	59
(新) G8環境大臣会合開催等経費	431	地球環境局総務課 水・大気環境局大気環境課、自動車環境対策課、水環境課、地下水・地盤環境室、 廃棄物・リサイクル対策部企画課	61
(新) コペネフィット型途上国低炭素社会構築支援方策検討調査	30	地球環境局環境保全対策課 環境協力室	64
京都メカニズムを利用した途上国における公害対策等と温暖化対策のコペネフィット実現支援等事業(エネ特会)	1,270	地球環境局地球温暖化対策課 水・大気環境局総務課、大気環境課、水環境課、大気生活環境室、地下水・地盤環境室	65
アジアにおけるモンリオール議定書遵守支援事業費	20	地球環境局環境保全対策課 フロン対策推進室	67
環境技術開発等推進費(戦略指定領域)〔競争的資金〕	400	総合環境政策局総務課環境研究技術室	70
(新) 低炭素で成長する日本モデルの構築等事業	39	地球環境局地球温暖化対策課	72
低炭素地域づくり面的対策推進事業費(エネ特会)	2,000	総合環境政策局環境計画課	74
環境的に持続可能な交通(EST)の実現に向けたモデル事業(エネ特会)	150	水・大気環境局自動車環境対策課	76
低炭素社会モデル街区形成促進事業(エネ特会)	1,300	地球環境局地球温暖化対策課 水・大気環境局、大気生活環境室、地下水・地盤環境室	78
(新) 低炭素社会関係予算(地球環境研究総合推進費〔競争的資金〕の一部)	500	地球環境局総務課研究調査室	80
2050年の低炭素社会に向けた持続可能な開発のための教育(ESD)の在り方検討	20	総合環境政策局環境教育推進室	83
地球温暖化対策技術開発事業(エネ特会)〔競争的資金〕	3,709	地球環境局地球温暖化対策課	85
(新) 廃棄物処理システムにおける革新的な温室効果ガス排出抑制対策検討調査	50	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	88
(新) 二酸化炭素海底地層貯留技術開発事業費(エネ特会)	500	地球環境局環境保全対策課	90
(新) 適応対策関係予算(地球環境研究総合推進費〔競争的資金〕の一部)	348	地球環境局総務課研究調査室	80
地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金	175	地球環境局総務課研究調査室	93

事 項	平成20年度 要求要額	担当局(部)課(室)名	頁
(新) 地球温暖化による公共用水域の水質への影響調査	50	水・大気環境局水環境課	96
2. 生物多様性の保全を通じた自然共生社会づくり			
(新) 生物多様性保全推進交付金	300	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	97
(新) 「いきものにぎわいプロジェクト」推進費	105	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	99
(新) 「五感で学ぼう!」子ども自然体験プロジェクト	47	自然環境局総務課	101
(新) SATOYAMAイニシアティブ推進事業費	200	自然環境局自然環境計画課	103
広域分布型鳥獣保護管理対策事業	60	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	105
国立公園等における大型獣との共生推進費	50	自然環境局国立公園課	107
自然環境保全基礎調査費	400	自然環境局生物多様性センター	109
鳥獣保護管理に係る人材育成事業	104	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	111
渡り鳥の飛来経路の解明事業費	52	自然環境局野生生物課	113
(新) 渡り鳥の飛来状況等に関する情報提供事業費	10	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	115
希少野生動物野生順化特別事業費	100	自然環境局野生生物課	117
(新) 絶滅のおそれのある種の飼育下繁殖関連施設整備	65	自然環境局野生生物課	119
(新) 希少固有動植物等保全特別総合点検事業	43	自然環境局野生生物課	121
(新) 外来生物戦略調査事業費	20	自然環境局野生生物課外来生物対策室	123
(新) 飼養動物の安全・健康保持推進事業	31	自然環境局総務課動物愛護管理室	125
国立・国定公園総点検事業費	100	自然環境局国立公園課	127
(新) 海洋生物多様性情報整備及び保全戦略策定事業費	50	自然環境局自然環境計画課生物多様性センター	129
(新) 海域の国立・国定公園保全管理強化事業費	20	自然環境局国立公園課	131
自然公園等事業費(公共)	14,211	自然環境局自然環境整備担当参事官室	133
(新) 生物多様性国際イニシアティブ推進調査費	20	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	135
(新) 国際機関への生物多様性専門家派遣経費	21	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	137
(新) 生物多様性総合評価推進費	42	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	139
重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)	400	自然環境局生物多様性センター	141
アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業	71	自然環境局自然環境計画課	143
(新) アジア太平洋地域生物インベントリー・イニシアティブ推進費	21	自然環境局生物多様性センター	145
(新) アジア国立公園イニシアティブ推進事業	10	自然環境局国立公園課	147
3. 3Rを通じた持続可能な資源循環			
(新) 地域からの循環型社会づくりを支援するネットワーク形成事業経費	90	廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室	149
廃棄物処理施設整備費(循環型社会形成推進交付金等)(公共)	101,753	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	150
(新) 廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業	400	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	153
(新) 食品循環資源等バイオマスの地域圏利活用構想の策定調査	70	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	155
(新) リサイクル・リングタウン事業費(リサイクルのわづくり事業)	25	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	157
(新) 新循環基本計画の策定を受けた3Rの国民運動の展開	69	廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室	159
(新) 不法投棄撲滅運動の展開	50	廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室	160
容器包装に係る3R推進事業費	116	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	161
家電リサイクル推進事業費	74	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	164
建設リサイクル推進事業費	44	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	166
改正容器包装リサイクル法施行に係る実態調査等事業費	170	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	168
資源の有効利用促進に係る適正化事業費	33	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	171
3Rイニシアティブ国際推進費	123	廃棄物・リサイクル対策部企画課	174
(新) 東アジア循環型社会ビジョン調査費	20	廃棄物・リサイクル対策部企画課	178
(新) UNEP「天然資源の持続可能な利用に関する国際パネル」支援	20	廃棄物・リサイクル対策部企画課	180
(新) 3R推進基金(仮称)支援	150	廃棄物・リサイクル対策部企画課	181
バーゼル条約対策費	210	廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室	182
(新) バーゼル条約95年改正に関する戦略的検討	20	廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室	183

事項	平成20年度 要求額	担当局(部)課(室)名	頁
アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討	42	廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室	185
産業廃棄物適正処理推進費	108	廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室	187
廃棄物処理等科学研究費補助金[競争的資金]	1,861	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	188
産業廃棄物処理業優良化推進事業費	100	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	191
ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業	314	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	193
循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)(公共)	13,296	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室	195
(新) 災害時の浄化槽被害等対策マニュアルの作成	7	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室	197
4. アジアの環境保全・脱公害に向けた国際連携・協力の強化 - 環境汚染の少ないクリーンアジア・イニシアティブの展開 -			
東アジア広域環境政策形成推進事業費	43	地球環境局環境保全対策課	199
(新) 酸性雨による生態系影響定量解析等調査費	41	地球環境局環境保全対策課	202
黄砂対策推進費	56	地球環境局環境保全対策課	204
漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査費	351	地球環境局環境保全対策課	207
日中水環境パートナーシップ	193	水・大気環境局水環境課 地下水・地盤環境室	210
(新) 浄化槽技術導入可能性調査費	39	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室	213
日中韓化学物質審査規制制度調和推進事業	29	環境保健部企画課化学物質審査室	215
水銀等有害金属に係る国際削減戦略構築事業	106	環境保健部環境安全課	217
(新) モンゴルにおける環境協力推進事業	10	地球環境局環境保全対策課環境協力室	219
(新) 日本の人的資源を活用した目に見える国際環境協力の検討	27	水・大気環境局総務課	220
国際環境協力強化のための情報・人材基盤の整備	9	地球環境局環境保全対策課環境協力室	222
(新) アジアにおける環境・経済統合影響評価モデルによる日本型環境政策検討スキームの導入支援費	38	地球環境局総務課研究調査室	223
(新) 持続可能な開発のための教育(ESD)を担うアジア高等教育機関人材育成事業	174	総合環境政策局環境教育推進室	226
5. 環境から拓く経済成長と地域活性化の道筋			
ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業	700	総合環境政策局総務課環境研究技術室	229
地域の産学官連携による環境技術開発基盤整備モデル事業	58	総合環境政策局総務課環境研究技術室	232
(新) 環境研究・技術開発の戦略的発信事業	20	総合環境政策局総務課環境研究技術室	235
(新) 上海国際博覧会推進費	10	総合環境政策局環境計画課	237
環境技術開発等推進費[競争的資金]	1,600	総合環境政策局総務課環境研究技術室	70
(新) 環境関連商品購入促進方法調査事業	48	総合環境政策局環境経済課	239
(新) 企業活動の環境影響見える化手法調査	20	総合環境政策局環境経済課	241
(新) 国等における環境配慮契約等推進経費	62	総合環境政策局環境経済課	243
(新) 建築物等エコ化可能性評価促進事業	19	総合環境政策局環境経済課	245
(新) 経済活動と環境に関する調査分析	50	総合環境政策局環境計画課	247
広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくり推進事業	41	自然環境局国立公園課	250
温泉の保護及び安全・適正利用推進費	41	自然環境局自然環境整備担当参事官室	252
エコツーリズム総合推進事業費	180	自然環境局総務課	254
(新) 良好な感覚環境形成のための街作りの推進調査	50	水・大気環境局大気生活環境室	256
コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動促進事業(一般会計・工不特会)	111	総合環境政策局環境計画課	258
(新) 戦略的環境アセスメント導入促進費	34	総合環境政策局環境影響評価課	261
環境影響評価体制強化費	64	総合環境政策局環境影響審査室	263
地域環境政策ビジョン策定推進費	35	大臣官房政策評価広報課地方環境室	265
(新) 里海創生支援事業	50	水・大気環境局閉鎖性海域対策室	267
(新) 有明海・八代海再生フォローアップ調査費	50	水・大気環境局閉鎖性海域対策室	270
(新) 多様な生物を育む健全な湖沼づくり事業	30	水・大気環境局水環境課	273
(新) 発達段階に応じた環境教育の「ねらい」等策定に関する調査研究	16	総合環境政策局環境教育推進室	274
(新) 21世紀子ども放課後環境教育プロジェクト	59	総合環境政策局環境教育推進室	276
(新) 未就学児を対象とした環境教育	30	総合環境政策局環境教育推進室	278

事 項	平成20年度 要 求 要 望 額	担当局(部)課(室)名	頁
(新) 企業等が取り組む環境教育推進プロジェクト	21	総合環境政策局環境教育推進室	280
国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年促進事業	135	総合環境政策局環境教育推進室	282
(新) 協働による環境保全型地域活性化ツールの開発・実証事業	25	総合環境政策局環境経済課民間活動支援室	286
6. 安全を確保できる生活環境行政の推進			
効果的な公害防止の取組の促進措置開発調査	10	水・大気環境局総務課	289
微小粒子状物質(PM2.5)に関する取組の強化	526	水・大気環境局総務課、 環境管理技術室、大気環境課、 自動車環境対策課	290
都市の自動車環境対策と温暖化対策のコベネフィット推進費	293	水・大気環境局自動車環境対策課	292
(新) 光化学オキシダント動向等調査費	40	水・大気環境局大気環境課	294
大気汚染物質等が健康に及ぼす影響に関する総合的研究	39	環境保健部環境安全課	296
(新) 3Rの概念を組み込んだ排水処理技術開発の促進に関する調査	60	水・大気環境局水環境課	298
(新) 硝酸性窒素対策等地下水質管理的確化調査	35	水・大気環境局地下水・地盤環 境室	300
(新) 新たな地下水の総合的管理制度検討調査	10	水・大気環境局地下水・地盤環 境室	303
(新) 土壌汚染の未然防止等対策の促進に関する調査	30	水・大気環境局土壌環境課	305
(新) 土地利用用途等に応じた土壌汚染対策推進費	70	水・大気環境局土壌環境課	307
総合的な化学物質審査規制制度の導入検討調査	33	環境保健部企画課化学物質審査室	309
PRTR制度運用・データ活用事業	244	環境保健部環境安全課	311
(新) 化学物質管理トップランナー支援事業	13	環境保健部企画課化学物質審査室	313
製品中の有害化学物質モニタリング調査	34	環境保健部企画課化学物質審査室	315
小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査	300	環境保健部環境安全課環境リス ク評価室	317
(新) 環境ナノ粒子環境影響調査	10	環境保健部環境安全課	319
(新) 農薬による陸域生態リスク評価手法確立調査	79	水・大気環境局農薬環境管理室	321
農薬飛散リスク評価手法等確立調査	35	水・大気環境局農薬環境管理室	323
水保病総合対策関係経費等	12,022	環境保健部企画課特殊疾病対策室 水保病発生地域環境福祉推進室	325
(新) 自立支援型公害健康被害予防事業推進費	300	環境保健部企画課	326
局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査	680	環境保健部企画課保健業務室	328
被認定者に関する医学的所見等の解析調査	40	環境保健部企画課石綿健康被害 対策室	330
一般環境経由による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査	74	環境保健部企画課石綿健康被害 対策室	332
アスベスト対策調査	51	水・大気環境局大気環境課	334
石綿含有廃棄物適正処理方策検討調査費	33	廃棄物・リサイクル対策部産業 廃棄物課	336
アジア諸国における石綿対策技術支援費	15	水・大気環境局大気環境課	338
(新) 有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急 措置事業費	300 112	環境保健部環境安全課環境リス ク評価室 環境保健部環境安全課環境リス ク評価室	340 342
(新) ジフェニルアルシン酸等に関する長期毒性検討調査	138	環境保健部環境安全課環境リス ク評価室	344

(新)省エネ製品買換え促進事業(エネ特会)

450百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

省エネ製品への買換えについては、これまでもメーカーや流通が中心となって、その効果等を伝える普及啓発活動を展開してきたところであるが、実際の買換え行動に上手く結びついていない。

その要因として、店舗等での省エネ効果の呼びかけが単に販売促進のための売り文句としか認知されていないこと、買換えの際に生じる「もったいない」という思いに対して、廃棄する際の環境負荷を含めた旧型製品を利用することによるエネルギーの無駄、「本当のもったいない」を消費者に十分伝え切れていないこと、人口や気候風土などの地域特性等により求められる省エネ製品は異なっているにもかかわらず、PRが全国画一的となっており、消費者側の共感が十分得られていないことなどが挙げられる。

このため、環境省では経産省と連携して「省エネ家電普及促進フォーラム」を設立し、国とメーカー、流通等が一体となった省エネ製品買換え促進キャンペーンを、地域特性も考慮しつつ展開するとともに、一連のキャンペーンを通じて、廃棄する際の環境負荷を含めた省エネ製品への買換えによるCO₂削減効果を消費者に分かりやすく伝えることで、省エネ製品への買換えを促進する。また、併せて、オフィスビルでの省エネ照明への買換え促進も図り、家庭部門並びに業務部門でのCO₂排出量のより一層の削減を図る。

2. 事業計画

(1) 省エネ製品買換え促進キャンペーンの実施

国と流通・メーカーが一体となって、省エネ製品への買換えが温暖化防止対策として有効であることを伝えるキャンペーンを店頭等で展開するとともに、地元メディアが量販店やメーカー等と連携して、地域特性等に応じた省エネ製品の選び方等を効果的に伝える広報事業を展開し、省エネ製品への買換え気運を醸成する。また、省エネ製品への関心を持った消費者層に対して、その関心を実際の買換え行動へと結びつけるために、廃棄する際の環境負荷も含め、省エネ製品への買換えによるCO₂削減効果を分かりやすく伝えるためのシステムを構築するとともに、同システムを各店舗に配布することで、消費者と向き合う販売員の省エネ製品への買換えの呼び掛けに信頼と説得力をもたせ、もって省エネ製品への買換えを促進するものである。

(2) “ 目指せ 1 千万トン C O 2 削減 ” オフィスビル等における省エネ照明
買換キャンペーンの実施

オフィスビル等の業務部門における照明について、日本全国で 4 0 W 以上の蛍光灯器具を、初期照度補正と昼光利用を取り入れた省エネ型の照明器具に交換した場合、1 千万 t の C O 2 削減効果が見込まれる。

そこで、オフィスビル等の管理者に対して、省エネ型の照明器具に買換えるメリットと、ランニングコストの低減による初期投資額の回収時期などについて、商品事例などを盛り込んだパンフレット等を作成提供することで、省エネ照明への買い換えマインドを高める。また、省エネ照明を率先して導入する企業を表彰するとともに、それらの優秀な企業の実績をメディアを通じて P R することにより、企業間の競争意識を創出し、省エネ照明への買換えを推進する。

3 . 施策の効果

省エネ製品への促進を図ることにより、第 1 約束期間における家庭部門の排出量削減目標の達成を図る。

4 . 備考

委託費 4 5 0 百万円

(1) 省エネ製品買換促進キャンペーンの実施	3 0 0 百万円
店頭での買換えキャンペーンの展開	8 0 百万円
地元メディアとの連携による広報支援事業	1 5 0 百万円
C O 2 削減効果診断システムの構築事業	7 0 百万円
(2) “ 目指せ 1 千万トン C O 2 削減 ” オフィスビル等における省エネ照明買換キャンペーン	1 5 0 百万円

省エネ製品買換え促進事業

< 家庭部門での取組 >

省エネ製品買換え促進キャンペーンの実施



国が旗振り役となり、流通、メーカー等と一体となって、買換え促進キャンペーンを展開

店頭等でのイベント実施・ポスター掲載

省エネ製品への買換えは温暖化防止対策として有効であること

ものを廃棄する際の環境負荷を含めても省エネ効果の方が高いこと、また、初期コストの回収時期のタイミングなどを分かりやすく解説

地元メディアによる広報支援事業

地域特性に応じた省エネ製品の選び方や省エネ製品の普及に向けた取組を効果的に伝える

CO2削減効果診断システムの構築事業

システムはメーカー・流通の協力の下全国の店舗に配布。店員がセールストークの一つとして利用することで効果を発揮。

国、企業の一体感の創出
「もったいない」の払拭

CO2削減効果の実体感

買換え気運の醸成

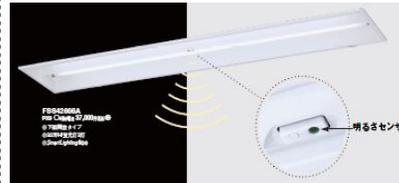


「関心」を「買換え行動」へ

< 業務部門での取組 >

オフィスビル等における省エネ照明買換えキャンペーンの実施

【調光機能センサー】



【インバータ】



効果の高い省エネ照明への買換えを促すため、企業の総務担当者、ビル管理担当者へのアプローチを実施

パンフレットの配布

買換えメリットと設備投資の資金回収のタイミング等について分かりやすく記載

率先導入企業の表彰、メディアによるPR

業種、規模毎に実践率から優秀企業を選出。優秀企業はCSRの取組などをメディアで紹介。

担当のマインドと理解を高める。



企業マインドを高め、省エネ製品の買換えを促進

省エネ製品への買換え促進について

省エネ製品買換え促進キャンペーンの実施



国が流通、メーカー等と一体となつて、買い換え促進キャンペーンを展開

< 家庭での取組 >

店頭等での
イベント・
ポスター展開

地元メディア
による
広報支援事業

CO2削減効果
診断システム
の構築事業

「もったいない」の払拭
国、企業の一体感の創出

CO2削減効果
の実体感

買換え気運
の醸成

「関心」を
「買換え行動」へ

< オフィスでの取組 >

パンフレットの
配布

率先導入企業の表彰
メディアによるPR

初期投資額の回収
期間など省エネ照
明の効果等を正確
に認識

企業マインドを高め、省
エネ製品の買換えを促進

省エネ家電等普及地域販売システムモデル事業



ESCO的なアドバイスを行う者を育成、派遣すること等、家庭・業務部門に対する適切な情報提供活動を促進する事業についてモデル事業

省エネ製品への買換え促進について

省エネ家電等普及地域販売
システムモデル事業



ESCO的なアドバイスを
行う者を育成、派遣する
こと等、家庭・業務部門
に対する適切な情報提
供活動を促進するモデ
ル事業

ESCO的な
アドバイス

家庭部門の省エネ対策

業務部門の省エネ対策

家庭やオフィス等の状況に応じた適切な省エネ製品の選択

買換え気運の醸成
「関心」を「買換行動」へ

省エネ照明の
買換を促進

< 家庭での取組 >

店頭等での
イベント実施
ポスター展開

地元メディア
による
広報支援事業

CO2削減効果
診断システム
の構築事業

< オフィスでの取組 >

パンフレット
の配布

率先導入企業
の表彰、
メディアによるPR

省エネ製品買え促進キャンペーン



経産省と環境省が連携して「省エネ家電普及促進フォーラム」を設立。

国が流通、メーカー等と一体となって、買い換え促進キャンペーンを展開

(新)省エネ家電等普及促進地域販売システムモデル事業

(エネルギー特別会計)

70百万円(0百万円)

総合環境政策局環境経済課

< 経済産業省、国土交通省との連携事業 >

1. 事業の概要

温室効果ガス排出削減のために、家庭や業務部門の対策が喫緊の課題となっている。特に、高効率の家電の活用等、客観的・専門的な評価に基づく適切な情報が得られれば、経済的な負担が少なく、又はむしろ経済的にもメリットのある対応策を家庭や業務部門で取る行動に結びつく。

そのため、家庭や業務部門に対して、将来のエネルギー効率向上による光熱費等の削減効果を明らかにしつつ、家庭や営業所の製品の見直しを進める等、適切な情報を提供し、その情報を無理なく取り入れることができるようにしていく取組が必要になっている。

そこで、家庭やオフィス、商店等業務部門において電化製品等の使用状況を把握、評価し、製品の買換等を含むエネルギー使用量を減少させるためのアドバイスを行う活動と、 中長期のコスト分析、さらには 金融商品やエネルギー供給者、メーカー、販売店等の温室効果ガス排出削減を評価した販売促進策等の販売促進に結びつく取組を関連させつつ、製品の買換等を促進するための地域の取組をモデル事業として支援する。

経済産業省、国土交通省と連携(共同)して事業採択を行い、環境省では、 を中心として支援を行う。このような情報提供の体制を活かしつつ、地域で温室効果ガス排出削減につながるコミュニティ・ビジネスを展開する者に対して、経済産業省から支援を行う等の連携を検討中である。

2. 事業計画

(1) モデル事業

家庭やオフィス、商店等におけるエネルギー効率について評価する制度の構築や必要な機器の開発・使用、それらの制度や機器を利用しつつ家庭やオフィス、商店等において ESCO 的なアドバイスを行う者を育成、派遣すること等、家庭・業務部門に対する適切な情報提供活動を促進する事業についてモデル事業とする。

同時に、さまざまな地域の取組をコーディネートするための地域における詳細事業計画策定のための取組についても支援を行う。

ESCO...省エネルギーの提案、施設の提供、維持・管理など包括的なサービスを行う事業

(2) 評価検証

実施事業について、分析評価、検証を行う。

3 . 施策の効果

省エネ家電をはじめとした、温室効果ガス排出削減に結びつく製品が地域の取組で普及すること。

ビジネスモデルが提示されることで、省エネ改修等も含め、幅広い分野で自主的な活動が広がることが期待される。

4 . 備考

委託費	10,000 千円	内訳	評価検証事業費	10,000 千円
交付金	60,000 千円	内訳	モデル事業(地域協議会等 6 箇所)	60,000 千円

省エネ家電等普及促進地域販売システムモデル事業

経産省、国交省と共同で計画を認定し、支援を行う。

内容に応じ、
各省が支援

家庭・業務部門における温室効果ガス排出に係る評価とアドバイス（電化製品、住宅関係等。買換、購入、使用方法等）

家庭・業務版ESCO診断等

地域の電器屋、NPO等による活動を想定

家庭、商店、オフィスでの製品・サービス活用状況の評価とアドバイス

省エネ改修、自然エネ機器導入
省エネ家電等の省エネ製品導入



経産省、国交省からの支援

温室効果ガス排出削減に結びつく製品の活用を促進する事業活動。例えば次のような取組が考えられる。

低利融資による購入時負担削減

登録会員に対する購入製品の無料メンテナンスサービス

製品等供給者が行う場合と銀行等第三者が行う場合がある。

低利融資

会員制無料メンテナンス

地域冷暖房システム

リースの活用

etc.

製品・サービス提供による効果情報の提供

診断士等の育成・認定等

診断結果等の報告

・アドバイス、診断ツールの方法の開発 ・診断士等の育成等 ・全体システム管理（評価の管理伝達）など、地域の活動を下支えする公的な活動

温暖化防止推進センター、NPO、家電商組合等が中心となった地域協議会による活動

モデル事業として環境省から支援（交付金 + 知見提供）

(新)エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業(一般会計
・エネルギー特会) 420百万円(0百万円)

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の概要

低炭素社会形成のためには、特に近年の増加が著しい業務・家庭部門の温室効果ガス削減が必要不可欠である。そこで、国民の環境行動を促進するため、エコポイント等環境に配慮した行動の多寡に応じて、当該行動を行った者または環境保全団体等にプラスの誘因、特に、経済的なインセンティブを付与する取組を全国的に普及させることとし、そのための取組を推進する。

2. 事業計画

(1) エコポイントフォーラム事業費(一般会計)

エコポイント等国民のCO2削減のための環境行動を促進する取組を全国的に普及させるためのプラットフォーム作りを目的として、企業、環境NPO、消費者団体、行政等で形成されるフォーラムを関係省庁と連携して立ち上げ、各地域、企業等が活用しうるエコポイント等に係る成功ポイント集を策定するとともに、具体的な事業の立ち上げに向けた関係者の連携を促す。

(2) エコポイント等環境行動促進モデル事業(特別会計)

エコポイントフォーラムに参加する企業やNPO等で協議会を結成し、省エネ等の環境保全行動や省エネ型製品等の購入に伴い、エコポイント等を付与し、また、獲得したエコポイント等の価値を還元するシステムを検討し、関係省庁とも連携してモデル的に試行する。モデル事業としては、全国規模での利用が可能な先駆的なエコポイント等や他の地域でも利用可能性のある地域単位のエコポイント等で消費者や企業等の参加を得て行なうものの支援を行う。

3. 施策の効果

エコポイント等国民の環境行動を促進する取組を全国的に普及させ、特に近年の増加が著しい業務・家庭部門の温室効果ガス削減を図り、低炭素社会を形成する。

4. 備考

(1) エコポイントフォーラム事業費

一般会計：調査費 20,298 千円

(2) エコポイント等環境行動促進モデル事業

特別会計：委託費 400,000 千円

(内訳) モデル事業選定・検証事業 20,000千円

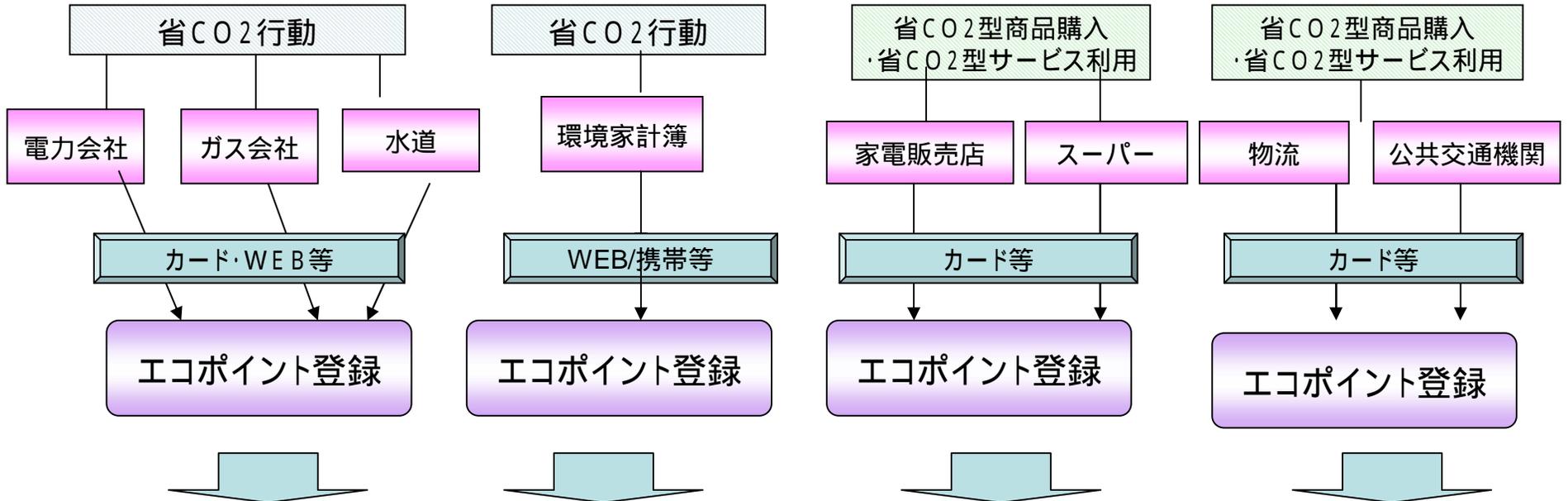
モデル事業(全国・先駆型：80,000千円×4カ所) 320,000千円

(地域型：6,000千円×10カ所) 60,000千円

21世紀環境立国戦略 戦略7 環境を感じ、考え、行動する人づくり
“「エコポイント」の取組などのように、企業等の協力を得つつ、省エネ、ゴミゼロ・3R、緑づくり等の国民一人ひとりの行動に
応える取組の普及を目指す”

エコポイントフォーラム (エコポイント等を全国的に普及させるためのプラットフォーム)

全国規模又は地域レベルで普及可能なエコポイントのイメージ



環境行動をした個人・グループ等への還元

環境活動を行う団体等への還元

国民のCO2削減の行動の一層の促進

温室効果ガス排出量可視化（見える化）・指標化検討調査

50百万円（ 0百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1．事業の概要

家庭部門・業務部門からの温室効果ガス排出量は、基準年と比較して大幅に増加しており、京都議定書の6%削減約束を達成するためには、産業部門も含め、対策・施策の加速化と一層の強化が必要である。さらに今後は、長期的・継続的な排出削減を目指す必要がある、そのためには、国民や事業者の自らの活動に伴う温室効果ガス排出量の可視化・指標化を図り、具体的な行動の促進、ライフスタイル・ビジネススタイルの変革につながる仕組みづくりが重要である。

そこで、商品やサービスの二酸化炭素排出量を定量的でわかりやすく消費者に示す『見える化』のための手法等の検討を行う。

また、業務部門・産業部門において業種別の温室効果ガス排出量原単位基準『ベンチマーク』策定手法の確立のための検討を行う。

2．事業計画

（1）温室効果ガス排出量可視化（見える化）検討調査（平成20～21年度）

製品やサービスの製造・使用段階等における二酸化炭素排出量の定量化のためのわかりやすい評価手法の検討を行う。その際、省エネ製品の買換えによる効果等を消費者が評価・判断できるような表示の在り方についても検討する。

（2）温室効果ガス排出量業種別ベンチマーク検討調査（平成20～21年度）

業務部門・産業部門における、業種別の温室効果ガス排出量等のデータを整備し、ベンチマーク策定のための手法を検討する。

3．施策の効果

温室効果ガスの可視化・指標化を図るための手法を確立し、可視化・指標化を進めることを通じて、事業者や家庭の温室効果ガス排出削減に対する意識を変革し、具体的な行動を惹起させることにより、家庭部門、業務部門、産業部門の温室効果ガス排出量を削減する。

4. 備考

調査費 50百万円

(内訳) 温室効果ガス排出量可視化(見える化)検討調査 20百万円

温室効果ガス排出量業種別ベンチマーク検討調査 30百万円

(新)カーボン・オフセット推進事業

50百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

カーボン・オフセットとは、日常生活や経済活動などにおいて排出されるCO₂について、

- (1) できるだけ排出が少なくなるように削減する努力を行い、
- (2) 削減努力をしてもなお避けることができないCO₂の排出量を見積り、
- (3) 排出量に見合ったCO₂の削減活動に投資することなどにより、日常生活や経済活動などにおいて排出されるCO₂を埋め合わせするという考え方である。

21世紀環境立国戦略(平成19年6月閣議決定)において、「国民による取組の展開」として、カーボン・オフセットのあり方の検討を行うこととしている。

このため、カーボン・オフセットのあり方の検討を行うとともに、カーボン・オフセットの具体的な取組を促進・支援するための事業を実施するもの。

2. 事業計画

カーボン・オフセットの対象となる排出量のモニタリング・算定・検証基準、京都メカニズムクレジット以外の排出削減量を対象とする場合の認証基準などについて検討を行う。

我が国におけるカーボン・オフセットの取組を促進するため、モデル事業を選定し、イベント等の開催に伴う排出量の算定、オフセットの手法等についての知見を収集し、カーボン・オフセットの事業スキームの構築に当たっての問題点等を整理する。

3. 施策の効果

カーボン・オフセットの取組は、事業者、市民、政府など様々な主体の自主的な取組を促進・強化することとなり、特に、家庭・業務部門の取組を進展させ、京都議定書の目標達成に資することとなる。

4. 備考

調査費 50百万円

(内訳)・カーボン・オフセットの推進等に関する調査 50百万円

カーボン・オフセット推進事業

カーボン・オフセットとは

■ 排出量の削減努力

■ 排出量の見積り

■ 排出削減活動への投資

様々な主体によるカーボン・オフセットの取組の促進を通じた取組の推進

京都議定書目標達成に貢献

(例) 2006年FIFAワールドカップドイツ大会

削減努力

- <エネルギー>
太陽光発電や風力発電などの自然エネルギーを使用
省エネ型照明の導入
- <水>
グラウンドへの散水に雨水や井戸水を利用
- <交通機関>
試合のチケットに公共交通機関の利用券を付ける
パークアンドライドによる公共交通機関の利用促進
- <廃棄物>
飲食物の容器代金を支払い、容器返却時に代金が返却されるデポジット制を導入
スタジアムでのリユースカップの利用

排出量の見積り

削減することができず、排出されることとなるCO₂を10万トンを計算

CO₂の削減活動への投資

インド・南アフリカでバイオマスエネルギー事業)を行うことで10万トンのCO₂排出をオフセット

平成20年度予算事業の概要

〔カーボン・オフセットの実施手法に関する調査〕

- ・公募によりモデル事業を選定(会議、コンサートなど)
- ・カーボン・オフセットの事業スキームの構築に当たっての問題点を整理

〔カーボン・オフセットモデル事業スキーム検討調査の実施〕

- ・排出量のモニタリング・算定・検証基準の検討
- ・自主認証削減量の認証基準の検討

(新) エコ住宅普及促進事業 (エネ特会)

250百万円 (0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

エコ住宅に関しては、新築やリフォームの際のエコ住宅化のための具体的方法、地域の特性に応じた技術等が十分整理されておらず、また、エコ住宅のもつ快適性や省エネ性等についてもきめ細かい情報発信がなされていない。このため、現状では一部の環境問題に熱心な層への限定的な普及になっており、全国的な広がりを見せていない。

そこで、リフォーム業者や部材メーカー、建築士などからなる「エコリフォーム技術コンソーシアム」(仮称)を設立して、寒冷地や温暖地向けなどの地域性を考慮した技術、水回りの補修や外壁補修に併せて行うリフォームなどエコリフォーム技術を収集整理し、エコ住宅仕様マニュアル及びモデルを確立する。更に、コンソーシアム主催のフォーラムを開催し、関係者のネットワーク強化や技術交流を実施し、エコ住宅技術の発展を促す。

また、地元工務店やNPO等と連携して、地域の特性(気候、戸建・マンションの別など)を踏まえたエコ住宅の取組について、地元メディアによる広報等を実施する。これにより、エコ住宅の環境性や快適性をより幅広い主体に伝えるとともに、より多くの主体が参画する取組へとつなげ普及促進を図る。

2. 事業計画

(1) エコリフォーム技術コンソーシアム事業【委託】

リフォーム業者や部材メーカー、建築士などからなる「エコリフォーム技術コンソーシアム」(仮称)の運営及び技術情報収集・実証、モデル検討、フォーラムの開催

(2) メディア連携によるエコ住宅支援事業【委託】

地域メディアが地元工務店やNPOの取組を広報支援することにより、エコ住宅の取組の認知度を高めるなどして、エコ住宅の普及推進を図る。

3. 施策の効果

住宅分野での低炭素住宅への転換を促進することで第1約束期間における家庭部門の排出量削減に資する。

2050年の低炭素住宅のモデルを示すことによって、クールアース50を牽引する。

4. 備考

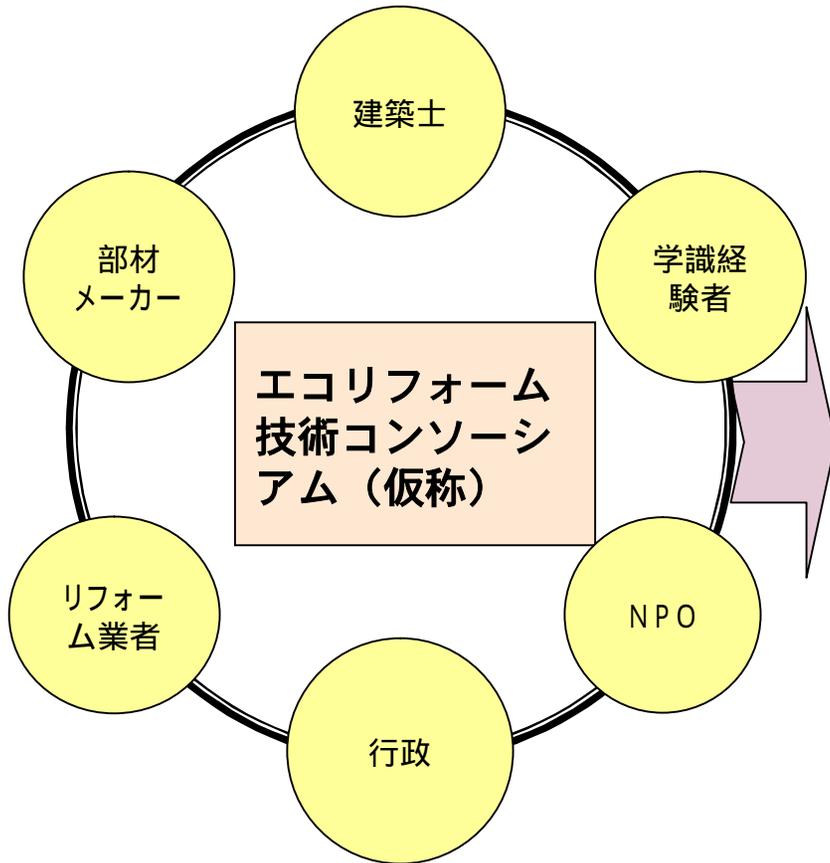
委託費 250百万円

(内訳)・エコリフォーム技術コンソーシアム事業 100百万円

・メディアによるエコ住宅支援事業 150百万円

エコ住宅普及促進事業

エコ住宅の普及を図るため、「エコリフォーム技術コンソーシアム（仮称）」を設立し、地域性を考慮した技術やリフォーム内容に応じた技術を収集整理し、エコ住宅仕様モデルを確立するとともに、関係者のネットワーク強化などによりエコ住宅技術の発展を促す。また、地元メディアが地元工務店等と連携してエコ住宅の取組について広報等を行うことにより、環境性や快適性をより幅広い主体に伝えるなど普及促進を図る。



低炭素型住宅のモデル提示

技術情報収集 モデル検討

（リフォーム技術の
パッケージ創出など）
フォーラムの開催

メディアを通じて
地域特性（戸建・マンション、
自然環境など）に応じたエコ
住宅情報の提供など



低炭素型住宅の普及促進

地域協議会民生用機器導入促進事業（エネ特会）

450百万円（280百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1．事業の概要

「京都議定書」の6%削減約束を確実に達成するためには、増加傾向にある民生部門における温室効果ガスの排出量を削減するための効果的な対策を導入しなければならない。このため、地域において住民や事業者等の日常生活における取組を推進する「地球温暖化対策地域協議会」を活用し、二酸化炭素の排出量削減に役立つ高断熱住宅へのリフォームや高効率空調システム、省エネ照明等の省エネ機器等やバイオマス燃料燃焼機器等の代エネ機器を地域において率先導入する事業を推進し、対策技術の導入拡大を図る。

2．事業計画

地球温暖化対策推進法に基づく「地球温暖化対策地域協議会」の行う以下の事業を支援する。

高効率断熱資材や複層ガラス等省エネ資材や省エネ照明等を地域にまとめて導入する事業

バイオマス燃料燃焼機器を地域にまとめて導入する事業

小型風力発電システムを地域にまとめて導入する事業

小型燃料電池システムを地域にまとめて導入する事業

【補助の内容】

補助先：設置者等（民間）

負担割合：国1/3、設置者等（民間）2/3

3．施策の効果

地域協議会による温暖化対策技術の集団的な導入を推進し、率先的技術の大幅拡大等を図る。

4．備考

補助金 450百万円

地域協議会民生用機器導入促進事業

温暖化対策に効果のある設備導入や、住宅リフォーム時に省CO2型資材を導入するエコリフォームの実施等、地域における取組を行う地域協議会に対して補助する。

主な導入設備

住宅等への省CO2型資材の導入

・住宅リフォーム時に建物全体へ高効率断熱材などの断熱資材を導入する事業や、高効率空調システム等を大規模に導入する事業に対して支援する。

断熱資材(複層ガラス)



・高効率空調システムなどの省エネ設備を大規模に導入する。

高効率給湯器



民生用バイオマス燃料燃焼機器

・家庭等で利用可能な木質ペレットなどのバイオマス燃料の燃焼機器を地域にまとめて導入する。



国産ペレットストーブ



高効率空調システム

地球温暖化防止「国民運動」推進事業（エネ特会）

2,700百万円（3,000百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

地球温暖化への国民の関心は高く、国民の多くが京都議定書という言葉を知っている。しかしながら、広範な行動参加までには至っていない現状にあることから、温暖化防止の具体的な行動に結びつくよう広く国民運動を展開し、国民一人一人の意識改革を行っていくことが重要。

このため、6月の環境月間を中心に、経済界を始めとする各界各層と連携し、テレビ、新聞、ラジオ等を有機的に使い、温暖化の危機的状況の周知と具体的な温暖化防止行動の実践を促すキャンペーンを集中的に実施するもの。

2. 事業計画

2005（平成17）年度より実施。2012年の京都議定書第1約束期間に向けて、国民のライフスタイル・ワークスタイルを脱温暖化型に変えることで、新たに20人に1人が温暖化防止行動の実践を開始することを目標とする。平成20年度は、うちエコ！の定着に加え、さらに、レジ袋・過剰包装の縮減、エコドライブの実践等を集中的にPRする。

3. 施策の効果

【アウトプット】本事業による予算の集中投下及び企業等の連携により、集中キャンペーンの実施や、テレビ・新聞・webサイト等による広報活動により地球温暖化情報を毎日目にする程の徹底したPRが行われる。

【アウトカム】当面の目標である国民の20人に1人（約630万人）が新たに具体的な温暖化防止行動（6つのアクション）を実践することにより、年間約150万トンのCO₂削減につながる。

4. 備考

委託費 2,700百万円

平成20年度 地球温暖化防止「国民運動」推進事業の考え方

【基本コンセプト】 6%削減目標をより確実に達成するため、温室効果ガスの排出削減の行動の基礎となる国民一人一人の意識を改革し、ライフスタイルの『ローカーボン化』を図る

【基本戦略・手法】 てこの原理（メッセージの統一×企業等とのアライアンスによるタイミングの同期）
政府の本気×相乗効果（政府の呼びかけで複数の異業種団体による連合訴求を実現）
連鎖反応・自然増殖（同業他社からの刺激を利用、企業・団体内での活動増殖）

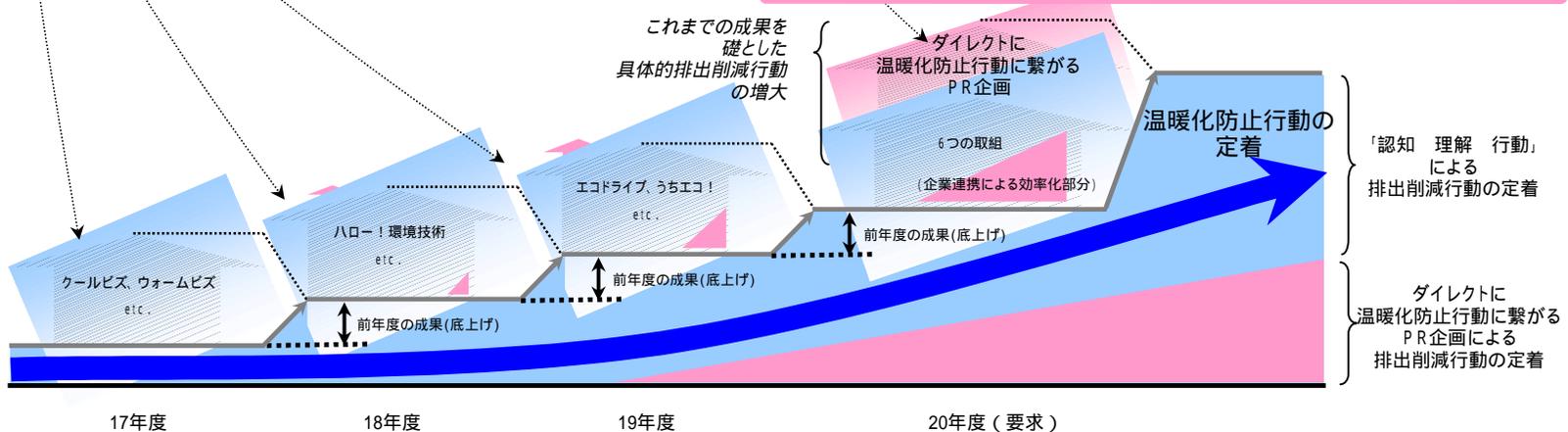
[17～19年度のPRポイント]
国民が実際に取り組める「6つの取組」推進
<例> 「COOL BIZ」「H&I環境技術」etc.
国民運動、温暖化問題の認知
<例> TV、ラジオ、インターネットでのPR etc.

PRポイント
をシフト

第一約束期間開始に伴い、「認知 理解 行動」から、
ダイレクトに温暖化防止行動に繋がるPR企画へシフト

[20年度のPRポイント]
チーム員（企業・団体・個人）の増加から、チーム員の集合・連携へ
<例>
・チーム員主催イベントの低炭素化とその横展開
・チーム員の店舗（量販店・個人店）を核とした省エネ製品の買替えPR

「他人ごと」としての温暖化問題から、「自分ごと」としての温暖化問題
<例>
・1人1日1kgキャンペーン等の自分のCO2排出量と削減量の可視化
・スポーツ団体/選手・ミュージシャンらとの連携によるイベントでの体験・取組



(新) 1人1日1kgCO2削減国民運動推進事業(エネ特会)

500百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

総理新提案「美しい星50」で提示された、「1人1日1kgCO2削減キャンペーン」について、新聞、TV、インターネット等のメディアとイベント等が連動したキャンペーンを展開することにより、参加を国民に広く呼びかけるとともに、企業へのアプローチをさらに強め、温暖化防止アクションを起こす国民に対して相応のメリットを享受できるような大々的な企業協賛事業を展開。また、温暖化防止対策の普及促進のため親善大使として任命されたクールアースアンバサダーの協賛企業への派遣を進め、温暖化防止キャンペーンに参加する企業団体との連携を深める。

また、業務その他部門の対策を強化推進するための企業団体向けのキャンペーンを展開。表彰認定委員会を設置し、取組の優秀な企業に対して認定ステッカー(クールアースステッカー)を配布するとともに、クールアースアンバサダーを派遣して企業の環境保全活動を広くPRするなどの企業支援キャンペーンを展開し、企業間の競争意識をさらに高める。なお、企業活動のPRにあたっては、環境保全活動が企業の収益活動にどのように寄与しているのかなどについても詳細に調査しその結果を反映することとする。

2. 事業計画

京都議定書目標の達成を目指し、着実なCO2削減を推進することを目的として、以下を実施。

- (1) 1人1日1kgCO2削減キャンペーンの展開
- (2) クールアースアンバサダー認定および派遣事業
- (3) クールアース50企業の認定及び支援調査事業

3. 施策の効果

企業団体の取組みの加速的な推進を図ることにより、「業務その他部門の温室効果ガス排出量を削減するものである。

4. 備考

委託費 500百万円

(新)身近な温暖化問題発見事業(エネ特会)

300百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課
自然環境局生物多様性センター

1. 事業の概要

身近な自然事象等の観察を通じて、温暖化による自然の変化や暮らしへの影響について「気づいて」もらい、温暖化問題を「自分ごと化」するため、温暖化による影響を受けている可能性がある自然現象や身の回りの事象等を紹介した、映像・パネル等の地域オリジナル「気づき・自分ごと化ツール」を製作し、各地域のイベント等で活用する。また、各地のツールをまとめた「集約コンテンツ」を製作し、全国に展開・情報発信することにより、温暖化が日本全土に影響を与える問題であることを可視化する。

2. 事業計画

(1) 温暖化による自然事象等への影響発見事業

地球温暖化による影響を受けている可能性がある自然事象等を、国民自らが見つける事業を全国規模で行う。

(2) 地域における温暖化影響事例の情報収集等事業

それぞれの地域で地元の方にヒアリング等を行い、地球温暖化が原因の可能性がある身の回りの気象・自然など生活に関する影響について、情報収集等を行なう。

(3) 地域オリジナル「気づき・自分ごと化」ツール等製作・展開事業

(1)(2)で収集・分析等したデータを組み合わせ、パネルや映像等の地域オリジナル「気づき・自分ごと化」ツールを製作し、各地域のイベント等で展開するほか、それらのツールをまとめた「集約コンテンツ」を製作し、関連施設や協力企業・団体と連携を図り、全国発信する。

3. 施策の効果

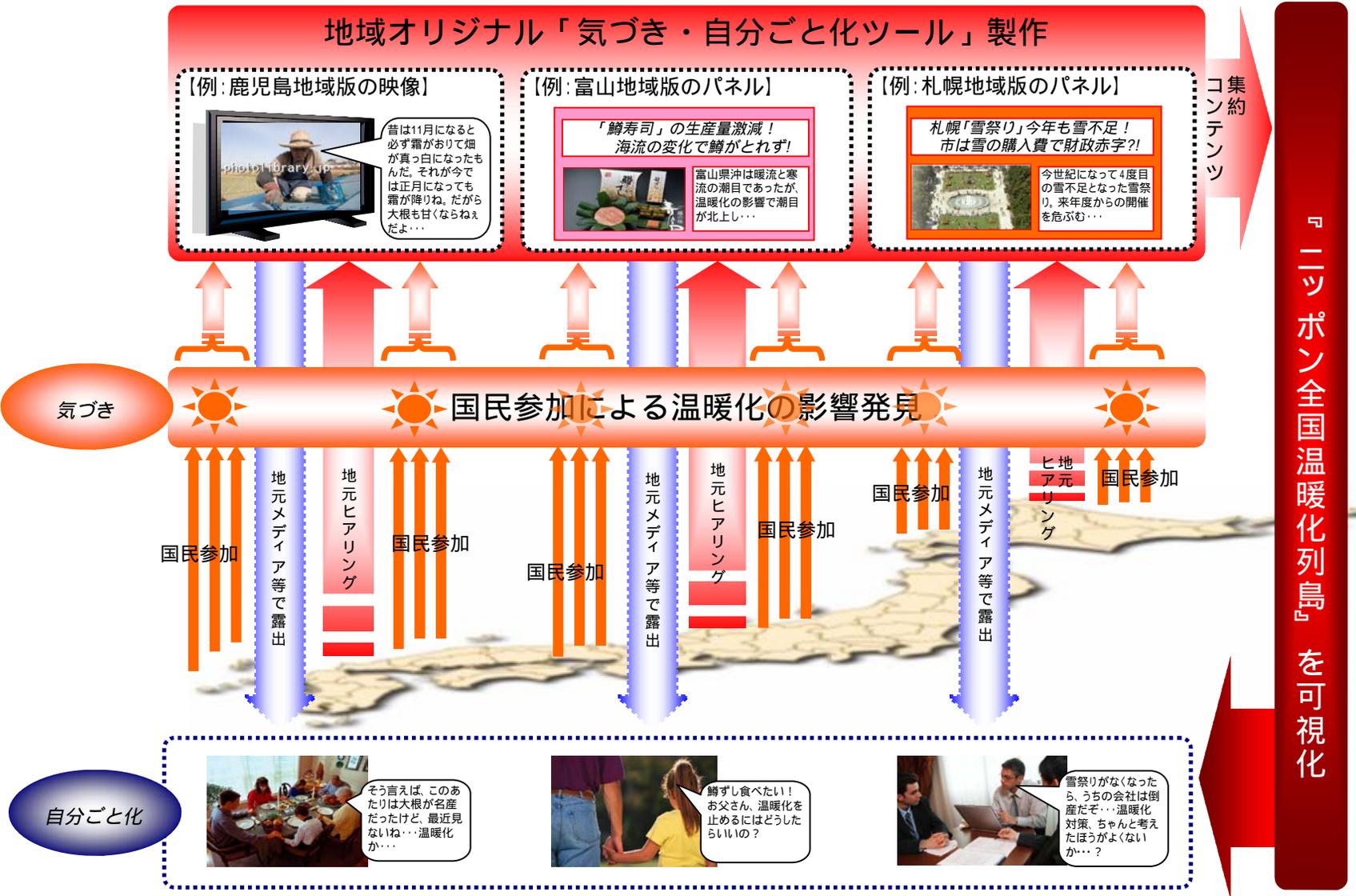
一人ひとりが地球温暖化問題に「気づき」、「他人ごと」でなく、「自分が暮らしている街のできごと(=自分ごと)」として捉えることで、日常生活でのCO2排出削減の具体的な行動を促進させる。

4. 備考

委託費 300百万円

(新) 身近な温暖化問題発見事業の考え方

【基本戦略・手法】 温暖化による自然現象等への影響発見 地域における温暖化影響事例の情報収集等 ツール製作・展開



業務部門対策技術率先導入補助事業（エネ特会）

2,600百万円（1,670百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

二酸化炭素排出量の増加が著しく、増加に歯止めのかからない業務部門における実効性かつ即効性のある対策を推進するために、業務部門における二酸化炭素排出量の大幅な削減を実現する対策モデルを構築するため、省エネ・新エネ設備の効果的な導入を実施する費用の一部に対し補助を行う。また、先進的かつ先導的な温暖化対策を率先して導入する業務施設についても、必要な費用の一部を補助する。

2. 事業計画

地方公共団体及び民間事業者が所有する業務用施設に、先進的な新エネ・省エネ設備整備等の対策技術の導入など率先的な取組を行う事業に対して、設備導入等の対策事業費の一部を補助する。

地方公共団体が、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した実行計画に従い、新エネ・省エネ設備導入を行う事業に対して支援する。

【補助内容】

補助先	地方公共団体
補助率	1/2

民間事業者のうち公共・公益サービス事業主体及び省エネ法の対象とならない中小規模の業務施設に対し、自主行動計画が策定されている業種においては、業界の目標値より高い二酸化炭素排出削減目標を達成するために、先進的な新エネ・省エネ設備整備を導入する事業に対する支援を行う。また、自主行動計画が未策定の業種においては、独自のCO2削減計画等を策定し、それに従った設備整備を行う事業に対して支援する。

【補助内容】

補助先	民間事業者
補助率	1/2

3. 施策の効果

・業務部門における省CO2モデルの構築と各業種における普及を通じた、二酸化炭素排出量の削減。

4. 備考

補助金	2,600百万円
-----	----------

業務部門対策技術率先導入補助事業

地方公共団体及び民間事業者が所有する業務用施設に、先進的な新エネ・省エネ設備整備等の対策技術導入など率先的な取り組みを行う事業に対して、補助を行う。

地方公共団体

導入例



太陽光発電



省エネ



風力発電

ESCO事業
(**シェアード・
エスコを含む**)
による庁舎の省
エネ化等

事務事業に関する実行計画に沿った
代エネ・省エネ対策設備導入

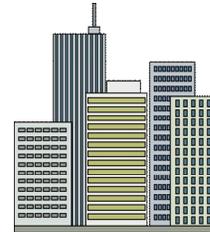
民間事業者



公共・公益
サービス主体

自主行動計画未策定業種
CO2削減計画等の策定

フランチャイズ本部

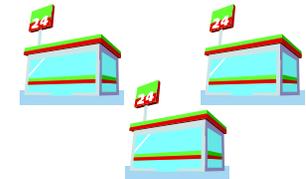


モデル性の高い対策を
立案・実施

対策実施
を指示

個別店舗

省エネ設備導入



省エネ法の対象とならない
中小規模の業務施設

自主行動計画策定業種
自主行動計画策定以上の
CO2削減を目標

+

代エネ・省エネ対策設備導入

環境省： 費用対効果、波及効果等に優れた提案を選定
選定したCO2削減対策事業に1/2以内の補助

国内排出量取引推進事業（エネ特会）

250百万円（250百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1．事業の概要

国内排出量取引は、「国内の企業に一定量の排出枠を交付し、企業間で自由にこれを取引できることとし、各企業は期末に実排出量に応じた排出枠を行政機関に提出しなければならない」とする制度であり、市場メカニズムを活用して排出枠を売買することにより、最小コストで確実に一定量の排出削減を実現することを可能とするものである。

EUは2005年よりEU27カ国を対象とした義務型排出量取引制度を実施し、米国の東部10州やカリフォルニア州においても2009年～2010年から義務型制度の実施が既に決定されている。また、豪州やカナダにおいても世論の高まりとともにその導入が真剣に検討され始めており、豪州では2012年の導入が決定された。

このように国内排出量取引が世界の潮流となる中で、我が国もこのような動きに乗り遅れることのないよう、施策の効果や経済への影響など幅広い観点から検討する。

また、自主参加型国内排出量取引制度を運営することにより、費用対効果に優れた形で確実な排出削減を実現するとともに、将来の参加義務型排出量取引制度導入を視野に入れた実践的な基盤整備を着実に進める。

2．事業計画

我が国における国内排出量取引制度のあり方の検討

国内排出量取引制度について、制度案及び諸論点の検討（対象ガス、対象施設、電力に係る排出責任の在り方、排出枠の配分方法と配分量、算定・検証、排出枠の取引市場、不遵守時の措置、EU制度等とのリンク等）を行うとともに、経済影響分析、海外の制度の情報収集・分析等を行う。

自主参加型国内排出量取引制度の運用

自主参加型国内排出量取引制度の運用については、排出量モニタリング・検証システムを一層効率化するための方法論の改善及び組織的な検

証能力の向上と検証人の人材育成を図る。

具体的には、制度運用を通じた「モニタリング報告ガイドライン」「排出量検証ガイドライン」の改訂、「排出量管理システム」の運用と改善、排出量取引約定マッチングシステムの改善、コンビニ・量販店などの小規模排出源の集約（バンドリング）、国内オフセットプログラムの導入、ベンチマーク目標設定の導入、補助金なし参加者の拡充、国際標準規格（ISO）との整合性確保、家庭部門でのカーボンニュートラルプログラムの推進など排出量取引制度そのものの充実だけでなく、今後のグローバルカーボンマーケットの拡大を視野に入れた幅広い施策を実践的に行っていく。また、平成20年度より排出量の増加が著しい業務部門を削減対象として重点化し、経済的インセンティブ、定量的な削減約束、排出量取引をセットにすることにより、費用対効果に優れた形で確実な削減を実現していくこととする。

3．施策の効果

自主参加型国内排出量取引制度の運用を通じて、知見と経験を蓄えることにより、将来の本格的な国内排出量取引の制度設計に繋げる。

4．備考

委託費 250百千円

- （内訳）・国内排出量取引制度設計調査運営・海外実情調査費 62百万円
・国内排出量取引実施・実地検証経費 108百万円
・国内排出量取引登録簿整備・運営管理 80百万円

温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業(エネ特会)
3,000百万円(3,000百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

国内排出量取引は、市場メカニズムを活用し、最小コストで確実に一定の削減量を実現することを可能とするもの。(「国内排出量取引推進事業を参照」)

本補助は、自主参加型国内排出量取引制度を円滑に実施するために必要な設備の整備を支援するためのものである。

自主参加型国内排出量取引制度は、設備補助 削減の約束 排出枠の取引 の3つをセットにすることにより、積極的に排出削減に取り組もうとする事業者を支援し、確実に費用対効果に優れた形で削減を実現しようとするもの。

なお、平成19年度からは、設備補助を希望しない者で、のみの参加も可能となっており、事業者間の関心も高まってきていることから、制度の裾野は広がってきている。

具体的な仕組みは以下のとおり。

- ・制度に参加する事業者は、一定量の排出削減を約束し、国内における省エネ・代エネによる温室効果ガス排出抑制設備導入への補助(補助率最大1/3)を受ける。補助採択に当たっては、費用効率性(補助額/CO₂削減量)を重視。
- ・設備補助対象の参加事業者は平成20年度に設備を整備。平成21年4月に各事業者取引可能な排出枠を交付(随時取引可能)。
- ・平成21年度及び平成22年度の間において、各事業者は排出削減目標を達成するために、他の参加事業者等との間で随時、交付された排出枠の取引が可能。
- ・平成21年度終了後、参加事業者は平成21年度の実排出量を算定し、検証機関の検証を受ける。
- ・各事業者は、平成21年度の実排出量に応じた排出枠を提出(CDMクレジットも活用可能)。提出できない場合には排出枠の不足量に応じて補助金を返還。

平成20年度からは、排出量取引運営のノウハウ蓄積を加速させるとともに、制度改善のための取組を積極的に実施する。(「国内排出量取引推進事業」を参照)

2. 事業計画

平成17年度より実施。

初年度目	2年度目	3年度目
<ul style="list-style-type: none">・費用対効果に優れた補助事業の募集・採択と設備整備の実施・参加企業による基準年排出量の算定・検証	<ul style="list-style-type: none">・参加企業による温室効果ガス削減対策の実施・排出枠の交付及び取引	<ul style="list-style-type: none">・参加企業による排出量の算定及び第三者機関による検証・目標達成に必要な場合は、排出量の最終取引・最終取引後、なお実排出量に応じた排出枠を提出できない場合には、補助金返還

- ・補助先 民間事業者
- ・補助率 最大1/3（1工場・事業場当たり3億円を上限）
- ・基本額、件数 大規模2億円、小規模1億円

3. 施策の効果

確実かつ費用対効果に優れた形で追加的削減を実現

多くの参加者企業を確保することにより、将来の本格的な国内排出量取引制度導入に備えての基盤整備（効率的な排出量モニタリング・検証システムの確立、信頼性の高い排出量取引登録簿システムの整備、排出量取引市場の基盤整備等）を進めると同時に、国内排出量取引制度の運営ノウハウを蓄積

排出削減に自主的に取り組もうとする事業者に対して国内排出量取引制度へ実践的かつ主体的に参加する場を提供

4. 備考

補助金 3,000百万円

- （内訳）
- ・大規模（24ヶ所 200百万円×1/3補助）1,600百万円
 - ・小規模（42ヶ所 100百万円×1/3補助）1,400百万円

自主参加型国内排出量取引制度の概要

国内排出量取引制度に関する知見・経験の蓄積と事業者の自主的な削減努力を支援することを目的として、2005年度から開始

一定の削減量を約束した企業に対し、省エネ・代エネによるCO2排出抑制設備の導入補助

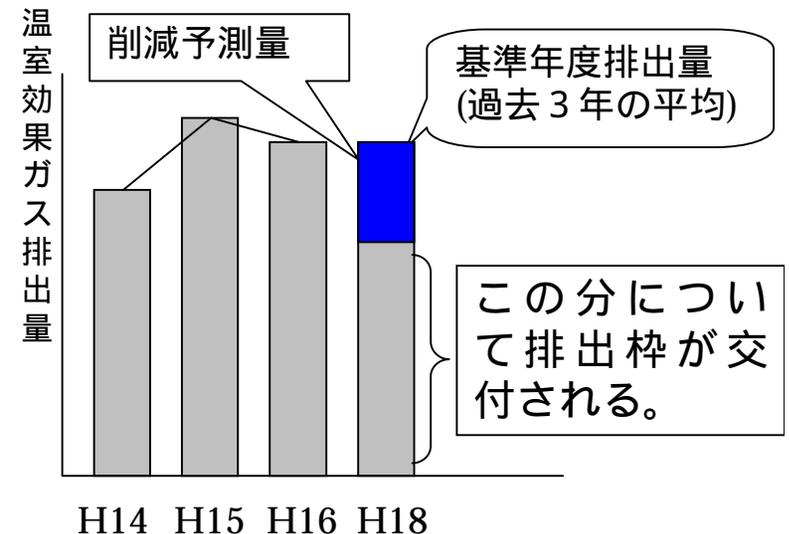
設備補助申請の際必要な事項

- ・排出削減予測量
- ・基準年排出量(過去3年間の平均)

基準年排出量の検証、排出枠の交付

翌年度に排出削減・排出量取引を実施

削減対策実施年度排出量の検証、最終取引



<ポイント>

最終取引期間終了後、実排出量に応じた排出枠等を提出できない場合には、支払われた補助金を返還

他企業から購入した排出枠やCDMクレジットを使用することができる。

(拡充) 低公害車普及事業

(エネルギー特会)
160百万円(85百万円)

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の概要

エネルギー効率が高く、CO₂の排出が少ない低公害車の導入を積極的に推進していくことは、自動車部門における環境対策、特にCO₂排出抑制に大きな効果が得られるものである。

現在、運輸部門のCO₂排出量は、1990年度比で約20%増加しており、京都議定書目標達成計画に定める目標達成のためには、地域への低公害車の導入を加速させることが必要不可欠である。

特に、車両総重量3.5t超の重量車については、小型車両と比較して、1台当たりのCO₂排出量が多いことから、これらの用途の車両に、エネルギー効率のよい低公害車を導入することで、大きな削減効果が見込まれる。

また、究極の低公害車と言われる燃料電池自動車をはじめ、ジメチルエーテル(DME)自動車、水素自動車の次世代低公害車については、今後の一層の普及を促進する必要がある。

については、車両総重量3.5t超の重量車である低公害車や次世代低公害車を導入する際に、導入費用の一部補助を行うことで、一層のCO₂及び大気汚染物質排出量の削減を図る。

2. 事業計画

地方公共団体及び第三セクターが行う、
車両総重量3.5t超の低公害車の導入事業(購入、リース)
低公害車用の燃料供給設備の整備事業
次世代低公害車の導入事業(リース)
に対して、その費用の一部を補助する。

補助率： 通常車両価格との差額の1/2
整備費用の1/2
導入(リース)費用の1/2

3. 施策の効果

1台当たりのCO₂や大気汚染物質の排出量の多い重量車への低公害車の導入や、次世代低公害車の導入により、自動車から排出されるCO₂や大気汚染物質を削減するとともに、価格の低減を促進する。

4. 備考

補助金 160,000千円

(内訳)

車両総重量3.5t超の低公害車の導入事業	128,000千円
及び低公害車用の燃料供給設備の整備事業	
次世代低公害車の導入事業	32,000千円

低公害車普及事業

20年度要求額 160百万円

車両総重量3.5t超の車両に 低公害車を導入する事業

(電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車)



バス

塵芥車 等



燃料供給設備を整備する事業

次世代低公害車を導入する事業



燃料電池自動車



DME自動車



水素自動車

地方公共団体等による導入に対して補助

- ・ 通常車両との価格差の1/2
- ・ 燃料供給設備整備費の1/2

< 補助率 >

リース料の1/2

自動車省CO2対策推進事業（エネルギー特会）

500百万円(130百万円)

水・大気環境局自動車環境対策課

事業の概要

京都議定書の目標達成に向けて、運輸部門については1990年比+15.1%とするところ、2005年度は+18.1%となっており、運輸部門の9割を占める自動車から排出される二酸化炭素の削減が急務となっている。このため自動車の単体対策として重量車を低燃費型とするとともに、実際の使用に当たってもアイドリングストップ等、エコドライブを促進し、環境に配慮した自動車の使用を促していくため、以下の3事業を行う。

自動車使用合理化推進事業（拡充） 390百万円（130百万円）

(1)事業の概要

運輸部門から排出されるCO2のうち約34%はトラック・バスから排出されるものであることから、CO2削減のためには、トラック・バスの燃費を改善することが不可欠となる。

このため、低燃費かつ低排出ガスの自動車の導入、及び、CO2等の排出量削減に関する自主的な取組を促進するため、重量車燃費基準を達成した新車の導入に関し、自動車の使用の合理化に関する計画を策定する運送事業者等に対して補助を行う。

・補助率：通常車両価格との差額の1/2

(2)事業計画 19年度からの3カ年事業

(3)施策の効果

重量車燃費基準を達成した新車の導入を促進し、自動車使用の合理化を促進することにより、自動車から排出されるCO2やNOx・PM等を削減する。

(4)備考

補助金 390,000千円（内訳）対象車両：780台

外部電源式アイドリングストップ冷暖房システム導入促進事業（新規）

40百万円（0百万円）

(1)事業の概要

CO2等の排出量の削減のためには、トラックの休息、待機時間中のアイドリングストップが有効であり、平成18年6月にエコドライブ普及連絡会（警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省）が策定したエコドライブ普及・推進アクションプランにおいても、長距離トラック等によるトラックステ

ーション等でのアイドリングに関し、「外部給電装置の実証試験等の先進的取り組みを適宜サポートする」としている。

このため、車載の外部電源用冷暖房装置の導入及び電源を供給するための外部電源供給設備の設置に対し、事業費の一部を補助することで、アイドリングストップを促進し、CO₂等の排出量の抑制を図る。

- ・補助率：対象装置の導入費用の1/2
対象設備の設置費用の1/2

(2)事業計画 20年度からの2カ年事業

(3)施策の効果

トラックステーション等の施設に対して、外部電源スタンドを設置し、外部電源用冷暖房装置を導入することで、アイドリングストップし、98%のCO₂排出量の削減につながるとともに燃料使用量の抑制によりNO_x、PMの低減にも資する。

(4)備考

補助金	40,000千円	(内訳)	車載用冷暖房装置	65台
			車載用暖房装置	100台
			外部電源供給設備	40基

エコドライブ支援機器導入促進事業(新規) 70百万円(0百万円)

(1)事業の概要

京都議定書の目標達成に向け、自動車運送事業者等のエコドライブを計画的に推進するため、CO₂排出削減効果が期待できるデジタル式運行記録計等のエコドライブ支援機器の導入を促進する。具体的にはデジタル式運行記録計等のエコドライブ支援機器の普及を促進するため、トラック及びバスであって、重量車燃費基準を達成した車両に対して、新規登録時に取り付ける場合、その費用の一部について補助を行う。

- ・補助率：対象機器購入費等の1/2

(2)事業計画 20年度からの3カ年事業

(3)施策の効果

エコドライブ支援機器の導入により、約15%のCO₂排出量の削減に繋がるとともに、燃料使用量の抑制によりNO_x、PMの低減にも資する。

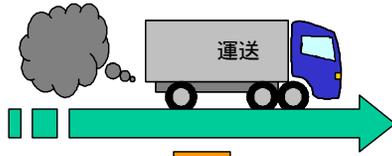
(4)備考

補助金	70,000千円	(内訳)	デジタル式運行記録計	700台
			分析ソフト	70事業所

自動車省CO2対策推進事業

自動車使用合理化推進事業

古い車に燃費基準なし



自動車の使用方法についての計画を作成

- 低燃費車を使用すること
- エコドライブをすること等



低燃費かつ低排出ガスの自動車の導入及びCO2等の排出削減に関する自主的な取組を促進するため、重量車燃費基準を達成した新車の導入に関し、自動車の使用の合理化に関する計画を策定する運送事業者等に対して補助。

外部電源式アイドリングストップ 冷暖房システム導入促進事業

外部電源供給設備

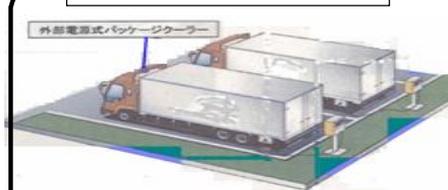


サービスステーション、道の駅等への設置



給電

車載冷暖房装置



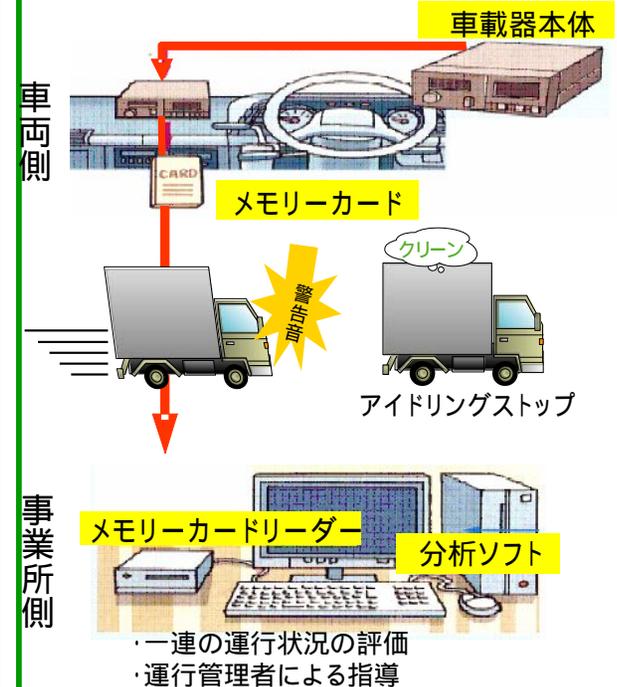
外部冷暖房装置販売事業者

トラックの休息、待機時間中のアイドリングストップを推進するため、車載の外部電源用冷暖房装置の導入及び電源を供給するための外部電源供給設備の設置に対し、事業費の一部を補助。

エコドライブ支援機器導入促進事業

車両側

事業所側



エコドライブを計画的かつ確実に推進するため、新車の重量車燃費基準を達成したトラック及びバスに、デジタル式運行記録計等のエコドライブ支援機器を取り付ける場合、その費用の一部を補助。

廃棄物処理施設における温暖化対策事業（エネルギー対策特会）

2,117百万円（2,117百万円）

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課

1．事業の概要

本事業は、廃棄物処理業を主たる業とする事業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマスエネルギー利用施設の整備事業（新設、増設又は改造）であって、一定の要件を満たすものについて、これに伴う投資の増加費用に対して補助を行うものである。

また、工場単位でバラバラに行っているごみ発電を複数工場全体で統合管理し、ごみ発電量を最大化(最適化)する「ごみ発電ネットワーク事業」及び廃棄物焼却施設から発生する中低温域の余熱を熱導管によらず需要側の施設に車両で輸送する「熱輸送システム事業」について補助を行うものである。

2．事業計画

(1) 補助対象となる事業（一定以上の効率のもの）

- (ア) 廃棄物発電施設、バイオマス発電施設整備事業
- (イ) 廃棄物熱供給施設、バイオマス熱供給施設整備事業
- (ウ) 廃棄物燃料製造施設、バイオマス燃料製造施設整備事業
- (エ) ごみ発電ネットワーク事業
- (オ) 熱輸送システム事業

(2) 補助額

上記（ア）～（ウ）： 施設の高効率化を図ることにより追加的に生じる施設整備費用（ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度。）

上記（エ）、（オ）： 補助対象となる施設整備費の1/2を限度。

(3) 補助先

民間事業者等（上記（ア）～（ウ）は廃棄物処理業を主たる業とする事業者に限る。）

3．施策の効果

二酸化炭素の排出削減、化石燃料の節減、エネルギーの有効活用

4．備考（積算内訳 所要額根拠）

2,117百万円

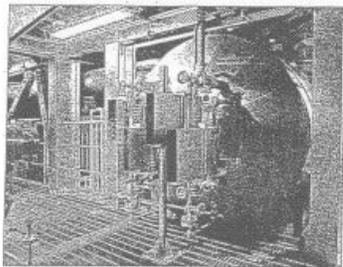
- (ア) 廃棄物発電施設、バイオマス発電施設整備事業 993百万円
- (イ) 廃棄物熱供給施設、バイオマス熱供給施設整備事業 437百万円
- (ウ) 廃棄物燃料製造施設、バイオマス燃料製造施設整備事業 402百万円
- (エ) ごみ発電ネットワーク事業 74百万円
- (オ) 熱輸送システム事業 211百万円

廃棄物処理施設における温暖化対策事業

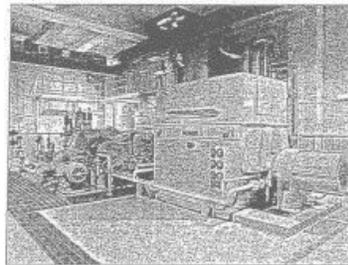
1. 事業の概要

循環型社会形成推進基本法の基本原則に沿って、温暖化対策に資する廃棄物処理施設の整備を促進するため、廃棄物処理業を主たる業とする事業者等が行う高効率な廃棄物発電施設及び高効率なバイオマス利用施設の整備事業（新設、増設又は改造）であって、発電効率等一定の要件を満たすものについて、これに伴う投資の増加費用に対して補助を行う。

廃棄物発電の高効率化に必要な対策の例



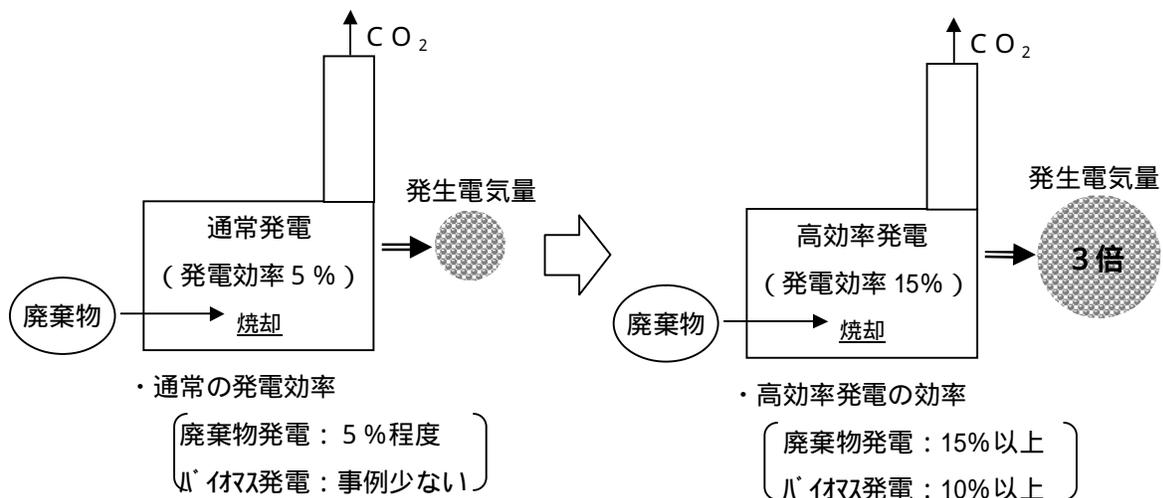
ボイラ



タービン発電機

- ・腐食防止のための材質向上
- ・焼却炉タイプの種類の改善
- ・ボイラ・タービン効率向上など

2. 事業効果（イメージ）



例えば、発電効率が3倍（5% → 15%）になると、同じ廃棄物を焼却しての発生電気量が3倍になり、増えた電気量に見合う化石燃料由来の二酸化炭素を抑えることが可能。

エコ燃料実用化地域システム実証事業（エネ特会）

2,500百万円（2,780百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

エコ燃料(バイオマス由来燃料)の普及を加速化させるため、地域のバイオマス資源を活用したエコ燃料の生産・利用の拠点づくりを支援するとともに、大都市圏や沖縄等での大規模導入を実現するため、実用化段階に近い規模で、自立的なエコ燃料生産・利用システムの成立を実証する。また、バイオエタノールの我が国への輸入及びバイオエタノール3%混合ガソリン(E3)の供給事業の事業可能性を調査する。

2. 事業計画

(1) エコ燃料生産・利用推進地域計画の策定

地域が主体となってバイオマス資源を活用したバイオエタノールなどの生産・利用の拠点づくりを行うための「エコ燃料生産・利用推進地域計画」を策定する地方公共団体などを支援する。

(2) エコ燃料生産・利用実用化地域システム実証事業

E3の生産・利用の実用化を目指す大都市圏、並びに地域のバイオマスを活用したエコ燃料の生産・利用を図る沖縄などにおいて、実用化段階に近い規模で、自立的なエコ燃料生産・利用システムの成立を実証する。

(3) 輸入バイオエタノール導入事業可能性調査

エタノールを輸入し、我が国でE3製造・供給を行う事業に関し、必要な設備（備蓄設備、荷揚げ設備等）の整備計画等を立案し、事業可能性を検討する。

3. 施策の効果

全国で第一約束期間中に3～4万キロリットル程度の国産エコ燃料の普及を目指す。大都市圏におけるE3の大規模導入を図るとともに、沖縄県宮古島では島内のガソリン需要全量をE3化することを目指す。

4. 備考

委託費

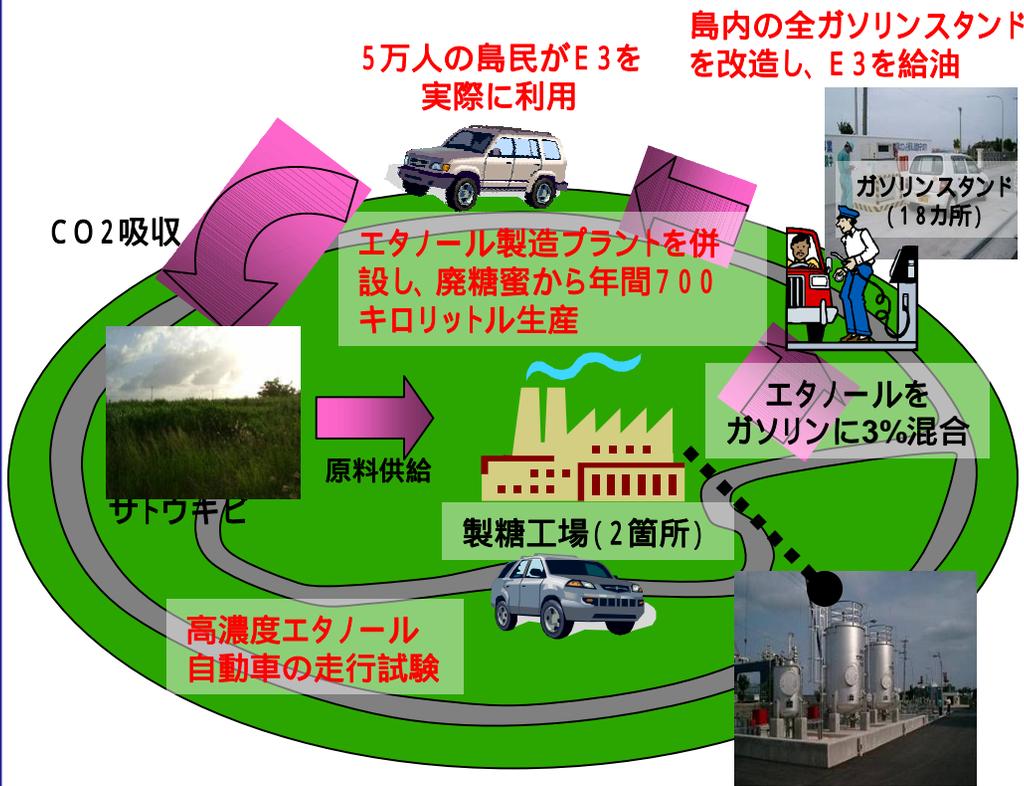
2,500百万円

エコ燃料実用化地域システム実証事業(エネ特会)

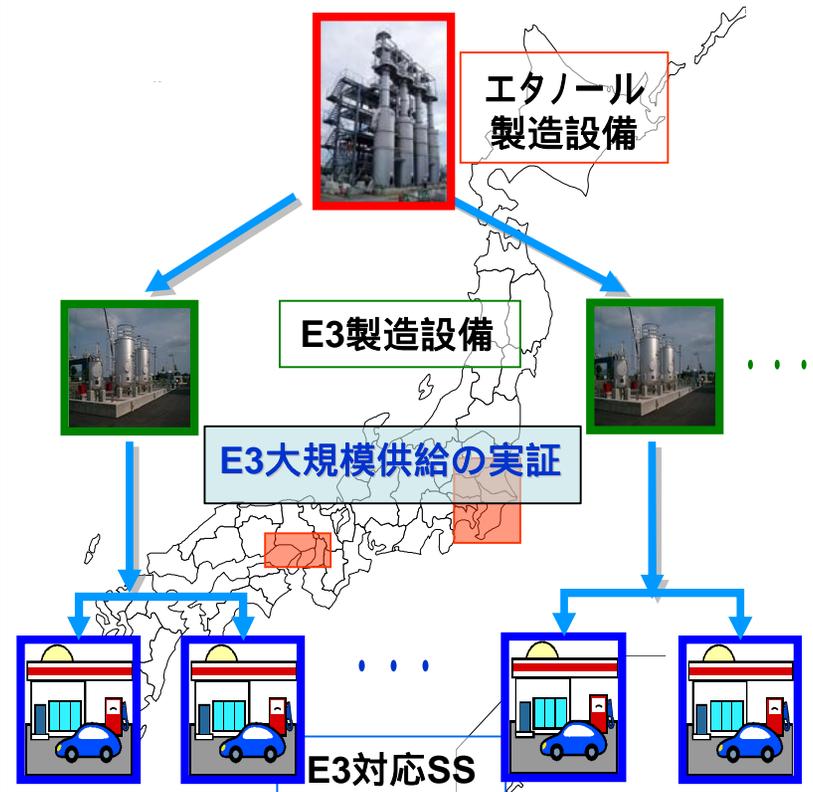
経済成長戦略大綱に位置づけられた、**バイオマスエネルギーの導入加速化**に関する施策を強力に推進

脱化石燃料社会への第1歩であり、自動車を保有する国民誰もが参加出来るバイオエタノール等の**輸送用エコ燃料の大規模導入**により、温暖化対策と国民の意識改革を促進。

宮古島「バイオエタノール・アイランド」構想



大都市型E3大規模実証事業の展開 (関東圏・近畿圏においてE3の大規模供給を具体化)



エコ燃料利用促進補助事業（エネ特会）

1,000百万円（800百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

廃棄物等からのバイオエタノールなどのバイオマス由来燃料（エコ燃料）の製造・利用等に必要な設備の整備について、その費用の一部を補助することによりエコ燃料の製造・利用に取り組む事業者を支援する。

2. 事業計画

(1)バイオエタノール製造事業

廃棄物などの地域に存在するバイオマスを有効活用してバイオエタノールを供給する事業について、エタノール製造設備等の整備を支援する。

(2)バイオエタノール混合ガソリン等利用促進事業

自動車用燃料としての利用促進のため、バイオエタノール混合ガソリン製造施設の整備、バイオエタノール混合ガソリンを給油するための設備改良（安全対策等）を支援する。

(3)バイオディーゼル燃料(BDF)製造事業

廃食用油等から製造されるバイオディーゼル燃料（BDF）について、適正な品質による製造・供給を促進するため、一定の性能を有するBDF製造設備を整備する取組を支援する。

3. 補助内容等

補助先 民間事業者等

補助率 1/2

4. 施策の効果

- ・ 地域におけるバイオマス熱利用の利用促進。
- ・ 京都議定書目標達成計画におけるバイオマス熱利用の2010年度導入目標である308万キロリットル(原油換算)の導入の達成に貢献。

5. 備考

補助金

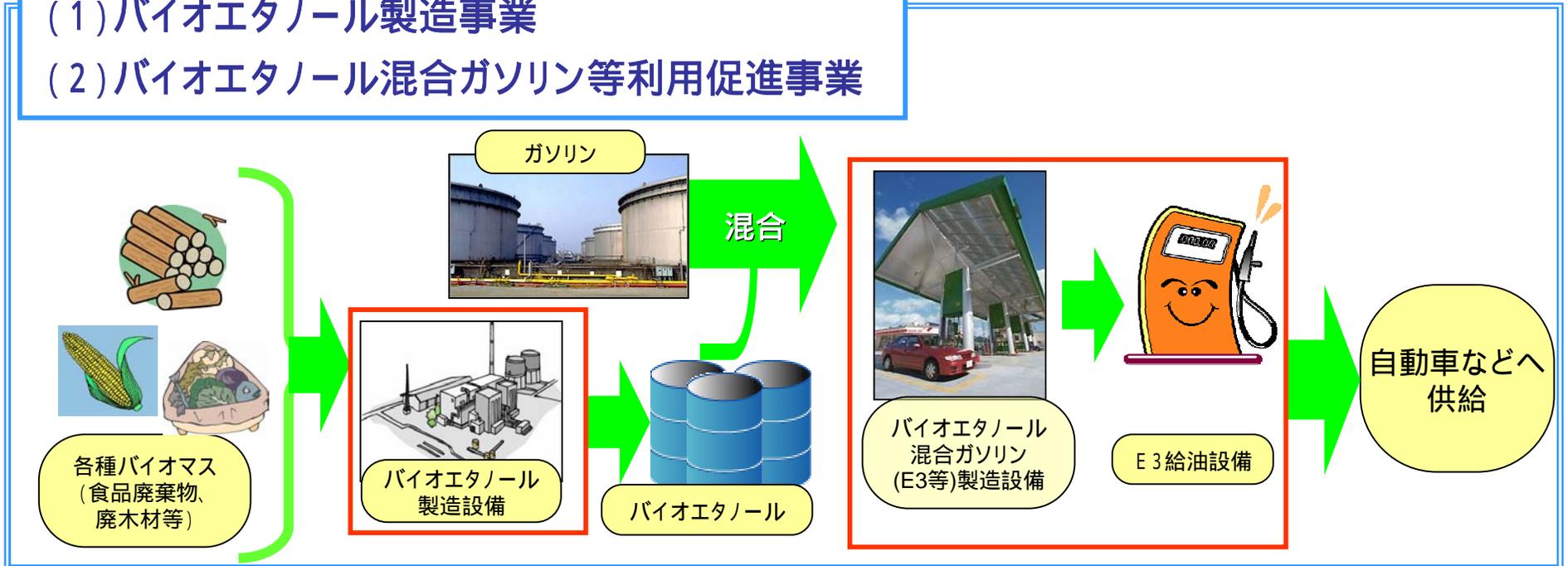
1,000百万円

エコ燃料利用促進補助事業(エネ特会)

バイオマス由来燃料(エコ燃料)の利用拡大に向け、**バイオエタノール等の燃料製造・混合設備や貯蔵設備等の施設整備**に対して支援。

(1) バイオエタノール製造事業

(2) バイオエタノール混合ガソリン等利用促進事業



(3) バイオディーゼル(BDF)製造事業



(新) 廃棄物由来バイオ燃料の戦略的利用拡大に向けた調査

30百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1. 事業の概要

- (1) 廃棄物由来のバイオ燃料(バイオエタノール、メタン等)について、燃料の生産方法に関する技術の現状、各々の技術の利点や欠点等を把握する。
- (2) バイオ燃料の原料となる廃棄物について、その集積と燃料化に係る経済性の検討、他の再生利用等に用いられる場合の需要や課題を把握する。
- (3) 安全かつ確実なバイオ燃料の生産を図るため、燃料化を行う施設の安全性及び燃料の品質の確保を目的とした基準やマニュアルを整備する。

2. 事業計画

平成20年度・平成21年度

- ・ 諸外国におけるバイオ燃料の現状調査
(技術や普及に向けた取組の動向)
- ・ 廃棄物由来バイオ燃料に係る技術の現状調査
(燃料の生産方法、需要面から求められる品質、廃棄物の管理方法)
- ・ バイオ燃料の原料となる廃棄物の再生利用等の動向調査
(利用できる廃棄物の集積状況、他の再生利用等の技術の現状、他の再生利用等により得られる製品の需要や課題)

平成22年度

- ・ 廃棄物由来バイオ燃料の利用に関する戦略の策定
- ・ 燃料化施設の安全性及び燃料の品質確保のための基準・マニュアルの策定

3. 施策の効果

廃棄物由来バイオ燃料に関する技術の特性を踏まえた戦略やその安全かつ確実な利用のための基準・マニュアルが整備されることにより、廃棄物由来バイオ燃料の本格的な利用拡大が図られる。

4. 備考

調査費

(内訳) 諸外国における廃棄物由来バイオ燃料の現状調査	12,000千円
廃棄物由来バイオ燃料に係る技術の現状調査	9,000千円
バイオ燃料の原料となる廃棄物の再生利用等の動向調査	9,000千円

廃棄物由来バイオ燃料の戦略的利用拡大に向けた調査

【目的】

- ・廃棄物由来のバイオ燃料(バイオエタノール、メタン等)について、燃料の生産方法に関する技術の現状、各々の技術の利点や欠点等を把握する。
- ・バイオ燃料の原料となる廃棄物について、その集積と燃料化に係る経済性の検討、他の再生利用等に用いられる場合の需要や課題を把握する。
- ・安全かつ確実な燃料の生産を図るため、燃料化を行う施設の安全性及び品質面での安定的な生産の確保を目的とした基準やマニュアルを整備する。

廃棄物由来バイオ燃料 の利用拡大の必要性

温室効果ガスの排出削減
(京都議定書目標達成計画)

バイオ燃料の原料となる
作物価格の高騰

バイオマス系廃棄物の
エネルギー利用の推進
(国産バイオ燃料の大幅な拡大)
(食品リサイクル法の一部改正)

廃棄物由来バイオ燃料の利用拡大に必要な戦略等の策定

廃棄物由来バイオ燃料の利用に関する戦略の策定

- ・廃棄物由来のバイオ燃料の生産技術の現状
- ・需要側から求められる品質
- ・他の再生利用等の需要や3Rの原則等を踏まえた
棲み分けの考え方

燃料化施設の安全性及び燃料の品質確保のための 基準・マニュアルの策定

- ・施設の構造、施設の維持管理の方法
- ・燃料の品質管理方法
- ・原料となる廃棄物の管理方法

(新)再生可能エネルギー導入加速化事業 (エネ特会)

1,200百万円(750百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

京都議定書目標達成計画における新エネルギーの導入目標1910万kLに対しては、いまだ約58%の達成率(2004年度)であるため、緊急に導入の加速化に向けた施策が必要である。

そこで、地域の特色ある再生可能エネルギー資源を効率的に利用する地域の取組や、地域における住宅・店舗・オフィス等における再生可能エネルギーの大量導入を図るモデル地域、再生可能エネルギーの高効率利用を行うモデル店舗等を提示することにより、再生可能エネルギーの導入拡大を促進するに係るモデル的な取組を全国に伝播するものである。

2. 事業計画

(1) 再生可能エネルギー高度導入モデル事業

地域計画に基づき複数の再生可能エネルギーを地域特性に沿って組み合わせ導入し、地域で高度なCO₂削減を達成するモデルを構築する。

【補助内容等】 補助先 民間事業者
補助率 1/2

(2) 再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業

新築住宅への再生可能エネルギー利用設備の導入を促進するなどの地域における先進的な自治体の取組に対し、再生可能エネルギーによる発電量等に応じて必要な設備整備費への支援を行う。

【補助内容等】 補助先 地方自治体
補助率 1/2

(3) 超高効率再生可能エネルギー率先導入事業

1つの建物に対し複数の再生可能エネルギー利用設備を新築・改築の中小ビルや店舗等に集中的に導入することにより、大幅なCO₂削減(概ね30%以上)を実現するモデルを構築する。

【補助内容等】 補助先 民間事業者
補助額 1/2

3 . 施策の効果

2050年の低炭素住宅、ビル、店舗など地域のさきがけとしてモデルを示すことによって、CO2排出量の伸びが最も著しい民生・業務部門の対策を推進。

2010年に目標達成計画で見込む1910万k Lの新エネルギーの導入達成に貢献。

地域の温暖化対策の取組が促進される。

4 . 備考

補助金 1 , 2 0 0 百万円

(内訳)

9 5 0 百万円：民間事業者向け事業分

- ・再生可能エネルギー高度導入モデル事業
- ・超高効率再生可能エネルギー率先導入事業

2 5 0 百万円：地方公共団体向け事業分

- ・再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業

再生可能エネルギー高度導入モデル事業

再生可能エネルギー高度導入地域【モデル地域】

都道府県
市町村

再生可能エネルギーを集中的に導入する事業を
地球温暖化対策地域推進計画等地域の計画 として策定

要件1

計画エリア内の家庭部門又
は業務部門のCO₂排出量を
1割程度削減

要件2

複数の再生可能エネルギーを
組み合わせて導入

認定

環境省

事業例

計画に基づく再生可能エネルギー導入事業を実施

メガソーラー
太陽光発電

地域の廃熱を利用

風力発電

木質バイオマス
利用

民間

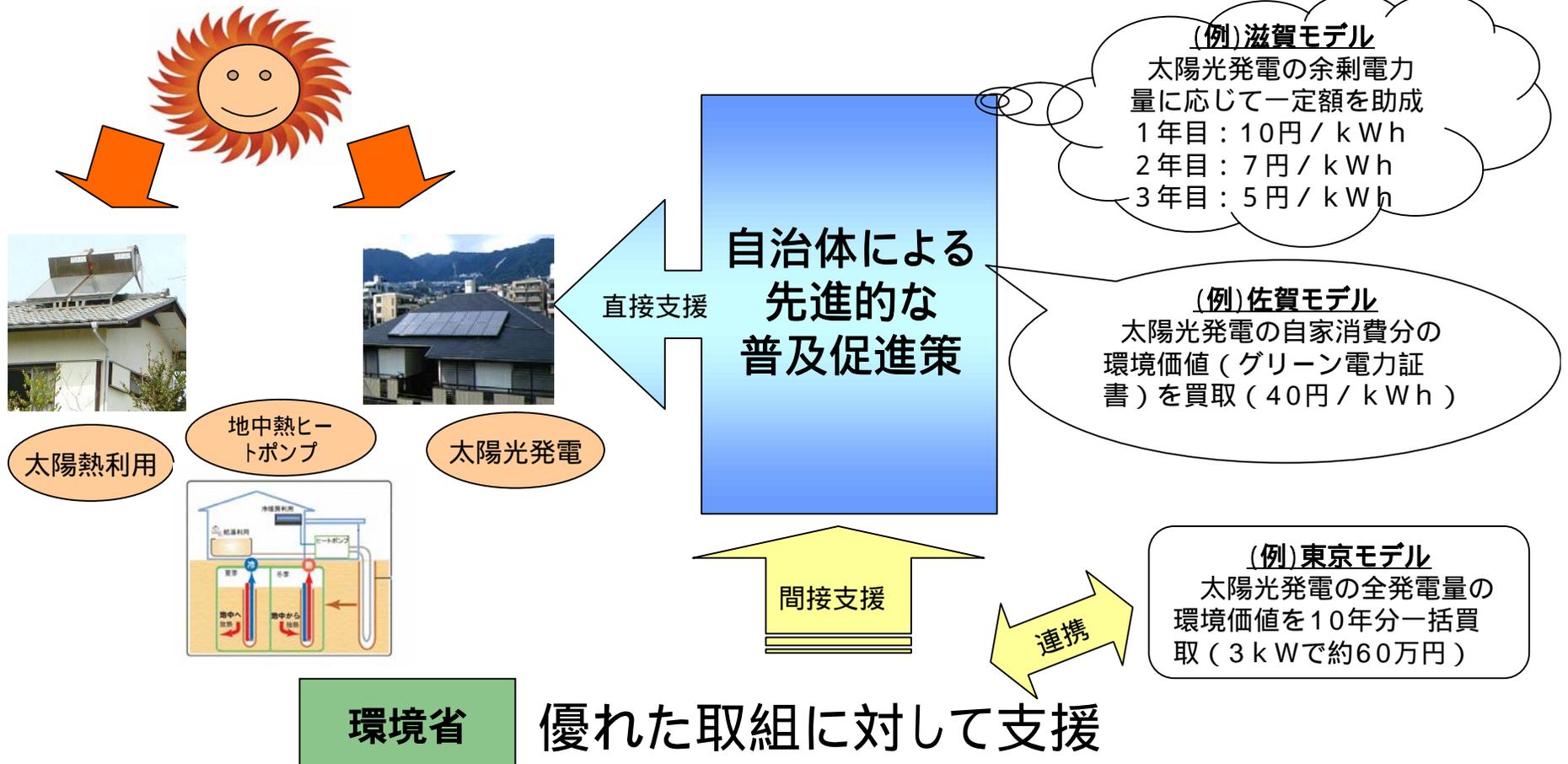
補助

本事業は経済産業省と連携し、計画の認定を共同で行います。

再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業

2050年の住宅は低炭素社会に適した再生可能エネルギーや省エネ構造などにより現在のものより大幅なCO₂削減が図られたものとなっていることが求められるため、建て替えまでの期間が長い住宅の特性を考えると今のうちから新築住宅として再生可能エネルギーを備えた住宅が普及することが重要である。

このため、ハウスメーカーによるコスト削減効果と併せて、一定以上のCO₂削減基準を満たした低炭素住宅における再生可能エネルギーにかかる設備整備の一部を自治体と共同で支援する。(例：低炭素住宅の建築支援のため、再生可能エネルギー設備を自治体が支援する場合、その一部を共同で支援補助する。)



超高効率再生可能エネルギー率先導入事業

複数の再生可能エネルギーを組み合わせることで新築・改築の中小ビルや店舗に導入・利用することにより、これまでにない大幅なCO₂削減（概ね30%以上）を実現するモデル事業を実施する民間事業者に対し、その施設整備費の一部を補助する。（例：中小ビルへの建物一体型PVと地中熱HP導入、スーパー等の大幅CO₂削減店舗など）



京都メカニズムクレジット取得事業（一般会計・エネ特会）

16,455百万円（7,326百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

京都議定書目標達成計画（平成17年4月閣議決定、平成18年7月11日一部変更）において、国内対策に最大限努力してもなお目標達成に不足すると見込まれる差分（1.6%＝5年間で約1億トンCO₂）については、京都メカニズムを活用して対応することとしている。

議定書の約束達成のためには、政府が京都メカニズムクレジットを取得することが必要。また、温暖化対策事業は、プロジェクトの立ち上げからクレジットの発生までに3～8年の長期間を要するほか、事業の発掘や投資には専門的知識を要する。

政府は、2006年度から、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）を活用してクレジットを取得する制度を立ち上げ、京都メカニズムクレジットの取得事業をNEDOに委託して実施している。

2008年度も本事業を拡大実施し、早期に必要な量のクレジットを取得することを旨とする。

2. 事業計画

以下のような手法を適切に組み合わせてクレジットを取得する事業をNEDOに委託する。

プロジェクト開始前にクレジット購入契約を締結する方式

事前のクレジット購入契約の対象とならなかったクレジットを市場を通じ調達する方式

グリーン投資スキーム（クレジット代金を環境対策に使うという条件で行う国際排出量取引）

こうした調達業務を適時適切に実施できるよう、6年間にわたる国庫債務負担行為を要求するとともに、毎年度予算において、クレジット代金の一部を前渡金として交付する。

3. 施策の効果

京都議定書目標達成計画において京都メカニズム活用量として予定している基準年排出量比1.6%分（総計1億tCO₂）のクレジットが取得でき、国内の温暖化対策を補完することができる。

地球規模での温暖化対策の促進と途上国等の持続可能な開発に貢献。

4. 備考

委託費 16,455百万円

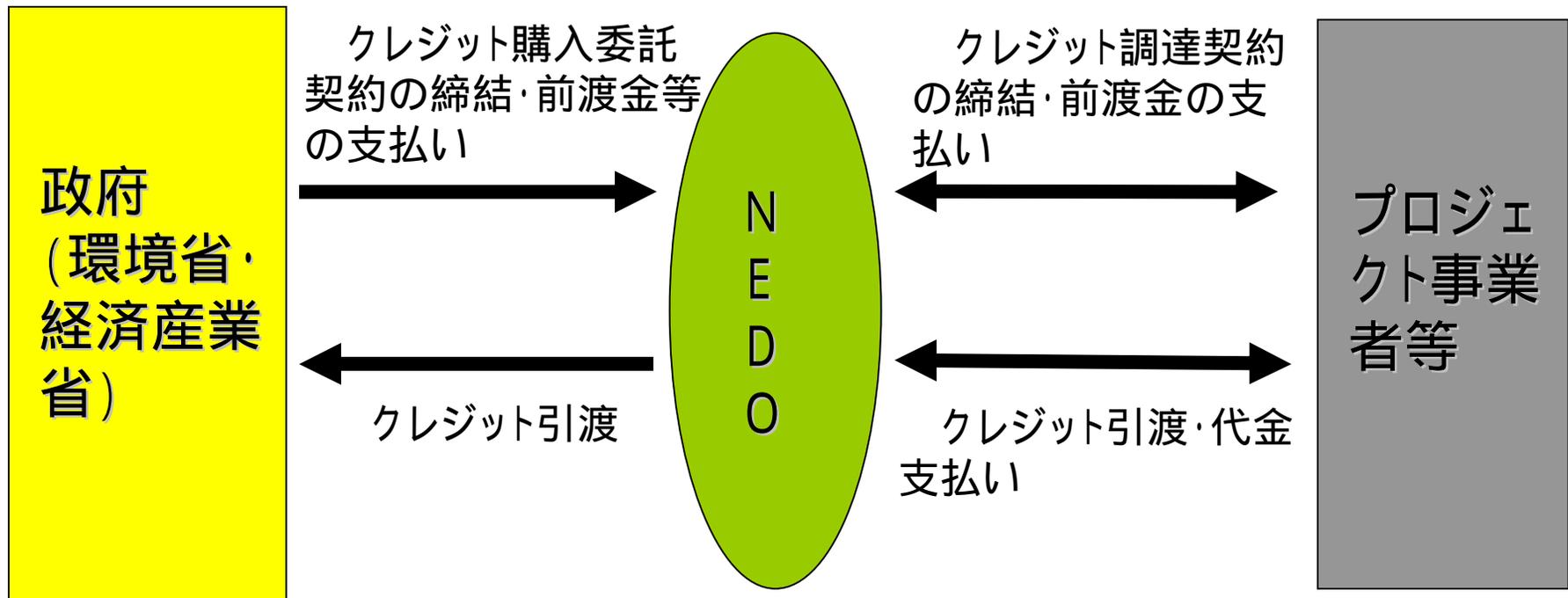
（内訳）クレジット購入費及び所要の事務的経費

16,455百万円

京都メカニズムクレジット調達制度の概要

政府(環境省・経済産業省)は、最長8年間にわたる国庫債務負担行為を要求するとともに、クレジット調達を新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)に委託。

NEDOは、国庫債務負担行為の枠内で費用効率的にクレジット購入契約を締結。その後、毎年クレジットが発生・引き渡されるごとに代金を支払う(一部前渡金あり)等の手法により、調達業務を実施。



(*)クレジット取引の状況をもつつ、GISスキームによる取得や現物クレジット取得を行うことも視野に入れている。

業務用冷凍空調機器フロン回収強化対策推進費

25百万円（20百万円）

地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室

1. 事業の概要

業務用冷凍空調機器の冷媒として使用されているフロンについては、オゾン層保護及び地球温暖化防止（京都議定書目標達成）の観点から、着実に回収を実施する必要がある（21世紀環境立国戦略においても6%削減目標達成のための対策の一つとして示されている）。

平成19年度から施行される改正フロン回収・破壊法の円滑な実施に資するよう啓発活動等を実施するとともに、新たに導入された行程管理制度の運用に関する追跡調査等を実施する。

業務用冷凍空調機器に使用されている冷媒フロンについて、回収作業の実態や使用中の漏洩等に関する調査を行い、フロン回収の適正化に向けた方策及び機器使用中の漏洩最小化方策について検討を行う。

フロンの再生利用を促進し、回収率の向上に資するためのシステムを構築するため、再利用に当たっての課題を把握するとともに、フロン回収に係る新たなシステムの設計に向けた検討を行う。

2. 事業計画

	平成19年度	平成20年度
1. 回収率向上緊急対策事業		
2. 業務用冷凍空調機器からの冷媒漏洩最小化事業		
3. フロン類回収に係るシステム整備に係る基礎調査		
4. 対象事業者等に対する普及啓発		
5. 回収段階におけるフロン類回収の適正化方策		

3. 施策の効果

アウトプット 業務用冷凍空調機器からのフロン回収率を平成20～24年度の5年間平均で60%以上に引き上げる（京都議定書目標達成計画上の目標値）。

アウトカム オゾン層保護及び地球温暖化防止に資する。

4 . 備考

調査費 1 8 百万円

(内訳)

回収率向上緊急対策事業	5 , 2 1 2 千円
業務用冷凍空調機器からの冷媒漏洩最小化事業	8 , 0 8 7 千円
フロン類回収に係るシステム整備に係る基礎調査	5 , 0 0 0 千円

委託費 7 百万円

(内訳)

回収率向上緊急対策事業 (地方公共団体 7 箇所)	7 , 0 0 0 千円
-----------------------------	--------------

業務用冷凍空調機器フロン回収強化対策推進費： 検討スケジュール

- フロン回収の着実な実施及びさらなる大気中への排出抑制を実現するには、改正フロン回収・破壊法の円滑な施行を進めつつ、フロン回収・破壊に係るより良い方策に関する調査を進める必要がある。

<スケジュール>

19年度 (2007)	20年度 (2008)	21年度～ (2009～)
----------------	----------------	------------------

回収率向上

(改正法の普及啓発・行程管理制度の追跡調査等)



法制度等の普及啓発

冷媒漏洩最小化

(機器使用時の漏洩実態調査・最小化方策検討等)



最小化方策検討

新システム検討

(フロンの再利用を組み込んだより良いフロン回収・破壊方策の検討等)



新システムの
骨子の提案

具体化の検討

制度改善等の提案

(新)液体PFC等排出抑制対策推進事業費 18百万円(0万円)

地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室

1. 事業の概要

これまでの代替フロン等3ガス全般に関する排出量見通しの再評価、追加対策の検討により、液体PFC(パーフルオロカーボン)については、適切な破壊処理方法を確立することにより短期的に排出抑制効果が見込まれるため、その方法検討を行った上で、液体PFC使用機器の所有者等に排出抑制対策の自主的な実施を促す。

特に洗浄・溶剤用途で使用されているHFC141bは、今後、液体PFC等への代替が行われる可能性があるため、HFC141bの使用実態や代替化の方向を把握し、液体PFC等の事前抑制対策に資する。

2. 事業計画

	平成20年度	平成21年度
1. 液体PFCの排出抑制対策の確立支援		
2. 自主的な排出抑制対策の促進		
3. HFC141bからの代替の把握		

3. 施策の効果

アウトプット 強力な温室効果を有する液体PFC等の破壊処理、使用抑制に資する。

アウトカム 京都議定書目標達成計画上の代替フロン等3ガスに係る目標達成に資して、費用対効果の高い地球温暖化防止を図る。

4. 備考

調査費 18百万円

(内訳)

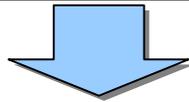
液体PFCの排出抑制対策の確立支援	11,409千円
自主的な排出抑制対策の促進	4,554千円
HFC141bからの代替の把握	2,148千円

液体PFC等排出抑制対策推進事業 実施内容とスケジュール

H
20
年度

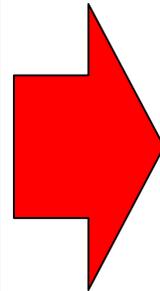
液体PFC（工業洗剤、鉄道用整流器の冷媒として使用。地球温暖化係数：約7500）
の適切な破壊方法、排出抑制対策等の確立

HCF C141b（工業洗剤等として使用。地球温暖化係数：700）
からの代替の把握

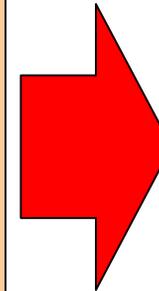


H
21
年度

液体PFC使用機器の所有者に対し、排出抑制対策等を周知



・自主的な排出抑制対策の実施
・排出削減量の把握



温室効果ガス排出量の削減

(新)省エネ自然冷媒冷凍装置導入促進事業(エネ特会)

300百万円(0百万円)

地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室

1. 事業の概要

省エネ性能に優れた小型の自然冷媒冷凍装置について、物流拠点や大規模小売店舗等にモデル的に導入する民間事業者に対し、その導入費用の一部を補助することにより導入促進を図る。

モデル的に実施することにより同一事業者の他の施設に波及的に導入されることが期待でき、トータルとして温室効果ガスの効果的な排出削減を図る。また、装置の量産化による費用低減効果及び新規メーカー参入促進効果によって、省エネ自然冷媒冷凍装置の更なる普及を目指す。

2. 事業計画

20年度～24年度の5カ年計画(=京都議定書の第一約束期間)

(20、21年度の結果を踏まえ、必要に応じて23年度以降の対象設備の見直しを検討する。)

年間10事業者、1事業者あたり平均5施設への導入を想定し、年間計50施設程度、20年度からの5年間で250施設程度を補助対象とする。

省エネ自然冷媒冷凍装置の導入費用と従来型装置の導入費用との差額の一部を補助する。

負担割合 国 1/3、民間事業者 2/3

補助先 民間事業者

補助基本額 90百万円(×10件)

3. 施策の効果

アウトプット 補助事業による直接的な温室効果ガス排出削減効果は、二酸化炭素換算で年間約5万トンと推計。

さらに、波及効果による追加の排出削減効果が期待される。

アウトカム 省エネ自然冷媒冷凍装置の普及によって地球温暖化防止に資する。

省エネ自然冷媒冷凍装置導入促進事業

- ・省エネ自然冷媒冷凍装置による二酸化炭素の排出削減と、フロン冷媒漏出防止によるフロンガス排出削減の両方の効果

- ・業務用冷凍装置は、物流拠点や大規模小売店舗等の施設でも必要であるが、冷凍倉庫等より小さな冷凍能力しか必要としない。
- ・省エネ自然冷媒冷凍装置は、比較的小さな能力(100kW程度)の装置が開発、実用化されている。
- ・物流拠点や大規模小売店舗等の施設は、全国で非常に多数にのぼり、普及による大きな波及効果が期待できる。
- ・しかしながら、従来型装置より設備導入についてコスト高。

設備導入費用の従来型設備との差額の一部(1/3)補助により導入を促進

- ・直接的・即効的CO₂削減
- ・量産化によるコスト削減
- ・新規メーカー参入促進等

- ・更なる普及
- ・更なるCO₂削減

次期国際枠組みに対する日本イニシアティブ推進経費

221百万円(100百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

京都議定書の第一約束期間が終了する2013年以降の次期枠組み構築に向け、国際的な議論が活発化しており、2008年の北海道洞爺湖サミットにおいても主要議題となることが決まっている。また、早晩、気候変動枠組条約締約国会合において、本格的な交渉が開始されると予測される。

我が国は安倍総理の新提案「美しい星50」において、2050年に世界全体で半減という長期目標と次期枠組み構築に当たっての3原則を示した。今後はこれをさらに具体化し、我が国の排出見通し及び世界全体の影響や次期枠組みの構成について明らかにする必要がある。また、中国・インドなどの主要途上国の参加を得るためには、開発政策と両立する温室効果ガス削減対策（コベネフィット）、技術移転、適応対策によるインセンティブの付与が不可欠である。

このため、主要国の考えを踏まえつつ、次期枠組みの具体的内容に関し、我が国の案を作成・発表し、国際議論をリードするとともに、途上国へのインセンティブの内容について検討し、途上国に提示し、実効ある次期枠組みへの参加を促すための事業を行う。

2. 事業計画

平成19年(2007年)	平成20年(2008年)	平成21年(2009年)
(1) 次期枠組みに関する国際合意促進経費 (京都議定書第1約束期間開始)		
→		
(2) 気候変動枠組条約・京都議定書強化のための将来要素開発経費		
→		

3. 施策の効果

検討事項について、締約国会合等における次期枠組みに関する交渉において、我が国提案としてインプットを行い、交渉を加速化するとともに、我が国のリーダーシップを発揮する。

G8プロセス、クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ等の補完的取組を推進し、主要排出国における対策の充実・強化を図るとともに、次期枠組み交渉についても、進展を促す。

4. 備考

調査費 221百万円

(内訳)

(1)次期枠組みに関する国際合意促進経費 118百万円

(2)気候変動枠組条約・京都議定書強化のための将来要素開発経費 103百万円

次期国際枠組みに対する日本イニシアティブ推進経費

(参考) 美しい星50

- ・2050年に全世界の排出量を半減
- ・次期枠組みに向けた3原則
主要排出国が全て参加し、京都議定書を超え、世界全体での排出削減につながること
各国の事情に配慮した柔軟かつ多様性のある枠組みとすること
省エネ等の技術を活かし、環境保全と経済発展とを両立すること
- ・途上国の公害対策と温暖化対策の一体的取組

次期枠組みに関する国際合意推進経費

- ・我が国の排出量見通しの検討及び世界全体の影響分析
我が国の排出量見通しについて、技術や対策を織り込んだセクター別の積み上げをベースとした方法により算定。併せて、世界全体での排出量の見返しとそれに係わる世界全体における担当影響について分析
- ・次期枠組みの基本的要素に関する検討
3原則を具体化し、各国の削減義務の形式、基準年、目標年等を検討

気候変動枠組条約・京都議定書強化のための将来要素開発経費

- ・開発政策と両立する温室効果ガス削減対策（コベネフィット）の推進
- ・技術移転促進方法の検討
- ・途上国における適応策検討支援

途上国の参加へのインセンティブ付与

米・中・印を含む全ての主要排出国が参加する実効ある枠組の構築

(新) G 8 環境大臣会合開催等経費

4 3 1 百万円 (0 百万円)

地球環境局総務課
水・大気環境局大気環境課、自動車環境対策課
水環境課、地下水・地盤環境室
廃棄物・リサイクル対策部企画課

1．事業の概要

我が国が議長となる2008年7月の北海道洞爺湖サミットでは、地球温暖化等の環境問題を主要議題とするとともに、同サミットを日本が世界に誇る環境技術のショーケースとすることが予定されている。また、政府として、G 8 環境大臣会合を同年5月に兵庫県神戸市において開催する予定が発表されている。

以上を踏まえ、2008年5月にG 8 環境大臣会合を開催するとともに、同会合及び北海道洞爺湖サミット開催等の機会を活用し、我が国の環境技術を含め「環境立国・日本」を広く世界にPRするためのシンポジウムやサイドイベントを実施する。

また、G 8 環境大臣会合及び北海道洞爺湖サミット後に、そのフォローアップの会合を国内で開催する。

2．事業計画

(1) G 8 環境大臣会合の開催

・気候変動問題等の主要な環境問題について、主要国の環境担当閣僚等が意見交換を行うG 8 環境大臣会合の開催

(2) G 8 環境大臣会合等におけるサイドイベント等の開催

・G 8 環境大臣会合や北海道洞爺湖サミット開催の機会を活用した、世界の水と衛生に関する国際シンポジウムや、大気汚染防止施策、3 R・廃棄物管理等に関するサイドイベントの開催

(3) フォローアップ会合の開催

・G 8 環境大臣会合の結果等を踏まえた、フォローアップ会合の開催

3．施策の効果

国際的に重要な環境問題について、主要国の環境担当閣僚間の対話を促進

し、その成果により、北海道洞爺湖サミットでの環境に関する議論に貢献する。

また、G 8 環境大臣会合及び北海道洞爺湖サミットの開催にあわせて我が国の様々な経験や知識、優れた環境技術や施策を発信すること等により、開発途上国を含む世界の様々な環境問題への取組の推進に資するとともに、各国市民の環境問題及び主要国の環境政策に対する関心を更に高める。

更に、フォローアップの会合を実施することにより、G 8 議長国としての責務を果たすとともに、環境立国を標榜する我が国の環境分野におけるリーダーシップを国内外に示す。

4 . 備考

- (1) G 8 環境大臣会合開催経費： 1 7 8 百万円
- (2) G 8 環境大臣会合関連事業経費： 2 2 2 百万円
- (3) G 8 サミット関連シンポジウム等開催経費： 2 3 百万円
- (4) G 8 環境大臣会合時の 3 R サイドイベントの開催： 8 百万円

2008年に向けた国際会議スケジュール

G8プロセ

気候変

3R・生物多様

2007年

3/15-17 G8環境大臣会合(ポツダ)

(気候変動・生物多様性が議題)

3月 欧州理事会
(2020年の削減目標を採択)

6/6-8 ハイリゲンダム・サミツ

9/8-9 アジア太平洋環境会議(エコアジア)(福岡)

9/9-11 G20対話(ドイツ)

9/24 国連ハイレベル会合(ニューヨー)

10/27-28 主要排出国会合(アメリ)

10/4-6 3R高級事務レベル会合(ドイ)

(2005年の英国サミットでG8及び中国・インド等、
主要20カ国及び世銀・IEAからなる気候変動に関
する対話を開始)

11月 最新の科学的知見:IPCC
第4次評価報告書公表

12/3-14 気候変動枠組条約締約
会議(COP13、インドネシア)

2008年

3/14-16 G20対話(千)

2008年~2012年
京都議定書 第一約束期間

5月末 G8環境大臣会合(神)

(気候変動・生物多様性・3Rが議題)

5/19-30 生物多様性条約締約国会
(COP9、ドイツ)

7/7-9 北海道洞爺湖サミツ

(G20対話の報告・まとめ その他)

12月 気候変動枠組条約締約国会
(COP14、(ホーランド予定))

(新)コベネフィット型途上国低炭素社会構築支援方策検討調査

30百万円(0百万円)

地球環境局環境保全対策課環境協力室

1. 事業の概要

途上国が、直面する公害への対策を実施すると同時に、中長期的に低炭素社会を構築し持続可能な開発を実現していくため、日本が支援する経済社会インフラ整備等に当たって、プロジェクト単位の環境配慮に加えて、計画策定の段階から持続可能な開発と気候変動対策の双方に配慮していく必要がある。

このように、2つの便益を同時に得られる「コベネフィット型低炭素社会」を構築するために必要となる手法を検討し、指針をまとめる。

2. 事業計画

(1) コベネフィット型低炭素社会の構築のために配慮すべき内容を検討するため、以下について調査する。

- ・途上国における温暖化対策(緩和、適応)に関するグッドプラクティス(優良事例)、B A T(Best Available Technology 利用可能な最良の技術)の内容
- ・途上国における公害対策に関するグッドプラクティス、B A Tの内容
- ・途上国における中長期的な経済社会政策の立案・決定プロセス及び関係機関
- ・評価対象とする政策分野ごとの、計画策定段階から想定されるベネフィット(便益)の内容、評価方法及び評価基準(定量的・定性的)

(2) 調査結果を踏まえ、配慮に当たっての基本的な考え方を整理し、指針をまとめる。

3. 施策の効果

(アウトプット)

- ・日本の途上国に対する支援における、コベネフィット型低炭素社会構築に配慮するための指針。

(アウトカム)

- ・日本の支援による途上国での気候変動対策と公害対策の促進

4. 備考

積算内訳：調査費(30百万円)

京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策の
コベネフィット実現支援等事業(エネ特会)

1,270百万円(970百万円)

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室
水・大気環境局総務課、大気環境課、水環境課
大気生活環境室、地下水・地盤環境室

1. 事業の概要

我が国が京都議定書の約束を達成するため、国内対策を基本として国民各界各層が最大限努力していくこととなるが、それでもなお京都議定書の約束達成に不足する差分(基準年総排出量比1.6%)については、京都メカニズムを活用したクレジットの取得によって確実に対応することが必要である。

アジアの途上国等においては、公害が著しくその対策が求められている中で温暖化対策も求められているという状況にあり、温暖化対策と同時に途上国等における公害対策等にも資する、いわゆる「コベネフィット」(相乗便益)を達成する対策の実施が強く期待されている。実際、アジアの途上国等を対象としたテレビ会議・アンケート調査や国際ワークショップ等を通じて、途上国等においては、大気汚染、水質汚濁防止、廃棄物管理等に資する形でCDMプロジェクトを推進することに対する期待が高い。

この「コベネフィット」は、総理新提案「美しい星50」においても検討していくべき手法の一つであるとされている。

本事業においては、経済発展に伴って大気汚染、水質汚濁等の環境問題も顕在化しつつある発展途上国の公害対策ニーズに対応したCDM事業等を推進することにより温暖化対策と公害対策のコベネフィットを実現するため、CDM/JI事業の実現可能性調査、事業実施に有益な情報の提供、CDM事業に対する補助等を行うことにより、発展途上国の温暖化対策と持続可能な開発に貢献する。

2. 事業計画

(1) 京都メカニズムを活用した公害対策と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業調査

- ・ CDM・JI対象国においてコベネフィットを実現するCDM・JIプロジェクト等の案件形成を促進することを目指した実現可能性の調査

(2) アジア新エネ・省エネプログラムCDM事業調査

- ・ アジア地域の経済規模の比較的大きい途上国において、太陽光発電、バイオ燃料、省エネ型機器(照明、家電等)、メタン等非エネルギー起源CO₂対策技術のうち、早期に普及が期待できる対策技術
- ・ 国における、コベネフィットにも資するプログラムCDM事業の実施可能性の調査

(3) 京都メカニズム相談支援事業

- ・ホスト国ごとの情報、京都メカニズムの運用ルールやCDM理事会での議論・結論に関する最新情報、日本政府による民間事業者への支援策に関する情報等を収集し、専用webサイト「京都メカニズム情報プラットフォーム」において広く一般に提供
- ・民間事業者からの個別相談受付

(4) 京都メカニズムを活用した公害対策と温暖化対策のコベネフィットの実現等に関する途上国等人材育成支援事業

- ・京都メカニズムの最新情報を提供する勉強会の開催
- ・具体的なCDMプロジェクトを題材とし、審査基準・プロセスの精緻化と運用習熟のためのワークショップの開催
- ・CDMプロジェクトの形成推進・実施する地方政府・民間事業者の案件発掘
- ・形成能力向上を目的としたセミナーの開催

(5) コベネフィットCDMモデル事業

- ・コベネフィットを実現するCDMプロジェクトの初期投資に補助を行うことにより、発生するクレジットの50%～100%を事業者から無償かつ長期にわたり確保

- 事業例
- ・パームヤシ殻炭化事業
 - ・都市ゴミの3R推進・安定化処理事業
 - ・工場排水処理事業

3 . 施策の効果

- ・優良なCDM案件の形成を促進することにより、我が国の京都議定書目標の達成に資する。
- ・温暖化対策と同時に途上国等における公害対策等をも推進し、地球規模での温暖化防止と途上国等の持続可能な開発を達成する。

4 . 備考

委託費 970百万円

- (内訳)
- ・京都メカニズムを活用した公害対策と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業調査 465,595千円
 - ・アジア新エネ省エネプログラムCDM事業調査 150,000千円
(上記2つの調査を併せて、) 20,000千円×約30件
 - ・京都メカニズム相談支援事業 54,405千円
 - ・京都メカニズムを活用した公害対策と温暖化対策のコベネフィットの実現等に関する途上国等人材育成支援事業 300,000千円

補助金 300百万円

- (内訳)
- ・モデル事業 (2ヶ所600,000千円×1/2補助) 300,000千円

アジアにおけるモントリオール議定書遵守支援事業費

20百万円（9百万円）

地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室

1. 事業の概要

オゾン層の保護・回復に当たり、日本国内のみでなく、途上国におけるオゾン層破壊物質の生産・消費を削減することが必要不可欠。また、オゾン層破壊物質は温室効果ガスであり、その排出抑制は地球温暖化防止に資する。

途上国では、CFC（クロロフルオロカーボン）やハロン等の生産・消費の全廃（2010年）に向けて本格的な実施段階にあり、また、機器中のCFCの処理（回収・再利用・破壊）等について、これから対応していく段階。

このため、引き続きアジア地域における人材育成や法制度等の確立など施策実施能力の向上、フロンの回収・再利用・破壊などのプロジェクトの形成・推進を図る。

平成20年度には、UNEP（国連環境計画）と共同で、UNEPの「オゾン層保護担当官アジア地域ネットワーク会合」を日本国内で開催し、その際、フロンの回収・破壊の取組・技術を実地で紹介する。これにより、アジア地域におけるモントリオール議定書遵守対策の加速化、フロンの回収・再利用・破壊に係る体制整備の促進を図る。

2. 事業計画

平成12年度からの継続事業。

20年度は、新たにわが国でUNEPオゾン層保護担当官アジア地域ネットワーク会合及びフロン回収・破壊見学会を実施。

3. 施策の効果

アウトプット アジア地域においてフロン等の生産、消費の全廃を実現するとともに、フロン等の回収・破壊体制の整備を促進する。

アウトカム オゾン層保護及び地球温暖化防止に資する。
アジア地域におけるわが国の国際貢献を果たす。

4 . 備考

委託費 20百万円

(内訳)

施策能力強化支援事業・オゾン層破壊物質削減プロジェクト形成調査	7,680千円
アジア地域ネットワーク会合の開催	12,320千円

(拡充)アジアにおけるモントリオール議定書遵守支援事業費

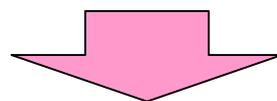
アジア地域ネットワーク会合の開催

国内の状況

主要なオゾン層破壊物質の生産・消費を1996年までに全廃達成。
フロン回収・破壊法等を通じ、
フロンの回収・破壊の実績を蓄積。
多様なフロン破壊処理技術を有する。

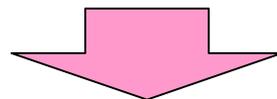
途上国の状況

主要なオゾン層破壊物質の生産・消費を2010年までに全廃するべく施策実施中。
冷凍空調機器等に含まれるフロンや、
不要となった回収済みフロンなどの処理が
今後の課題となっており、支援ニーズが高い。



平成20年度に新たに講じる施策

UNEP主催「オゾン層保護担当官アジア地域ネットワーク会合」誘致
日本におけるフロンの回収・破壊の取組・技術を実地に説明



途上国におけるモントリオール議定書遵守促進

アジア地域における
フロンの回収・再利用・破壊を通じた排出抑制促進

オゾン層保護・地球温暖化防止の双方に貢献

環境技術開発等推進費	1,600百万円(881百万円)
うち戦略指定領域(コ・ベネフィット、環境リスク対策分)	400百万円(0百万円)

総合環境政策局総務課環境研究技術室

1. 事業の概要

社会的要請等を踏まえ、優先的に開発すべき技術分野を特定し、国立試験研究機関、独立行政法人、大学、民間企業等から研究・開発課題の提案を募集する。実施課題の決定に当たっては、行政課題や社会的要請等を踏まえ、総合研究開発推進会議において厳正な事前評価を行う。

戦略一般領域

基礎から実用化までの様々な段階にある研究開発に応じて、成果目標に合致し、行政ニーズに即した課題を環境省が提示し、広く公募を行う。

戦略指定領域

環境省が主体的・戦略的に行政主導の研究開発を行うことをさらに推し進めるため、予め研究課題を指定して細部を公募するトップダウン型の公募を行う。20年度は、現在実施中の課題に加え、

- ・ 公害対策と温暖化対策の相乗的・一体的な対策(コ・ベネフィット対策)により「環境立国・日本」の創造・発信に資する研究課題(2課題)、
- ・ 化学物質リスク監視体制構築のため、大気汚染物質及びダイオキシン類の環境リスク調査により「環境立国・日本」の創造・発信に資する研究課題(2課題程度)

等に着手する。

2. 事業計画

20年度 競争的研究資金として、公募により課題を選定して実施

21年度 上記継続課題の実施、新規課題の実施

22年度～上記継続課題の実施、新規課題の実施、成果発表会、その他
成果普及事業の実施

3. 施策の効果

アウトプット：環境技術の開発・普及

アウトカム：持続可能な21世紀社会の構築

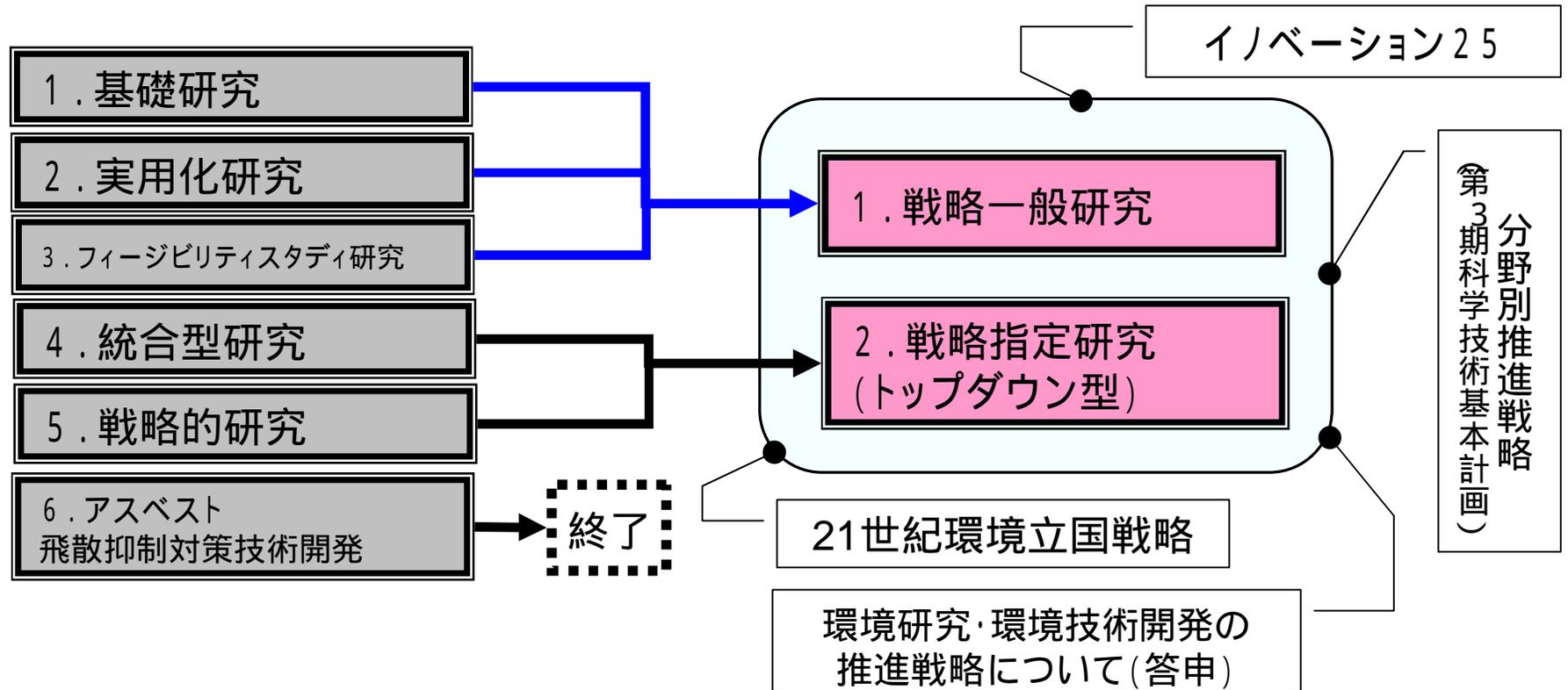
環境と経済の好循環

人材の育成、確保

環境技術開発等推進費の領域の整理・統合について

平成19年度

平成20年度



問題点

- ・各研究の対象・分類が細分化され、応募者がどこに応募していいかわかりにくい。
- ・第3期科学技術基本計画の課題に対応していることが明確でない。
- ・新たな重要課題が策定された場合に対応に限界がある。

改善点

- ・研究のスキームにより2種類に簡素化。
- ・第3期科学技術基本計画の分野別推進戦略に対応していることを明確化。
- ・トップダウン型を設けて、新たな重点戦略への対応を可能にした。

(新) 低炭素で成長する日本モデルの構築等事業

39百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させるという「気候変動枠組条約」の目標の達成のためには、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルにまで大幅に削減する必要がある。

気候変動を主要テーマとしたハイリゲンダム・サミット(2007年6月)に先立ち、我が国は「美しい星50」を打ち出し、世界全体の温室効果ガス排出量を2050年までに現状より半減するとの長期目標を提唱し、そのための手段として低炭素社会の実現を提案した。

我が国は、来年7月の洞爺湖サミットにおいて、「低炭素社会ビジョン」を提示するとともに、その具体的な姿を「低炭素で成長する日本モデル」として構築し、世界が参考とすることができるよう発信する。

2. 事業計画

「低炭素で成長する日本モデル」の構築

(我が国が提唱する低炭素社会モデルの構築)

...我が国の伝統及び環境・エネルギー技術や深刻な公害克服の経験・
智慧を活かし、国土、産業、家庭等の各部門ごとに、低炭素社会づくりに向けた将来の姿を取りまとめる。

低炭素社会モデルの発信

...「2050年半減」の長期目標とその実現手段について途上国を含めた国際的な合意が得られるように、温暖化対策と公害対策を一体的に進めるコベネフィット対策を含めた環境と調和した美しい社会づくりを「日本モデル」として全世界に向けて発信していく。

3. 施策の効果

低炭素社会モデルの構築と発信を通じて、こうした社会に至るまでの政策面を含めた道筋(ロードマップ)が明らかとなり、我が国のリーダーシップのもと、「2050年半減」に向けた長期目標とその実現手段についての国際的な取組の促進へと繋がる。

4. 備考

調査費 39百万円

(内訳) 低炭素で成長する日本モデルの構築と発信等

39百万円

低炭素社会の近未来イメージ

低炭素な国土・自然・交通

自然と共生できる暮らし

< 森林との共生 >
 吸収源機能向上
 木材生産とバイオ
 エネ供給



木くずだきボイラー

< 自然の教育効果 >
 自然保全・教育

低炭素な交通システム

高度道路交通システム、エコドライブ
 高効率鉄道・飛行機・船舶の利用
 バイオ燃料や水素等の低炭素エネ利用促進
 高効率燃料電池自動車、電気自動車の普及

低炭素なまちづくり

適切な人口密度(コンパクトシティ)、移動距離の短縮・公共交通機関の利用増加
 地産地消、地域ブランドなどによる一次産業の活性化

地産地消の推進に向けて

～消費者と生産者の
 「顔が見え、話ができる」関係づくりを目指して～



(地産地消)

農林水産省 生産局

低炭素な産業・業務

低炭素オフィス

ビルエネルギーマネジ
 メントシステム
 省エネ建築物
 ITの進展(ペーパー
 ス)
 リサイクル進展

低炭素生産システム

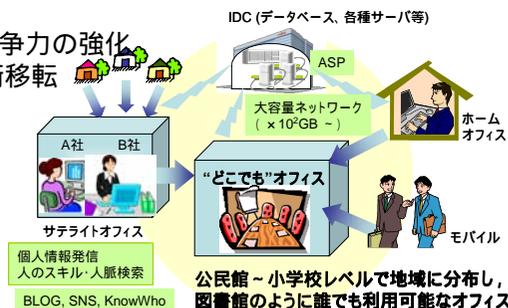
高効率ボイラ
 工場で発生した余剰熱の
 スケード利用、民生で再利用
 炭素隔離貯留の有効利用

低炭素エネルギーの活用

残渣系バイオ燃料利用
 太陽熱温水器
 太陽光発電
 天然ガス燃料転換
 原子力発電の推進
 石炭利用のクリーン化

低炭素ビジネスの展開

< 新産業発展像 >
 エコビジネス教育
 低炭素技術開発による国際競争力の強化
 途上国への戦略的な環境技術移転
 < ワークスタイル >
 SOHO(在宅勤務)などの推進



[SOHOの例]

低炭素な住宅・家庭

意識改革 = ライフスタイルの転換

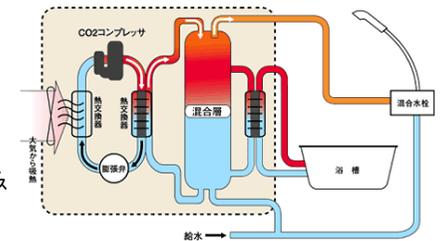
エコライフの実践
 環境負荷表示システム(家電・自動車
 標準装備)

太陽光の活用

太陽光発電
 太陽熱温水器
 屋上緑化

省エネ機器と高断熱 住宅の大幅普及

高効率照明
 [白熱電球 蛍光灯、
 HIDランプ、LED等]
 高断熱住宅
 超高効率エアコン
 待機電力削減
 ヒートポンプ給湯
 燃料電池コジェネ



[ヒートポンプ給湯器]

低炭素地域づくり面的対策推進事業費（エネルギー特会）

2,000百万円（250百万円）

総合環境政策局環境計画課

1. 事業の概要

21世紀環境立国戦略は低炭素社会に向けた取組として「環境に配慮した美しいまちづくり」を掲げており、特に中長期の温室効果ガスの大幅削減を実現するためには、緑地の保全や風の道の確保など、自然資本を活用しながら、公共交通の利用促進によるコンパクトシティへの取組や未利用エネルギーの活用等、面的な対策群の実施により、都市構造に影響を与え、環境負荷の小さい地域づくりを実現する取組が重要である。

具体的には、低炭素の地域づくりを行う地域を公募し、地方公共団体・地域住民・NPO・事業者等が参加する地球温暖化対策地域協議会を組織し、

CO2削減等に係る目標の設定やCO2削減計画策定、そのために必要な調査やシミュレーションを行う。（委託事業）

の計画等に基づく面的対策群を実施するのに必要な費用を民間事業者等に対し補助を行う。（補助事業）

2. 事業計画

平成19～23年度の5年間（1地域あたり最長3年間）

3. 施策の効果

地域づくりの計画に低炭素の概念を加え、シミュレーション等を行うことで実効的なCO2削減計画を策定でき、また、当該計画に基づいた施策を行うことで、中長期的なCO2削減効果が期待できる。

4. 備考

委託費 200百万円

（内訳）計画策定・シミュレーション事業 20百万円×10箇所

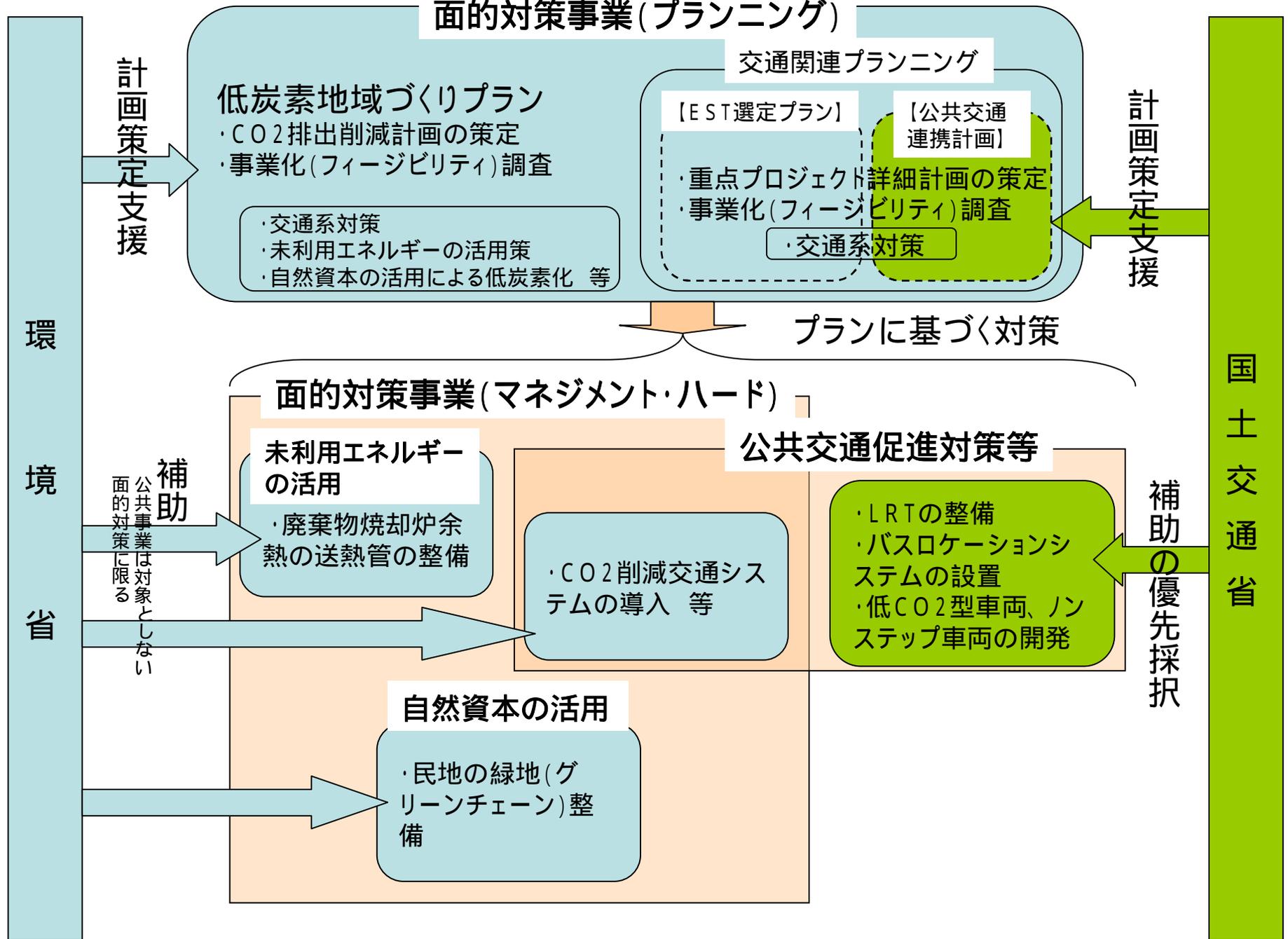
補助金 1,800百万円

（内訳）低炭素地域づくり推進事業

大規模 600百万円×4箇所×1/2 1,200百万円

小規模 300百万円×4箇所×1/2 600百万円

低炭素地域づくり面的対策推進事業の概要



(拡充)環境的に持続可能な交通(EST)の実現に向けたモデル事業

(エネルギー特会)

150百万円(93百万円)

水・大気環境局 自動車環境対策課

1. 事業の概要

環境的に持続可能な交通(EST)モデル事業は、国土交通省・警察庁・環境省との3省庁連携事業として、平成17年度より実施してきており、平成19年度時点で全国27地域において事業が展開されている。

環境省では、各モデル地域での施策に合わせて、交通需要者のESTに対する取組喚起を促す事業を分担してきている。

平成20年度においては、この事業に加え、新たに平成20年度より新規採択されたモデル地域に対して、CO2排出削減効果の調査に関する支援を実施し、その結果をESTによるCO2削減効果としてデータベース化・情報提供することで、ESTの全国への更なる普及推進を図る。

2. 事業計画

調査項目	H20	H21	H22
普及啓発事業の実施(継続)			→
CO2排出削減効果調査(新規)			→

事業費： 93百万円、 57百万円

3. 施策の効果

ESTモデル地域において、交通需要者にESTへの取組喚起を促すことでESTの地域への定着を図る。また、各モデル地域でのCO2排出削減効果の調査を環境省からの支援で管理することで、その結果をデータベース化・情報提供ができ、ESTの更なる普及推進が図れる。

4. 備考

委託費 150,000千円

(内訳) EST普及啓発業務(地方公共団体26箇所) 93,000千円

CO2排出削減効果調査(地方公共団体10箇所) 57,000千円

環境的に持続可能な交通（EST）モデル事業

環境的に持続可能な交通の実現を目指す先導的な地域を募集し、関係省庁、関係部局の連携により集中的に支援
モデル事業には、環境目標の設定・検証、取組効果の持続性の確保を求め、環境の観点から施策の効果を確保
自治体、地元経済界、交通事業者、道路管理者、警察関係者、NPO等、地元の幅広い関係者が参加して事業を推進

モデル事業のメニュー例

環境の改善

公共交通機関の利用促進

通勤交通 マネジメント

従業員のマイ
カー通勤の自粛
等
パークアンド
ライド

LRTの整備・ 鉄道の活性化 等

LRTプロジェクトの
推進
ICカードの導入
交通結節点整備

バスの活性化

オムニバスタウン
サービス改善
PTPS
バス停改善
バスロケーションシステム
ノンステップバス
共通ICカード

自動車交通流の円滑化

道路整備等

交差点改良等
路上工事の縮減
ボトルネック踏切
の解消

交通規制等

バス専用・優先
レーン
違法駐車対策の
推進

歩行者・自転車対策

関連の基盤整 備等

歩道、自転車道、
駐輪場等の整備
地域の合意に基
づくトランジットモールの
導入

低公害車の導入

低公害車等の 導入

CNGバスの導入
促進
低公害車両の優
遇

普及啓発

普及啓発 活動

広報活動の実施
シンポジウム、
イベントの実施
等

環境省支援



LRTプロジェクトの推進



バスロケーションシステム



バス専用・優先レーン



歩道、自転車道の整備



CNGバス等の低公害車の導入

- ・環境改善目標の設定(CO2排出削減量)
- ・排出削減計画策定

CO2排出削減効果調査

環境省支援

取組主体(事業者等)の継続的・
自立的取組体制の確保

低炭素社会モデル街区形成促進事業（エネルギー特会）

1,300百万円（1,300百万円）

街区まるごとCO₂20%削減事業とクールシティ中枢街区パイロット事業を統合メニュー化

地球環境局 地球温暖化対策課
水・大気環境局 大気生活環境室
地下水・地盤環境室

1. 事業の概要

宅地や商業地域等の大規模再開発の機会等をとらえて、CO₂削減だけでなく、ヒートアイランド対策としても有効な温暖化対策技術を組み合わせて、面的な広がりを持ったエリアに集中的に導入し、個別対策の集積だけでは得られないCO₂削減及びヒートアイランド対策をもたらすモデル事業を実施する。

2. 事業計画

(1) 街区まるごとCO₂20%削減事業

大規模宅地開発の機会をとらえて、大幅なCO₂削減が見込まれる対策を街区全体で導入し省CO₂化する面的対策を行い、「省CO₂削減の街」を実現する新たな宅地開発モデルを構築する。

【補助内容等】 補助先：民間事業者、補助率：1/2

(2) クールシティ中枢街区パイロット事業

ヒートアイランド現象の顕著な街区に対して、CO₂削減効果を兼ね備えた施設緑化や保水性建材、高反射性塗装、地中熱ヒートポンプなど複数のヒートアイランド対策技術や省エネ型街路照明導入を組み合わせ一体的に実施することにより、都市部にクールスポットを創出し、ヒートアイランド現象の緩和等を図るパイロット事業を実施する。

【補助内容等】 補助先：民間事業者、補助率：1/2

3. 施策の効果

「面」・「ネットワーク」による民生部門における温暖化対策のモデルを都市の市街地、地方・郊外の地域等で形成する。

建築物からのエネルギー起源二酸化炭素排出量を直接的に削減するとともに、都市のヒートアイランド現象の緩和を図る。

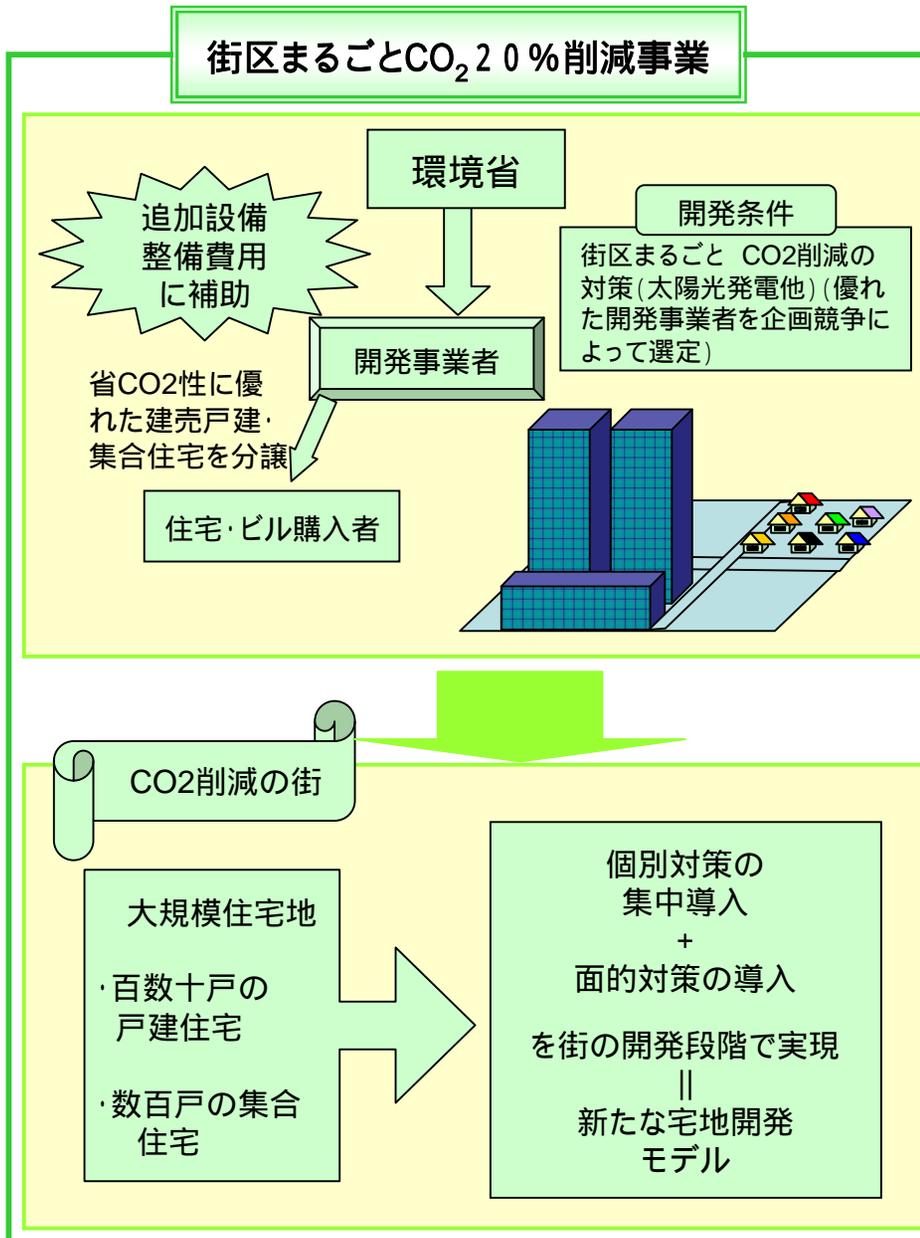
4. 備考

補助金 1,300百万円

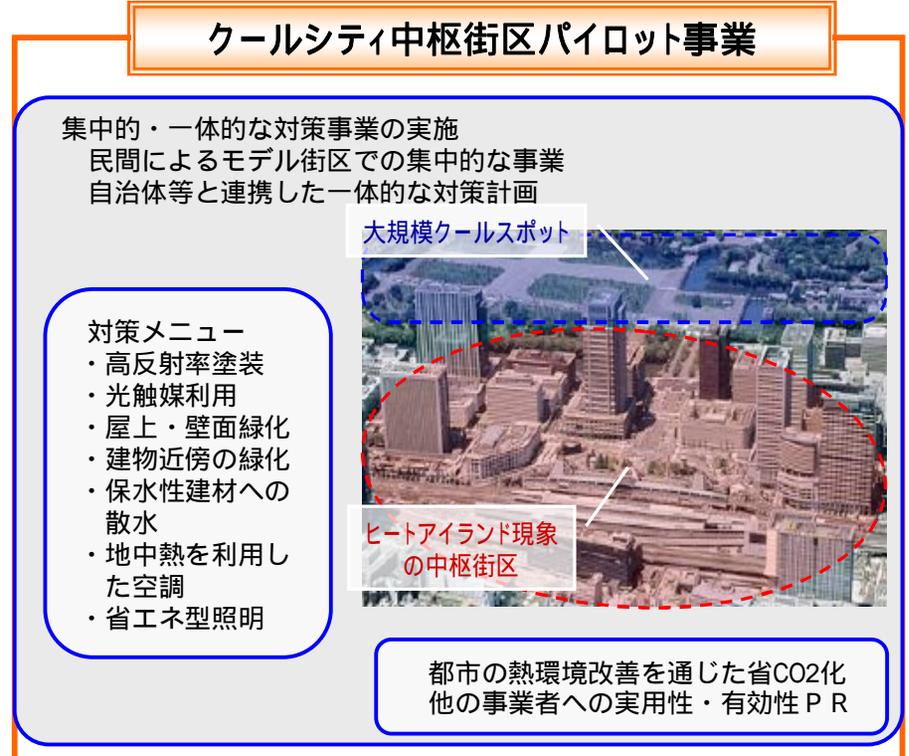
(内 訳) 街区まるごとCO ₂ 20%削減事業	600百万円
クールシティ中枢街区パイロット事業	700百万円

低炭素社会モデル街区形成促進事業

街区まるごとCO₂20%削減事業



クールシティ中枢街区パイロット事業



↓ 対策実施事例から得られた知見



地球環境研究総合推進費（競争的資金）の内	
（新）低炭素社会関係予算	500百万円（0百万円）
（新）適応対策関係予算	348百万円（0百万円）

地球環境局総務課研究調査室

1．事業の概要

地球環境問題への適切な対応には、最新の科学的知見が不可欠。本経費は、地球環境保全政策の科学的側面からの支援を目的として、全球システム変動、越境汚染、広域的な生態系保全・再生、持続可能な社会政策研究の4つの分野を対象とし、産学官を問わずわが国に存在するあらゆる研究機関から公募方式により研究を募っている。

特に平成20年度は「21世紀環境立国戦略」に示された「低炭素社会」の実現に向けた研究と、「気候変動問題の克服に向けて国際的リーダーシップ発揮」（戦略1）の重要な柱である「地球温暖化に対する適応策の高度化（賢い適応）」の研究に重点をおいて公募を実施する。

2．事業計画

地球環境問題対応型研究領域の中に、二つの特別募集枠（「低炭素社会研究」、「温暖化影響への適応策の高度化研究（賢い適応）」）を新たに設定し、その研究成果を政策へ応用することにより「21世紀環境立国戦略」の実現を科学的側面から支援・加速化する。

1研究課題当たりの研究期間は3～5年間。二つの特別募集枠を合わせて約10程度の研究課題の採択を予定している。

3．施策の効果

「低炭素社会づくり」については、街づくり、交通システム、農村復興、産業構造、ライフスタイルなどの多用な視点で今後必要な取組についてシミュレーション等によりCO₂排出量の少ない環境モデル都市や自然共生の姿を提示するなど、低炭素社会作りの加速化に寄与する。

「地球温暖化に対する適応策の高度化」については、国民生活の各方面（沿岸大都市、食料生産、健康、水資源、自然生態系など）にわたる様々な脆弱性の評価と、それを踏まえた、効果的かつ効率的なリスクの低減方策

（「賢い適応」）を検討し、温暖化影響に強い持続可能な国土・社会の形成の基盤となる知見を提供する。

4．備考

競争的研究資金

（内訳）

低炭素社会研究特別募集枠	500百万円
適応策研究高度化特別募集枠	348百万円

地球環境研究総合推進費 特別募集枠の設定

「21世紀環境立国戦略」に示された持続可能な社会の実現には、「低炭素社会」は欠くことのできない要素のひとつであり、その具体的なビジョンと実現への道筋が重要となっている。

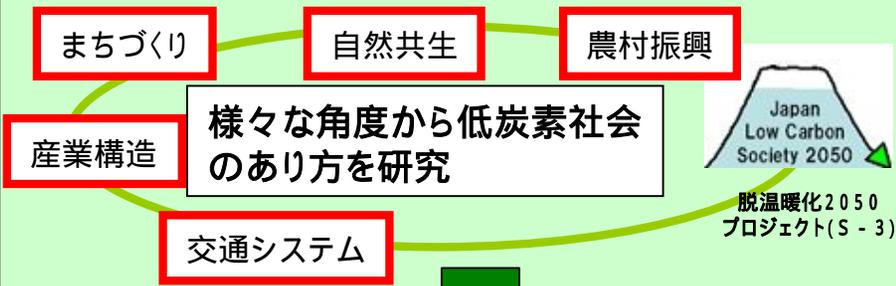
さらに「気候変動問題の克服に向けて国際的リーダーシップ発揮」(戦略1)の重要な柱として、地球温暖化に対する適応策の検討を行う必要がある。

地球環境問題対応型研究領域の中で、新たに二つの特別募集枠を設定し、下記の2つの研究課題への取組を強化し、研究成果を政策へ応用することにより「21世紀環境立国戦略」の実現に向けた動きを科学的な側面から支援・加速させる。二つの特別募集枠を合わせて、約10程度の研究課題の採択を予定している。

低炭素社会研究の高度化

当推進費では、「脱温暖化2050プロジェクト」により、低炭素社会に向けたシナリオ研究を実施。

本特別枠の研究を実施することにより、多様な視点に立った研究成果(下図の赤枠)が集積され、今後必要な取組についてシミュレーション等によりCO₂排出量の少ない環境モデル都市や自然共生の姿を提示するなど、低炭素社会作りの加速化に寄与する



温暖化影響への適応策の高度化研究(賢い適応)

「賢い適応」を研究することにより、効果的・効率的な温暖化影響の回避・低減を推進。

本特別枠の研究を実施することにより、国民生活の各方面(沿岸大都市、食料生産、健康、水資源、自然生態系など)にわたる様々な脆弱性の評価と、それを踏まえた、効果的かつ効率的なリスクの低減方策(「賢い適応」)を検討し、温暖化影響に強い持続可能な国土・社会の形成の基盤となる知見を提供する

これら特別募集枠の研究成果を踏まえ「環境立国」を実現

(改) 2050年の低炭素社会に向けた持続可能な開発のための教育 (E S D) の在り方検討	20百万円(6百万円)
--	-------------

総合環境政策局環境教育推進室

1. 事業の概要

平成15年9月に「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(以下『環境保全活動・環境教育推進法』という。)」が施行され4年が経過した。同法は法施行後5年を目途に法の施行状況を検討し必要な措置を講ずることとされている。一方、安倍総理が本年のハイリゲンダムサミットで提案した2050年の低炭素社会構築に向けた長期戦略「美しい星50」達成のためには、環境教育を、各人に持続可能な社会づくりに参加することを促す「持続可能な開発のための教育(ESD)」へと発展させていく必要があり、同法の見直しにおいてもESDの観点を盛り込むことが求められる。

そこで、平成19年度に実施した環境教育の推進状況の調査・評価を踏まえ、長期的な視点でESDの在り方に関する調査を行うとともに、有識者からなる検討会において、環境保全活動・環境教育推進法及び同法に基づく基本方針に関して必要な措置及び長期的な課題に関する検討を行う。

2. 事業計画

(1) 長期的なESDの在り方に関する調査

長期的な低炭素社会の実現のために、環境教育をESDに向けてどのように発展させていくべきか、ESDの効果の評価方法や教育手法等、長期的なESDの在り方及びそれに向けた短期的な取組事項に関する調査を行う。

(2) 検討会の開催

有識者からなる検討会において、(1)の調査結果を踏まえ、環境保全活動・環境教育推進法及び同法に基づく基本方針に関して必要な措置及び長期的な課題を検討する。

3. 施策の効果

環境教育の推進状況調査に基づき現行の環境保全活動・環境教育推進法の評価を行い、2050年の低炭素社会構築に向けた長期的な視点で今後の推進方策の在り方等の検討、同法の見直しを行うことにより、ESDがより効果的に推進される。

4. 備考

調査費 20,496千円(上記(1)~(2)の各種調査)

2050年の低炭素社会に向けた持続可能な開発のための教育の在り方検討

低炭素社会へ

2008

2025

2050



学生

社会人として低炭素社会づくりに取り組む

6歳

学生

社会人

- ・ どのような人材を育成するか？
- ・ どのような手法を用いるか？
- ・ 教育をどう評価するか？

持続可能な開発のための教育 (ESD)

反映

有効な教育手法・評価手法の開発・実施

2008 環境保全活動・
環境教育推進法見直し

- (1) 長期的な視点での環境教育・ESDの在り方に関する調査
- (2) 有識者による法・基本方針見直し、長期的課題検討

地球温暖化対策技術開発事業(エネ特会)

3,709百万円(3,302百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

現在、我が国においては、京都議定書の6%削減約束の達成に向けて、温室効果ガス排出量を削減するための各種の対策技術の導入普及に取り組んでいるところであるが、依然として運輸部門・業務その他・家庭部門の温室効果ガス排出量は増加傾向にある。

このため、既存の対策技術に加え、新たな対策技術の開発・実用化・導入普及を進めていくことが必要不可欠であることから、基盤的な温暖化対策技術の開発について公募により選定した民間企業等に委託又は補助して行う。

2. 事業計画

以下の技術開発分野ごとに、基盤的な温暖化対策技術の開発について、優れた技術開発の実施に係る提案と実施体制を有する企業等を公募により選定し、委託又は補助して行う。

(1) バイオマスエネルギー等戦略的温暖化対策技術開発【委託】

イノベーション25において社会還元加速プロジェクトの一つである「環境エネルギー問題等の解決に貢献するバイオマス資源の総合利活用」、及び研究開発ロードマップに位置づけられた「バイオマスエネルギー技術・利用システム技術」、「革新的水素貯蔵・輸送技術」を重点テーマとしてについて、技術開発を行う。

1) バイオマス資源総合利活用システム技術開発

地域に即したバイオマスの高度利用システムの構築を図る技術開発テーマについて公募提案を募り、選定案件の技術開発を行う。

また、草木質バイオマス系のエネルギー利用及び持続可能型地域バイオマス利用システムに関する技術開発テーマについて公募提案を募り、選定案件の技術開発を行う。

2) 革新的水素貯蔵・輸送技術

安全な革新的水素貯蔵・輸送技術について技術開発を行う。

(2) 地球温暖化技術開発

1) 重点的に取り組む技術開発【委託】

省エネ対策技術実用化開発

省エネ対策技術の分野において、実用化できる省エネ対策技術開発。

再生可能エネルギー導入技術実用化開発

バイオエタノール10%混合ガソリン(E10)利用などのバイオエタノールの高濃度利用に必要な環境整備等バイオマスエネルギー(戦略重点課題として取り扱う草木質バイオマスエネルギー技術・地域バイオマスエネルギー利用システム技術を除く)を含む再生可能エネルギー導入技術における技術開発。

都市再生環境モデル技術開発

都市の特性を踏まえた先導性・先見性が高い地球温暖化対策に係る技術開発・実証。

循環資源由来エネルギー利用技術実用化開発

循環資源由来エネルギーによる高効率発電技術等の実用化に係る技術開発・実証。

2) 製品化技術開発【補助】

上記の категорияにおいて、これまでの技術開発の成果により、製品化が十分期待できる有望な技術を対象として、技術開発を行う。

【補助内容等】

補助先 民間企業等

補助率 1 / 2

3. 施策の効果

実用化できる新たなエネルギー起源二酸化炭素排出量削減対策技術の開発。

4. 備考

委託費 3,209百万円

補助金 500百万円

地球温暖化対策技術開発事業(エネルギー対策特会)

- ・**実用化を促進する技術**の開発、実証
- ・**中長期的視点から、経済社会システムの変革を促す基盤的な技術**の開発の両面から、CO2削減につながる技術開発を委託・補助により支援。
委託・補助先は**公募**により選定。

バイオマスエネルギー等戦略的温暖化対策技術開発(委託事業)

イノベーション25において社会還元加速プロジェクト、及び研究開発ロードマップに位置づけられた技術開発に対する支援。

- ・社会還元加速プロジェクト
【環境エネルギー問題等の解決に貢献するバイオマス資源の総合利活用】
- ・研究開発ロードマップ
【効率的にエネルギーを得るための地域に即したバイオマス利用技術】
【先端燃料電池システムと安全な革新的水素貯蔵・輸送技術】

- (1) バイオマス資源総合利活用システム
技術開発
- (2) 革新的水素貯蔵・輸送技術

地球温暖化対策技術開発事業

重点的に取り組む技術開発(委託事業)
地球温暖化対策に資する基盤的な技術開発に対する支援。

- (1) 省エネ対策技術実用化開発
- (2) 再生可能エネルギー導入技術実用化開発
- (3) 都市再生環境モデル技術開発
- (4) 循環資源由来エネルギー利用技術実用化開発

製品化技術開発(補助事業)

技術開発委託事業の成果等により**製品化が十分に期待できる**地球温暖化対策技術に係る技術開発・技術実証を行う。

(新) 廃棄物処理システムにおける革新的な温室効果ガス排出抑制対策
検討調査

50百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1. 事業の概要

地球温暖化対策は喫緊の課題であり、6月、ドイツで開催された第33回主要国首脳会議(ハイリゲンダム・サミット)にて、2050年までに温室効果ガスの排出量を半減するとの宣言が採択されており、その実現に向けた抜本的な施策が求められているところ。

廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出は、我が国の温室効果ガスの排出のうち3%を占めており(一般廃棄物1%、産業廃棄物2%)、この部門において、全体の排出量半減に貢献するには、廃棄物エネルギーの徹底利用に加え、低炭素社会と循環型社会の両方に貢献する3Rシステムの具体像を早期に提示することが必要であるため、以下の事業を行う。

- (1) 廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出状況の把握方法の調査を行う。
- (2) 温室効果ガスの抜本的な削減方策の調査、検討(技術評価と費用対効果の評価)を行う。
- (3) 抜本的な削減方策モデル実証の実施を行う。

2. 事業計画

- 平成20年度 専門委員会の開催、削減方策の検討・とりまとめ、抜本的対策のモデル実証の実施
- 平成21年度 50年に向けたロードマップの作成、抜本的対策のモデル実証の実施
- 平成22年度 抜本的対策のモデル実証の実施、モデル実証結果の評価とその成果の普及
- アウトプットとして、循環基本計画見直しへ反映(平成23年度～)

3. 施策の効果

2050年までに温室効果ガスを半減できるようなロードマップを作成し、中長期的に対策に取り組む体制を整備する。最終的な成果として、2050年までに温室効果ガスの半減を達成する。

4. 備考

調査費

(内訳) 廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出状況の把握方法の調査

25,000千円

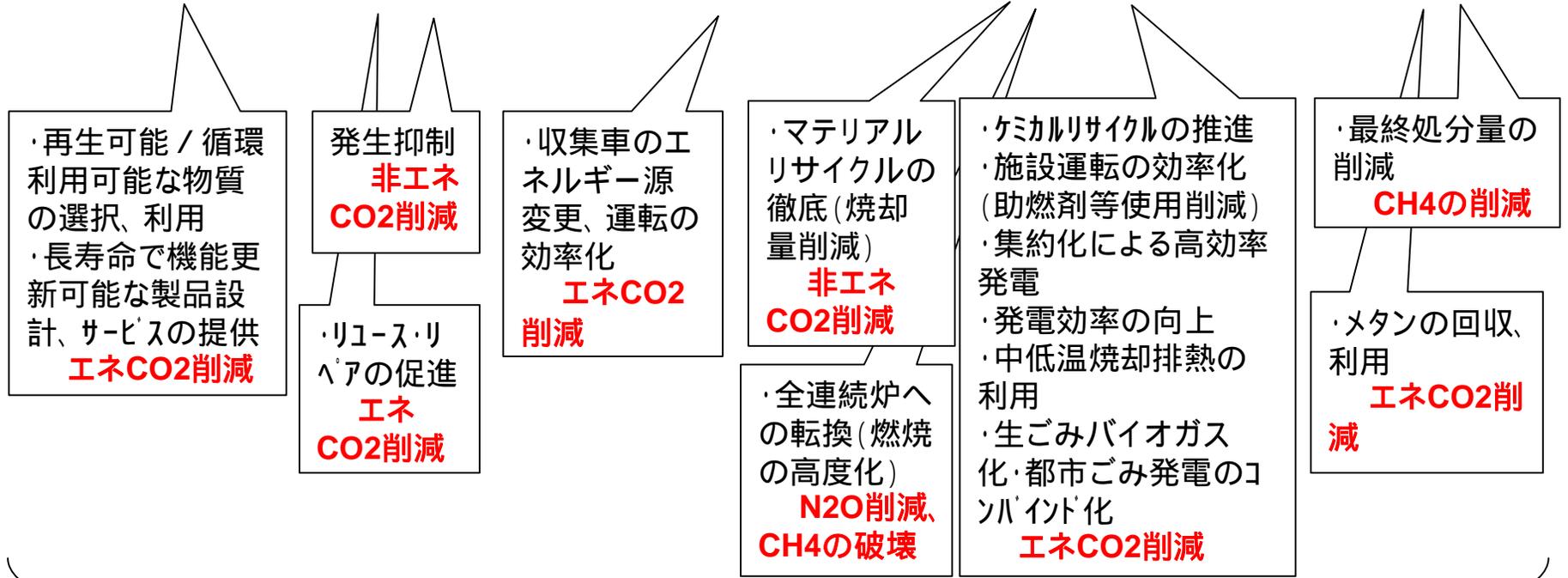
温室効果ガスの抜本的な発生源別削減方策の調査 25,000千円

廃棄物処理システムにおける革新的な温室効果ガス排出抑制対策

(モノの流れ)



(対策・削減ガス)



・温室効果ガスの抜本的な削減方策の調査、検討(技術評価と費用対効果の評価)
・抜本的な削減方策モデル実証の実施

2050年までに温室効果ガスを半減
低炭素社会及び循環型社会構築に貢献

(新) 二酸化炭素海底下地層貯留技術開発事業費(エネ特)

500百万円(0百万円)

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

二酸化炭素回収貯留(CCS)は、地球温暖化対策として重要なオプションと位置づけられている。将来、CCSによる二酸化炭素貯留量を温室効果ガス削減クレジットとして獲得するためには、二酸化炭素の回収、運搬、圧入等の一連の工程に加え、アセスメント、モニタリング等を通じて二酸化炭素を環境上安全に貯留するという管理システムが必要である。このうち、二酸化炭素回収、運搬、圧入等の要素技術については、我が国においてもこれまで開発が行われてきたが、環境保全上効果的で、透明性が高く、コスト効率的で、かつ削減クレジット獲得が可能なCCSの管理システムについての検討は緒についたばかりである。

そこで、今後実施が予定される、海底下をターゲットとしたCCSに係る環境影響評価やモニタリング等の環境保全上適正な管理手法の開発を行う。また、ライフサイクルアセスメント(LCA)等を通じてCCSの全工程に要するエネルギーを最適化する高効率な運用システムの開発を行う。

2. 事業計画

(1) 二酸化炭素海底下地層貯留に係る管理手法の高度化に関する技術開発

環境影響評価の低コスト化・高効率化のための技術開発

より精度の高い予測のための漏洩シナリオの開発、環境影響評価手法の開発を行う。

モニタリングの低コスト化・高効率化手法に関する技術開発

二酸化炭素海底下地層貯留に係るモニタリング手法について、低コスト化・高効率化のための技術開発を行う。

(2) LCAによるCCSの高効率システムの開発

二酸化炭素排出量に関するLCA、国内外におけるCCS導入可能性調査を実施し、CCSの工程に要するエネルギーを最適化する高効率な運用システムを開発する。

3. 施策の効果

本事業の実施により、海洋環境保全上効果的で、透明性が高く、コスト効率的なCCSの管理システムが確立し、将来のCCSによる大幅な二酸化炭素削減クレジットの獲得に貢献する。

4 . 備考

委託費 500百万円

(内訳)

環境影響評価の低コスト化・高効率化のための技術開発

65百万円

モニタリングの低コスト化・高効率化手法に関する技術開発

370百万円

LCAによるCCSの高効率システムの開発

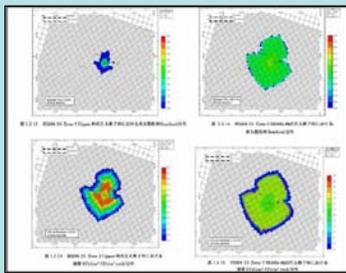
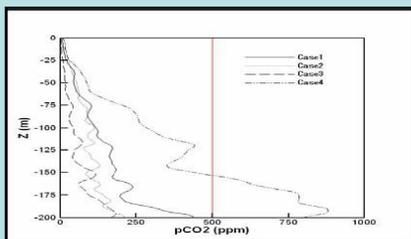
65百万円

二酸化炭素海底下地層貯留技術開発事業概要

二酸化炭素海底下地層貯留に係る管理手法の高度化に関する技術開発

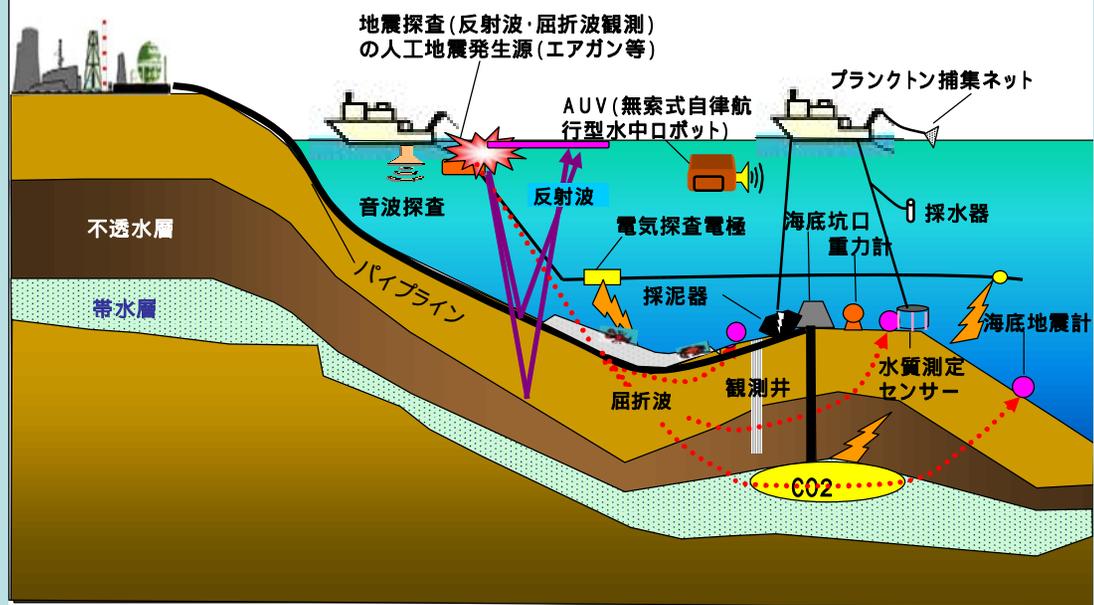
(1) 環境影響評価の低コスト化・効率化のための技術開発

環境影響評価によるシミュレーション



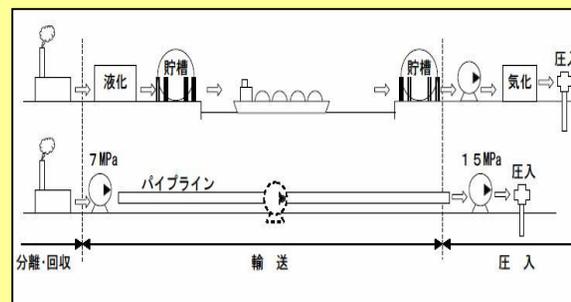
(2) モニタリングの低コスト化・高効率化手法に関する技術開発

CO₂大規模排出源



LCAによるCCSの高効率システムの開発

LCA (ライフサイクルアセスメント) の実施



国内外におけるCCSの導入可能性調査



地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金

175百万円(115百万円)

地球環境局総務課研究調査室

1. 事業の概要

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）は、当該地域の参加21ヶ国が参加し、地球変動研究に対する競争的な研究資金を提供する機関。政府間会合・科学企画委員会を開催し、地域の政策ニーズと科学的な研究ニーズに基づいて、共同研究・能力開発プログラムへの支援を行っている。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次評価報告書（2007）で報告されているように、自然資源に経済を依存する開発途上国は、気候変動の影響に特に脆弱であり、適応能力を高めるための研究支援の必要性が高まっている。

また、「21世紀環境立国戦略」においては、海面上昇や干ばつなどの温暖化の影響を受けやすい地域、特に、温暖化により国土の水没、砂漠化等の危機にさらされている途上国への配慮の必要性に言及するとともに、新しい資金メカニズムの構築の検討を行うとしている。

これら背景を踏まえ、本事業では、既存のプログラムに加えて、気候変動への適応に焦点をあてた特別枠を新たに創設し、途上国における「賢い適応」の実施能力の向上を図る。

2. 事業計画

平成19年3月に開催予定の政府間会合・科学企画委員会において、「適応」についての研究・能力開発ニーズを把握。平成20年度から、共同研究プログラム及び能力開発プログラムに「適応」枠を創設。プロジェクトの公募を行う。気候変動影響に対する脆弱性評価、地域的な影響予測、地域適応計画の作成などのプログラムを着実に実施する。

3. 施策の効果

途上国自らが温暖化の将来予測や地域の環境・経済・社会状況に基づく適切な脆弱性評価を実施し、リスクを同定し、その回避・低減方策を検討する能力を身につけることにより、効果的・効率的な「賢い適応」の実施が推進される。

4 . 備考

拠出金 175百万円

(内訳)

政府間会合及び科学企画グループ会合の開催等	38,429千円
開発途上国の研究能力開発・向上プログラム	31,334千円
公募型共同研究プログラム	40,966千円
気候変動の適応に係る研究能力開発及び公募型共同研究の推進	64,218千円

地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金

アジア太平洋地球変動ネットワーク(APN) - 当該地域の21ヶ国が参加する地球変動研究に対する競争的な研究資金を提供する機関 - へ既存のプログラムへ加えて、気候変動への「適応」特別枠を新たに創設し、途上国における「賢い適応」の実施能力の向上を図る。



APNの枠組を利用した、アジア各国の研究ニーズの把握、計画的な研究の実施

公募型共同研究(1998～2006年度実績) 105案件
研究者数概ね350人以上

キャパシティ・ビルディング型研究
(2003～2006年度実績) 34案件
研究者数:概ね100人以上

新たに「適応」特別枠を創出

[背景]

■「21世紀環境立国戦略」において、温暖化の影響を受けやすい地域(特に途上国)への対策が必要、と言及。

■ IPCC 第4次評価報告書: 自然資源に経済を依存する途上国は、気候変動に対して脆弱。

[施策の効果]

■ 途上国自らが温暖化に将来予測や地域の環境・経済・社会状況に基づく適切な脆弱性評価を実施し、リスクを同定し、その回避・低減方策を検討する能力を高める。

■ 効果的・効率的な「賢い適応」の実施を推進。

(新)地球温暖化による公共用水域の水質への影響調査

50百万円(0百万円)

水・大気環境局水環境課

1. 事業の概要

地球温暖化により、水温の上昇等による植物プランクトンの増加や湖内の水温差によって生じる水循環の減少から貧酸素化が生じるなど、湖沼や河川等の公共用水域の水質の悪化が引き起こされることが研究者等によって指摘されている。例えば、琵琶湖では、今年、深層の溶存酸素量が半分程度になったことが観測されるなど、1979年の調査開始以来初めての事態が発生しており、今後どれほど深刻な問題が起きるかの予測がつかない状態である。また、IPCC第4次報告第2作業部会の報告において、多くの地域で湖沼や河川の水温上昇に伴い、水質へ影響が生じるとされている。

しかし、地球温暖化によって引き起こされる水質への影響については調査及び研究事例が少なく、現在あまり明らかにされていない。

このため、全国の湖沼のうち、今後、地球温暖化によって水質の悪化が引き起こされることが懸念される公共用水域について、水温、降水量、溶存酸素量、COD等のデータについて調査分析し、水質への影響を把握・将来予測する。また、温暖化により看過できない水質の悪化が生じた場合の実施可能な適応策についても検討を行う。

2. 事業計画

調査項目	H20	H21	H22
・地球温暖化による公共用水域の水質への影響に係る研究調査の情報収集・整理 ・同影響に係る調査分析 ・調査及び対策検討結果報告書作成	→		
			→
			→

3. 施策の効果

地球温暖化による公共用水域の水質への影響について実態を把握し、実行可能な適応策の検討を行うことにより、公共用水域の水質保全を図る。

4. 備考

調査費 50,023千円

(内訳)地球温暖化による公共用水域の水質への影響調査 50,023千円

自然環境局 自然環境計画課 生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

(1) 目的

21世紀環境立国戦略や第3次生物多様性国家戦略を受けた自然共生社会づくりを着実に進めていくため、地域における生物多様性の保全再生に資する活動の実施のために必要な経費を交付金として支給するもの。

交付金のメニューは以下のとおり。

野生動植物保護管理対策

外来生物防除対策

重要生物多様性地域保全再生

(2) 交付対象者：地方公共団体、大学、民間団体（企業、NPO、地域組織などの民間団体）等

(3) 交付基本額（事業費）：取組に必要な経費、もしくは交付基本額の上限のいずれか小さい額の1/2を限度として、予算の範囲内で交付。

地方公共団体（上限） 10,000千円

その他の主体（上限） 2,000千円

2. 年次計画

平成20年度～平成24年度

3. 成果目標

地域における、希少な野生動植物の生息・生育環境の保全及び鳥獣と人とのあつれきの解消を図る。

外来生物による生態系への影響等を軽減・防止する。

全国的な観点から重要な地域における生物多様性の保全等に資する活動を支援・推進することで、国土全体の生物多様性の保全再生を推進する。

4. 備考

交付金300,000千円(内訳)地方公共団体(40ヵ所)200,000千円

その他の主体(100ヵ所)100,000千円

生物多様性保全推進交付金

背景

- ・21世紀環境立国戦略:生物多様性の保全による自然の恵みの享受と継承
- ・第3次生物多様性国家戦略:生物多様性の社会への浸透、地方の取組・民間参画の推進

< 課題 >

希少野生生物の保護

野生鳥獣の保護管理

外来生物による影響

地域の自然再生推進

世界自然遺産の保全

湿地等の重要地域

国

< 財政的支援 >

交付金の交付
(国費1/2以内)

地域の取組の推進

地域における
多様な主体

地方公共団体

大学

民間企業

NPO・NGO

地域住民団体

上記団体により構
成される協議会

(新)「いきものにぎわいプロジェクト」推進費 105百万円(0百万円)

自然環境局 自然環境計画課 生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)開催(平成22年)に向けて、生物多様性の重要性について国民の理解を得るとともに、多様な主体の参加、協働による取組を展開する。

(1)「いきものにぎわい100人委員会」の設立と民間参画の推進

各界に広く参加を呼びかけて、官民パートナーシップ組織である「いきものにぎわい100人委員会」を設立する。同委員会は、民間参画の輪を広げる中核組織とする。

同委員会は、ワークショップ形式により、生物多様性保全の意義、重要性をわかりやすく国民に伝え、社会に浸透させる方策を提言するとともに、その推進役を担う。

(2)「いきものにぎわいキャンペーン」の実施

生物多様性の重要性について国民の理解を得るための広報キャンペーンとして、「100人委員会」の提案を得て「いきものにぎわいキャンペーン」を展開する。

共通ロゴマークの作成と、ロゴマークを活用し各種活動とのタイアップによる広報を展開する。

首都圏及び地方都市におけるシンポジウムや、「いきものにぎわいフェスティバル」などのイベントを開催し、市民レベルでの関心を盛り上げる。

「my 風土宣言～3つのアクション～」を登録することにより、各地域に固有の生物多様性の保全について、市民一人ひとりの自主的な行動(アクション)を促すため、「生物多様性サポーター」活動を展開する。

(3)地方自治体版生物多様性保全戦略の手引き、企業活動ガイドラインの策定

地域活動の具体的な指針となる生物多様性戦略を、都道府県や政令市等が、地域の自然的社会的特性に応じて策定するための手引き書を作成する。

企業の自主的取組を促すため、海外企業の事例も参考としつつ、原材料調達等における行動原則を企業等との協働によりガイドラインとして策定する。

2. 事業計画

(1)「いきものにぎわい100人委員会」の設立と民間参画の推進：平成20～22年度

(2)「いきものにぎわいキャンペーン」の実施：平成20年度～22年度

(3)地方版戦略の手引き、企業活動ガイドラインの策定：平成20～22年度

3. 施策の効果

・民間のアイデアを取り入れることで、よりわかりやすい形での生物多様性の重要性の社会への浸透が可能となる。それにより、様々な主体による地域の自然に根ざした活動が活性化し、人と自然が共生する社会の構築が着実に進むことが期待できる。

・また、これらの取組を通じて、生物多様性条約COP10の開催を契機とした生物多様性保全への取組を飛躍的に推進し、国内外にアピールを行う。

4. 備考

調査費：105,121千円

(1)「いきものにぎわい100人委員会」の設立と民間参画の推進：21,366千円

(2)「いきものにぎわいキャンペーン」の実施：40,650千円

(3)地方自治体の手引き、企業ガイドラインの策定：43,105千円

いきものにぎわいプロジェクト推進費

21世紀環境立国戦略

COP10開催を契機に生物多様性の重要性について国民の理解を得るための取組を展開するとともに、(中略)都道府県レベルでの生物多様性保全戦略の策定などによる「いきものにぎわいプロジェクト」を展開し、国と地方公共団体、そして民間との連携による取組を強力に進める。

< 事業内容 >

1. 「いきものにぎわい100人委員会」の設立と民間参画の推進

官民パートナーシップ組織「いきものにぎわい100人委員会」の設立

委員会は、ワークショップ形式により、わかりやすく国民に伝え、社会に浸透させる方策を提言するとともに、その推進役を担う

2. 「いきものにぎわいキャンペーン」の実施

共通ロゴマークの作成と活用による広報の展開

全国各地におけるシンポジウムや、「いきものにぎわいフェスティバル」の開催

「my風土宣言～3つのアクション～」の登録による市民の自主的な行動を促進

3. 地方自治体版生物多様性保全戦略の手引き・企業活動ガイドラインの策定

地方自治体版生物多様性保全戦略の手引きの策定

企業活動ガイドラインの策定

・諸外国の事例を参考
・様々な主体と協働

(新)『五感で学ぼう!』子ども自然体験プロジェクト

47百万円(0百万円)

自然環境局総務課

1. 事業の概要

関係省庁と連携し、農山漁村での自然体験や国立公園内での自然保護官の業務体験といった五感で学ぶ原体験を通じて、人としての豊かな成長など次世代を担う子ども達の育成を図るとともに、自然と人との共生や生物多様性保全について子ども達を始め関係者の理解を深める。

【事業の内容】

クラスメイトと泊まって学ぶ自然体験プラン

全国の国立公園や農山漁村などで子ども達を対象に実施されている自然体験活動等の事例等を取りまとめ、連携省を通じて学校に情報を提供する。また、モデルとなる地域において、自然体験メニューの検討や受入側の人材育成等を行う。

「体感!!パークレンジャー」プラン

子ども達が、国立公園等の豊かな自然地域で、環境省自然保護官等の指導を受けながら、様々な自然環境保全活動を行い、自然への理解を深める。

2. 事業計画

平成20年度～平成24年度

3. 施策の効果

次世代を担う子ども達が、机上ではない実体験をすることにより、「人と自然の関係」など自然との共生や生物多様性の理解向上に資するとともに、人としての豊かな成長につながる。

4. 備考

クラスメイトと泊まって学ぶ自然体験プラン 29,243千円
(本省:1事業者=10,166千円)
(地方:3地域=19,077千円)

「体感!!パークレンジャー」プラン 17,590千円
(地方:10地域)

『五感で学ぼう！』子ども自然体験プロジェクト

(子ども達が五感で学ぶ自然体験・学習の推進)

目的：国立公園や農山漁村における自然体験など五感で学ぶ原体験を通じて、子ども達の育成とともに、自然との共生や生物多様性保全に資する施策を展開。

21世紀環境立国戦略
都市と農山漁村の共生・
対流副大臣PT

クラスメイトと泊まって学ぶ自然体験プラン

子ども達を対象にした自然体験活動の事例を学校に情報提供するとともに、モデルとなる地域でのメニュー検討や人材育成等を実施。
(農林水産省、文科省、総務省連携)



『体感！！パークレンジャー』プラン

国立公園等の豊かな自然地域において、自然保護官等の指導のもと、様々な自然環境保全活動を実施。



次世代を担う子ども達が、「人と自然」の関係など自然との共生や生物多様性の理解向上に資するとともに、人としての豊かな成長につなげる。

1. 事業の概要

- (1) 里地里山の保全再生を促進するため、平成16年度から「里地里山保全再生モデル事業」を実施し、地域特性に応じた実践的な保全再生手法の確立や体制づくりなどを進めてきたところであり、今後はこの成果を踏まえつつ、里地里山の保全再生を全国的に展開することが必要である。
- (2) また、「21世紀環境立国戦略」では、里地里山を例とした「世界に向けた自然共生社会づくり - SATOYAMAイニシアティブ - の提案」と「未来に引き継ぐ里地里山」のために必要な施策を今後1, 2年で重点的に着手すべきとされたところである。
- (3) これらを受け、関係府省と連携して、以下の事業について検討・実施する。

未来に引き継ぎたい里地里山を「重要里地里山300」として選定。環境教育・エコツーリズムの場やバイオマスの利用など新たな利活用方策の検討と試行・社会実験

多様な主体が共有の資源として持続的に管理・利用するルールや枠組の構築

里地里山を例とした我が国の自然共生社会づくりの取組に加えて、世界各地の自然共生の智慧と伝統の事例を収集・調査し、これらをあわせて、「SATOYAMAイニシアティブ」と名付けて世界に提案。

2. 事業計画

- (1) 重要里地里山の選定(平成20年度)
- (2) 里地里山の自然資源の新たな利活用方策の検討と試行
(平成20~24年度)
- (3) 多様な主体の参加促進方策の検討・実施(平成20~24年度)
- (4) 「全国里地里山行動計画」の検討・策定(平成20~24年度)
- (5) 「SATOYAMAイニシアティブ」の検討・提案・発信(平成20~24年度)

3. 施策の効果

- ・ 将来にわたり維持すべき重要な里地里山を選定し明示することにより、多様な主体の連携・参加・協働による保全再生の取組を全国的に推進。
- ・ 環境教育、バイオマスその他の新たな利活用や、企業等民間部門の参画、都市と農山漁村との連携・協力を促進していくための技術や社会システムを構築し、地域での自律的な里地里山の保全再生を促進。
- ・ 自然共生社会づくりを進めていくうえでの考え方を世界へ提案することにより、国際的な生物多様性保全と持続可能な自然資源の利用に貢献。
(G8や生物多様性条約締約国会議等でこうした取組について発信)

4. 備考

- (1) 重要里地里山の選定 27, 203千円
- (2) 里地里山の自然資源の新たな利活用方策の検討と試行 63, 104千円
- (3) 多様な主体の参加促進方策の検討・実施 70, 677千円
- (4) 「全国里地里山行動計画」の検討・策定 14, 891千円
- (5) 「SATOYAMAイニシアティブ」の検討・提案・発信 24, 258千円

SATOYAMAイニシアティブ推進事業の概要

自然との共生を図る智慧と伝統を
現代に活かした自然共生社会づくり

国内に対する施策 ~ 未来に引き継ぐ里地里山 ~

未来に引き継ぎたい里地里山を「重要里地里山300」として選定。

バイオマス、環境学習・エコツーリズム、その他の里地里山資源の新たな利活用方策の検討と地域での導入可能性を実証するための社会実験

多様な主体の保全再生活動への参加促進方策の検討・実施（里地里山保全活動大賞、保全活動ガイドライン、都市と農山漁村との保全管理・利用協定、里地里山・里親プラン等）

上記、を踏まえ、「全国里地里山行動計画」を策定。

国外に対する施策

~ SATOYAMAイニシアティブの提案 ~

「SATOYAMAイニシアティブ」の検討・提案・発信

- (1) 我が国の里地里山の実績に加え、世界各地に存在する自然共生の知恵や伝統、自然資源の持続的な利用形態、社会システムを調査。
- (2) 上記(1)の結果を踏まえ、主として途上国の地方部に係る発展・整備計画の企画立案・実施に際して、自然共生社会を形成するための優良な事例に基づく「SATOYAMA指針」を策定。
- (3) 国際機関や開発援助組織等と協働で、「SATOYAMA指針」の基本的な考え方を広く定着させるための「SATOYAMA原則」を制定。同原則に基づく国際的枠組への参加を呼びかけ。
- (4) 「SATOYAMA指針」と「SATOYAMA原則」とを組み合わせた「SATOYAMAイニシアティブ」を、G8や生物多様性条約締約国会議等において世界に発信・提案。

自然の恵み豊かで多様な生物が生息する
自然共生社会を地球全体で実現

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1. 事業の概要

隣接する都道府県の枠を越えて移動するような鳥獣の中で、特に保護管理が必要とされている種について、関係都道府県等の関係者が連携・協力して保護管理を行うことが効果的であり、そのための情報収集や指針の策定等が求められていることから、次の事業を実施する。

(1) 広域保護管理指針の策定・検証のための各種調査(継続)

広域保護管理指針を踏まえて鳥獣保護管理を効果的に推進し、広域の保護管理の効果を検証するために各種の調査等を実施する。

(2) 海棲哺乳類に関する情報収集、生息状況に関する調査及び評価(拡充)

オホーツク海や北太平洋から我が国に回遊又は生息する海棲哺乳類について、広域での保護管理の方向性を検討するのに必要な基礎的な生息状況等の調査等を行うとともに、新たに、アザラシ類による漁業被害等の状況把握・分析及び効果的な被害対策を検討するための調査等を実施する。

2. 事業計画

(1) 広域保護管理指針の策定・検証のための各種調査

平成18年度～平成23年度

(2) 海棲哺乳類に関する情報収集、生息状況に関する調査及び評価

平成19年度～平成23年度

3. 施策の効果

地域個体群等の状況及び被害の程度を踏まえ、広域的な保護管理指針が策定され、関係省庁、農林水産省、関係都道府県、市町村等が、統一した考え方の下に保護管理対策を実施することにより、当該鳥獣の地域個体群を維持しつつ農林水産等への被害が軽減される。

4. 備考

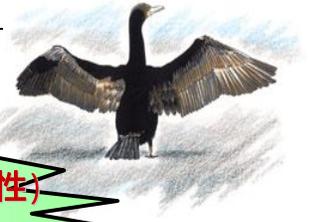
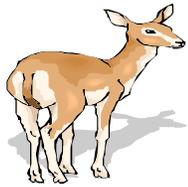
調査費 59,819千円

広域保護管理指針の策定・検証のための各種調査 43,856千円

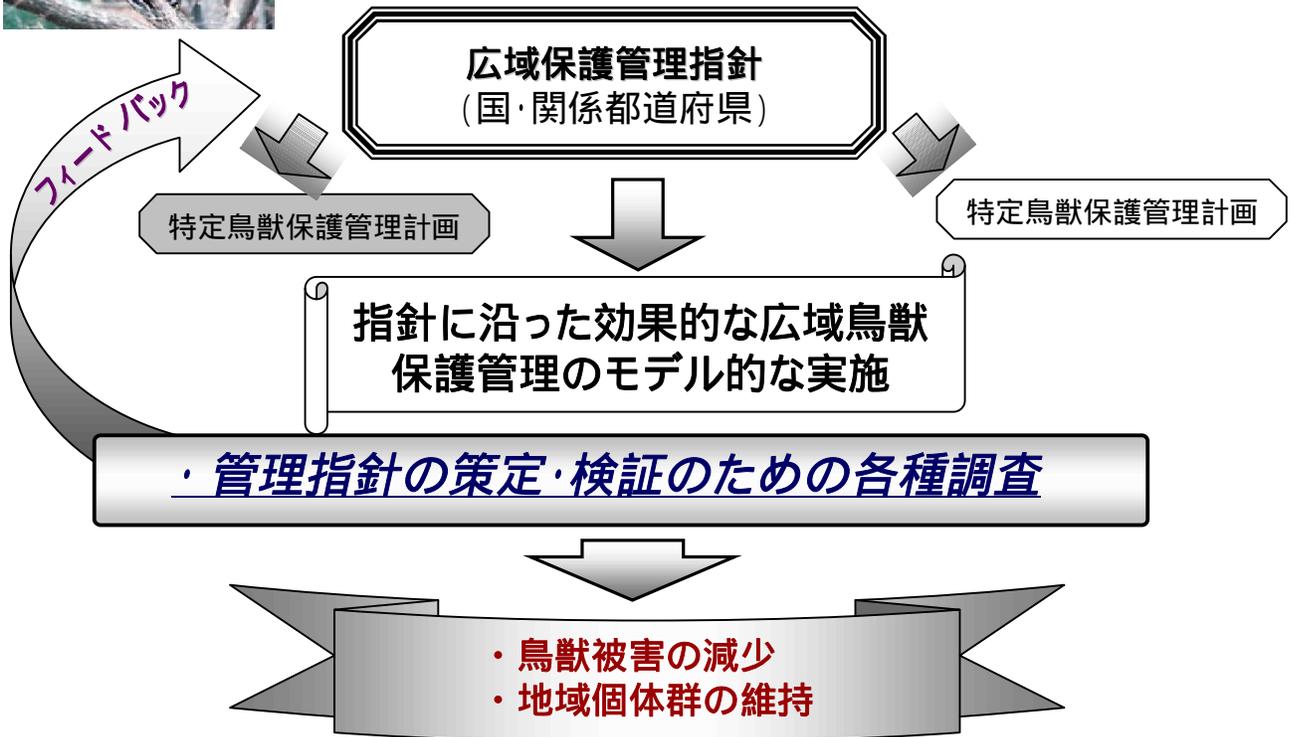
海棲哺乳類に関する情報収集、
生息状況に関する調査及び評価 15,963千円

広域分布型鳥獣保護管理対策事業

1. 広域保護管理指針の策定・検証のための各種調査(継続)



- ・ 農林業被害額が200億円で推移
(科学的なデータに基づく個体数調整等の必要性)
- ・ 絶滅のおそれのある地域個体群の存在
(西日本のツキノワグマ他)



2. 海棲哺乳類に関する情報収集、生息状況に関する調査及び評価(拡充)

〔H19年度～〕

- ・ 個体数、生育状況等の調査
- ・ 基礎的な生育状況・生態等に関する情報の収集及び集積

〔H20年度～
(拡充)〕

- ・ 漁業等による海棲哺乳類(アザラシ等)への影響実態調査
- ・ 海棲哺乳類(アザラシ等)による漁業被害に関する情報収集
- ・ 被害対策のための調査



国立公園等における大型獣との共生推進費

50百万円（22百万円）

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

国立公園等の風致景観・自然生態系や鳥獣の生息環境に悪影響を及ぼしている大型ほ乳類（ニホンジカ）について、個体数等データの収集、対策の枠組み構築、保護管理計画の作成及び被害対策の実施等により保護管理の強化を図り、国立公園の風致景観の維持及び自然生態系の保全に資することを目的として既に対策を実施している知床、尾瀬及び大台ヶ原について対策強化を図ると共に、南アルプス等これまで対策が講じられていない地域について緊急に対策を講ずる。

2. 事業計画

- 1年次 学識者、関係者による検討会の設置（現況把握・評価、管理方針検討及び緊急対策の検討）、既存データ収集整理・データ収集
 - 2年次 検討会による保護管理計画の検討（管理方策検討等）・策定及び合意形成、データ収集並びに緊急対策（試験捕獲、希少植物の食害防止柵設置等）の実施
 - 3年次 対策（個体数調整・防護柵設置等）の本格実施及び検討会による対策・効果の検証
 - 4年次 対策の実施及び検討会による対策・効果の検証
 - 5年次 対策の実施及び検討会による対策・効果の総合評価
- 計画は、標準的なもので、各地域により異なる。

3. 施策の効果

植物群落等の保護対象を大型ほ乳類による被食から防護するための施設設置や大型ほ乳類の捕獲を行って個体数を調整することにより、植物群落の消失や森林植生の変化を抑制する。

4. 備考

自然環境保全調査費 49,734千円

（内訳）

知床地域エゾシカとの共生推進事業	13,594千円
尾瀬地域ニホンジカとの共生推進事業	12,689千円
大台ヶ原地域生態系保全対策事業	9,770千円
南アルプス地域高山植物等被害対策事業	13,681千円

国立公園等における大型獣との共生推進費

ニホンジカの
個体数増加



ニホンジカの
分布拡大



森林の消失



湿原植生被害



お花畑の消失

etc.

国立公園等の自然景観の
変化や自然生態系への悪影響

放 置

国立公園等の資質の低下

種の絶滅

景観資
源の消失

森林の
更新阻害

対策の実施

- ・保護関係計画の策定
- ・植生防護柵の設置
- ・個体数調整
- ・科学的データの収集 等

自然景観の維持
自然生態系への悪影響回避

1. 事業の概要

農林水産業や生態系等に大きな影響を及ぼす特定鳥類・哺乳類(例:シカ、クマ、イノシシ、サル等)を対象として、個体数増減、生息密度の推定を重点的に実施し、国及び地方自治体の野生鳥獣保護管理に関する行政ニーズに即した迅速・効率的情報の収集提供を図る。

具体的には、特定鳥類・哺乳類の捕獲情報や都道府県の個体数モニタリング結果、現地関係者へのアンケート等により、全国的な生息情報の収集整理を行うとともに、植生など生息環境に係る既存情報の収集整理を行う。

全国のモデル地域における特定鳥類・哺乳類の生息密度推定を含む生息状況調査、生息環境の詳細把握に関する現地調査を実施し、生息密度・個体数の推定に係る手法検討を行う。

上記結果を踏まえ、特定鳥類・哺乳類に関する基本的な生息情報の収集蓄積を図るとともに、全国的・地域的な分布動向、生息密度・個体数の推定を概ね3年ごとに継続的に実施・公表する。

2. 事業計画(平成20年度～平成23年度)

- | | |
|--------------------|--|
| 平成20年度
(2008) | ・調査計画の作成
・生息情報収集 |
| 平成21年度
(2009) | ・特定鳥類・哺乳類モデル地域調査の開始
・生息情報収集・モデル地域調査(継続) |
| 平成22年度
(2010) | ・速報の取りまとめ・公表
・補完調査、調査結果の全国解析、公表 |
| 平成23年度以降
(2011) | ・継続的な情報収集・更新・公表 |

3. 施策の効果

特定鳥類・哺乳類に関する基礎的な情報の収集蓄積による適切な鳥獣保護管理の推進

4. 備考

調査費	348,758千円	(内訳)	植生調査	158,315千円
			種の多様性調査	38,769千円
			生態系多様性調査	47,649千円
			特定鳥類・哺乳類生息情報収集調査	(新規)
				104,025千円
委託費	50,895千円	(内訳)	種の多様性調査(地方公共団体9箇所)	50,895千円

特定鳥類・哺乳類生息情報収集調査

野生動物による農林水産業・生態系への被害が増加
(クマやサルの人里出没・シカ食害による植林・高山植生への被害など)

鳥獣被害対策に関する特別措置法の検討など

生息分布・密度・個体数など、生息情報の迅速な収集提供が必要

国・都道府県・市町村の連携によるきめ細かな野生動物保護管理施策の実施



クマ

約1,700~
3,600?



ニホンジカ

約11万?

約3,500?

狩猟・捕獲データ
目撃・生息情報の収集
生息環境調査
生息密度把握調査

個体数増減のトレンド
を把握・公表

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1. 事業の概要

シカ、イノシシ、カワウ等特定の鳥獣の生息域の拡大に伴い、自然生態系や農林水産業への被害が深刻化している。一方で、ツキノワグマなど地域的に絶滅のおそれのある個体群もあり、人と鳥獣の適切な関係の構築に向けた適切な保護管理が必要とされている。

鳥獣保護管理に係る専門的な指導・助言への要求が高まる一方で、狩猟者等の鳥獣保護管理の担い手が減少しており、平成18年2月の中央環境審議会答申や、平成18年の国会での附帯決議においても、人材育成・確保の必要性が強く指摘されている。

このような状況踏まえ、以下の事業を実施する。

(1) 鳥獣保護管理等専門家登録事業

鳥獣の保護管理に係る専門的知識を有する者等を登録する制度の構築・登録業務の継続・当該登録事業の活用を図る。

(2) 鳥獣行政を担当する職員の研修の充実

都道府県・市町村職員等を対象に、効果的な管理技術、広域的な鳥獣保護管理の考え方及び最新の技術等について現地講習会等を開催する。

(3) 鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者育成事業

狩猟者育成用の基礎的な研修資料等の作成や、猟区を活用した狩猟者の実地訓練によりその育成・確保を図る。

2. 事業計画

(1) 鳥獣保護管理等専門家登録事業

平成19～23年度

(2) 鳥獣行政を担当する職員の研修の充実

平成17～23年度

(3) 鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者育成事業

平成20年度 狩猟者育成のためのガイドブック等の作成

狩猟者育成のための猟区活用ガイドライン作成

平成21年度 モデル猟区を活用した狩猟者育成プログラムの作成

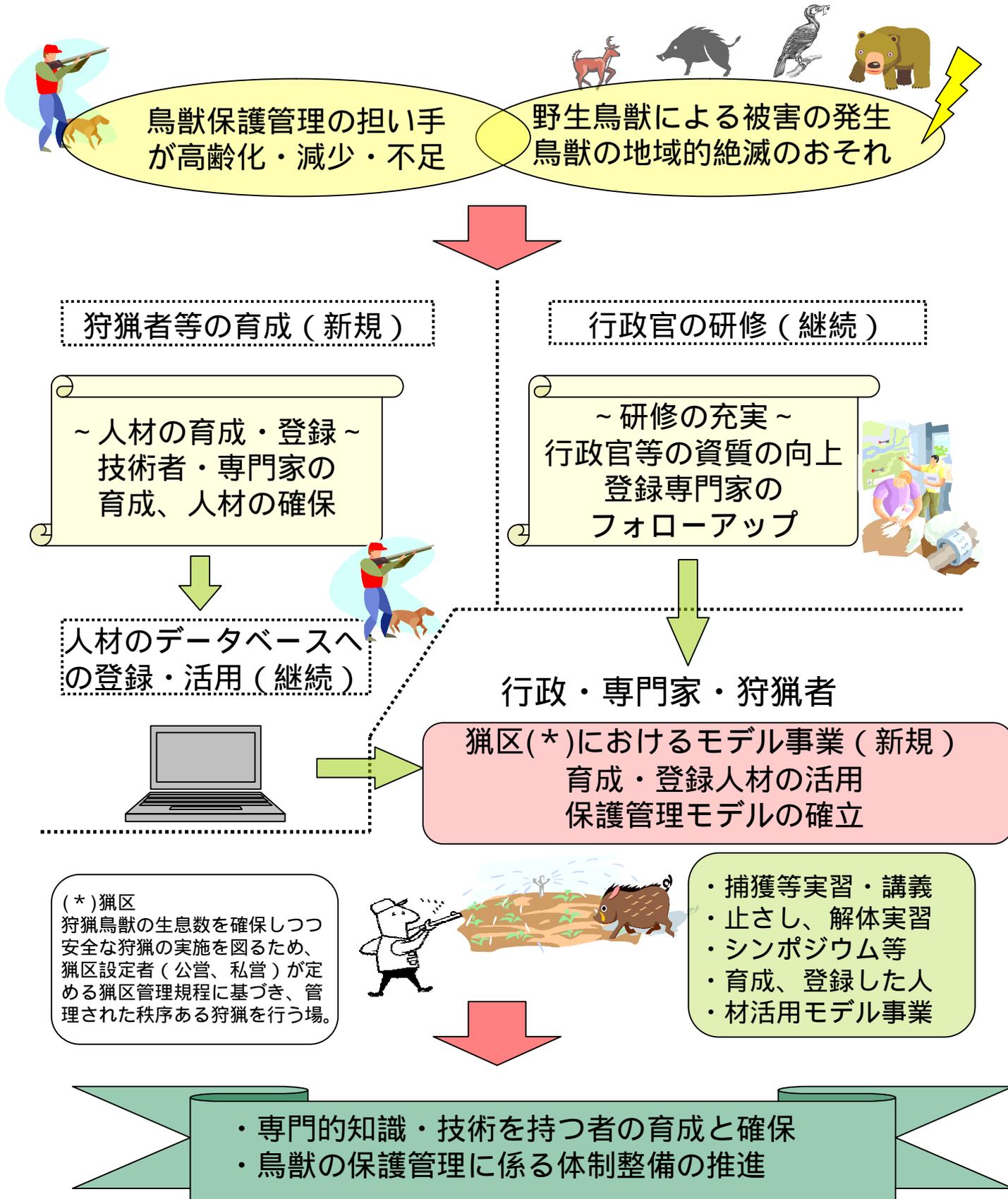
3. 施策の効果

特定鳥獣保護管理計画の策定・実施、鳥獣による被害の防止、捕獲等の保護管理に係る適正な技術・知識を持つ者の育成と確保される。また、これにより鳥獣の保護管理に係る体制整備が推進される。

4. 備考

事業費	103,692千円	鳥獣保護管理専門家登録事業	14,366千円
		鳥獣行政担当職員研修の充実	20,000千円
		狩猟者育成事業(全国7地域)	69,326千円

鳥獣保護管理に係る人材育成事業



自然環境局野生生物課

1．事業の概要

わが国における高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、インフルエンザウイルスの感染経路の解明が急務となっているが、渡り鳥が、発生地域からウイルスを運搬している可能性があると考えられていることから、渡り鳥の詳細な飛来経路情報が求められている。

これまで我が国で鳥インフルエンザが発生したのは、いずれも冬期であること、また、我が国で発生した鳥インフルエンザのウイルスが中国、韓国のウイルスと系統が同じであることが判明したことから、特に中国、韓国を經由する渡り鳥について飛来経路の早急な解明への要請が強まっているところである。

このため、本事業では、中国、韓国において渡り鳥（主にカモ類）を捕獲し、人工衛星追跡用送信機を装着し、位置情報を収集することで、渡り経路の把握を行う。また、我が国で越冬しているカモ類についても送信機を装着し、渡り経路の把握を行う。

2．事業計画

平成17～19年度

衛星追跡による渡り経路の把握

平成20～22年度

衛星追跡による渡り経路の把握(中国・韓国からの飛来経路の重点的解明)

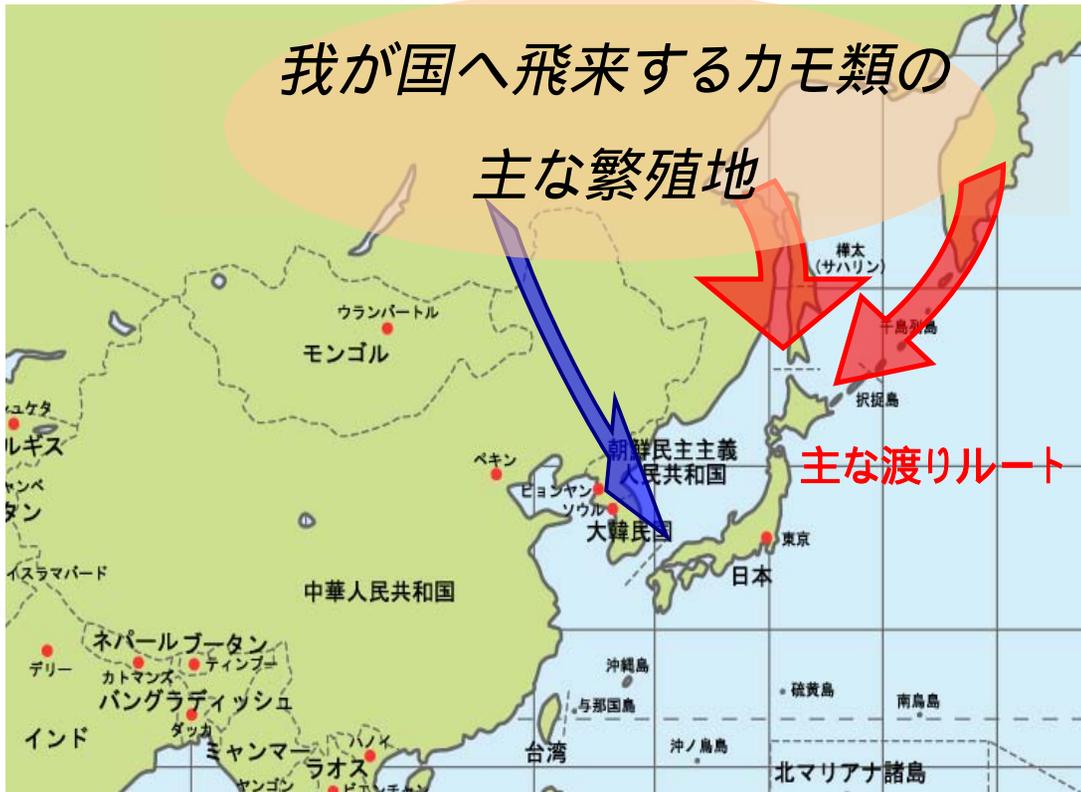
3．施策の効果

我が国への渡り鳥の飛来経路について、特に中国・韓国からの飛来経路を中心に公表し、現在強く求められている、高病原性鳥インフルエンザの感染経路の解明及び同感染症への対策の検討に資する。

4．備考

調査費	衛星追跡による渡り経路の把握	52,125千円
-----	----------------	----------

渡り鳥の飛来経路解明事業



高病原性
鳥インフルエンザの発生

我が国に飛来する渡り鳥の
飛来経路の解明への強い要請

我が国で発生した鳥インフルエンザ
ウイルスは、中国・韓国で発生した
ウイルスの系統と同じことが判明

人工衛星追跡により、中国・韓国を經由する
渡り鳥の飛来経路を重点的に解明

～ 高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染経路解明に寄与 ～



人工衛星による鳥類の移動追跡の仕組み

(新) 渡り鳥の飛来状況等に関する情報提供事業費

10百万円(0百万円)

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1. 事業の概要

平成16年及び19年に我が国で発生した高病原性鳥インフルエンザは、発生した養鶏場等に壊滅的な被害を与えた。これらの発生に関しては、渡り鳥等の野鳥がウイルスを伝播しているとの専門家等からの指摘を受けているが、渡り鳥の飛来状況については、渡来地や飛来時期等について、一部の地域で情報を収集しているものの、全国的な時期、種類、個体数等に関する情報が不足しているところである。

また、養鶏農家等から国内での渡り鳥等野鳥の飛来状況が分かれば、野鳥の鶏舎への侵入防止対策等の防疫措置の強化が可能となることから、渡り鳥の飛来状況等に関するリアルタイムの情報提供が強く求められている。このため、以下の事業を実施する。

(1) 渡り鳥に関する基本的な生息状況の整理

渡り鳥に関する地域別の飛来状況(飛来時期、渡来地、個体数、生息環境)を都道府県別に整理し、基礎的情報を整備する。

(2) 渡り鳥の飛来状況情報提供システム等の検討

全国の渡り鳥の飛来状況を各都道府県にリアルタイムで提供するシステム及びその体制について検討する。

(3) 「渡り鳥等野鳥の飛来状況等に関する情報提供システム」の整備

(1)で整備した全国の渡り鳥の飛来状況に関する情報に基づき、(2)の検討を踏まえ、情報提供システムを作成する。

2. 事業計画

(1) 渡り鳥に関する基本的な生息状況の基礎的整理(平成20年度)

(2) 渡り鳥の飛来状況情報提供システムの検討(平成21年度)

(3) 「渡り鳥等野鳥の飛来状況等に関する情報提供システム」の整備
(平成20年度～22年度)

3. 施策の効果

渡り鳥の飛来状況等に関する情報をリアルタイムで提供することにより野鳥の鶏舎への侵入防止対策等の防疫措置の強化に貢献できる。

4. 備考

調査費 10,376千円

渡り鳥に関する基本的な生息状況の整理

10,376千円

渡り鳥の飛来状況等に関する情報提供事業

(1) 渡り鳥の生息状況の基本的な情報整理

- ・ 飛来時期及び渡来地
- ・ 飛来している渡り鳥の個体数
- ・ 飛来している渡り鳥の種類
- ・ 生息環境 等

(2) 飛来情報提供システムの検討

- ・ 情報収集体制の構築
- ・ 提供する情報の内容
- ・ 情報提供システムの基本方針
- ・ システムの構築体制 等

(3) 「渡り鳥等野鳥の飛来状況に関する情報提供システム」の整備とその運用

システムイメージ



A湖 (H20.12月)

オオハクチョウ 10万羽

クロガモ 5万羽

(初飛来日 9月10日)



B湖 (H21.1月)

マガモ 10万羽

キンクロハジロ 5万羽

(初飛来日 10月15日)



野鳥の鶏舎への侵入防止対策等の防疫措置の強化



希少野生動物野生順化特別事業費

100百万円(82百万円)

自然環境局野生生物課

1. 事業の概要

わが国において野生絶滅しているトキ及び絶滅のおそれが極めて高いツシマヤマネコ、ヤンバルクイナの飼育下個体を本来の生息地に野生復帰させ、野生個体群を回復させることで種の絶滅を回避する。野生復帰にあたっては、事前に十分な野生順化訓練を実施するとともに、地元の理解や協力を得ながら、生息地環境の整備や保全にも努める。また、野生復帰後は、個体の追跡等によるモニタリングを実施し、必要に応じてフォローアップの策を講ずる。

2. 事業計画

トキ野生順化特別事業	H18	H19	H20	H21	H22	H23
野生復帰プログラムの策定	→					
周辺環境整備		→				
野生順化訓練の実施		→				
モニタリング体制の確立		→				
試験的野生復帰及びモニタリング			→			
地域住民のコンセンサス作り	→					

ツシマヤマネコ野生順化特別事業	H18	H19	H20	H21	H22	H23
野生復帰プログラム策定(基本計画)	→					
”(復帰計画)		→				
野生順化訓練実施					→	
地域住民のコンセンサス作り		→				

(新規)

ヤンバルクイナ野生順化特別事業	H18	H19	H20	H21	H22	H23
野生復帰プログラム策定(基本計画)			→			
”(復帰計画)					→	
飼育技術の検討			→			
モニタリング体制の検討及び確立					→	
地域住民のコンセンサス作り			→			

3. 施策の効果

トキ、ツシマヤマネコ及びヤンバルクイナの野生順化訓練と野生復帰及び野生復帰後のモニタリングを実施し、地域住民等地域社会の協力を得ながら総合的に当該種の野生復帰を適切かつ確実に進め、種の絶滅を回避する。

4. 備考

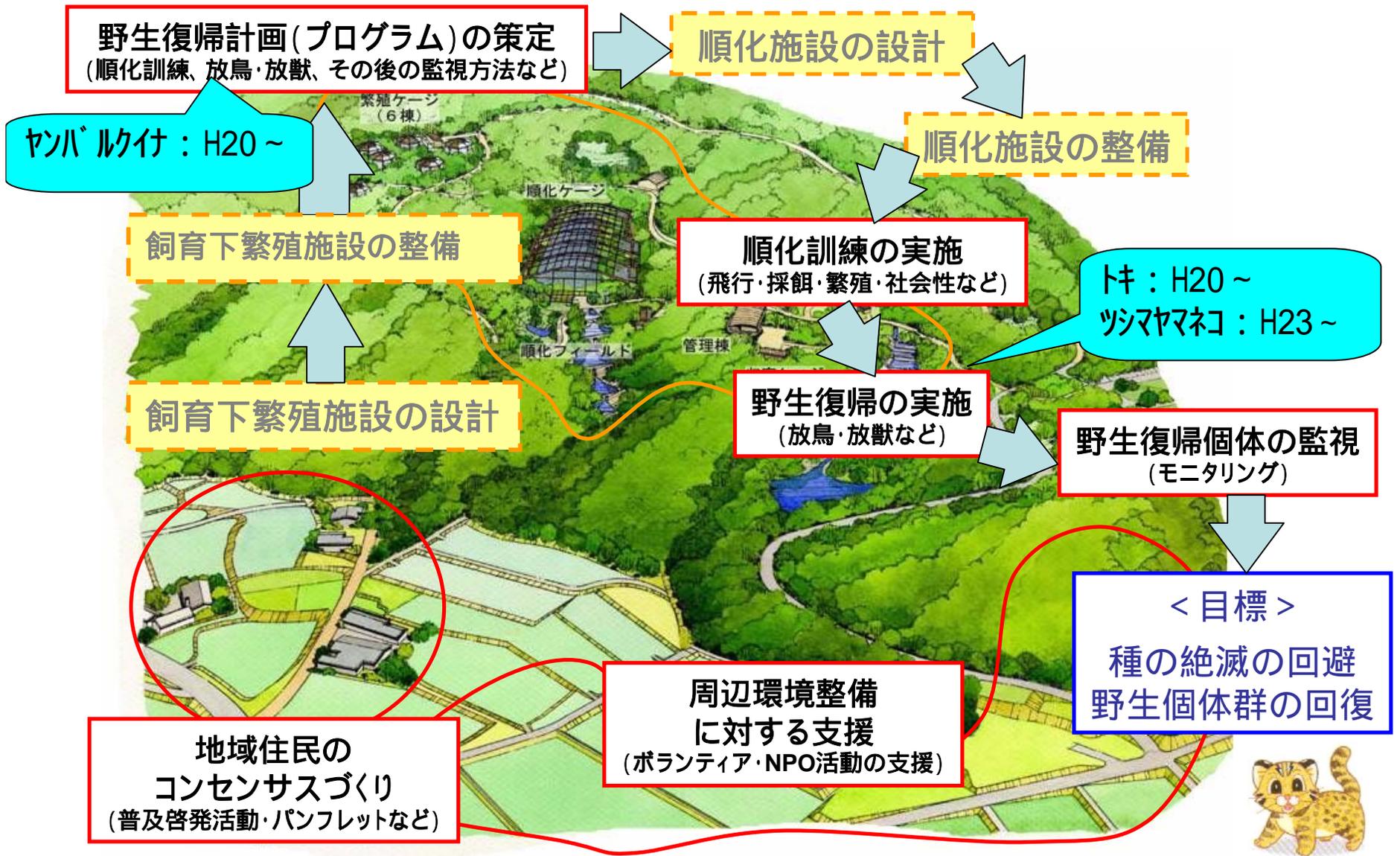
事業費	99,866千円	トキ野生順化特別事業	74,620千円
		(内地方公共団体委託1箇所)	54,924千円)
		ツシマヤマネコ野生順化特別事業	8,426千円
		ヤンバルクイナ野生順化特別事業	16,820千円

ハード

ソフト

絶滅のおそれのある種の生息域外保全 (飼育下繁殖 野生復帰)に関する取組

希少野生動物野生順化特別事業の流れ



(新) 絶滅のおそれのある種の飼育下繁殖関連施設整備

65百万円(0百万円)

自然環境局野生生物課

1. 事業の概要

沖縄島北部にのみ生息する鳥類で、近年、ノネコやマングース等の外来種の影響などを受けて、生息個体数と生息域を急激に減らしているヤンバルクイナの野生個体の一部を飼育下に保護するとともに、飼育下において繁殖させ、それにより増殖した個体を本来の生息地に野生復帰させることで野生個体群の回復を図る事業を実施するために、ヤンバルクイナの飼育下繁殖用の施設を整備するもの。

2. 事業計画

ヤンバルクイナ飼育下繁殖施設の整備

平成20年度 設計及び整備 (完成)

平成21年度 施設供用開始・飼育下繁殖の開始

3. 施策の効果

絶滅の危機に瀕するヤンバルクイナの個体の一部を飼育下に保護して繁殖させ、飼育下で増殖した個体を本来の生息地に野生復帰させることで本種の絶滅を回避する。

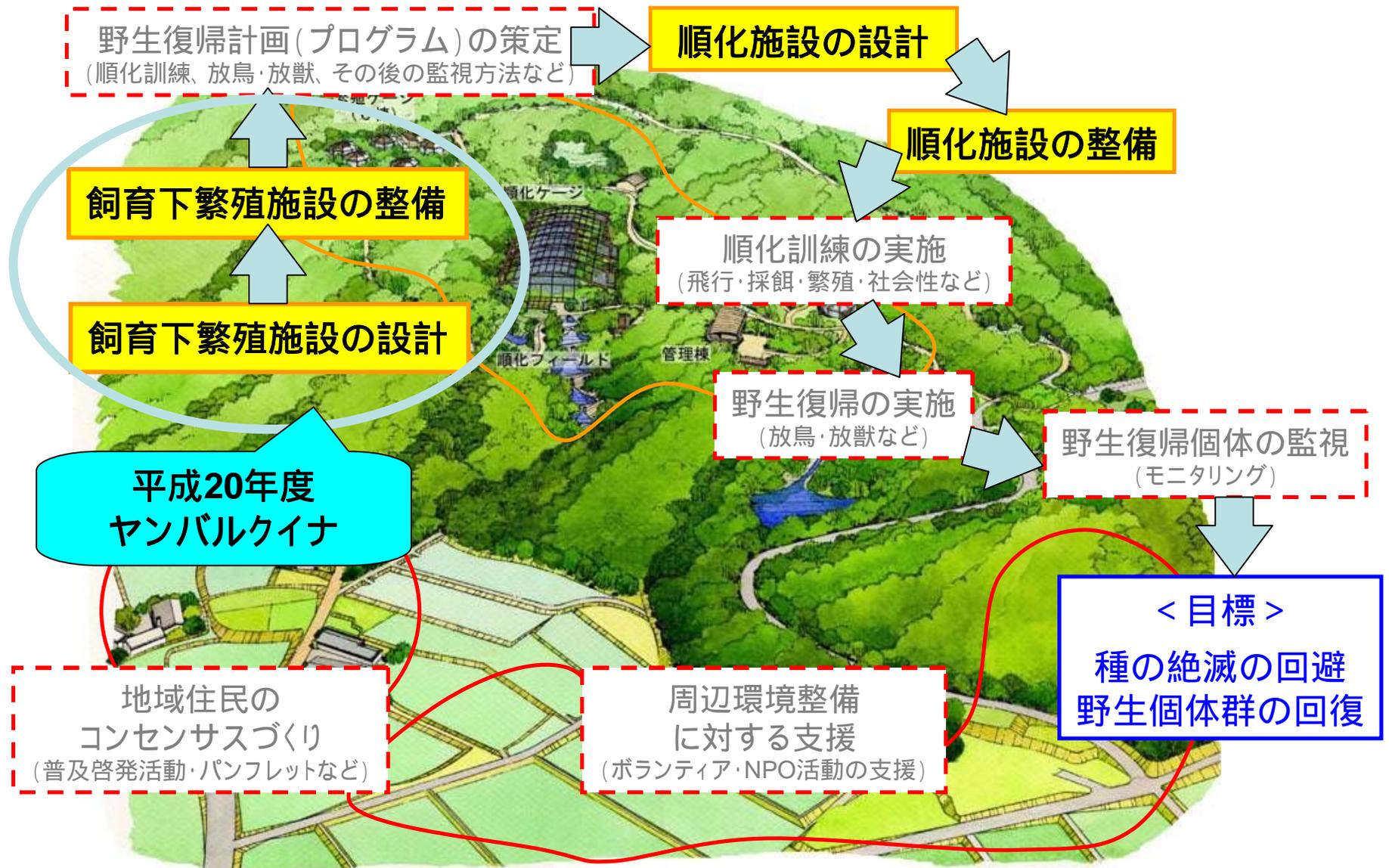
4. 備考

事業費 64,986千円 ヤンバルクイナ飼育下繁殖施設整備 64,986千円

ハード

ソフト

絶滅のおそれのある種の生息域外保全 (飼育下繁殖 野生復帰)に関する取組



野生復帰計画(プログラム)の策定
(順化訓練、放鳥・放獣、その後の監視方法など)

順化施設の設計

順化施設の整備

飼育下繁殖施設の整備

順化訓練の実施
(飛行・採餌・繁殖・社会性など)

飼育下繁殖施設の設計

野生復帰の実施
(放鳥・放獣など)

野生復帰個体の監視
(モニタリング)

平成20年度
ヤンバルクイナ

<目標>
種の絶滅の回避
野生個体群の回復

地域住民の
コンセンサスづくり
(普及啓発活動・パンフレットなど)

周辺環境整備
に対する支援
(ボランティア・NPO活動の支援)

(新)希少固有動植物等保全特別総合点検事業 43百万円(0百万円)

自然環境局野生生物課

1. 事業の概要

生物多様性条約締約国会議(COP10)開催に向けて、希少固有種の置かれた現状を網羅的かつ緊急的に調査するとともに、直ちに着手すべき保全施策を検討・実施する。具体的には以下のとおり。

絶滅のおそれのある固有種の生息・生育状況の緊急総合点検

我が国固有の絶滅危惧種のうち、島嶼または里地・里山を主たる生息・生育地とする種について、生息・生育状況の点検を行とともに、種の生息・生育状況が危機的な種について、その種の生息域内における保全施策を実行する。

保護増殖事業の効率的実施に向けた計画の見直しのための総合点検

現在保護増殖事業を実施している種について、その保護増殖事業計画の内容と実行状況等を総合的に点検し、その見直しを行う。

生息・生育状況緊急総合点検のレビュー作成

各調査結果についてはCOP10で報告するものとし、その報告書を作成する。

2. 事業計画

	H20	H21	H22
生息・生育状況緊急点検	→		
緊急保全対策事業の実施		→	→
保護増殖事業計画総合点検		→	→
報告文書作成	→	→	→

3. 施策の効果

COP10の開催に向けて、我が国固有の種の保全状況が明らかとなり、適切な保全が図られることで、いわゆる「2010年目標」の達成に資する。また、国内希少野生動植物種38種を対象に実施している保護増殖事業の経済的かつ効果的な実施に資する。

4. 備考

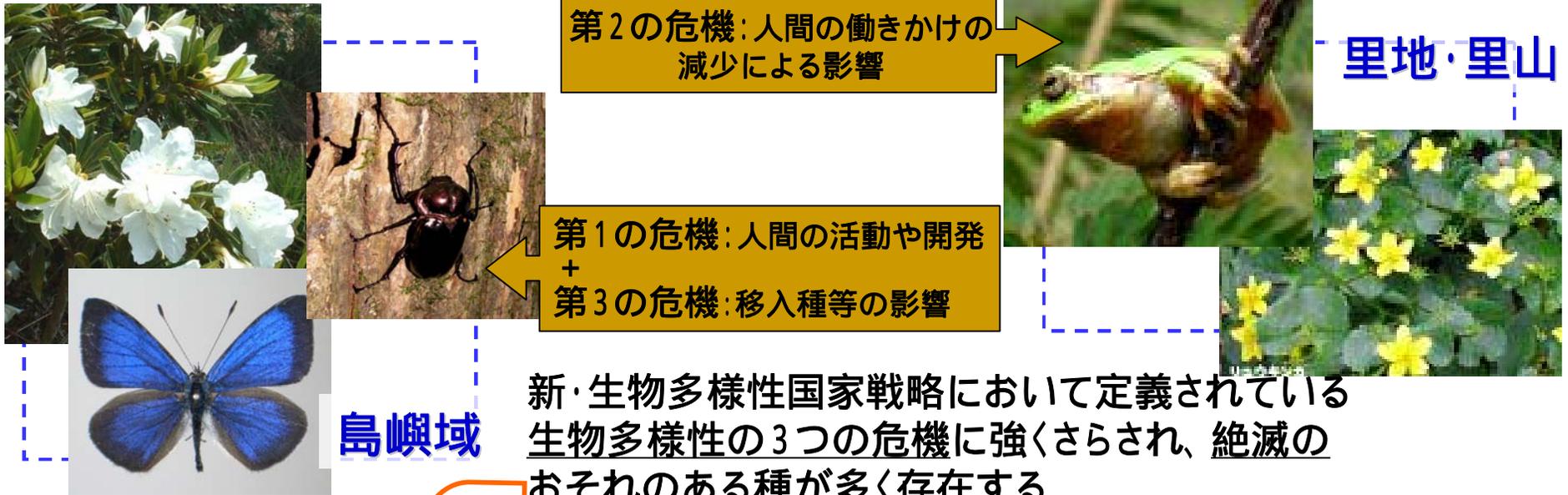
事業費 42,958千円

絶滅のおそれのある固有種の生息・生育状況の

緊急総合点検と緊急保全対策事業計画の策定 23,902千円

保護増殖事業実施状況総合点検調査 19,056千円

絶滅のおそれのある固有種の 生息・生育状況の緊急総合点検



島嶼域と里地・里山を中心に...

COP10の開催に向けて、
我が国固有の種の生育・生息状況を総合点検

レビュー(COP10報告書)の作成

生育・生息状況が危機的な種に対し、
緊急保全対策事業を実施

2010年目標*の達成に資する

*2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという目標(COP6で採択)

自然環境局野生生物課外来生物対策室

1. 事業の概要

新・生物多様性国家戦略では、生物多様性に対する3つの危機のうち第3の危機として「外来種による生態系の攪乱」を挙げている。この危機への対応として、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」に基づき、生態系等に被害を及ぼす生物を特定外来生物に指定し、国内の流通や輸入の規制とともに防除を進めており、一定の効果が見られている。一方、肉眼で見えない生物や、資材等に付着して非意図的に導入される生物の他、在来生物の国内移動の問題など、既存の制度では対応が困難な課題が残されており、それらの外来生物問題への対応を検討する。

2. 事業計画

カエルツボカビの実態把握（平成20年度～平成21年度）

カエルツボカビの国内での分布状況及び拡散等の状況を把握するため、両生類への感染状況等を調査する。

外来生物戦略検討会の設置と検討（平成20年度～平成21年度）

外来生物による生態系等への影響の防止に関し、我が国としての基本的な対策を検討するため、内外の事例調査を行うとともに、学識経験者等による検討会を設置し、外来生物による脅威及び既存の制度では対応が困難な問題を把握し、効果的な対策を検討する。

3. 施策の効果

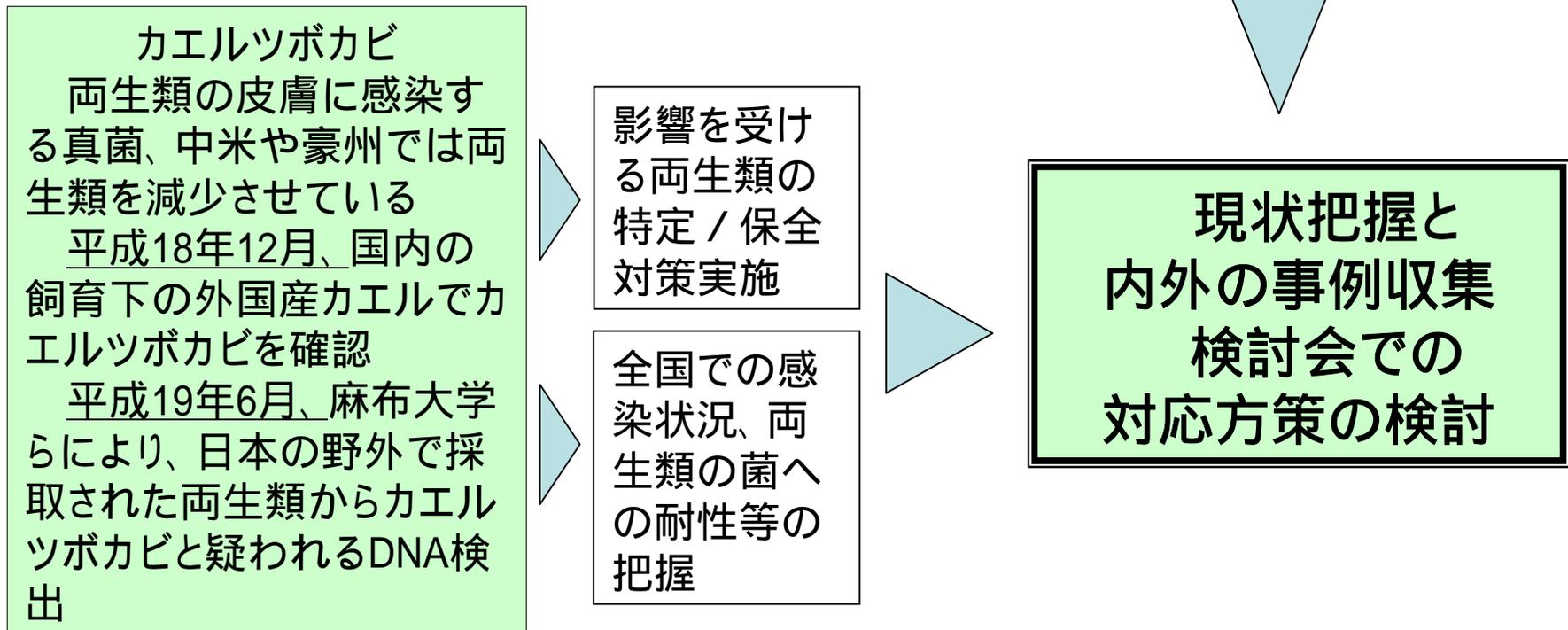
非意図的に導入される生物、在来生物の国内移動など、既存制度で対応が困難な課題に対する取組みが進展する。

4. 備考

事業費	19,519千円	カエルツボカビ症実態調査	14,324千円
		外来生物戦略検討会の設置と検討	5,195千円

外来生物戦略検討

既存の制度では対応が困難な課題への対応
< 微生物などの非意図的な導入への対応 >
< 在来生物の国内移動による影響の防止 >



(新) 飼養動物の安全・健康保持推進事業

31百万円(0百万円)

自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 事業の概要

- (1) 飼養動物の安全・健康を脅かす事項の実態調査
飼養動物の安全・健康を脅かす諸要因を明らかにするため、ペットフードの製造・流通・販売状況、ペットの販売・流通状況、疾病に対する予防・治療の状況などの実態調査を行う。また、国内におけるアニマルウェルフェア(動物福祉)の浸透状況等に関する実態調査を実施する。
- (2) 飼養動物の安全・健康保持に関する国際基準等調査
海外におけるペットフードの安全性及びペットの健康・安全の確保に関する制度や運用実態、アニマルウェルフェア等に関する実態調査を実施する。
- (3) 飼養動物の安全・健康保持に関するガイドラインの作成
上記1及び2の調査結果を踏まえ、飼養動物の安全・健康保持に関するガイドラインについての検討を行う。
- (4) ガイドラインの効果的運用を検証するための実証モデル事業
上記3のガイドラインの効果的運用を検証するための実証モデル事業を実施する。

2. 事業計画

	調査等	H20年度	H21年度	H22年度
1	実態調査			
2	国際基準等調査			
3	ガイドラインの検討			
4	実証モデル事業			

3. 施策の効果

- (1) アウトプット
国内及び海外における飼養動物の安全・健康保持に関する実態調査、飼養動物の安全・健康保持に関するガイドラインの作成、実証モデル事業による効果的なガイドラインの運用
- (2) アウトカム
飼養動物の健康・安全の確保、人と動物が共生する社会の実現に寄与。

4. 備考

調査費 30,945千円

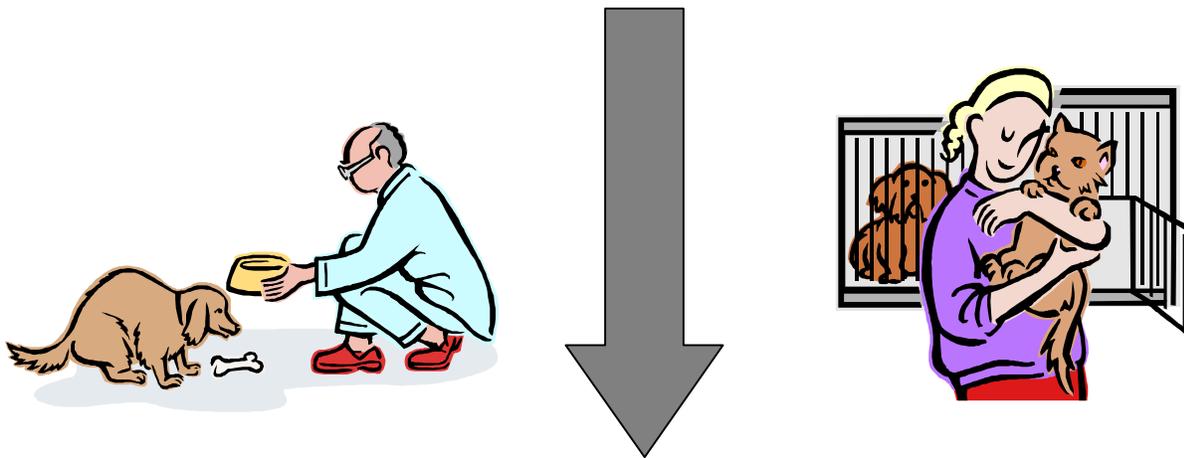
(内訳)

飼養動物の安全・健康を脅かす事項の実態調査 8,023千円
飼養動物の安全・健康保持に関する国際基準等調査 18,609千円
飼養動物の安全・健康保持に関するガイドラインの検討 4,313千円

飼養動物の安全・健康保持推進事業

(背景)

海外で有害化学物質が含まれたペットフードによる犬及びねこの死亡事例が発生
農林水産省と環境省で「ペットフードの安全確保に関する研究会」を立ち上げ
法制化も含めた検討を実施
飼養動物に係る安全・健康を脅かす要因が増加



飼養動物の安全・健康保持に係る対策の実施

ペットフードの製造・流通・販売、動物福祉の浸透状況等国内外の実態調査

ガイドラインの作成(犬及びねこを主として飼養動物の健康・安全の保持するための食の選定、食餌のあたえ方、異常の見分け方等を示したガイドラインの作成)

実証モデル事業の実施

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

科学的データを収集し、風景地保護に加えて生物多様性保全の観点より、全国の国立・国定公園の再評価を行い、全国的な価値を有する地域を国立・国定公園に編入するなど、指定状況等の総点検を行う。

すぐれた風景地に関する景観形式及び景観要素のデータを収集・分析するとともに、すぐれた風景地の評価方法を検討する。

専門家からなる検討会を設け、全国の国立・国定公園について、景観要素、生物多様性、公園利用等の観点から再評価を実施。

各種情報をGIS処理し、ふさわしい公園区域や公園計画の案を明らかにする。

2. 事業計画

平成19年度	すぐれた風景地の評価方法の検討・情報収集
平成20年度	すぐれた風景地としての重要地域の抽出、自然公園選定要領の改正
平成21年度	既存の国立・国定公園の再評価、国立・国定公園の再配置
平成22年度	国立・国定公園の再配置
平成23年度	国立・国定公園の再配置

3. 施策の効果

収集した科学的データに基づいて、85の国立・国定公園について総点検を実施し、その指定区域や公園計画の見直しを実施。国のレベルで、本当に保護管理すべき地域の抽出を行う。

公園区域の見直しと科学的データの集積を行うことにより、地域の合意形成を促進し、多様な関係者の参画を得て管理を推進する。

4. 備考

職員旅費(現地調査)	2,656千円
調査費	97,413千円
(内訳)調査の枠組み設計、再評価	32,861千円
現地調査	57,175千円
GIS化作業	7,377千円

国立・国定公園総点検

□ 21世紀環境立国戦略

『国立・国定公園の総点検の実施』

□ 第2次生物多様性国家戦略

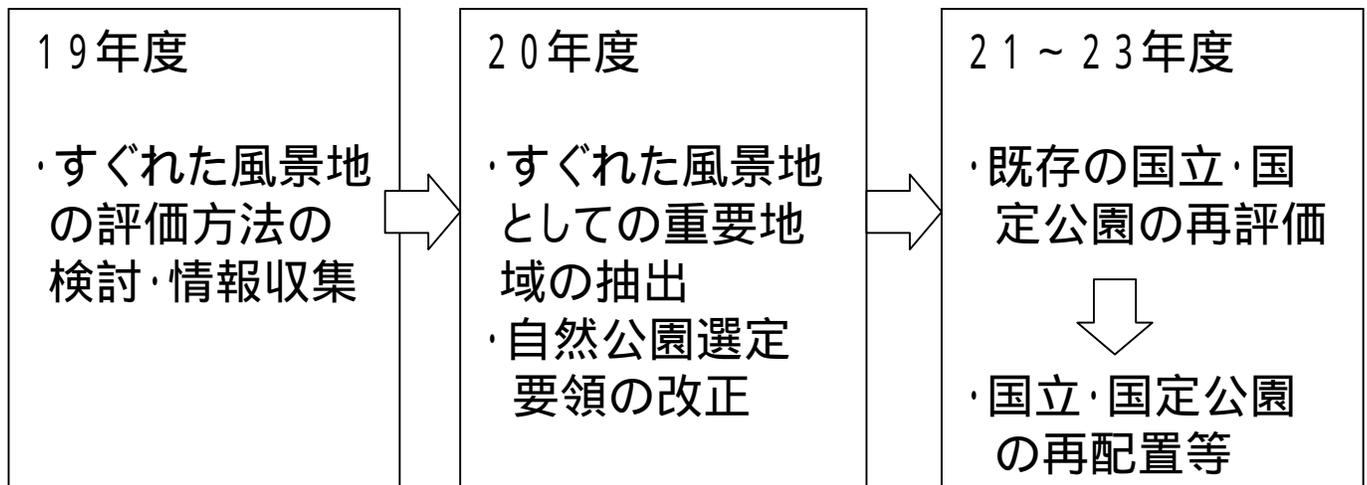
『生物多様性の視点から既存の保護地域制度を捉え直し、制度の強化、指定の拡充、科学的データに基づく管理の充実、保護地域間の連携確保など、保護地域制度がより効果的に機能するために必要な取り組みを進める。』

□ 第3次生物多様性国家戦略(素案)

『自然環境や社会状況、風景評価の多様化等の変化を踏まえ、国立・国定公園の選定基準について検討を行い、国立・国定公園の指定状況について、全国的な見直し・再配置を進めます。』

□ 国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言

『照葉樹林、里地里山、海域、特徴的な湿地、特徴的な地形・地質、自然現象については「すぐれた自然の風景地」としての評価を進める。』



施策の効果

全国的な効果
公園ごとの効果

生物多様性上重要な地域を適切に保護する。
公園区域の見直しと科学的データの集積を行うことにより、地域の合意形成を促進し、多様な関係者の参画を得て管理を推進する。

(新) 海洋生物多様性情報整備及び保全戦略策定事業費

50百万円(0百万円)

自然環境局自然環境計画課
生物多様性センター

1. 事業の概要

- (1) 平成19年4月に成立した海洋基本法においては、海洋の生物多様性保全など海洋環境保全に係る施策を推進するとともに、これらの施策の立案実施などに必要な調査・情報提供に努めることとされている。
- (2) このため、主に我が国の200海里域内を対象として、藻場・干潟・サンゴ礁等の浅海域生態系の分布や生物相に加え、関係省庁や研究機関等との連携を図りつつ、海洋の生物多様性に関する広域的なデータを収集整理、GISデータとして統合・解析を行い、「海域自然環境情報図」として取りまとめる。
- (3) また、過去に実施した保全政策の現状を把握し、(2)のデータを踏まえつつ、我が国の生物多様性保全上重要な海域・海洋生物を特定し、海洋生物多様性保全戦略の策定を行う。

2. 事業計画

- (1) 既存情報の収集整理及び調査計画の立案、データベースの構築、試行調査の実施、既存保全施策等のレビュー、戦略策定方針決定(20年度)
- (2) 海域調査の開始、海域自然環境情報図の作成、重要海域の選定、戦略検討(21年度)
- (3) 情報の整理・公表、海洋生物多様性保全戦略の策定・公表(22年度)
- (4) 保全戦略の点検、改訂スケジュールにあわせ継続的に情報収集公表等を実施(23年度～)

3. 施策の効果

- (1) 平成22年度までに海域自然環境情報図の作成・公開、重要海域の選定、保全戦略の策定を実施し、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において一定の成果を示す。
- (2) 海域の生物多様性に関する情報共有及び海洋生物多様性保全戦略の策定・実施により、海洋生物多様性の持続的管理を推進。

4. 備考

調査費 49,850千円

(内訳) 海洋生物多様性情報整備	40,313千円
海洋生物多様性保全戦略の検討・策定	9,537千円

海洋生物多様性情報整備及び保全戦略策定事業

海洋基本法の制定
(H19・4月)

生物多様性条約決議等

- ・ 海洋の保全・生物多様性の確保
- ・ 海洋環境調査の実施

さまざまな海洋環境
データの収集・整理

海洋物理環境(海流・海水温等)
プランクトン生産量
有用種等の漁獲データ
干潟・藻場・サンゴ礁分布
ウミガメの産卵・回遊
海鳥・海棲哺乳類の生息・繁殖地
…など



海洋自然環境情報図の作成
重要海域の抽出

保全施策や再生技術等のレビュー

海洋生物多様性保全戦略の策定

生物多様性条約COP10(H22年)に成果を発信

(新) 海域の国立・国定公園保全管理強化事業費

20百万円(0百万円)

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

第8回生物多様性条約締約国会議において「世界の海洋及び沿岸域の少なくとも10%が効果的に保全されるべき」とされるなど、海域の生態系保護は国際的に大きな潮流となっており、国内的にも平成19年に海洋基本法が成立し、海洋自然景観の保全等に取り組む必要がある。

これらの背景を踏まえ、早急に海域の国立・国定公園における適正な保全と利用を推進することが急務となっている。

(1) 海中公園地区の捕獲規制のための多様性データベースの作成

海中公園地区において捕獲すべき動植物種のデータベースを策定する。
平成22年度以降、海中公園地区の指定動植物種の見直しを行う。

(2) 海域の国立・国定公園の統合的管理のあり方検討調査

陸域からの土砂の流入や周辺海域からのオニヒトデの流入などの対策を検討するため、陸域の集水域から沿岸域も含めた陸域と海域の統合的管理のあり方を検討する。

(3) 海域の国立・国定公園の利用調整のあり方検討調査

利用調整を行うための制度設計のあり方を検討するとともに、個別地域への制度導入の検討を進める。

2. 事業計画

事業内容	H20	H21	H22	H23～
(1) ・海中公園地区の捕獲規制のためのDB策定 ・海中公園地区の指定動植物種の見直し				
(2) 海域の公園の統合的管理のあり方検討調査				
(3) 海域の公園の利用調整のあり方検討調査				

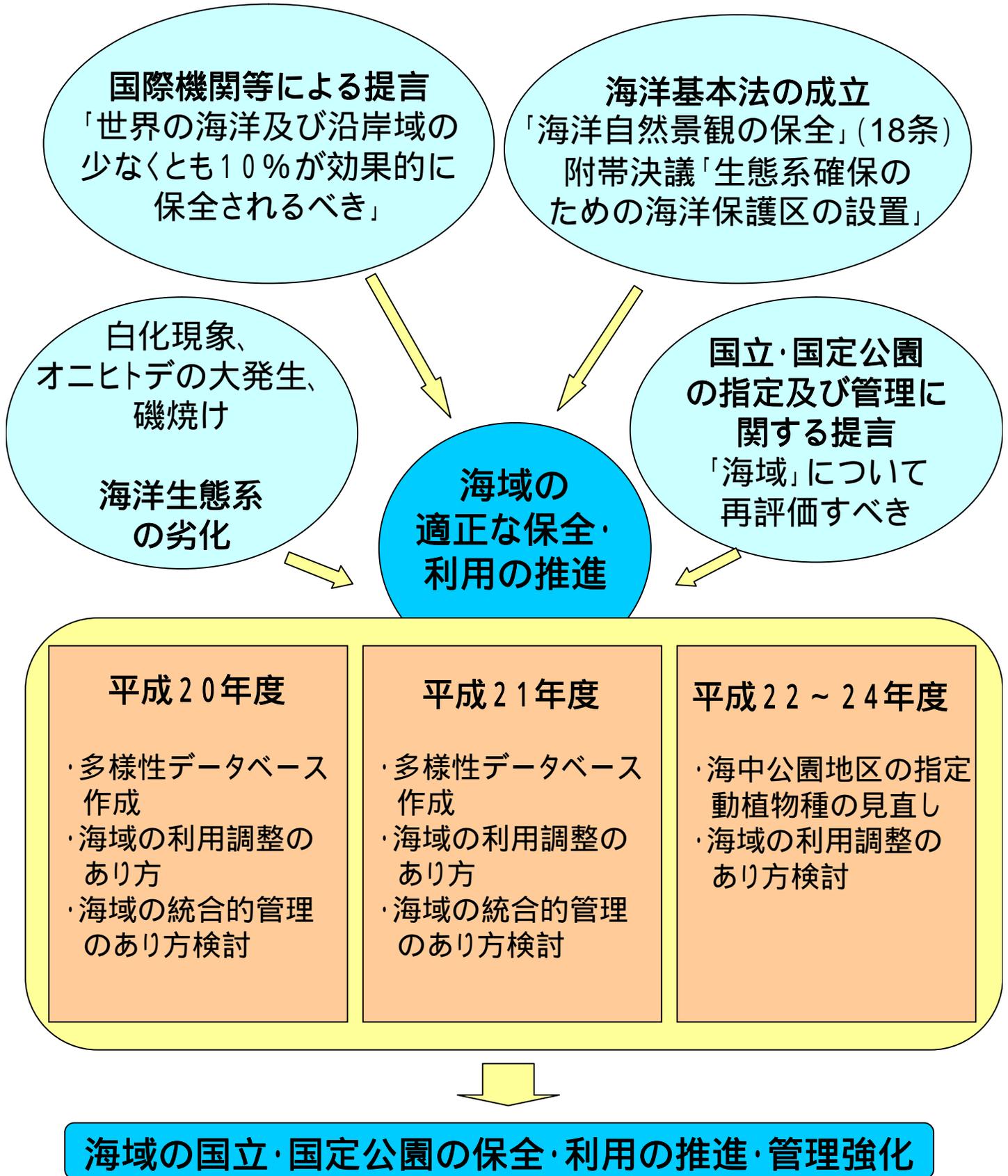
3. 施策の効果

海域において自然公園管理を強化し、海域のすぐれた自然景観の適正な保全と利用を推進することにより、生態系ネットワーク、サンゴ礁保護区ネットワークと連携して、海域における生物多様性の保全に貢献する。

4. 備考

調査費	19,659千円
(内訳) 生物多様性データベース作成	5,380千円
統合的管理のあり方検討調査	5,753千円
利用調整のあり方検討調査	8,526千円

海域の国立・国定公園保全管理強化事業費



自然環境局自然環境整備担当参事官室

1．事業の概要

国立・国定公園等の整備を推進し、自然と共生する地域づくりを進める。

国立公園の保護上及び利用上重要な公園事業、国指定鳥獣保護区の保全事業、及び国民公園等の整備について、直轄事業により着実に実施する。

特に、我が国の優れた自然景観にふれあうための歩道整備、国立公園の主要な入口における情報提供、集団施設地区の景観形成、及び登山道整備等について、目標年次を設定した上で重点的に推進する。

魅力ある温泉地をつくり、はぐくむため、国立公園内の国民保養温泉地の整備を直轄事業により重点的に実施する。

自然環境整備交付金により、地方の行う国定公園等の整備を支援する。

2．事業計画

（1）国立公園等の直轄事業

我が国を代表する優れた自然景観を有する歩道を対象として、安全対策事業、展望地点整備、景観修復事業等を実施。複数言語化及びバリアフリー化の推進、エコ素材の積極的な利用の推進。

国立公園の主要な入口における、外国人旅行者にも対応した情報提供施設、山岳地域の安全且つ適正な利用を推進するための登山道整備、利用拠点の良好な景観を形成するための展望地点の再生、標識の一斉更新等を実施。

失われた自然を積極的に取り戻すため、自然再生事業（国指定鳥獣保護区の保全事業を含む）を更に推進。

国民保養温泉地の健全な発展・活性化を図るための施設整備（温泉情報センター、源泉公園、散策路等）を実施。

（2）国民公園等の直轄整備

皇居外苑、新宿御苑、京都御苑及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑に係る施設整備を実施。

（3）国定公園等の交付金事業（交付率：45%、交付先：都道府県）

国定公園事業

長距離自然歩道整備事業（国立・国定公園区域外）

3．施策の効果

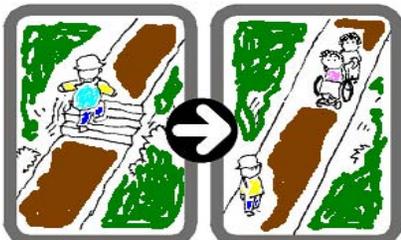
国立・国定公園等における自然環境の保全・再生及び自然とのふれあいの場の整備を推進。環境立国や地域の健全な発展及び活性化に貢献。

自然公園等整備事業

景観歩道整備

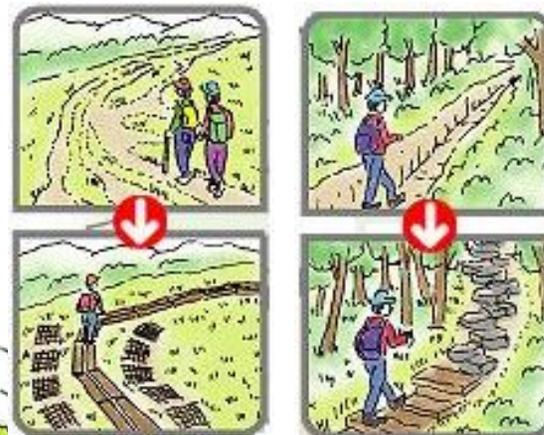


散策路や展望施設の整備



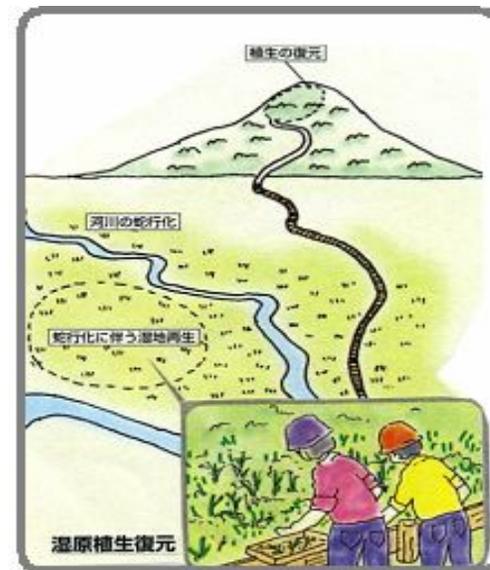
安全対策・バリアフリー化の実施

登山道整備



木道整備と植生復元 洗掘箇所への復元

自然再生事業



人為的に失われた自然を再生



自然エネルギーやエコ素材を利用した環境に優しい施設整備

国民保養温泉地整備



散策路等の整備



魅力ある温泉地づくり

エントランス整備



国立公園入口に標識整備(複数言語化)



(新) 生物多様性国際イニシアティブ推進調査費

20百万円(0百万円)

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

本年のG8環境大臣会合(3月・ポツダム)、及びG8サミット(6月・ハイリゲンダム)でも生物多様性が議題としてとりあげられるなど、生物多様性に関する国際的な関心が高まりつつある。

生物多様性条約の第10回締約国会議(COP10)を、愛知県名古屋市で開催すべく立候補したところ(本年1月に閣議了解)。

本年6月に閣議決定された21世紀環境立国戦略では、戦略の一つに、次期世界目標に向けたリーダーシップの発揮が掲げられている。

COP10開催に向けて、日本が生物多様性分野での国際的なイニシアティブを発揮するとともに国際的な連携を強化する必要がある。

これらを受け、以下の事業を実施する

(1) 生物多様性条約主要議題への対応の推進

条約における主要案件に関する議論においてわが国が主導的役割を果たすため、「ポスト2010年目標」等主要議題について検討を進めるとともに、条約の主要議題等に関する専門家会合を開催する。

(2) 専門家派遣等事業

日本の専門家の生物多様性条約関連会合への派遣等、活動支援を行うことにより、わが国の国際貢献を進める。

2. 事業計画(平成20年度～平成21年度)

(1) 生物多様性条約主要議題への対応の推進

- ・COP10主要議題に関する専門家会合の開催(平成20～21年度)

(2) 専門家派遣等事業

- ・生物多様性条約関連会合への専門家の派遣(平成20～21年度)

3. 施策の効果

生物多様性条約COP10日本開催に向けて生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮と国際的なパートナーシップの強化を図る。

生物多様性分野における、日本人専門家の活動を支援することを通じ、国際的な議論への貢献を図る。

4. 備考

(1) 生物多様性条約主要議題への対応の推進

14,142千円

(2) 専門家派遣等事業

5,801千円

生物多様性国際イニシアティブ推進調査



2010年目標
COP10招致

日本に求められていること
・生物多様性保全への国際的なイニシアティブの発揮
・国際的な連携の強化

21世紀環境立国戦略
(2007年6月閣議決定)

戦略2 次期世界目標の設定に向けたリーダーシップの発揮
(条約締約国会議の招致と次期世界目標の設定)
2010年の生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の日本招致を契機とし、先駆的な取組を地球的な視野のもとに行うとともに、COP10で採択される次期世界目標の設定に向けた議論をリードする。

平成20年度生物多様性国際イニシアティブ推進調査事業計画

生物多様性条約主要議題への対応の推進

COP10主要議題に関する専門家会合
COP10主要議題についての検討

- ・「ポスト2010年目標」
- ・民間参画の推進
- ・持続可能な利用
- ・生物多様性に関する戦略計画 など

専門家派遣等事業

日本の生物多様性分野専門家等
条約関連会合への派遣
資料作成等活動の支援 など

・生物多様性分野における、国際的なリーダーシップの発揮と国際的なパートナーシップの強化
・生物多様性分野における、国際的な議論への貢献

(新) 国際機関への生物多様性専門家派遣経費

21百万円(0百万円)

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

本年3月にドイツ・ポツダムにおいて開催されたG8環境大臣会合、及び6月に同国・ハイリゲンダムにおいて開催されたG8会合で生物多様性の保全が主要議題の1つとしてとりあげられるなど、生物多様性に対する国際的な関心が高まってきている。

本年1月、政府は生物多様性条約の第10回締約国会議(COP10)を、愛知県名古屋市で開催すべく立候補することについて閣議了解し、その旨国際的にも発表したところ。

今後、日本が生物多様性の分野において国際的なリーダーシップを発揮するとともに国際的な連携を強化することが国内外から期待されている。生物多様性条約の枠組みにおける日本の国際貢献や、各国政府、国際機関等との連携を強化することが重要であり、そのためには、生物多様性条約事務局に我が国から人材を派遣し、同事務局との意思疎通を促進することが必要。同事務局からも我が国からの人材派遣について強く要請されている。

専門家の派遣に要する経費は、派遣国政府の負担となっているため、生物多様性条約事務局へ長期の専門家を派遣するために要する経費を計上するもの。

2. 事業計画(平成20年度～平成22年度)

平成20年度 拠出金の拠出

平成21年度 拠出金の拠出

平成22年度 拠出金の拠出

3. 施策の効果

生物多様性条約事務局に、わが国から専門家を長期派遣することにより、生物多様性条約に関連する最新の情報や動向を把握するとともに、日本から事務局への情報の提供や働きかけを円滑かつ効果的に行う。

生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮と国際的なパートナーシップの強化を図る。

4. 備考

拠出金 21,039千円 (内訳) 専門家派遣経費 21,039千円

国際機関への生物多様性専門家派遣経費

生物多様性に関する国際的な動き

生物多様性に対する国際的な関心の高まり
・G8環境大臣会合
 (2007年3月ドイツ・ポツダム)
・G8サミット
 (2007年6月ドイツ・ハイリゲンダム)
「生物多様性」が議題に

2007年1月
生物多様性条約COP10(2010開催)を
愛知県名古屋市に招致することを閣議了解

2007年秋:
第3次生物多様性国家戦略の策定(予定)
現在:見直し作業中

環境重視の日本を世界にアピール
・G8環境大臣会合 (2008年5月神戸市)
・G8サミット (2008年7月洞爺湖地域)



長期専門家の派遣

生物多様性条約

条約事務局: モントリオール(カナダ)
事務局長: アーメッド・ジョグラフィ氏
職員数: 78人



専門家を派遣することにより期待される成果

- ・生物多様性条約に関連する最新の動向の把握、情報の収集
- ・日本からの事務局への円滑かつ効果的な情報提供及び働きかけ
- ・生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮と国際的なパートナーシップの強化

COP10(2010年:愛知県名古屋市(予定))

(新)生物多様性総合評価推進費

42百万円(0百万円)

自然環境局 自然環境計画課 生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

我が国における生物多様性の総合的な評価分析を社会経済的な側面も含めて実施することにより、国民に生物多様性の状況とその保全の必要性をわかりやすく伝えるとともに、効果的な施策の展開につなげることを目的とする。

(1) 研究者等による生物多様性の総合評価の実施

多数の研究者等の参加を得て、生物多様性の「3つの危機」^(注)の程度、生物多様性がもたらす生態系サービス(便益)の現状と動向を把握、評価し、将来の状況の予測を行う。

(注) 3つの危機： 人間活動による開発などの危機、 里地里山などにおける人為の働きかけの減少による危機、 外来生物等による生態系のかく乱の危機

(2) 評価に関する情報・成果の発信

生物多様性条約締約国会議などにおいて情報や成果の発信を行う。

G8環境大臣会合におけるポツダムイニシアティブの中で、生物多様性版スターンレビューとして提案された生物多様性評価の世界的な取組とも連携して実施する。

2. 事業計画

平成20年度：総合評価の開始、情報の発信

平成21年度：総合評価とりまとめ

平成22年度(COP10開催)：総合評価の成果の発信、他国の総合評価の支援

3. 施策の効果

(1) 我が国の生物多様性の現状と動向について国民の理解が深まるとともに、いくつかのシナリオに応じた将来予測を具体的に提示することで、生物多様性保全の意識が高まり、人と自然が共生する社会の構築に資する。

(2) 世界に先駆けて自国の生物多様性の状況に関して総点検を行い、総合評価することにより、COP10に向けた国際的なイニシアティブを発揮する。

4. 備考

調査費 41,779千円

(1) 研究者等による生物多様性の総合評価の実施 34,164千円

(2) 評価に関する情報・成果の発信 7,615千円

生物多様性総合評価推進費

21世紀環境立国戦略

生物多様性総合評価を社会経済的側面も踏まえた上で、世界に先駆けて国レベルで実施し、G8各国にも実施を呼びかけるとともに、アジア地域を技術的に支援する。

評価項目	過去 (1970)	現在 (2007)	将来 (2050)	
			シナリオ A	シナリオ B
第1の危機 人間活動に伴う負の影響				
第2の危機 人間の働きかけの縮小後退				
第3の危機 外来生物等による生態系の攪乱				
生態系サービス 食料生産、木材供給、洪水制御、水の浄化等				

研究者等による生物多様性の総合評価の実施

情報・成果の発信

重要生態系監視地域モニタリング推進事業
(モニタリングサイト1000)

400百万円(270百万円)

自然環境局生物多様性センター

1. 事業の概要

地球温暖化を含む人為的要因による生態系変化を迅速に把握し、将来起こりうる影響を具体的に予測するとともに、適切な予防的措置を講じるため、物理化学的要素を含めた生態系構成要素の総合モニタリングを全国で行う「生態系総合監視システム」を構築する。
特に、温暖化による影響が顕著で緊急性が指摘されている高山帯、森林、サンゴ礁、藻場、干潟及び湖沼生態系について重点的調査を行う。
また、人工衛星「だいち」が取得した画像データの利用などリモートセンシング技術を活用し、全国の植生・人為的変化状況を迅速に把握する広域的な生態系情報の収集・解析システムを構築する。
さらに、生態系変化解明にあたりアジア太平洋地域の国際連携が不可欠なものについて、この地域を対象とし情報共有のためのネットワーク化を通じて、データの収集及び解析を行い、地球規模の生態系モニタリングに貢献する。

2. 事業計画(平成19年度～平成22年度)

平成20年度 (2008)	・調査対象地の選択と調査項目及び手法の検討 ・調査体制の構築及び調査の実施 ・衛星画像等による植生・人為的変化の解析 ・アジア太平洋地域との連携に向けた事前調査等実施
平成21年度 (2009)	・調査結果の解析、生態系への影響評価報告書作成 ・アジア太平洋地域国際ワークショップ開催
平成22年度 (2010)	・生物多様性条約COP10への成果公表 ・調査継続実施
平成23年度 (2011)	・継続調査を実施し成果を公表。5年目を目処に総合的解析実施

3. 施策の効果

地球温暖化をはじめ人為的要因による生態系変化を迅速かつ定量的に把握し、将来起こりうる生態系の劣化を具体的に予測し、適切な予防的保全対策に貢献。

地球温暖化対策の目標達成度評価のための指標を提供。

保護地域の適切な指定、野生生物の保護管理、自然再生事業、戦略的環境アセスメント等自然環境保全施策に利用可能な具体的基礎データを提供。

Global Biodiversity Outlook及びMillennium Ecosystem Assessmentへの情報提供。

2010年開催の生物多様性条約COP10への日本からの情報発信・貢献。
アジア太平洋地域におけるネットワーク化を通じた連携強化や人材育成等の国際協力の推進。

4. 備考

調査費 399,962千円 (内訳) 生態系総合監視調査 399,652千円

重要生態系監視地域モニタリング推進事業 (モニタリングサイト1000の拡充)

地球温暖化で予測される顕著な生態系変化

その他人為的要因

気温上昇

海水温上昇

海面上昇

里山の管理放棄

外来生物侵入



高山植生の縮小

サンゴ白化

干潟の消失

在来種の減少・絶滅



温暖化影響をより確実に捉えるモニタリング

アジア太平洋地域との連携

現地調査

年	1992	1997	2002	2007	2008	2009
値	90	65	60	55	58	85

リモートセンシングによる広域調査

越境移動する種の広域的把握のための情報共有化等

成果：生態系への影響を定量的に評価



温暖化対策に指標を提供

自然再生、環境アセスメント等施策への反映

アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業費

71百万円(49百万円)

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

- (1) 我が国は、これまで「国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)」の事務局の実施(平成17年7月から19年6月まで)、東アジア海・ミクロネシア地域サンゴ礁保護区データベースの作成等、アジア・オセアニア地域の中心国として、国際的なサンゴ礁の保全を推進。
- (2) 近年、生物多様性条約等の国際会議において海洋保護区のネットワーク化の重要性が指摘されており、関係国が協力して一層の努力をすることが必要。
- (3) このため、引き続きアジア・オセアニアサンゴ礁保護区データベースを構築し、関係各国との合意の下、2012年目標に対応するためのアジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク戦略を作成する。また、平成19年4月に東京で開催されたICRI総会において表明した「国際サンゴ礁保護区ネットワーク会議」を開催する。
- (4) また、ICRIにおいて、平成20年(2008年)を国際サンゴ礁年とし、各国で普及啓発活動を推進することを決定したことから、サンゴ礁の価値及び危機的状況、多様な主体の取組等を広く国民に周知するため普及活動等を行う。

2. 事業計画

- (1) 国際サンゴ礁年における普及啓発等の取組(20年度)
- (2) 「国際サンゴ礁保護区ネットワーク会議」の開催及びICRIアジア・オセアニア地域会合の開催(20年度～)
- (3) アジア・オセアニアサンゴ礁保護区データベース構築(19～22年度)
- (4) アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク戦略作成(20～22年度)

3. 施策の効果

- (1) 国際サンゴ礁年において国内のサンゴ礁に対する関心及び理解を促進するとともに、国際会議を開催することにより世界のサンゴ礁保全をリードする。
- (2) アジア・オセアニア地域のサンゴ礁保護区のデータベースの構築、アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク戦略の作成により、2012年目標に向けた取り組みが推進され、また、当該地域のサンゴ礁保全が促進される。
また、これらの成果について生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において発信する。

4. 備考

調査費 71,300千円

(内訳)

国際サンゴ礁年2008におけるサンゴ礁についての普及啓発	27,550千円
国際サンゴ礁保護区ネットワーク会議(IRPANC)の開催	12,757千円
アジア・オセアニアサンゴ礁保護区データベースの構築	30,993千円

アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業

背景

- サンゴ礁は様々な価値を有する生態系であるが、世界的に劣化
 - 生物多様性保全上の価値、防波的役割、地域経済上の価値(漁業資源、観光資源)
 - 高水温による白化、オニヒトデの大発生等により世界的に劣化
- サンゴ礁保全分野での日本の貢献は国際的に高く評価
 - 日本はサンゴ礁を有する数少ない先進国の一つであり、国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の発足当時(平成6年)から積極的に推進。平成17年7月から19年6月まではICRI事務局を務めた。
 - ICRIの中での役割分担として、アジア・太平洋については日本が中心的に牽引(欧州がアフリカ・インド洋、米国がカリブ海地域)
- 海洋保護区ネットワークに関する国際的目標
 - 持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)(2002年)において「代表的海洋保護区ネットワークを2012年までに構築すること」が実施計画として採択。生物多様性条約(CBD)第8回締約国会議(2006年)において、「世界の海洋及び沿岸域の少なくとも10%が効果的に保全されるべき」との数値目標を含む決議が採択。
 - 平成19年4月ICRI総会(東京)においては、データベース等を活用し、まだ保護されていない重要な箇所を補足しながら、サンゴ礁保護区のネットワークを形成していく旨の決議が採択
- 国際サンゴ礁年
 - 平成18年10月のICRI総会(メキシコ)において、平成20年を「国際サンゴ礁年」として、世界各国で、サンゴ礁に関する普及啓発活動を大規模に展開することが決定。
 - 日本でも、企業、NGO等を含めた多様な関係者からなる国際サンゴ礁年推進委員会を設置し、準備を実施。

事業内容

(1) 国際サンゴ礁年 (H20)

シンポジウムの開催やパンフレット及びポスター等の広報資料の作成により、国内における意識向上を図る。

(2) 国際サンゴ礁保護 区ネットワーク会議 (H20)

各国の有識者や行政官等の参加を得て、サンゴ礁保護区ネットワーク構築の方針の合意を図る。

(3) アジア・オセアニアサンゴ礁保護区データ ベース(H19~22)

- 各国の既存の保護区に関する情報収集
- 衛星写真を活用し、サンゴ礁の状況を把握
- サンゴの幼生の移動等も考慮した重要サンゴ礁の抽出
- 重要であるが、保護区になっていないサンゴ礁や、保護区に指定されているが管理が不十分なサンゴ礁を抽出

(新) アジア太平洋地域生物インベントリー・イニシアティブ推進費
21百万円(0百万円)

自然環境局生物多様性センター

1. 事業の概要

本年3月に、ドイツ・ポツダムにおいて開催されたG8環境大臣会合で、ポツダムイニシアティブが採択され、地球規模の生物多様性情報の統合・共有システムの構築に係る取組強化が提言されたところである。アジア太平洋地域は、豊かな生物多様性を有するにもかかわらず基盤情報の収集整備が遅れており、人為的開発や地球温暖化に伴う生物多様性の減少の実態を的確に把握することが緊急課題となっている。

2010年、生物多様性条約第10回締約国会議を開催予定のわが国は、生物多様性保全のための国際協力においてイニシアティブを発揮することが求められていることから、「アジア太平洋地域生物インベントリー・イニシアティブ」の発足による生物多様性基盤情報の国際的な収集蓄積・共有化を通じ、本地域内における生物多様性保全及びポツダムイニシアティブ履行のため積極的貢献を図る。

日中韓、東アジア地域等の既存の国際環境協力の枠組み、関連機関との連携協力により、アジア太平洋地域の生物インベントリー作成状況の調査、地域内専門家会合の開催により、生物多様性情報の統合・共有システムを検討し、アジア太平洋地域生物インベントリー・イニシアティブ実施計画を策定する。

生物多様性条約COP10においてイニシアティブを正式発足し、イニシアティブ参加国間で生物多様性情報の統合・蓄積を促進し、報告書等で公表する。

2. 事業計画(平成20年度～平成22年度)

- | | |
|------------------|--|
| 平成20年度
(2008) | ・アジア太平洋各国のインベントリー作成状況調査
・専門家会合開催による、生物多様性情報の統合・共有化システムの検討及びイニシアティブ実施計画の検討 |
| 平成21年度
(2009) | ・情報収集整備ワークショップの開催
・イニシアティブ実施計画案の作成
・生物インベントリー情報の収集、統合及び蓄積 |
| 平成22年度
(2010) | ・COP10におけるイニシアティブの正式発足、報告書の公表
・生物インベントリー情報の収集及び蓄積の継続 |

3. 施策の効果

「アジア太平洋地域生物インベントリー・イニシアティブ」実施計画を策定し、同地域内における情報統合・共有システムを構築
平成22年度に開催される生物多様性条約COP10へのわが国からのイニシアティブの発揮及び情報発信
G8環境大臣会合で採択されたポツダムイニシアティブの履行・推進
アジア太平洋地域における地球温暖化・生物多様性の減少に係る実態解析及び評価のための基盤データ提供
世界生物多様性概況(GBO)及びミレニアム生態系評価(MA)への情報提供

4. 備考

調査費 20,863千円 (内訳) アジア太平洋生物インベントリー・イニシアティブ推進調査

20,863千円

アジア太平洋地域生物インベントリー・イニシアティブ推進費

散逸した生物種情報



「アジア太平洋地域生物インベントリー・イニシアティブ」
発足 (CBD COP10)

ポツダム・イニシアティブ履行
(地球規模生物種情報システム)

アジア太平洋地域生物インベントリー整備

情報の蓄積・共有促進

各国関連センターとの連携



生物種情報システム構築



国際ワークショップ開催

情報収集、管理、提供の
ための能力開発

「アジア太平洋地域生物
インベントリー・イニシア
ティブ」実施計画策定

貢献

GBO、MA、GBIF等への情報提供
CBD 2010年目標達成評価への情報提供

(新) アジア国立公園イニシアティブ推進事業

10百万円(0百万円)

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

アジア各国の国立公園について、相互に情報共有・発信をし、保全や管理に関する技術協力を行うとともに、共同で国内外の利用者受け入れ体制の整備を行う体制を構築するための、国際的な枠組み構築を行う。

国立公園管理に関する国際ワークショップを開催する。

「美しい日本の自然」キャンペーン用に、外国語ホームページ等各種案内の充実を図る。

指定状況や管理手法等に関する情報共用と世界への発信を行うために、ウェブ上の情報プラットフォームを構築する

国内の国立公園管理施設における留学生や各国の公園管理者の受け入れを行う。

2. 事業計画

平成20年度	国際ワークショップの開催 美しい日本の自然キャンペーンの展開(～22年度)
平成21年度	ウェブ状の情報プラットフォームの構築 国立公園内における実務研修の実施(～22年度)
平成22年度	アジア国立公園イニシアティブ締結

3. 施策の効果

日本のリーダーシップでアジア各国の国立公園の保全管理の水準を向上させる。

各国の国立公園を訪れる外国人の交流人口を増大させ、地域社会の持続的な発展と生物多様性の保全等を図る

4. 備考

調査費	10,422千円
(内訳) 国際ワークショップの開催	5,344千円
外国語ホームページの作成等	5,078千円

アジア国立公園イニシアティブの推進について

21世紀環境立国戦略
美しい日本の自然キャンペーン

課題

アジア各国の国立公園

人との関わりで成立している自然が多く、地域住民との共存が課題

地域と共存した管理運営に関するニーズの高まり

住民からの利用料徴収
公園指定以前からの居住者排除
不法な居住・耕作・森林伐採

国外からの公園利用者誘客と受け入れ体制整備

公園管理に関する連携不足
(ヨーロッパではEUROPARCと組織が公園管理等の情報共有を実施)

具体的な取組

相互の技術移転
例) 日本型国立公園の地域と共存した管理運営方法に関する技術移転

- 訪日留学生や各国担当者の日本国内における実務研修
- 専門家の海外派遣
- 国際ワークショップ

等

アジア各国の国立公園に関する情報共有・発信
日本の自然紹介のキャンペーン実施

- 各国のデータに関するWEB上の情報プラットフォーム構築
- 姉妹国立公園の相互締結
- キャンペーンの実施
- 日本での受け入れ体制整備

等

効果

アジア各国の国立公園における希少な生態系・自然環境の保全。地域の持続的発展

アジア各国の自然環境保全における日本のリーダーシップ発揮

アジア各国の相互交流活発化

国外からの国立公園利用者増加と地域活性化

(新)地域からの循環型社会づくりを支援するネットワーク形成事業経費
90百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

1. 事業の概要

平成15年3月に策定された循環基本計画の過去の点検結果では、「地方自治体間で施策の工夫や成果を共有できる方策の検討」や「多くの地域において地方公共団体やNPO・NGOを核としながら、循環型の地域づくりの取組が進められており、地域の優れた取組の情報を共有し、全国に広げていくこと」などが指摘された。

このため循環型社会づくりに向けた地域における優れた事例を収集・整理・分析し、その内容をシンポジウムの開催等により共有することを目指す。
その際には、国際的な展開にも配慮する。

2. 事業計画

・地方環境事務所においては、循環型地域づくりの先進的取組事例を収集、整理、分析し、地方ブロック単位での情報交流のためのシンポジウムや定期勉強会を、循環型地域づくりの先進的な事業を行っている市民団体等の参加を促しながら、有識者等を招聘し開催する。

・NPO・NGOが同様のセミナーや住民参加型のミーティングを行っており循環型地域づくりビジョン作りに参加する場合には支援を行う。

・本省においては、各地方環境事務所からの情報を収集、整理、分析するとともに、3R推進全国大会と一体となって情報交流のためのシンポジウム等を開催し、国家の枠を超え東アジアや世界全体からの参加者を招聘する。収集された情報は、分かりやすい形でインターネット等に掲載し、どこで誰がどんな取組を行っているかの情報が簡単に入手できるようにする。できれば取組主体の連絡先情報も載せ「3R活動タウンページ」(仮称)を作成する。

3. 施策の効果

埋もれがちな地域コミュニティの先進的な取組事例の情報を整理分析された形で供給することが可能となり、地域における新たな取組の開始や類似の取組の水平的な展開、取組内容の深化が促進される。

また、市民団体等の取組主体に対し、自らの取組の情報を発信する機会や他の団体と交流する機会を提供することにより一層の取組を後押しすることができる。

さらに優良事例については海外へ発信するとともに、海外において地域で取り組んでいる主体とも直接接点を持つことが出来るようになる。

4. 備考

調査費 90,000千円

(内訳) 地域循環型社会づくりシンポジウム 20,000千円
循環型社会形成地方取組事例調査 70,000千円
(優良事例マップの作成、3R活動タウンページの作成)

廃棄物処理施設整備費（循環型社会形成推進交付金等）（公共）

101,753百万円（84,261百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課
（浄化槽推進室、産業廃棄物課、企画課予算含む）

1. 事業の概要

市町村等が、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域のかつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とする。

平成20年度は、バイオマスエネルギーの普及加速化のため、廃棄物に含まれているエネルギー源を回収するごみ燃料化施設のなかの、特にBDF化施設、エタノール燃料化施設の整備の推進等の制度拡充を図る。

（1）ごみ燃料化施設（BDF化、エタノール燃料化）の推進（拡充）

廃棄物に含まれているエネルギー源を回収するごみ燃料化施設のなかの、特にBDF化施設、エタノール燃料化施設について、バイオマスエネルギーの普及加速化のため、積極的な整備推進策として交付率1/2の拡充支援を行っていく。

（2）既存最終処分場の延命化促進のための最終処分場再生事業（拡充）

循環型社会の基盤となる最終処分場の再生事業（廃棄物の減容事業）について、事業の実施による最終処分場の新たな埋立終期まで水処理等ができるように、関連施設の改修整備を推進する。

（3）廃棄物処理施設耐震化事業

設置から多年が経過している廃棄物処理施設について、地震による被害（稼働不能）をおさえるため、特に耐震化が必要であると認められるものの補強または改築事業を推進する。

（4）効率的な汚泥処理のための設備の増強

汚泥再生処理センターと一体的な浄化槽汚泥処理システムを構築する場合について、汚泥の効率的なバイオマス利用を一層促進するため

に、汚泥再生処理センターの前処理設備としての移動式汚泥濃縮・脱水装置の整備を推進する。

(5) 環境負荷の低い輸送手段による廃棄物中継輸送システムの整備

収集したごみを廃棄物処理施設へ輸送するパッカー車の替わりとして、より環境負荷の低い船舶や鉄道等による輸送システム整備について、温室効果ガスの排出削減対策のために、CO₂の削減効果が得られる整備事業を推進する。

2 . 事業計画

交付率： 1 / 3 (循環型社会形成をリードするモデル施設は、 1 / 2)

交付先：市町村 (一部事務組合等を含む。)

3 . 施策の効果

国と地方が構想段階から協働し、地方の実情に即した柔軟な計画と予算配分のもと廃棄物処理・リサイクル施設の整備を総合的に進めることにより、地域における循環型社会の形成を本格的に推進し、国全体を循環型社会に転換していく。

廃棄物処理・リサイクル施設の 整備推進(公共)

延命化促進のための 最終処分場再生事業

最終処分場の再生事業(廃棄物の減容事業)について、水処理設備等の関連施設の改修を支援

安全・安心のための 施設耐震化事業

地震による施設の稼働支障を防ぐため、耐震化が必要な施設の補強または改築事業を支援

循環型社会をリードする ごみ燃料化施設の推進

バイオマスエネルギーの普及加速化のため、特にBDF化施設、エタノール燃料化施設について拡充支援

効率的な汚泥処理の ための設備増強

汚泥の効率的なバイオマス利用を一層促進するため、移動式汚泥濃縮・脱水装置の整備を支援

環境負荷低減のための 廃棄物中継輸送システム

収集したごみを廃棄物処理施設へ輸送する際に、より環境負荷の低い船舶や鉄道等による輸送システムの整備を支援

(新) 廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業

400百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1. 事業の概要

本年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」においては、3Rと低炭素社会の双方を実現する観点から、廃棄物系バイオマスの活用を推進することが謳われている。

廃棄物系バイオマスには生ごみ、下水道汚泥、家畜糞尿、木くず等多様なものがあるが、それぞれの性状、排出量、地理的分散等の状況は大きく異なっており、それぞれに応じた利活用策の全体像を検討していく必要がある。

このため、各種廃棄物系バイオマスの発生抑制、利活用手法について飼料化、メタン化等数多い選択肢の中からどのような手法やそれらの組み合わせが有効か検討の上、それぞれの有効なパターンについて、分別方法、収集運搬体制も含め、モデル地区において実証を行い、再生、製品の利用に至るまでのシステム全体について、多角的な観点から評価を行い、大都市部、中都市部、農村部等の地域特性に着目しつつ、廃棄物系バイオマスの具体的かつ実践的な再生利活用手法を提示する。

2. 事業計画

平成20年度

- ・利活用システムの検討、モデル地区での実証(生ごみ系)、実証に基づく課題の抽出・解決策の整理

平成21年度

- ・モデル地区での実証(有機汚泥等ウェット系)、実証に基づく課題の抽出・解決策の整理

平成22年度

- ・モデル地区での実証(木くず等ドライ系)、実証に基づく課題の抽出・解決策の整理

3. 施策の効果

各種廃棄物系バイオマスの再生利活用手法について、多角的な実証・評価を通じ、合理的かつ実現可能なバイオマス利活用パターンを提示し、導入されることによって、廃棄物系バイオマスの利活用が大幅に促進される。これにより、リサイクル率の向上を図るとともに、廃棄物分野からの温室効果ガスの排出削減が図られる。

4. 備考

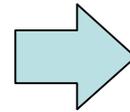
調査費 400,000千円

(内訳) 廃棄物系バイオマスの利活用システムの検討 100,000千円
モデル地区での実証(生ごみ系) 300,000千円

廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業

廃棄物系バイオマス

生ごみ、下水汚泥、家畜糞尿、木くず等



性状、排出量、地理的条件に応じた利活用策の全体像を示す必要性

分別から収集運搬、再生利用、製品の利用に亘るシステム全体で評価

< 比較検討手法 >

肥料化・飼料化、メタン化、エタノール化、BDF化、炭化

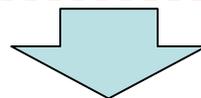
(検討事項)

技術の組合せ、残さの処理方法、処理場所、実施地域、分別・選別方法、運搬方法
収集方法(ごみ収集 / ディスポーザー+下水管路)など

【モデル地区で実証、多角的な評価】

(評価事項)

環境負荷、資源の有効利用、製品の需要、モラルハザード、地域貢献、経済性 等



地域特性に応じた合理的かつ実現可能な廃棄物系バイオマスの利活用を大幅に促進

(新) 食品循環資源等バイオマスの地域圏利活用構想の策定調査

70百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1. 事業の概要

未だ約5割が有効利用されていない食品産業の食品廃棄物について、飼料、肥料等の原材料利用やメタン等のエネルギー利用を進めることが、天然資源の消費抑制、廃棄物最終処分量の削減及び地球温暖化防止のために必要。このため、食品リサイクル法を改正したところであるが、改正法で講じたりサイクルループ等の仕組みを活用し、食品廃棄物の有効利用をさらに進めるためには、バイオマスの種類別の発生量と肥料・飼料等の需要量や、需要家である耕種・畜産農家の生産状況、リサイクル施設の立地状況等を地域ブロック単位といった広域圏で把握し、用途別の利用構想を策定することが必要。

2. 事業計画

平成20年度

各種調査を7ブロックごと(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州)に実施。

平成21年度

7ブロックごとに食品循環資源を中心としたバイオマスの利活用構想を策定する。

主な策定事項は、食品循環資源の種類別・発生業種別・発生業態別発生量、食品廃棄物以外のバイオマス循環資源の種類別発生量(家畜排泄物等利用先が競合するもの)、ブロック内施設整備事業計画・リサイクルループ事業計画の構想等。

3. 施策の効果

バイオマス利活用の地域ニーズを明らかにし、バイオマスの供給、リサイクル製品の需要に基づき、必要な施設整備プロジェクト、リサイクルループプロジェクトの事業計画策定に資するとともに、食品リサイクル法の地域計画として、実質的に位置づける。

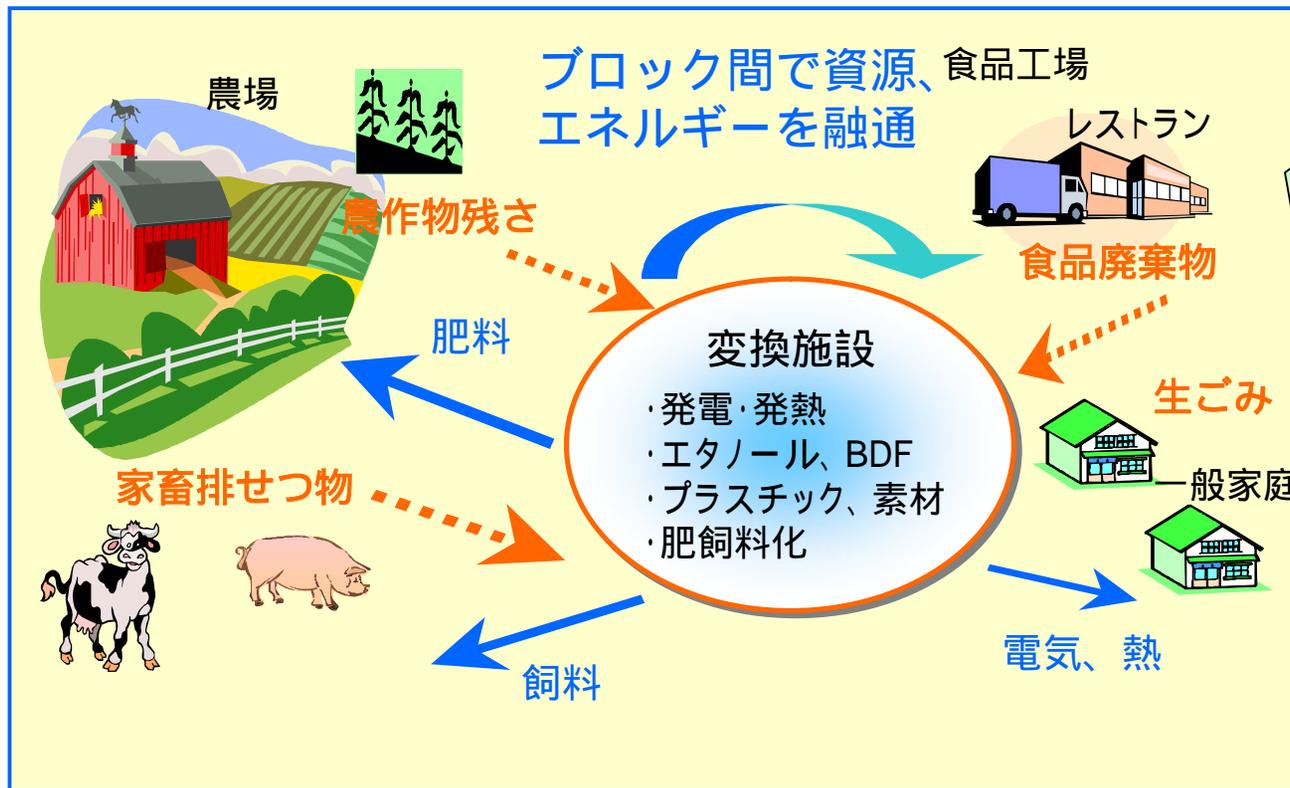
4. 備考

調査費 70,000千円

(内訳) 食品循環資源等バイオマスの地域圏利活用構想の策定調査
(全国を7ブロック(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州)ごとに調査)

食品循環資源等バイオマスの地域圏 利活用構想の策定調査

- ・全国7ブロック(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州)で食品循環資源を中心としたバイオマスの利活用構想を策定する。



- ・バイオマス利活用構想とは、
 - ・バイオマスの種類別発生量
 - ・肥料、飼料等の需要量や、需要家の生産状況
 - ・リサイクル施設の立地状況
- 等を地域内ブロック単位で把握し、用途別の利活用構想を策定すること。

(新) リサイクル・リングタウン事業費 (リサイクルのわづくり事業)
25百万円 (0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

平成9年度から実施されたエコタウン事業等をはじめ、様々なリサイクル産業が立ち上がり全国各地で循環型社会を目指した施設の整備が進められてきたが、次なる展開としてこのようなリサイクル施設を活用して地域で循環させる効果的な取組が求められている。

一方、リサイクル事業者のみでは循環の環の形成は難しいため、本事業は、事業者、自治体、地域住民が連携して再生利用が維持・継続できるリサイクルの環の構築を支援する。

2. 事業計画

地方環境事務所がまとめ役となり排出者、リサイクラー、リサイクル製品の利用者及び周辺自治体による連携協議会等の設置を促し、各主体の意見交換等を行うとともに、地域におけるリサイクルの環を構築する連合体としての計画策定の場を提供支援する。

〔計画の内容は、様々なリサイクル分野への広がり等各種リサイクル法の枠を越えた産業の連携が生かされた地域計画をイメージ。〕

策定された地域計画の中から数地域を選定し、モデル事業を実施、検証。

関係各省と共に実施内容を検証し、関係各省が所管する施設整備等による支援のあり方等ハード面を含む協働事業への展開を検討する。

3. 施策の効果

事業者、自治体、地域住民が連携して構築するリサイクルループの連合体としての計画の策定、これに基づくモデル事業の実施を通じ、循環型社会形成の推進が期待できる。

4. 備考

リサイクル・リングタウン事業費 25,000千円

(目) 職員旅費

(目) 環境保全調査費 (民間事業者に対する請負事業により実施予定)

(内訳)

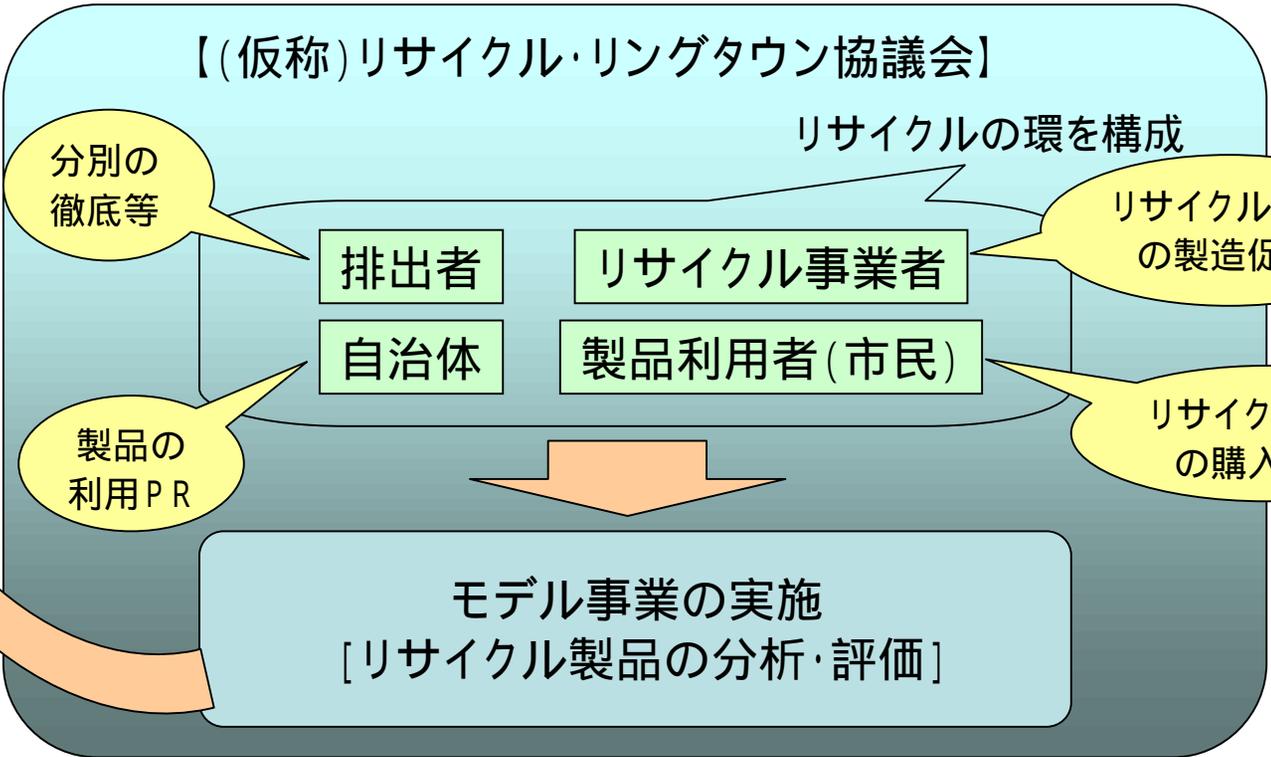
リサイクル・リングタウン事業費

25,000千円

【リサイクル・リングタウン事業費(リサイクルのわづくり事業)】



協議会設置を促し、計画策定を支援
モデル事業を選定、支援

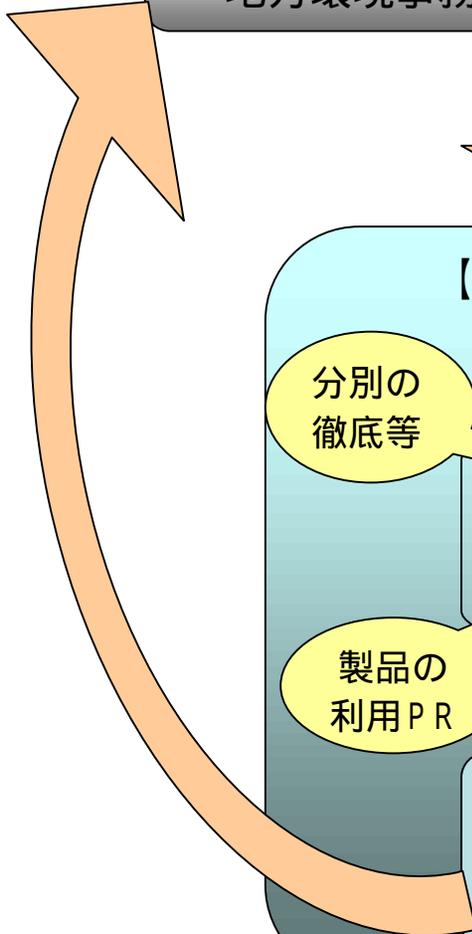


分別の徹底等

製品の利用PR

リサイクル製品の製造促進

リサイクル製品の購入促進



(新)新循環基本計画の策定を受けた3Rの国民運動の展開
69百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

1. 事業の概要

循環型社会を形成するためには、3R(リデュース・リユース・リサイクル)が重要であるが、そのうちリサイクルについては各種個別法が制定され取組が行われている。

廃棄物の発生を抑制するリデュースや追加する消費エネルギーや環境汚染が少ないことからリサイクルより優先されるリユースの取組をさらに推進していくことが必要である。

過去の点検結果を踏まえ、新循環基本計画においては、リデュース・リユースに関する取組の強化が求められる可能性が高いことから「もったいない」の広がりを活かしつつ、国民一人一人のライフスタイルの変革を進めていくため、3Rの普及広報を国民運動的に展開する。

2. 事業計画

・リユース食器の導入実績が乏しい大都市圏を重点的に、取組が遅れていたイベントや飲食業といったサービス産業において、リユース食器の導入実証試験を実施する。

・リデュース・リユースにつながる「リペア」(修繕等のサービスのみ)の取組についてはその全体像が明らかではない。今後リペアの振興施策を検討していくために、まず、その全体像・課題・政策として支援可能な対象を整理する。

・循環教育モデル校を設定し、地域における3Rの取組について調べ、理科系の実験を行う等具体的な授業について実際に行い課題を抽出する。実験機材や教師用マニュアル、生徒に配布するパンフレット等を作成し、実際に使用するとともに改善点をまとめ、全国に普及できる循環教育授業のセットを作り上げる。

・取組を強化する必要があるリデュース・リユースについて、メディアを用いた国民運動の展開を図るため、10月の3R推進月間にふるしき等に関する普及啓発キャンペーンを集中的に実施するといったメディアを使った全国的な広報活動を展開するとともに、先駆的な取組を行ってきた団体のノウハウや経験を伝達するリユース食器導入セミナーを実施し、各種メディアを活用してリユース食器使用後の回収への協力等に対して広く国民に周知し、国民運動への展開を図っていく。

3. 施策の効果

循環型社会の形成に向けて、国民に3Rの推進を身近な問題としてとらえてもらうことで、リデュース・リユースの取組を強化し天然資源の消費を抑え、使い捨てに対する消費者の意識を変化させ環境への意識を高めるきっかけになる。最終的には一般廃棄物の減量につながることになる。

4. 備考

調査費 69,000千円

(内訳)

野球場におけるリ-スナップ ^o 導入実証試験調査	20,000千円
リペア普及促進実態調査	15,000千円
循環教育モデル事業調査	14,000千円
3R推進国民運動広報事業	20,000千円

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の概要

廃棄物の不法投棄対策については、これまで規制強化等を進めるとともに、「不法投棄撲滅アクションプラン」(平成16年度策定)に基づき、地方公共団体等との連携のもとで、総合的な施策を講じてきたところである。

さらに、平成19年2月には、総理大臣指示に基づき関係府省庁による廃棄物処理に関する連絡会議が設置され、環境省として「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」(5/30~6/5)を設定し、国の機関、地方公共団体等の各主体が連携した取組を実施するよう呼びかけてきたところである。

今後さらに、国民一人ひとりの意識改革や、不法投棄をしない・させない社会環境を作り上げていくため、国民各界各層の連携を一層促進し、国民挙げての運動の展開が必要である。

各種媒体による広報活動を通じた普及啓発や、国民運動のシンボルとなるデザインを公募制定することで、広く国民に対し周知・定着を図る。

ごみ問題を平易に解説できる環境教育教材のパッケージを開発・活用することで国民の不法投棄に対する理解の促進を図る。

全国7つの地方環境事務所(北海道・東北・関東・中部・近畿・中国四国・九州)を拠点に、国の関係機関、地方公共団体等との連携体制を確保し、合同監視、一斉パトロールや普及啓発事業等を実施し、全国各地において、国民的運動としての気運の醸成を図る。

2. 施策の効果

国民ひとり一人の意識を変革することで、不法投棄をしない・させない社会環境づくりを推進する。

国、地方公共団体、市民、事業者等の連携強化を図り、国民的運動として、不法投棄対策を推進する。

各地方環境事務所を情報発信拠点として、管内における連携強化を推進する。

3. 備考

環境保全調査費 50,000千円

(内訳) 不法投棄撲滅運動の展開 50,000千円

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1 . 事業の概要

本事業は、容器包装リサイクル法の改正を契機に、国・自治体・事業者、国民の各主体が今まで以上に連携・協働することを目指し、各種関連施策を集中的に実施することにより、改正容器包装リサイクル法の効果を最大限に引き出すことで、容器包装廃棄物の 3 R をさらに推進することを目的とする。

2 . 事業計画

容器包装廃棄物の 3 R 促進に係る表彰事業(平成18年度～)

- ・ 容器包装 3 R 推進利用事業者等表彰事業
- ・ 優良マイバッグの表彰を通じた容器包装廃棄物のリデュースの促進
地域における容器包装廃棄物の 3 R 推進モデル事業(平成18年度～)
- ・ 実証事業：地域団体が主体の、先駆的かつ一般性を有する事業を選考
- ・ 普及事業：有効性が検証できた実証事業の全国展開を図る。

容器包装廃棄物排出抑制推進員(3 R 推進マイスター)活動促進事業(平成19年度～)

- ・ 3 R 推進マイスターを活用した普及啓発事業
- ・ 3 R 推進マイスターの活動支援事業

「簡易包装商品を積極的に選択する国民運動」の展開(平成20年度～)

- ・ 簡易包装の実態把握調査
- ・ 簡易包装促進協議会の設置、簡易包装の普及促進に関するパイロット事業

3 . 施策の効果

容器包装廃棄物の 3 R の促進、特に容器包装自体の軽量化や簡易包装の普及促進により、一般廃棄物の排出量の減少が期待される。

各種の表彰制度、3 R 推進マイスターによる普及啓発等を通じて、国民の 3 R 意識の高まり、環境教育としてのこどもの意識改革が期待される。

先進的で一般性の高いモデル事業の全国展開による取組水準の向上や、レジ袋削減活動が全国的な国民活動として定着することが期待される。

4. 備考

容器包装に係る 3 R 推進事業費 116,060千円

(目) 環境保全調査費 (民間事業者に対する請負事業により実施予定)

(内訳)

容器包装廃棄物の 3 R 促進に係る表彰制度	16,311千円
地域における容器包装廃棄物の 3 R 推進モデル事業	26,879千円
容器包装廃棄物排出抑制推進員 (3 R 推進マイスター) 活動促進事業	31,201千円
「簡易包装商品を積極的に選択する国民運動」の展開	41,669千円

資源の有効利用

環境負荷の低減

リデュース・リユース
が進んでいない

最終処分場が
ひっ迫

容器包装リサイクル制度

法改正

基本的
方向

循環基本法における3R推進の基本原則にのっとった循環型社会構築の推進
社会全体のコストの効率化
国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の協働

目標

Reduce

Reuse

Recycle

の
推進
簡易包装

の
推進
マイバッグ

意識の
変革

リターナブル
容器の
推進

普及
啓発

防止
ただ乗り

等々

ツール

モデル事業

表彰事業

国民運動

自主協定

推進員制度

等々

各主体の連携・共働による容器包装廃棄物の3Rの推進

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）は、現在、施行後5年が経過し、附則に定められた見直し時期を迎えたことから、同年6月より中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において見直しの検討を行っている。

本事業は、見直し後の家電リサイクル法の円滑な施行のために普及・啓発を行うとともに、法の施行状況に係る実態調査等を実施するものである。

2. 事業計画

見直し後の家電リサイクル法の普及・啓発等事業（平成20年度～）

- ・見直し後の家電リサイクル法の普及・啓発
- ・見直し後の家電リサイクル法の施行に係る政省令改正等のための実態調査
- ・使用済家電の不法投棄防止の取組の強化

家電リサイクル法の円滑な施行のための施行状況調査等事業

（平成19年度～）

- ・2011年のアナログ放送停波へ向けたアナログテレビの円滑な廃棄の促進
- ・使用済家電適正処理マニュアルを作成し、使用済家電の適正処理に係る技術的支援を実施
- ・3Rの促進、温室効果ガス削減等の観点から中古家電の評価方法を検討し、使用済家電の環境配慮型リユースの促進を図る

3. 施策の効果

見直し後の家電リサイクル法に基づき、使用済家電の適正なりサイクルの推進が期待できる。

実態調査等により法の施行状況を正確に把握することで、家電リサイクル法の円滑な施行が可能となる。

4. 備考

家電リサイクル推進事業 74,362千円

（目）職員旅費

（目）環境保全調査費（民間事業者に対する請負事業により実施予定）

（内訳）

見直し後の家電リサイクル法の円滑な実施のための普及啓発等事業	25,386千円
家電リサイクル法の円滑な施行のための施行状況調査等事業	48,976千円

家電リサイクル法の見直し

家電リサイクル推進事業費 74百万円（43百万円）

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）は、施行後5年が経過し、見直しの時期を迎えたことから、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を開催し、見直しのための検討を行っている。

家電リサイクル法の見直しを行い、平成20年度において、見直し後の家電リサイクル法の普及・啓発を実施するとともに、使用済家電の不法投棄対策を強化し、使用済家電の適正なりサイクルを推進
2011年のアナログ放送停波へ向けたテレビの排出動向調査や、3Rの観点等からの中古家電の評価方法の検討等を実施し、家電リサイクル法を円滑に施行

家電リサイクル法の見直しに関するこれまでの中間的整理

（第11回中央環境審議会・産業構造審議会合同会合（平成19年7月30日） 参考資料4）

1. 施行後の現状認識

- ・使用済家電のフローについて
- ・家電リサイクルプラントにおける処理について
- ・家電リサイクル法の社会的費用と便益について

2. 家電リサイクルシステムの見直しに向けた論点

- ・約半数の排出家電が家電リサイクル法ルート以外で取り扱われている点について
- ・不法投棄の継続的な発生
- ・収集運搬料金の更なる効率化の必要性
- ・リサイクル料金及びリサイクルコストの課題
- ・その他の課題（品目追加等）

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1．事業の概要

建設リサイクル法は、法施行時において全国的にリサイクル処理が可能である4つの特定建設資材について、法の対象としてきたところであり、再資源化率も目標値を既に超えるなど順調に行われている。

本年5月に施行後5年が経過し、附則に定められた見直し時期を迎えたことから、今後、見直しの検討を行っていくこととしており、これを踏まえた見直し後の建設リサイクル法の円滑な施行のための普及啓発等を行うとともに、建設廃棄物のより一層の再資源化促進を図るため、新たな特定建設資材の追加検討を行うための基礎調査を行うものである。

2．事業計画

見直し後の建設リサイクル法の普及・啓発事業等（平成20年度～）

見直し後の建設リサイクル制度について、解体事業者、消費者、地方公共団体等の関係者に対して、ポスター、パンフレット等を通じて周知徹底することにより、法の円滑な施行を図る。

廃石膏ボードの再資源化促進方策検討事業（平成20年度～）

今後、排出量の増加が見込まれる廃石膏ボードについて、再資源化状況に関する調査を実施し、再資源化の状況と技術開発状況、自治体における対応等を調査するとともに、学識者、業界等からなる検討会を設置し、再資源化の方策を検討する。

3．施策の効果

見直し後の建設リサイクル法に基づき、建設廃棄物の適正なりサイクルの推進が期待できる。

再資源化状況に関する調査等により、廃石膏ボードの状況を正確に把握することで、建設リサイクル法の特定建設資材に位置づけた円滑な施行が可能となる。

4．備考

建設リサイクル推進事業費 44,159千円

（目）職員旅費

（目）環境保全調査費（民間事業者に対する請負事業により実施予定）

（内訳）

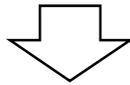
見直し後の建設リサイクル法の普及・啓発事業	8,491千円
行政報告の電子化の検討	15,070千円
廃石膏ボードの再資源化促進方策検討	20,598千円

【建設リサイクル推進事業費】

【見直し後の建設リサイクル法の普及・啓発事業】

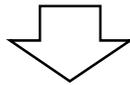
・本年5月に法施行後5年を経過し、附則に基づき見直し検討を行う予定。

【改正を行う場合は、次期通常国会に改正法案提出予定】



法の改正内容を周知徹底することにより、関係者意識向上を図る

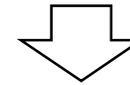
ポスター、リーフレット等により重要性を周知徹底



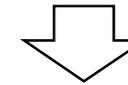
不法投棄の減少など法の円滑な施行を図る

【廃石膏ボードの再資源化促進方策検討】

- ・廃石膏ボードの排出量が、2005年度140万トン、2010年度176万トン、2013年度199万トンに達する見込み。
- ・最終処分量の約1割が廃石膏ボードである。
- ・最終処分場において、廃石膏ボードに起因する硫化水素ガスの発生事例が多発。



廃石膏ボードの再資源化等処理方策の検討が必要
再資源化の状況、技術開発の状況、自治体の対応状況について調査検討



安全性を担保し、再資源化を促進することにより最終処分場逼迫を回避する。

改正容器包装リサイクル法施行に係る実態調査等事業費

170百万円(73百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

本事業は、改正容器包装リサイクル法の施行に必要な、分別収集等に係るコスト、排出抑制策の進捗、プラスチック製容器包装リサイクルの高度化、再使用容器の普及に向けた環境負荷分析調査等の実態調査を実施するもの。

2. 事業計画

分別収集及び選別保管に係る市町村コストの実態調査並びに優良事例調査(平成18年度～)

- ・分別収集等に係る市町村の負担の把握及び模範的な事例を全国に紹介
容器包装廃棄物の排出抑制策に係る調査(平成18年度～)
- ・レジ袋使用削減の取組、量り売り、使い捨て容器包装の使用、ペットボトルの再使用の実態等について調査
容器包装廃棄物排出実態調査及び組成分析等調査(平成18年度～)
- ・再商品化義務量算定に必要な各種係数に係る基礎調査等
廃ペットボトルの輸出等市町村における独自処理に関する調査(平成18年度～)

プラスチック製容器包装リサイクル高度化推進調査(平成20年度～)

- ・市場で流通しているプラスチック製容器包装の調査、きめの細かい分別収集、再商品化に伴う残さの有効利用等
リユース・リサイクルに伴う環境負荷等分析調査(平成19年度～)
- ・ワンウェイ容器とリターナブル容器の環境負荷について調査し、リターナブル容器の普及に必要な方策等について検討する

3. 施策の効果

模範的な事例を紹介することで、分別収集の質の向上が期待されるとともに、排出時の分別の適正化により、リサイクル製品の質の向上が期待される。

事業者、消費者が排出する廃容器包装の削減が期待される。

効果的な排出抑制策やリターナブル容器の普及を図ることで、廃容器包装の発生抑制が期待される。

4. 備考

改正容器包装リサイクル法施行に係る実態調査事業費 170,209千円

(目) 環境保全調査費 (民間事業者に対する請負事業により実施予定)

(内訳)

分別収集及び選別保管に係る市町村コストの実態調査 並びに優良事例調査	7,662千円
容器包装廃棄物の排出抑制策に係る調査	30,015千円
容器包装廃棄物排出実態調査及び組成分析調査	21,093千円
廃ペットボトルの輸出等市町村における独自処理 に関する実態調査	4,543千円
プラスチック製容器包装リサイクル高度化推進調査 事業	84,943千円
リユース・リサイクルに伴う環境負荷等分析調査	21,953千円

資源の有効利用

環境負荷の低減

リデュース・リユース
が進んでいない

最終処分場が
ひっ迫

容器包装リサイクル制度

法改正

基本的
方向

循環基本法における3R推進の基本原則にのった循環型社会構築の推進
社会全体のコストの効率化
国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の協働

目標

Reduce

Reuse

Recycle

レジ袋等廃容
器包装削減

マイバッグ
の推進

リターナブル
容器の推進

普及啓発

質の高いリサ
イクル製品

等々

ツール

排出抑制策
に係る調査

コスト調査

ペットボトル
調査

組成調査

リサイクル高度
化推進調査

環境負荷調査

等々

容器包装廃棄物の削減、リサイクル製品の高品質化

資源の有効利用促進に係る適正化事業費 33百万円(17百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)については、現在、

平成17年12月に中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において自動車用バッテリーの回収・リサイクル推進のための方策が取りまとめられ、現在その実務的検討がなされている

同法は附則において平成20年3月までに施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものされていることから、現在、見直しに向けた評価・検討が行われている

という状況にある。本事業は、こうした状況を踏まえ、同法に基づき製造業者等によるリサイクルが義務付けられている指定再資源化製品(パソコン、小型二次電池)等のリサイクルを推進するための経費である。

2. 事業計画

指定再資源化製品等に関する法の施行状況調査(平成19年度～)

- ・自動車用バッテリーを含めた指定再資源化製品の出荷台数、排出台数等のフローを調査し、製造業者等による回収率の向上策を検討

- ・対象となっていない製品(プリンタ、携帯電話等)の指定再資源化製品への追加の検討のためのリサイクルの可能性等の実態調査

自動車用バッテリー回収・リサイクル推進事業(平成19年度～)

自動車用バッテリーの円滑なりサイクルを促進するため、関係者に対する普及・啓発を実施

見直し後の資源有効利用促進法の円滑な施行のための普及・啓発等事業(平成20年度～)

- ・見直し後の資源有効利用促進法の普及・啓発
- ・使用済指定再資源化製品等の不法投棄防止の取組の強化

3. 施策の効果

指定再資源化製品等に係る実態調査により法の施行状況を調査することにより、資源有効利用促進法の円滑な施行が可能となる。

自動車用バッテリーの適正なりサイクルの推進が期待できる。

見直し後の資源有効利用促進法に基づき、指定再資源化製品等の適正なりサイクルの推進が期待できる。

4. 備考

資源の有効利用促進に関する適正化事業費 32,609千円

(目) 職員旅費

(目) 環境保全調査費(民間事業者に対する請負事業により実施予定)

(内訳)

指定再資源化製品等に関する法の施行状況調査	11,751千円
自動車用バッテリー回収・リサイクル推進事業	10,916千円
見直し後の資源有効利用促進法の円滑な施行のための普及啓発等事業	9,942千円

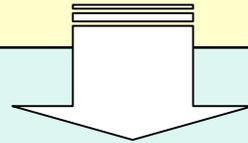
資源の有効利用促進に係る適正化事業費

資源有効利用促進法の現状

33百万円（17百万円）

平成17年12月に中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において自動車用バッテリー回収・リサイクル推進のための方策について報告書が取りまとめられ、現在これを受けた実務的検討が行われている。

同法は平成20年3月までに施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとされていることから、現在、見直しに向けた評価・検討が行われている。



資源の有効利用促進に係る適正化事業について

こうした状況を踏まえ、平成20年度において、

指定再資源化製品のフローを調査し、製造業者等による回収率の向上策を検討するとともに、対象となっていない製品（携帯電話等）の指定再資源化製品への追加の検討のためのリサイクル可能性等に係る実態調査の実施

自動車用バッテリーの円滑なりサイクルのための関係者に対する普及・啓発の実施

見直し後の資源有効利用促進法の普及・啓発を実施するとともに、使用済指定再資源化製品等の不法投棄対策を強化し、適正なりサイクルを促進

廃棄物・リサイクル対策部 企画課

1. 事業の概要

3 R (リデュース、リユース、リサイクル) イニシアティブの推進について、G 8 北海道洞爺湖サミットにおいても議論される予定であり、会議の合意を受けて3 Rの取組をさらに推進していく。

- . アジア各国の3 R推進のための政策対話・計画/ビジョン策定支援協力
アジア各国において3 Rを推進するための計画/ビジョンの策定を支援する。また、東アジアにおける3 R政策対話を実施する。
- . (新) アジアにおける廃棄物・3 R作業部会の運営
UNEPとWHOが事務局となる「南東・東アジア環境と保健に関する地域フォーラム」の下に設置される廃棄物作業部会について、議長国として運営を行う。この作業部会が東アジアにおける3 R政策対話の場となる。
- . 3 Rに関する技術移転の推進
UNEPやアジア開発銀行などによりアジア工科大学に構築された3 Rナレッジハブ(情報拠点)について、日本の3 R・廃棄物処理の制度・技術・経験をベースにしたコンテンツの提供を行う。
- . アジア資源循環研究推進事業
アジアにおける3 R・廃棄物管理の研究者・専門家間での連携を目的とした研究ネットワークを形成する。
また、UNEPが設立する「天然資源の持続可能な利用に関する国際パネル」について、我が国の3 R政策等に関する知見をとりまとめ、国際的な議論の活性化に貢献する。
- . (新) ゴミゼロ国際化行動計画の見直しと実施
G 8 環境大臣会合及びG 8 北海道洞爺湖サミットにおいて、3 R イニシアティブについても議論される予定であり、これらの会合での合意を受け、「ゴミゼロ国際化行動計画」を見直すとともに実施に移す。
- . (新) G 8 環境大臣会合時の3 Rサイドイベントの開催
サイドイベントを通じて日本の3 R・廃棄物管理の制度・技術・経験を紹介し、国際展開を図る。

2. 事業計画

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
	事前調査	政策対話	計画策定		
		事前調査	政策対話	計画策定	
			政策対話の実施		
				廃棄物・3R作業部会の運営	
	データベース作成		データベースの管理		
		研究ネットワークの形成			
				持続可能な資源利用に関する国際パネル	
				G8環境大臣会合 G8サミット	フォローアップ
				サイドイベント開催	

3. 施策の効果

G8サミット等での3R推進についての議論でリーダーシップを発揮
 政策担当者レベル、研究者レベルでのアジア各国間の連携の強化
 3Rに関する国際的な研究の推進による科学的基盤の強化
 我が国の先進的な3R技術・システムの国際的な展開

4. 備考

- ・アジア各国の3R推進のための政策対話・計画/ビジョン策定支援・協力 47,390千円
- ・アジアにおける廃棄物・3R作業部会の運営 15,351千円
- ・3Rに関する技術移転の推進 19,544千円
- ・アジア資源循環研究推進事業 25,798千円
- ・ゴミゼロ国際化行動計画の見直しと実施 7,023千円
- ・G8環境大臣会合時の3Rサイドイベントの開催 7,844千円

3 R イニシアティブ国際推進費

課題

- ・ 廃棄物の発生の増大と質の多様化による不適正な処理
- ・ 循環資源の越境移動の活発化による国内外の廃棄物処理・リサイクルシステムへの影響
- ・ 資源価格の高騰

基本的な考え方

国際的な循環型社会を構築するために、

まず各国の国内で循環型社会を構築し、
廃棄物の不法な輸出入を防止する取組を充実・強化し

その上で循環資源の輸出入の円滑化を図ることが必要。

G8北海道洞爺湖サミットでの議論・合意を受けて、3 Rの取組をさらに推進。

具体的な取組

- ・ アジア各国における3 R推進計画/ビジョンの策定支援
- ・ 東アジアにおける3 Rに関する政策対話の実施

- ・ アジアにおける廃棄物・3 R作業部会の運営

- ・ 3 R技術・システムに関する情報拠点の構築

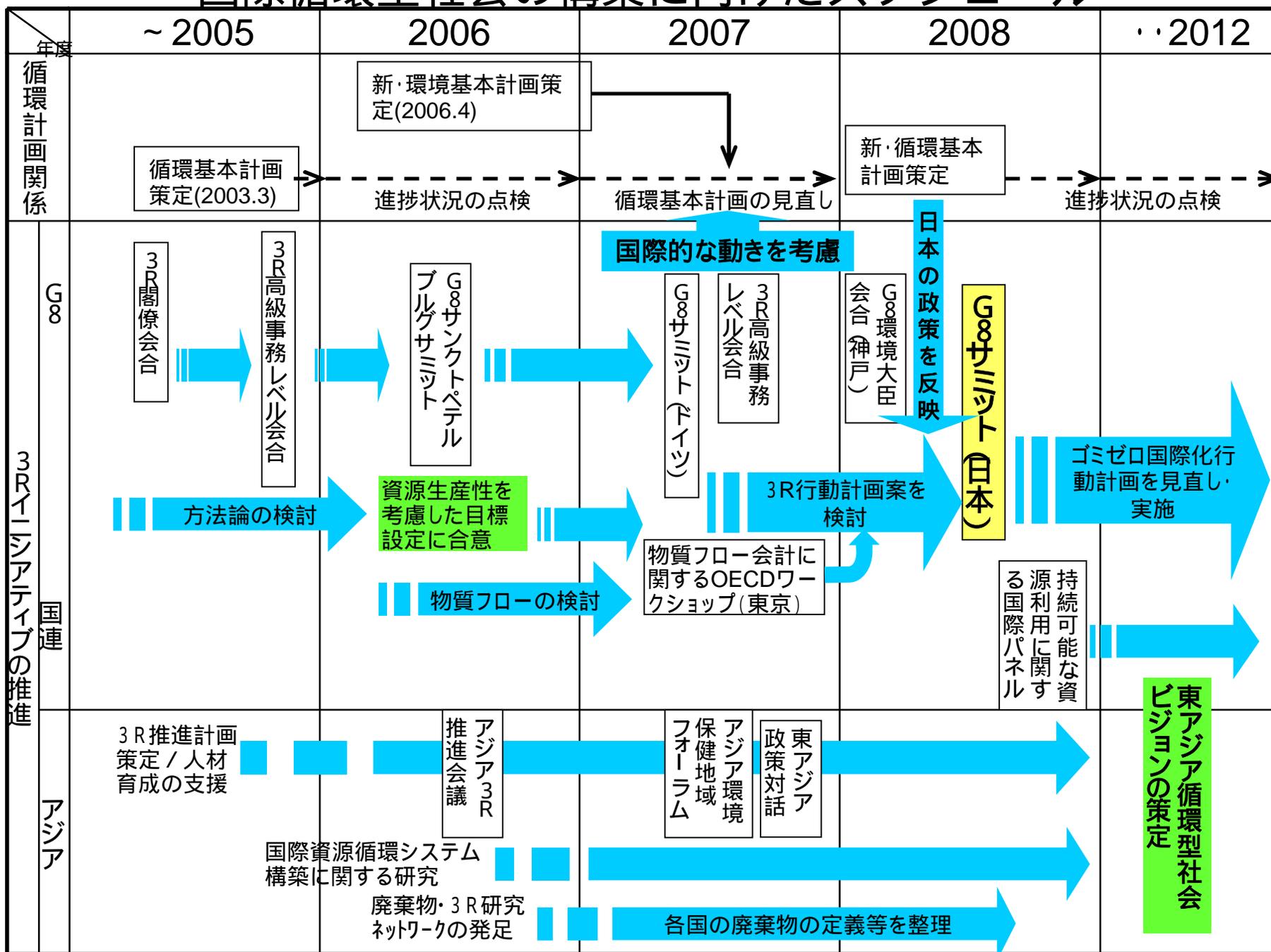
- ・ 3 Rに関する研究者・専門家のネットワーク形成
- ・ 持続可能な資源の利用に関する国際パネルへの対応

- ・ バーゼル条約を基盤とした、廃棄物の不法な輸出入の防止対策（別掲）

- ・ 「ゴミゼロ国際化行動計画」の見直しと実施

- ・ G8環境大臣会合での3 Rサイドイベント

国際循環型社会の構築に向けたスケジュール



(新) 東アジア循環型社会ビジョン調査費

20百万円 (0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 企画課

1. 背景

我が国は、2005年の3Rイニシアティブ閣僚会合において「ゴミゼロ国際化行動計画」を発表し、その中で2012年までに「東アジア循環型社会ビジョン」を策定することを明らかにした。「21世紀環境立国戦略」においても、東アジア全体での適正かつ円滑な資源循環を確保する観点から、同ビジョンの策定について盛り込まれた。

廃棄物を含めた循環資源の流れが、国内では完結せず国際的になっている今日、東アジアでの循環型社会構築に向けた基本的な考え方や目標を定めたビジョンを東アジア各国で共有することが求められている。

2. 事業内容

東アジア循環型社会ビジョンの策定に向け、

- ・ 国際的な循環資源に関する東アジア各国の意向の調査
- ・ 東アジアでの循環型社会の構築に向けた基本的な考え方の整理や目標の検討
- ・ 東アジア最大の資源消費国である中国との廃棄物回収・再生利用等に関する協力内容の検討
- ・ 廃棄物・中古品の定義付け（国際取引のルール化）など、具体的な取組の検討
- ・ 東アジアにおける資源循環の状況調査等を行う。

3. 施策の効果

不適正な循環資源の国際移動に関する対策の強化

有害物の管理も含め、東アジア地域全体の環境負荷を低減

先進国の優れた技術を活用して、途上国ではリサイクル出来ない循環資源を有効活用

4. ビジョン策定までのスケジュール

2012年までにビジョンを策定するため、東アジアでバイやマルチの政策対話を重ねる。UNEPとWHOが事務局を務める「南東・東アジア環境と保健に関する地域フォーラム」の下に設置した廃棄物作業部会を、「アジア3R推進会議」のフォローアップの場と位置づけ、東アジアにおける3Rの推進、循環型社会の構築についての議論の場とする。

また、東アジア循環型社会ビジョンの基本的考え方の1番目に、

まず、各国で循環型社会を実現する必要があることから、途上国における3R推進計画の策定支援を継続して行っていく。

5. 備考

調査費 20,000千円

(内訳) 東アジア循環型社会ビジョン調査 (民間団体1箇所)

国際的な循環型社会のビジョン

前提：それぞれの国において循環型社会を実現

- ・我が国において、モデルとなる取組を推進
- ・途上国での取組を支援

それぞれの循環資源の性質（有害性や資源価値）に即して、その国際的な移動に対応

途上国等での国内処理能力の向上

国内の循環を補完する国際循環

有害物の管理も含め、東アジア地域全体の環境負荷を低減

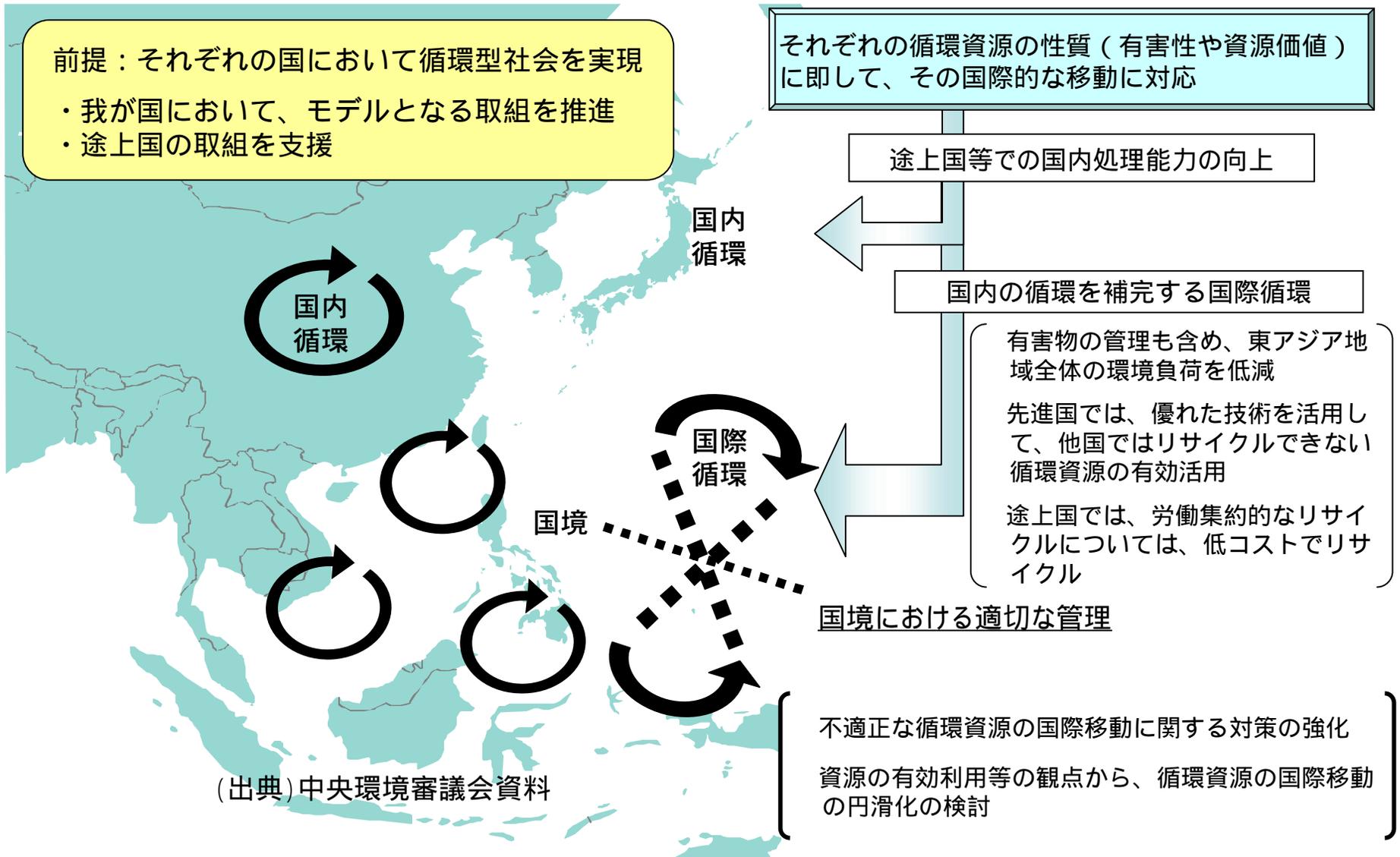
先進国では、優れた技術を活用して、他国ではリサイクルできない循環資源の有効活用

途上国では、労働集約的なリサイクルについては、低コストでリサイクル

国境における適切な管理

不適正な循環資源の国際移動に関する対策の強化

資源の有効利用等の観点から、循環資源の国際移動の円滑化の検討



(出典) 中央環境審議会資料

(新) UNEP「天然資源の持続可能な利用に関する国際パネル」支援
20百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 企画課

1. 背景

国連環境計画（UNEP）は、平成19年に「持続可能な資源の利用に関する国際パネル」を設立し、資源の効率的な利用による経済成長と、経済成長に伴う環境影響の低減について議論することにしている。

同パネルは、3Rイニシアティブの国際的な推進とも関係する上、持続可能な社会のあり方を世界レベルで検討する重要な位置づけになることが予想される。

このため、天然資源の持続可能な利用に関する我が国の知見をパネルでの議論に反映し、また我が国の関心事項に対応した議論を同パネルで行ってもらうためには、同パネルに対して財政的にも支援を行い、発言力を確保しておくことが必要である。

2. 事業内容

パネルの活動に対して財政的な支援をするため、信託基金へ拠出する。

3. 施策の効果

3R推進の国際的な議論に貢献

3. 備考

拠出金 20,400千円

(内訳) 信託基金への拠出金

(新) 3 R 推進基金 (仮称) 支援

150 百万円 (0 百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 企画課

1. 背景

開発途上国、特にアジアの途上国においては、経済の急速な発展に廃棄物の適正処理が追いつかず、環境汚染が懸念される状況にある。また、経済のグローバル化に伴い、廃棄物を含めた循環資源が国境を越えて移動しており、途上国の一部において不適切なリサイクルが行われている例が報告されている。こうした課題に対処するために、開発途上国においても 3 R の推進が図られる必要がある。

また、我が国は G 8 北海道洞爺湖サミットに向けて、「ゴミゼロ国際化行動計画」を見直し、新たな日本の行動計画の策定を目指している。

さらに、2012 年までに「東アジア循環型社会ビジョン」を策定し、東アジア循環型社会構築を図ることとしている。

我が国としては、従来より、政策対話や二国間協力等を通じ、アジア途上国等への、3 R に関する協力・支援を行っているが、こうした取組を確実に進めていくためには、日本が国際機関等に 3 R 推進基金 (仮称) を設立し、これを活用する仕組みを整えた上で各国の 3 R に係る支援を行うことが必要。

2. 事業内容

国際機関等に「3 R 推進基金」(仮称) を設立し、開発途上国、特にアジア途上国において、3 R ・廃棄物管理の事業を行う際の支援を行う。

3. 施策の効果

日本のイニシアティブにより、途上国における 3 R を推進する。

4. 備考

拠出金 150,000 千円

(内訳) 国際機関等に創設を目指す基金への拠出

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の概要

我が国では、有害廃棄物等の輸出入は「バーゼル法」及び「廃棄物処理法」により規制されているが、近年、有害廃棄物等の輸出入の増加に伴い、不適正な輸出入が相次いでいる。これに対処するためには、バーゼル条約の施行体制の強化が急務である。

環境省では、バーゼル条約に基づく有害廃棄物等の輸出入に関する手続きや審査等を実施しているほか、施行体制の強化の一環として、諸外国の輸出入規制制度の調査、事業者向けのバーゼル法等に基づく輸出入規制制度の広報活動、個別の輸出入事案が法令に基づく手続きが必要か否かを判断する事前相談制度の実施等を通じて、制度運用の強化を図ってきた。

平成20年度は、有害廃棄物等の輸出入に関する施行体制の強化をさらに図るため、事前相談制度及び税関での貨物検査の体制整備を行う。またバーゼル法に基づく規制対象物について、国際的動向及び国内での処理状況等を踏まえ、専門家の意見を聞きつつ、その判断基準の明確化を行う。さらに、バーゼル条約に適切な施行のためにバーゼル条約に定められた業務の実施、広報活動等を引き続き行う。

2. 施策の効果

<アウトプット>

事前相談体制の強化

税関での貨物検査の強化

バーゼル条約規制対象物に関する基準

締約国規制状況等データベース(ウェブサイト上に掲載)

事業者等に対するバーゼル法等周知目的のポスター・冊子

<アウトカム>

- ・資源循環の不法輸出入の未然防止
- ・条約に対応するための業務の円滑化
- ・事業者のバーゼル法等の普及

3. 備考

環境保全調査費 69,583千円

(内訳)バーゼル条約対策費 69,583千円

(新)バーゼル条約95年改正に関する戦略的検討

20百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の概要

バーゼル条約では、事前に輸出先国の同意を得る等の所要の手続きを経た場合に、有害廃棄物の輸出を開始することができることとなっている。他方、バーゼル条約95年改正(以下「BAN改正」)は、先進国(OECD加盟国、EUの構成国等)から途上国への有害廃棄物の輸出を禁止する規定を追加する内容となっている。BAN改正は平成19年5月現在63カ国が批准しており、発効条件条項の解釈如何ではBAN改正が発効する状況となっている。

近年、資源価格の高騰を背景にした循環資源の輸出入量が急増している。これらの輸出入及びリサイクルは、環境上適切に行われるものであれば、環境的にも経済的にも有用であると考えられるが、一方、途上国において環境上不適正な処理が行われ、結果的に、輸出入が環境汚染の一端を担っているという指摘がある。

我が国としては、「廃棄物が発生した国における循環型社会の形成、それを補完する形での国際資源循環と国境での適切な管理」という原則を踏まえた3Rイニシアティブの推進、東アジア循環型社会ビジョンの検討を進めており、国際的に、環境保全の確保と資源の有効利用の促進を図る観点からの検討が重要である。

本検討では、上記の考え方を踏まえて、BAN改正に対する我が国の対応を検討するため、BAN改正に関する考え方の整理、BAN改正が発効した場合の影響及びこれらを踏まえた上でのBAN改正批准のメリット・デメリットを総合的に検討する。

2. 施策の効果

<アウトプット>

BAN改正に対する主要各国の動向、国内関係者の意向の把握

<アウトカム>

・我が国としてBAN改正にどのように取り組んでいくかについての整理

3. 備考

環境保全調査費 20,127千円

(内訳)バーゼル条約95年改正に関する戦略的検討 20,127千円

バーゼル条約の適切な施行に向けた取組

アジア諸国との協力推進

バーゼル条約が提唱する「アジア・太平洋地域E-Wasteプロジェクト」に対する支援、アジア諸国のバーゼル条約担当者間でのワークショップの開催

バーゼル条約 アジアE-Waste プロジェクト

- ・E-Wasteワークショップの開催
- ・E-Waste発生量調査(タイ・マレーシア等)等の活動を支援

DOWA携帯電話 回収プロジェクト

- ・各国における回収スキームの調査・検討
- ・各国から日本への輸送・資源回収(パイロットプロジェクトの実施)
マレーシア、タイ及びシンガポール



DOWAエコシステム(株)、バーゼル条約事務局、同事務局インドネシア3者の調印式(2006年11月)



(他の貨物に混入して輸出を図った基板) (中古利用目的と称したエアコン室外機)

不法輸出入防止 ワークショップ



- 第1回 2004年12月7日～8日(東京)
- 第2回 2005年11月23日(東京)
- 第3回 2007年3月28～29日(北京)

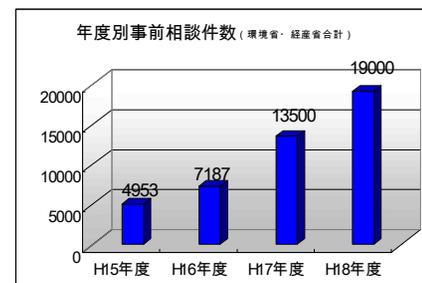
国内監視体制の強化

輸出業者向けに法制度に関する説明会や輸出入に係る事前相談、税関と協力した貨物の立入検査等の実施

バーゼル法等説明会



輸出業者に対する 相談の実施



貨物検査



アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討

42百万円（35百万円）

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の概要

近年、経済活動のグローバル化、アジアを中心としたの原材料需要の旺盛な伸びなどから、金属くず等の循環資源の輸出入量が急増している。他方、アジア各国において、不法輸出入の防止に対する取組が不十分なことや廃棄物の処理体制が未整備であること等から、我が国から輸出された循環資源の処理において、現地での環境汚染を招いているとの批判が生じている。循環型社会の形成は、国内にとどまらず、国際的な重要事項となりつつあるため、我が国にとって、不適切な輸出入を防止しつつ、適切な国際資源循環を確保することは急務である。

環境省では平成15年度より、アジア各国と連携して不法輸出入の防止及び循環資源の適正な管理体制を構築することを目的とした「有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク」を実施している。しかし各国のバーゼル条約実施体制及び各国間の連携は未だ十分とはいえない。このため当該ネットワークの強化に向け、引き続き我が国がイニシアティブを取ることが必要である。

このため、平成20年度は、我が国の経験等を踏まえたバーゼル条約実施のためのマニュアル作りを行い、我が国の経験をアジア諸国で共有を図る。またワークショップの開催やウェブサイトの拡充によるアジア各国のバーゼル条約当局間の情報交換等の推進及びアジア地域の循環資源移動に関する基礎的検討を引き続き行う。

2. 施策の効果

<アウトプット>

バーゼル条約運用マニュアル

アジア各国の関係法令データベース（ウェブサイト上に掲載）

循環資源輸出のトレーサビリティの確保に関するモデル事業

<アウトカム>

- ・ 廃棄物等の不法輸出入防止に関するアジア各国間のネットワーク強化
- ・ アジア各国のバーゼル条約担当官、税関担当官等の能力向上
- ・ 循環資源の不法輸出入の未然防止

3. 備考

環境保全調査費 42,290千円

(内訳) アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討

42,290千円

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の概要(不法投棄撲滅運動の展開)

廃棄物の不法投棄対策については、これまで規制強化等を進めるとともに、「不法投棄撲滅アクションプラン」(平成16年度策定)に基づき、地方公共団体等との連携のもとで、総合的な施策を講じてきたところである。

さらに、平成19年2月には、総理大臣指示に基づき関係府省庁による廃棄物処理に関する連絡会議が設置され、環境省として「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」(5/30~6/5)を設定し、国の機関、地方公共団体等の各主体が連携した取組を実施するよう呼びかけてきたところである。

今後さらに、国民一人ひとりの意識改革や、不法投棄をしない・させない社会環境を作り上げていくため、国民各界各層の連携を一層促進し、国民挙げての運動の展開が必要である。

各種媒体による広報活動を通じた普及啓発や、国民運動のシンボルとなるデザインを公募制定することで、広く国民に対し周知・定着を図る。

ごみ問題を平易に解説できる環境教育教材のパッケージを開発・活用することで国民の不法投棄に対する理解の促進を図る。

全国7つの地方環境事務所(北海道・東北・関東・中部・近畿・中国四国・九州)を拠点に、国の関係機関、地方公共団体等との連携体制を確保し、合同監視、一斉パトロールや普及啓発事業等を実施し、全国各地において、国民運動としての気運の醸成を図る。

2. 施策の効果(不法投棄撲滅運動の展開)

国民ひとり一人の意識を変革することで、不法投棄をしない・させない社会環境づくりを推進する。

国、地方公共団体、市民、事業者等の連携強化を図り、国民的運動として、不法投棄対策を推進する。

各地方環境事務所を情報発信拠点として、管内における連携強化を推進する。

3. 備考

環境保全調査費	108,028千円
産業廃棄物適正処理・再生利用推進対策費	6,131千円
不法投棄早期対応システム整備費	11,928千円
不法投棄事案等対応支援事業	39,969千円
不法投棄撲滅運動の展開	50,000千円

廃棄物処理等科学研究費補助金（競争的資金）

1,761百万円（1,261百万円）

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1 事業の概要

循環型社会形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する研究並びに次世代型の循環型社会形成推進及び廃棄物適正処理技術の開発に関する課題を公募・採択し、これらの研究・開発を推進することにより、循環型社会形成の推進・廃棄物の安全かつ適正な処理等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図る。

事業の概要と対象とする分野については、次のとおり。

項目	研究事業	技術開発事業
事業名	<u>循環型社会形成推進研究</u>	<u>次世代循環型社会形成推進技術基盤整備</u>
対象	<p><u>循環型社会形成、廃棄物の適正処理等の推進が期待できる研究を対象</u></p> <p>【一般テーマ研究】 循環型社会構築、廃棄物処理に伴う有害化学物質対策、廃棄物の適正処理の研究</p> <p>【重点テーマ研究】 3R推進に係る研究 廃棄物系バイオマス利活用研究 循環型社会構築を目指した社会科学的複合研究 漂着ごみ・アスベスト廃棄物対策に係る研究 等</p> <p>【若手育成型研究】 若手研究者を対象</p> <p>【バイオマス特別枠】 <u>バイオマスの高効率利用技術の研究及び地域に即したモデルの設計手法の研究</u></p> <p>【3Rイニシアティブ特別枠】 アジア等国際的な地域レベルでの3Rシステム構築のための研究</p>	<p><u>実用化が見込まれ、既に基礎研究、応用研究を終えた技術開発を対象</u></p> <p>【一般テーマ技術開発】 循環型社会構築技術、廃棄物リサイクル技術、廃棄物の適正処理技術の開発</p> <p>【重点テーマ技術開発】 3R・エネルギー回収推進技術開発 アスベスト廃棄物無害化技術開発 漂着ごみ対策技術開発 廃炉解体技術開発 廃棄物系バイオマス高効率利用技術開発</p>

2 事業計画

毎年度、公募により研究テーマ、開発技術を募り、学識者である委員により評価を行い、評価の高い課題を選定し補助対象とする。

3 施策の効果

循環型社会の実現に貢献。

産業の発展とそれに伴う雇用創出が見込まれる。

アジア地域等国際的な地域レベルでの3Rシステムの構築に資する。

アスベスト廃棄物の無害化処理等の技術水準の向上。

温室効果ガスの削減に貢献。

4 備考

補助金 1,761,000千円

(内訳)

循環型社会形成推進研究費	1,326,202千円
循環型社会形成推進研究推進事業費	31,798千円
次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業	403,000千円

廃棄物処理等科学研究費補助金による研究・技術基盤整備

循環型社会形成推進研究事業

< 事業の対象 >

- 「バイオマス特別枠」(案)
草木質系の廃棄物系バイオマスを高効率にエネルギー-利用するシステムの研究開発
地域における廃棄物系バイオマスの循環利用を実現するモデルの設計手法の研究開発
- 「3R・エネルギー特別枠」
アジア等国際的な地域レベルでの3Rシステム構築研究
- 「重点テーマ研究」(案)
トップダウン方式による3R実践のための複合的プロジェクト
3R・エネルギー-回収推進のための研究開発
国際3R対応の有用物質利用・有害物質管理技術の研究開発
循環型社会構築を目指した社会科学的複合研究
廃棄物系バイオマス活用技術・システムの研究開発
漂着ごみ・プラスチック廃棄物対策に関する研究開発
- 「一般テーマ研究」
廃棄物処理に伴う有害化学物質対策研究
廃棄物適正処理研究
循環型社会構築技術研究
- 「若手育成型研究」
一般テーマ研究と同様の内容について、若手研究者を対象

対象者：個人(研究機関に属する研究者)
事業期間：3年以内
交付額：年度ごとに1億円以内、対象額の100%以内

次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業

< 事業の対象 >

- 「重点テーマ技術開発」(案)
3R・エネルギー-回収推進のための技術開発
プラスチック廃棄物の無害化処理技術開発
廃炉解体の低コスト化技術開発
塩分を含む等処理困難な漂着ごみの処理技術開発
廃棄物系バイオマス活用技術開発
- 「一般テーマ技術開発」
廃棄物適正処理技術
廃棄物リサイクル技術
循環型社会構築技術

H20予算(案)額：
あわせて1,861百万円

対象者：法人
事業期間：1年
交付額：1億円以内、対象額の50%以内

環境と調和する循環型社会の実現
環境行政の施策支援、技術水準の向上



産業廃棄物処理業優良化推進事業費 100百万円(56百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

産業廃棄物の不適正処理対策を推進するためには、不法投棄等に対する規制強化とともに、優良な処理業者の育成や、優良業者が市場の中で優位に立てるような仕組みづくりが必要である。

また、優良な処理業者による資源循環ビジネスは、循環型社会ビジネスの実現や環境と経済の統合に向けて鍵を握る部門のひとつでもある。

このため、産業廃棄物処理業の優良化を推進し、さらには資源循環ビジネスの育成と活性化を図るため、処理業者の優良性に係る評価制度と評価基準の設定及びその高度化等の検討など、優良な処理業者の育成と産廃処理ビジネスの活性化を推進するために必要な各種調査・事業を実施する。

2. 事業計画

- (1) 地方事務所と連携した処理業者の優良化及び排出事業者に向けた普及啓発及び研修の実施
- (2) 優良性の評価基準の高度化のための調査・検討
- (3) 優良業者に係る情報を公開するネットワークシステムの構築
- (4) 産業廃棄物処理業実態調査

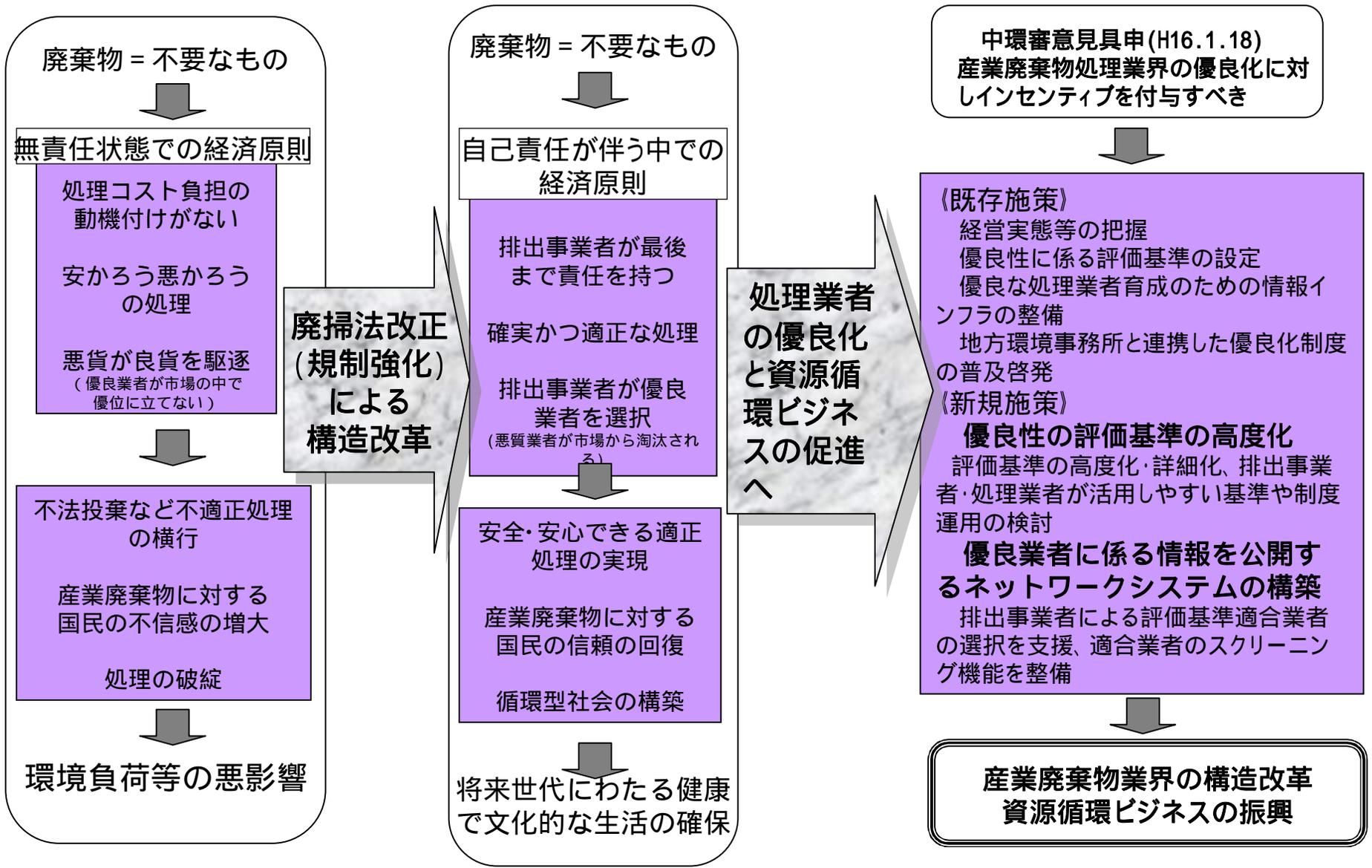
3. 施策の効果

悪質な業者が淘汰され、市場原理を通じて優良な産業廃棄物処理業者が市場の中で優位に立つ構造転換の推進
産業廃棄物処理ビジネスの振興

4. 備考(積算内訳)

調査費	100,000千円
普及啓発及び研修等の実施	25,083千円
優良性の評価基準の高度化のための調査・検討	15,668千円
優良業者に係る情報を公開するネットワークシステムの構築	50,289千円
産業廃棄物処理事業実態調査	8,960千円

産業廃棄物処理業優良化推進事業について



ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業

314百万円(90百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

電子マニフェスト(産業廃棄物電子管理票)システムは、情報管理の合理化、偽造がしにくく行政の監視業務の合理化につながる等のメリットがあり、循環型地域づくりの基盤として一層の普及拡大が必要である。

平成20年度は、平成18年1月19日にIT戦略本部により取りまとめられた「IT新改革戦略」で掲げられた「平成22年度における電子マニフェストの利用割合50%」という目標の達成に向け、普及啓発や利用者のインセンティブ強化といった事業を行うことにより、電子マニフェストの普及拡大を図るとともに、使用増加に対応できるようシステムの機能強化を図る。

2. 事業計画

(1) 普及啓発説明会等の実施

ブロック別・業界別研修会、中小企業向け説明会の実施

自治体等の協力を得てブロック別・業界別の説明会及び排出事業者の80%以上を占める少量排出事業者である中小企業向けの説明会を行い、計画的に普及啓発を図る。

遠隔研修システム整備

インターネットを使用した電子マニフェストシステムの操作体験コーナーを各都道府県団体の協力を得て設置・整備し、遠隔研修を実施する。

(2) 電子マニフェストシステムの機能強化

電子マニフェストバックアップシステムの構築

登録されたマニフェスト情報を地震等の自然災害や人災から安全・確実に保存・管理する体制を構築する。

電子マニフェスト使用増加に伴うシステム改修の検討・設計及び改修

データベース構造等の見直し、使用増加に対応できるようシステム強化を図る。

電子マニフェストシステムのWeb版の構築

排出事業者数の約80%以上を占める少量排出事業者が電子マニフェストシステムを導入しやすい環境を整備し、一層の普及拡大を図る。

(3) 電子行政報告システムの構築

情報処理センターに集約される情報を活用して都道府県等に対する処理実績等の加入者の行政報告の簡便化を支援する仕組みを構築する。

3. 施策の効果

廃棄物処理システムの透明性の向上

排出事業者の処理責任の認識の徹底

排出事業者・処理業者の情報管理の合理化

行政の監視業務の合理化

4. 備考(積算内訳)

調査費

普及啓発事業(研修会、説明会等)

314,010千円

電子マニフェストシステムの機能強化

50,655千円

電子行政報告システムの構築

218,809千円

44,546千円

ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業

背景

衆議院環境委員会及び参議院環境委員会における廃棄物処理法改正案に対する附帯決議
産業廃棄物の不適正処理事案に迅速に対応するため、
電子マニフェストの義務化も視野に入れつつその普及拡大を図る方策を検討すること。

「IT新改革戦略」(平成18年1月19日 IT戦略本部決定)における達成目標
平成22年度までに、大規模排出事業者について交付されるマニフェストの80%
(排出事業者全体については50%)を電子化できるようにする。

電子マニフェストの普及に向けて

紙マニフェストに比した利点

排出事業者、処理業者にとって、情報管理の合理化につながる。
偽造がしにくく、行政の監視業務も合理化できる。

現在の普及状況

マニフェストの年間使用枚数
4千万～5千万件のうち、
電子マニフェストの利用割合
約5%(平成18年度実績)

重点普及目標

大規模排出事業者(建設業、
製造業、電気業、ガス業等)を
中心に普及促進を図る。

普及目標

平成20年度における利用割合最大30%
平成22年度における利用割合50%

普及方策

既存施策

- 電子化普及促進プランの策定等
- 電子マニフェストシステムの高速度・大容量化
- 普及啓発事業(ビデオ、冊子、大規模排出事業者向け説明会等)

新規施策

- 普及啓発事業(中小企業向け説明会の実施)
- 電子マニフェスト遠隔研修システム整備
- 電子行政報告システムの構築
- 電子マニフェストシステムの機能強化(WEB版の構築、使用増加対応等)

循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）（公共）

13,296百万（13,296百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の概要

(1) 高度処理型浄化槽の普及促進

窒素又は燐対策等を特に実施する必要がある地域について高度処理型浄化槽の普及促進を図るため、高度処理型浄化槽の自己負担分を通常型浄化槽の自己負担分と均一にする。

高度処理型浄化槽の区分

- 1) 窒素又は燐を除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽
- 2) 窒素及び燐を除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽
- 3) BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽

公費負担

高度処理型浄化槽又は変則浄化槽と通常型浄化槽又は変則浄化槽との自己負担分の差額を公費で負担

(2) 浄化槽市町村整備推進事業における年度内整備戸数の緩和等

事業年度内整備戸数の下限は原則20戸以上で、3年以上継続又は累計50戸以上整備した場合は、10戸以上としているが、事業が7年以上継続又は累積100戸以上整備した場合は事業年度内に整備する戸数が10戸未満でも差し支えないこととする。

事業年度内に整備する戸数が10戸以上で差し支えない地域に、次の地域を追加する。（注： の追加要件に該当するものである。）

- 1) 湖沼水質保全特別措置法の指定地域
- 2) 水質汚濁防止法の水質総量規制の指定地域
- 3) 水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域

(3) 事務費及び計画策定調査費の対応率の引き上げ

事務費 3.5% 6.5%

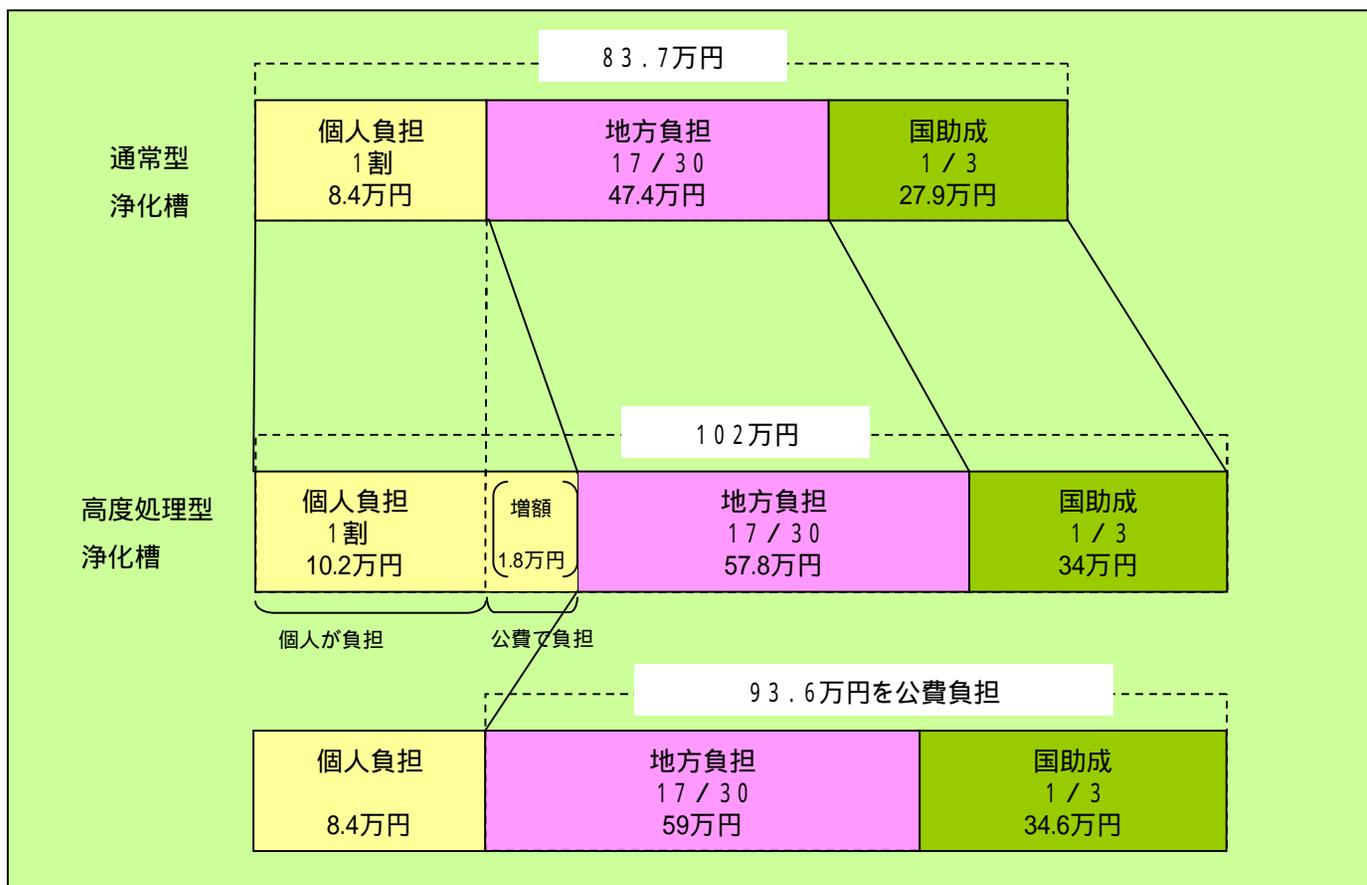
計画策定調査費 3.5% 直接必要とする額

2. 施策の効果

浄化槽の整備により、湖沼等公共用水域等における生活排水対策が進み、良好な水環境や健全な水循環が確保できる。

この他、内閣府に地域再生基盤強化交付金(汚水処理施設整備交付金)を計上 171,282百万円の内数(141,833百万円の内数)

高度処理型浄化槽の普及促進



(新) 災害時の浄化槽被害等対策マニュアルの作成

7百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の概要

浄化槽が地震、洪水等から被災した場合、生活排水が垂れ流しとなったり、トイレの使用が不可能となったりするなど、環境や公衆衛生、社会活動に重大な影響が生じる。先般の新潟県中越沖地震(平成19年7月)、能登半島地震(平成19年3月)は記憶に新しく、新潟県中越地震(平成16年10月)、兵庫県南部地震(平成7年1月)による大規模な地震災害、また、台風等による洪水災害等、近年、社会基盤を破壊する規模の災害が、全国各地で頻繁に発生している。しかし、これらの災害が浄化槽に与えた影響については、全国的な調査は十分行われておらず、また、災害時の緊急対応、復旧方法等についても、現地での個々の対応となっているのが現状である。

そこで、上記のような近年の災害についての調査を踏まえて、浄化槽の災害時の緊急対応を明確にし、被害地域全体の浄化槽システムとしての応急処置、個別の浄化槽の応急処置等、迅速な対応が行えるよう、地方自治体を中心に浄化槽管理者も使用できる「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル」を作成する。

2. 事業計画

平成20年度	災害時の浄化槽被害等状況調査、対応の検討
平成21年度	災害時の浄化槽被害等対策マニュアルの作成

3. 施策の効果

災害時の浄化槽被害等対策マニュアルを作成することで、災害発生時の迅速な初動活動が行えるようになり、水環境や公衆衛生に与える影響を未然に防止することができる。

4. 備考

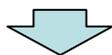
調査費 7,086千円

災害時の浄化槽被害等対策マニュアル作成のための実態調査
(民間団体1箇所)

災害時の浄化槽被害等対策マニュアルの作成

背景

浄化槽が地震、洪水等で被災



環境、公衆衛生、社会活動に
重大な影響が生じる。



能登半島地震 浄化槽被害(2007.3)

浄化槽の被害を最小限に止め、住民の安全・安心な生活を守る必要がある。

必要事項

浄化槽被害状況の把握



災害前、災害後対策

現状

浄化槽被害の全国的な調査が行われていない。

災害対策マニュアルが無く、
災害前、災害後対策は現地で
個々に考えて対応している。

そこで

近年の大災害による浄化槽被害の全国的な調査を行い

- ・ 災害前対策により被害を最小限に止める
- ・ 災害後対策により迅速な復旧活動を行う

} 目的として

災害時の浄化槽被害等対策マニュアルの作成を行う。

事業内容

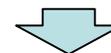
浄化槽被害状況調査

・近年の大災害(新潟県中越沖地震、能登半島地震、新潟・福島・福井豪雨等)での浄化槽被害調査



出典:群馬大学工学部

新潟豪雨災害(2004.7)



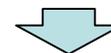
被害状況調査を踏まえた災害対策の検討

災害前対策

- ・ 災害時の組織体制の整理
- ・ 日常点検、被害の可能性が高い箇所の把握 等

災害後対策

- ・ 被災状況の迅速な把握、関係機関との調整
- ・ 被害調査、程度をかんがみた復旧の有無 等



災害時の浄化槽被害等対策マニュアルの作成

事業効果

災害時の迅速な初動活動、計画的な復旧活動が行えるようになり、環境、公衆衛生、社会活動に与える悪影響を未然に防止することができる。

地球環境局環境保全対策課

1．事業の概要

近年、光化学オキシダント注意報の発令地域が拡大しており、その要因の一つとして、中国大陸からの越境汚染に社会的な関心が高まっている。

EANET（東アジア酸性雨モニタリングネットワーク）において、オゾンは従来から測定項目であるが、測定機材の購入及び維持管理上の問題から、中国を含むほとんどの国でオゾンの観測が行われていない。

このため、アジア域のオゾン汚染状況を把握し、シミュレーションモデルを活用して我が国へのオゾンの越境汚染の寄与度や将来影響を明らかにする必要がある。また、オゾン問題に関して国際的な働きかけを展開するに当たっては、こうした科学的知見を中国等のEANET参加国と共有することが重要である。

このような背景の下、以下の事業を実施する。

モニタリング強化・環境情報共有化に向けた検討

途上国でも導入可能なオゾン簡易測定法を検討の上、EANET参加国に普及を図る。さらに、得られた観測結果とシミュレーションモデルを組み合わせ、我が国へのオゾンによる越境汚染を解析し、将来の影響を予測する。

東アジア高度人材ネットワークの中核化

EANETの技術的な活動の核である酸性雨研究センターを高度人材ネットワークの中核として位置づけ、EANET参加国の研究者を招聘し、モデル計算によるアジア域のオゾン汚染に係る共同研究を実施し、科学的知見の共有を図る。

2．事業計画

項 目	H19	H20～
モニタリング強化・環境情報共有化に向けた検討		
東アジア高度人材ネットワークの中核化		

3．施策の効果

我が国のオゾン濃度上昇に対する越境大気汚染の寄与度を明らかにし、東アジア地域のオゾン汚染対策を検討するほか、EANET諸国の大気環境管理能力

の向上及び国際的な体制作りの推進に寄与する。

4. 備考

調査費 33百万円

(内訳)

モニタリング強化・環境情報共有化に向けた検討事業 17,195千円

東アジア高度人材ネットワークの中核化 16,345千円

備品費 10百万円

(内訳)

オゾン計(2台) 5,523千円

オゾン校正器(2台) 4,200千円

東アジア広域環境政策形成推進事業費

オゾン汚染の現状

- ・我が国のバックグラウンドでオゾン濃度上昇（図1） ・平成18年度に光化学オキシダント注意報の発令都道府県数が過去最高
- ・中国でオゾンの原因となるNOx排出量が近年大きく増加（図2）
- ・越境大気汚染が光化学スモッグの一因とする研究発表やマスコミ報道（図3）

図1 バックグラウンドでのオゾン濃度上昇

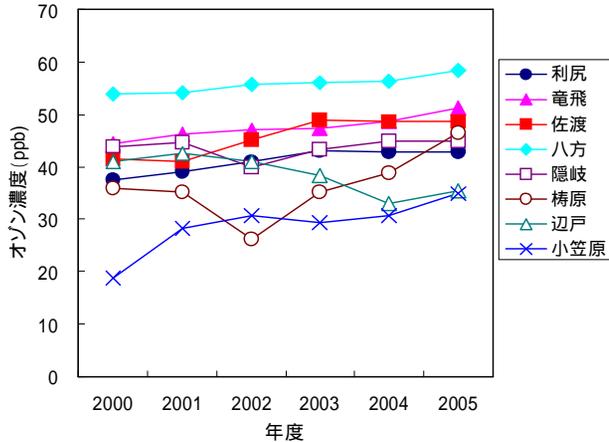


図2 アジアにおけるNOx排出量の推計

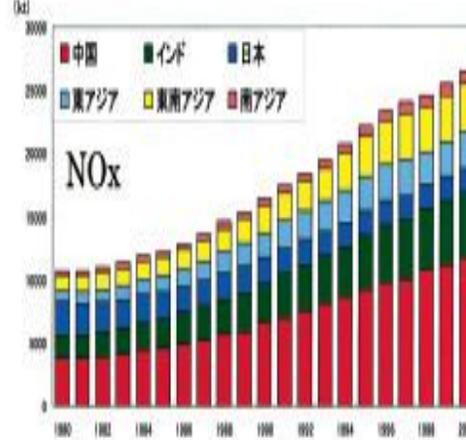
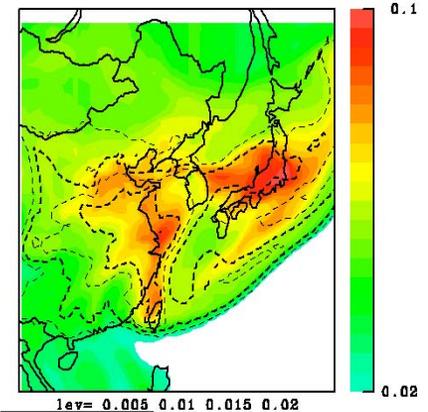


図3 越境大気汚染のシミュレーションの一例



課題

オゾンは従来よりEANETの測定項目であるが、途上国では機器購入や維持管理が困難

越境大気汚染の寄与度が不明

経済発展著しい海外での発生源対策が必要

対策

(19年度) オゾン簡易測定法の検討
(20年度)
・ 代表的な数地点で、高精度な自動測定と簡易測定との並行測定
・ EANET参加国でのオゾンの簡易測定実施

20～22年度
・ 複数のシミュレーションモデルによるオゾン汚染の解明
・ 測定結果等を活用してシミュレーションモデルの精度を向上

20～22年度
EANET諸国から酸性雨研究センターに研究者を招聘し、モデルの共同研究を実施
(中国等のインベントリ情報の入手)

成果

アジアにおけるオゾン汚染の状況を把握

オゾンの越境大気汚染について科学的な解明

对中国を見据えた科学的知見

・ 発源地域の大気環境管理能力の強化
・ 日本モデルのアジアへの普及

(新)酸性雨による生態系影響定量解析等調査費

41百万円(0百万円)

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

環境省が平成16年度にとりまとめた過去20年間の酸性雨に係る調査結果では、岐阜県伊自良湖において酸性沈着の影響が懸念された。これを受けて、伊自良湖集水域において重点調査を平成17年度から3年間実施しており、酸性沈着による陸水及び土壌への影響が立証されつつある。

一方、欧米では国によって陸域生態系への大気汚染影響を定量的に評価する集水域の総合調査(キャッチメント解析調査)が実施され、対策シナリオの策定に活用されているが、我が国を含むアジアでは未実施である。

このため、以下の事業を実施し、生態系への影響を定量評価する。

酸性雨対策検討会における議論やこれまで得られた知見を踏まえて選定した解析調査地点において、集水域における酸性物質の収支を定量的に把握し、酸性沈着による生態系への影響を解析する。

調査結果を元に酸性沈着による生態系への影響予測を行う日本版モデルを開発し、我が国の生態系の汚染負荷量の限界を明らかにする。

生態系影響定量解析調査のマニュアルを作成し、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)参加国への普及を図る。

2. 事業計画

項目	H20~24
酸性沈着による生態系影響定量調査	
日本版影響予測モデルの開発	
マニュアルの策定	

3. 施策の効果

酸性沈着による我が国の生態系の汚染負荷量の限界を明らかにすることにより、酸性雨影響発現予測及び影響の未然防止に資するとともに、調査手法をEANET参加国へ普及させることにより、各国の大気環境管理の強化に貢献する。

4. 備考

調査費 41百万円

酸性雨による生態系影響定量解析等調査費

現状・問題点

- ・過去20年間の酸性雨調査の結果、陸水の一部に酸性沈着の影響が疑われる変化、耐性の弱い他の陸水にも発生している可能性あり。
- ・17～19年度に伊自良湖集水域で重点調査を実施、酸性沈着の影響が明らかになりつつある。(右図)
- ・陸域生態系への大気沈着の影響を定量的に評価する解析調査の実施が必要【欧米では国による長期調査が実施されているが(米:1963年、欧:1993年より実施)、アジアでは未実施。】

集水域の年間物質収支 (2005.11～2006.11)

大気からの流入硫酸イオン

$1.0 \text{ kmolc ha}^{-1} \text{ y}^{-1}$

土壌から溶出

$0.6 \text{ kmolc ha}^{-1} \text{ y}^{-1}$

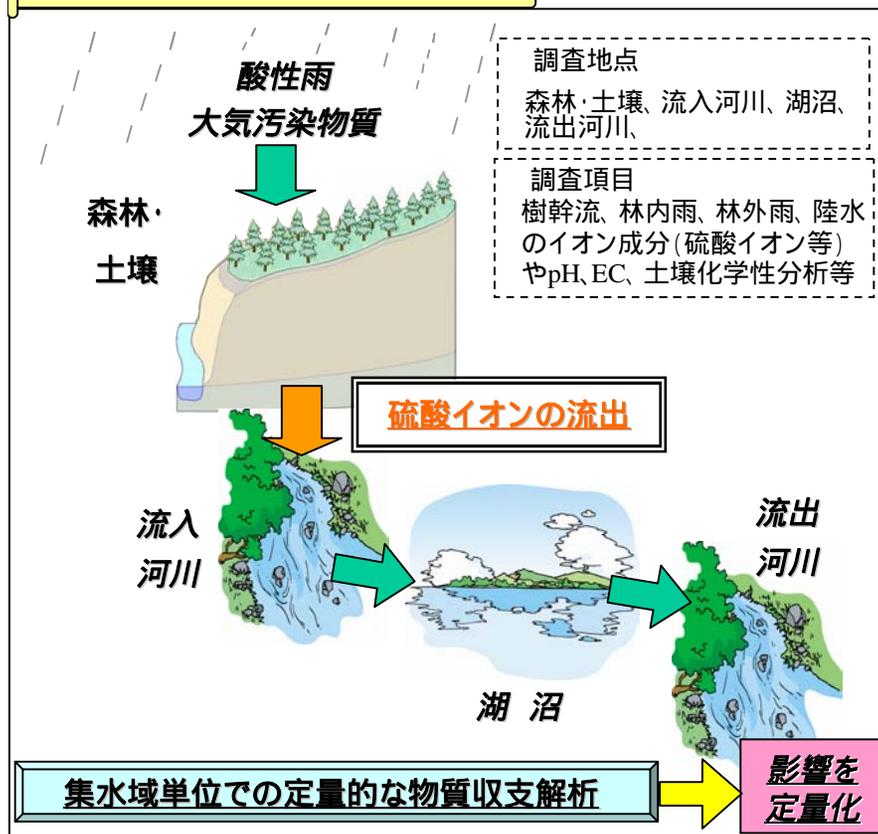
伊自良湖集水域
(流入河川)

流出硫酸イオン

$1.6 \text{ kmolc ha}^{-1} \text{ y}^{-1}$

*土壌に緩衝能があれば、 $1.0 \text{ kmolc ha}^{-1} \text{ y}^{-1}$ 以下となる。

キャッチメント解析調査の実施



アジア初の調査。

調査マニュアルを作成
東アジアモニタリングネットワーク(ENAET)参加国へ普及

日本の環境技術のアジア標準化を推進

・生態系への汚染負荷量の限界を定量化
・対中国を見据えた科学的知見

日本版モデルの開発
(影響予測モデル)

今後の酸性雨影響発現についての予測

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

近年の黄砂の規模の拡大は、日本を含む北東アジア地域の共通課題となっている。このため、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)の合意を受け、平成19年3月に三カ国黄砂局長会合が開催され、今後、黄砂問題に関する共同研究を実施し、黄砂対策への地域協力を推進することが合意された。

このため、我が国の有する技術を活用し、共同研究の成果を通じた地域協力を推進し、近年激甚化している黄砂の被害緩和策を検討する必要がある。

このような背景の下、以下の事業を実施する。

(1) 黄砂問題検討会の設置、運営

黄砂飛来状況や現象の解明、黄砂対策等を検討する。

(2) 黄砂モニタリングネットワークの確立

ライダー装置(レーザー光を用いた最新の黄砂観測機器)による黄砂観測ネットワークを整備し、データを検証の上、データ管理ガイドラインを策定。

(3) 黄砂早期警報システムの構築(新規)

関係国との協力によりライダーデータの共有を図り、これら観測データを活用した北東アジア地域レベルの早期警報システムを構築し、また、黄砂飛来情報等をインターネットで広く提供する。

(4) 共同研究の実施(新規)

三カ国黄砂局長会合の枠組みの下、黄砂発生・輸送メカニズム調査、黄砂による影響調査、発生源調査等について、日中韓の共同研究を実施する。

2. 事業計画

項目	H17～19	H20～
黄砂問題検討会の設置、運営		
黄砂モニタリングネットワークの確立		
黄砂早期警報システムの構築		
共同研究の実施		

3. 施策の効果

国際的な連携に基づく北東アジア地域の黄砂モニタリングネットワークの確立及び早期警報システムの構築により、黄砂飛来時の被害緩和を図る。ま

た、日中韓の共同研究により集積される知見は、我が国の黄砂対策に資するだけでなく、黄砂対策への地域協力の推進と国際的な政策協調にも資する。

4. 備考

調査費 55,930千円

(内訳)

黄砂問題検討会の設置、運営	5,007千円
黄砂モニタリングネットワークの確立	11,435千円
黄砂早期警報システムの構築	15,381千円
共同研究の実施	24,107千円

土地建物借料 135千円

(内訳)

黄砂モニタリングネットワークの確立	135千円
-------------------	-------

北東アジア地域の黄砂対策

< 地域協力の推進体制 >

日中韓モ4か国
環境担当当局

3カ国環境大臣会合 (TEM M)

H19年3月
に初会合

年に1回
開催

3カ国局長会合 (TDGM)

次回TDGM
にて具体的
に検討

共同研究グループ

- 黄砂発生・輸送メカニズム調査 (一部既存)
- 観測マニュアルの作成 (一部既存)
- モニタリングネットワークの整備 (既存、ODA)
- シミュレーションモデル開発 (既存研究)
- 発生源地域調査 (一部既存研究)
- 健康影響の検討
- 生態影響の検討
- 政策分析・提言

< 黄砂対策の枠組み >

北東アジアの黄砂モニタリングネットワークの構築

- ・データ管理ガイドラインの策定とデータの精度向上
- ・データ共有のための政策対話

発生源対策

- ・自国での植林・草方格・土地の囲い込み等
 - 中国、モンゴル
- ・植林・植草協力事業
 - ex. 地球環境基金、日中緑化交流基金 (小淵基金)、グリーンベルト造林事業
 - 日本、韓国等政府、民間団体
- ・自然資源管理の能力向上
 - ex. 砂漠化防止支援調査
 - 環境省、林野庁
- ・植生回復技術指針の作成
 - 農水省

早期警報システム

- ・シミュレーションモデルの改良
- ・インターネットでリアルタイムの黄砂情報を提供

★ 黄砂被害の影響緩和

砂漠化の抑制

漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査費

351百万円(350百万円)

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

漂流・漂着ゴミは、海浜景観を損なうのみならず、海洋環境の保全の面から重要視されている。より効果的な発生源対策や清掃運搬処理を進めるためには、漂着の状況と地域の特性を踏まえた取組が必要であり、地域全体の漂着ゴミの状況や地域特性について情報を収集し、対策の在り方と効果的な清掃運搬処理の手法を検討する。

2. 事業計画：(平成19年度～平成22年度)

19、20年度の2年間に、7県をモデル地域として選定し11海岸について調査を行う。平成20年度は、クリーンアップ調査、フォローアップ調査等を行う。

(1) 調査

クリーンアップ調査

漂着したゴミの分類、漂着経路や発生源の推定。

効果的・効率的な清掃処理処分方法の検討。

フォローアップ調査

ゴミが漂着する状況のモニタリング、漂着メカニズムの解析や効果的な清掃の頻度、方法等の検討。

(2) 検討会など

総括検討会は全国的な視点による検討を行い、また、地域検討会はそれぞれの地域に設置し地元の懸案事項について検討を行う。

関係者間の連携の推進及び効果的な検討に活用する。

3. 施策の効果

本事業の結果、国内における効果的な対策手法の開発が行われ、国際的な連携を通じ、漂流・漂着ゴミの削減を図り、もって海洋環境保全に資する。

4 . 備考

職員旅費 1 , 4 7 4 千円

漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査 1 , 4 7 4 千円

委託費 3 4 9 , 2 1 9 千円

漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査 3 4 9 , 2 1 9 千円

漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査費

目的：漂着ゴミの状況と対策のあり方や、効果的な清掃運搬処理の手法を検討し、漂流・漂着ゴミ対策を行う。

平成19年度終了

3種類の調査

概況調査

モデル地域を含む一連の海岸線について、概況を調査

クリーンアップ調査

共通調査
独自調査

フォローアップ調査

分類結果を解析

平成20年度実施予定

2種類の検討会

総括検討会

全国的な視点
専門家による検討

地域検討会

7地域に設置
地域特有の課題の検討

国際連携

NOWPAP

(北西太平洋地域海行動計画)
等を通じた国際連携

漂流・漂着ゴミの削減、海洋環境保全に資する。

世界の水環境保全のための国際的活動経費のうち

(拡充) 日中水環境パートナーシップ

(水質汚濁等問題解決に向けた調査等支援事業を名称変更)

193百万円(33百万円)

水・大気環境局水 環 境 課
地下水・地盤環境室

1. 事業の概要

中国では、近年、下水道等の汚水処理施設や工場排水処理施設の未整備による水質汚濁や工場などの破損に伴う水質事故、水需要の増大による水不足等の水環境問題が深刻化しており、特に飲用水源等の水質保全が喫緊の課題となっている。このため、水環境分野における国際貢献の視点から、平成18年度より中国における河川の水質等の実態調査、水環境に係る課題の要因分析及び対処方策の検討を開始したところである。

このような状況の中、平成19年4月の日中環境保護協力の強化に関する共同声明においても、河川・湖沼・海洋・地下水に係る水質汚濁防止に関する協力が盛り込まれたことを受け、平成20年度以降は、19年度までの実態調査結果等を踏まえ、飲用水源地周辺等の重要水域に適した水環境管理体系の整備や日本の水管理技術の適用可能性調査等を実施^(注)することにより、中国における河川、湖沼、地下水等の水環境保全を図る。

(注) 活用し得る日本発の水環境管理技術の例：水域別の総量規制、合併処理浄化槽技術、コミュニティプラント、膜による汚水処理技術など

2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
・ 水環境管理体系、水環境保全フェーズ事業 実施計画策定	→			
・ フェーズ地区における水環境保全整備事業			→	
・ 水環境保全整備事業結果の解析及び波及 効果の把握				→

3. 施策の効果

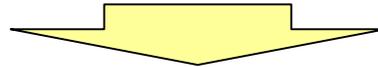
本事業により、中国における水環境保全の推進に加え、日中の環境協力強化が図られる。さらに、日本発の環境技術等の中国での普及を図ることにより、我が国における環境技術開発が促される。

4. 備 考

調査費 193,210千円 (内訳) 概括調査 148,888千円
対処方策検討等 26,308千円
シンポジウム開催 18,104千円

日中水環境パートナーシップ

国家環境保護局(SEPA)によると中国の環境問題の中でも特に、**飲料水の安全を脅かす水質汚濁問題が最も重要な課題。**



平成18年12月日中韓環境大臣会合
日中環境大臣会談で、水環境管理で**日中共同研究**の開始に合意

平成19年4月日中環境協力共同声明

「**飲用水源地保護を強化し、河川・湖沼・海洋・地下水の汚濁を防止し、特に渤海、黄海区域及び長江流域などの重要水域における水質汚濁防止について協力を実施する**」

環境省とSEPAの連携・協力

2006年度から日中共同で現地調査、地方ヒアリング等を実施。

中国各地域(流域)の水環境管理上の課題の明確化及びその課題解決のために講ずべき対策のあり方、法制度等のあり方等について分析。

2007年度以降も、引き続き現地調査、地方ヒアリング等を実施するとともに、SEPAとの実務レベルでの政策対話を実施する予定。

中国の環境対策
51項目改善提言
OECD

【北京＝新員憲弘】経済協力開発機構(OECD)は九日、中国の環境に関する成績評価報告を公表した。環境対策に一定の評価をしつつも地方を中心に法制度面の実効性が低いと指摘、国家環境保護総局を、より権限の強い「省」へ昇格することなど五十一項目にわたり提言している。

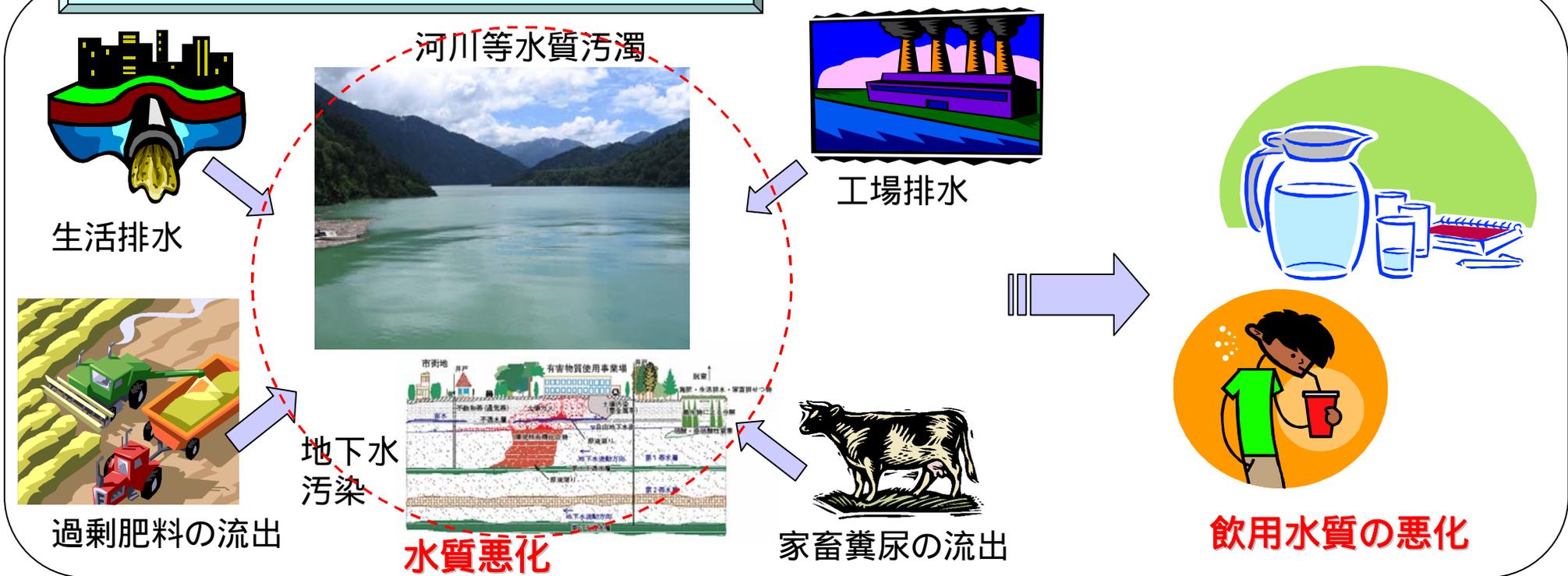
中国はOECD加盟国ではないが、経済成長による環境悪化の影響が大きいことから初めて環境成績の評価が行われた。報告では、一部の大都市が依然として世界最悪レベルの大气のほか、都市廃棄物の半分が処理待ちで、河川など水質汚染も深刻などと課題を指摘。OECDの赤阪清隆事務次長は中央政府の取り組みを評価しつつも「地方政府は経済発展を優先して環境保護を犠牲にしている」と体制面に大きな課題があると述べた。

このため①全国的に効力ある環境法律の実施②環境税や排出権取引など経済手段の利用③クリーンエネルギーや技術の利便促進④海外企業の技術支援など国際協力の促進などを提言した。

(参考 東京新聞2006.11.10 朝刊)

日中水環境パートナーシップ

中国の飲用水源地における水環境問題



【現状及び課題】

- ✓ 未処理し尿、生活排水等の水域への直接流入、地下浸透
- ✓ 排水処理施設等の未整備
- ✓ 処理施設の維持管理能力不足
- ✓ 低水準な水環境保全への支払意志

【対応】

- 地域の汚染実態や課題等に応じた水環境管理体系等の提示
- 特定地域における維持管理まで含めた水環境保全整備事業の実施によるモデルケースの提示
- 例えば、水域別の総量規制、合併処理浄化槽、コミュニティプラントの活用など

【効果】

- ◆ 中国における水環境保全の推進
- ◆ 日中の環境協力強化
- ◆ 日本発環境技術等の中国での普及による我が国における環境技術開発の促進

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の概要

人口増加や経済発展等による水環境の悪化が世界各地で進みつつあることから、水環境の保全について我が国の技術支援を求める国が増えてきている。特に中国は、水環境の悪化が深刻なことから、今年4月に行われた温家宝
国務院総理と安倍総理との首脳会談後に両国の外務大臣により署名され
た日中共同文書の中で、「渤海・黄海区域及び長江流域などの重要水域
における水質汚濁防止について協力を実施する」とされたところである。
また、各国の汚染された水は、農産物や海域などを通じて、間接的に我が国に
影響を与える可能性があり、我が国自身の問題としても対応が急がれている。

本年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」の中で世界の水問題の
解決に向けた国際的取組の一つとして取り上げられているように、浄化槽を普
及させることにより水環境の問題解決が可能であるが、対象国の社会資本や経
済状況により、日本のシステムをそのまま移設すると現地に適合せず浄化槽が
普及できないこともあり、水環境保全の目的を果たせないおそれが大きい。

国際貢献を効率的に行うことを考えると、水環境の保全のために実際に浄化
槽を設置するプロジェクトを立ち上げる前に、地域特性を調査して浄化槽の必
要性や問題点等を抽出し、浄化槽の整備による効率的な水環境の保全が可能な
地域の選別方法を提示するとともに、長期的視点も含めた浄化槽の普及のため
のモデルの提案を行う必要がある。

2. 事業計画

中国において以下の事業を実施する。

実態調査並びに浄化槽システム導入時の問題点及び浄化槽の必要性の抽出。

浄化槽による効率的な水環境保全が可能な整備地域の選定方法の提示。

現地の実情に合わせた浄化槽等の技術の開発。

普及のための制度、人材、汚泥処理システム、浄化槽普及可能な状況に達成
するまでの間のし尿処理体制等のビジネスモデルの提示。

技術協力のための現地での人材の育成、人材情報の集積。

3. 施策の効果

環境協力プロジェクトを今後、効率的に行うことが可能となる。

世界の水環境が効率的に保全されることにより、我が国に対する間接的な影
響が削減される。

4. 備考

調査費 39,050千円

浄化槽技術導入可能性調査費(民間団体1箇所)

浄化槽技術導入可能性調査

多くの国々で水環境問題 ⇄ 農産物、海産物等を通じ影響

当該国で浄化槽に適した地域で整備しないと普及はしない

浄化槽により解決は可能

現地の実情に適合したシステムにしないと普及はしない

技術移転の前に各国の実情を調査し

必要性の検討や問題点の抽出が必要

汚水処理の実態調査、問題点の抽出、必要性の検討

調査国の実態調査(例)

汚濁状況	家屋排水形態	汚水処理の状況	維持管理主体	制度	人材	意識	費用	技術	その他の基盤
------	--------	---------	--------	----	----	----	----	----	--------

浄化槽システムの導入の必要性の検討

浄化槽システムの導入の問題点の抽出(例)

費用	制度	人材	技術
----	----	----	----

我が国のし尿等処理技術の発展と社会状況の整理、類型化

浄化槽による効率的な水環境保全が可能な整備地域の選定方法提示

モデル地域の詳細調査

浄化槽システムの導入地域の選定方法提示

現地の実情に合わせた浄化槽等の技術開発

現地状況に合わせた浄化槽の改良

現地の汚水処理設備への浄化槽技術の導入

普及のための制度、人材、汚泥処理システム、浄化槽普及可能な状況に達成するまでの間のし尿処理体制等のモデルの提示

問題点の解決策の検討

浄化槽ビジネスモデルの提言

浄化槽整備困難な場合のし尿処理体制の提示

技術協力のための現地人材の育成・人材情報の集積

現地でのセミナー技術研修

人材情報の集積

環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の概要

近年、中国及び韓国を始め東アジア各国と化学物質及び化学物質含有製品の輸出入がますます盛んになってきている。このため、各国における化学物質管理制度の適正な運用は、我が国を含む東アジア地域の環境汚染を防止する上で重要である。また、化学物質の製造・輸入を行う事業者等からは各国の化学物質管理政策の整合性に重大な関心が寄せられている。このため、本事業では、三カ国の事務レベル会合及び公開国際シンポジウムを日本で開催し、各国政府間の情報交換や国内事業者・国民への情報発信を進めてきたところである。

さらに、平成20年度以降は、

日中韓三カ国での化学物質管理に関する情報交換を着実に進め、これにより得られた情報を和訳し、ウェブサイト等を通じて広く関係事業者や国民に発信するとともに、更なる連携方策を検討する。

産官学が参加して定期的に情報交換を行う場としての「化学物質政策ダイアログ(対話)」を展開することにより、日中韓三カ国における化学物質管理に係る基盤整備の協働実施や、審査規制制度のハーモナイゼーションの構築に資する。

2. 事業計画

事業内容	19年度	20年度	21年度
中韓制度調査、連携方策検討			→
国際シンポジウムの開催	→		
政策ダイアログの展開			→

3. 施策の効果

中国及び韓国における化学物質審査規制制度を把握することにより、日中韓の化学物質等の輸出入の適正化・円滑化に資する。

また、日中韓三カ国による有害化学物質に関する情報の共有、表示・分類に係る整合性の確保等化学物質管理に係る連携・調和を進めることにより、東アジアの適正な化学物質管理に資する。

4. 備考

調査費 28,985千円 (内訳)	現地調査及びヒアリング	5,814千円
	制度調和推進検討会実施	6,623千円
	化学物質政策ダイアログ開催	16,548千円

日中韓化学物質審査規制制度調和推進事業の概要

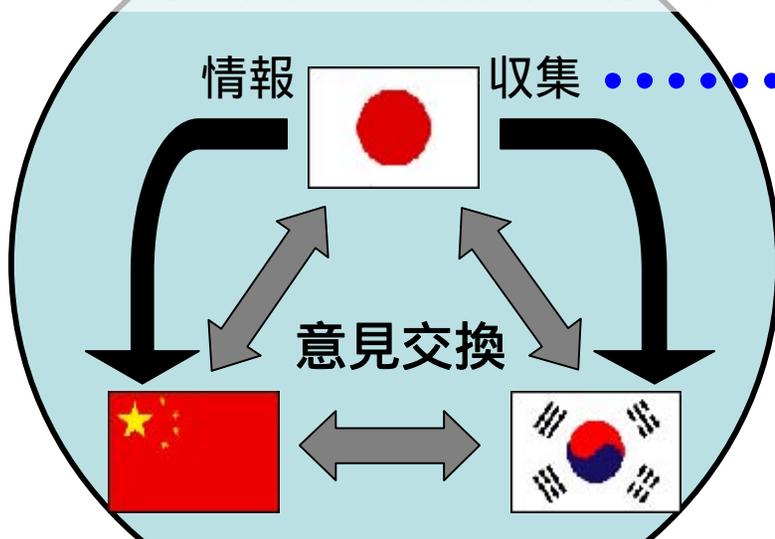
化学物質管理に関して我が国と密接に関係する中国及び韓国と審査規制制度のハーモナイゼーションに向けた検討を行う。

東アジア域内(特に日中韓三カ国間)の化学物質等の輸出入は頻繁に行われているため、地域内の化学物質の適正管理は各国・関係事業者にとって重要

各国政府・事業者間の対話を推進するための「政策ダイアログ」の開催

政策ダイアログ

産官学が参加して意見交換を行う場



得られた情報や意見交換の結果は、関係事業者や国民に向けて情報発信

< 期待される成果 >

化学物質等の輸出入の適正化・円滑化
東アジア全体の化学物質管理の適正化

各国の化学物質管理制度の連携・調和

水銀等有害金属に係る国際削減戦略構築事業

106百万円(19百万円)

環境保健部 環境安全課

1. 事業の概要

有害金属に係る地球規模の環境汚染については、平成19年2月の国連環境計画(UNEP)管理理事会において、水銀に関する条約化を含めたさらなる対策強化の検討を行うことが決定されるなど、国際的に懸念が高まってきていることから、以下の事業を行う。

水銀等有害金属のマテリアルフロー及び排出インベントリ作成事業

我が国における製品や廃棄物、原料などの含有有害金属の測定や排出実態調査を行い、そこで得られた推計データや既存統計データを用いて、我が国における有害金属のマテリアルフロー(生産・消費・廃棄の流れ)を把握し、排出インベントリを作成する。

水銀等有害金属排出・使用抑制のためのBATガイドライン策定事業

我が国は、水俣病などの悲惨な公害病を経験した国として、水銀等有害金属の排出削減・物質代替等の分野において優れた技術を有していることから、水銀電池の代替技術などの先進的取り組み事例の情報を収集し、UNEP重金属プログラムにおいて、BAT(Best Available Technology;利用可能な最良技術)ガイドラインとして策定することにより、日本の技術を世界標準として普及させ、世界的な有害金属の排出削減を促進する。

2. 事業計画

平成18～19年度：既存文献等によるマテリアルフロー作成、EU特定有害物質使用制限指令(RoHS指令)対象製品における含有量測定

平成20年度～：排出実態調査や鉄鋼石等原料含有量調査などによるマテリアルフローの精緻化、BATに関する国内及び海外の情報収集、ガイドライン策定

3. 施策の効果

マテリアルフロー等から策定した有害金属の国際削減戦略に基づく国際的議論の主導、BATガイドライン策定による先進技術の普及により、地球規模の有害金属汚染対策に資するだけでなく、大気経路や製品等に含まれて我が国に流入する有害金属の環境リスクの低減が期待できる。

4. 備考

調査費 105,860千円

(内訳) 水銀等有害金属のマテリアルフロー及び排出インベントリ作成

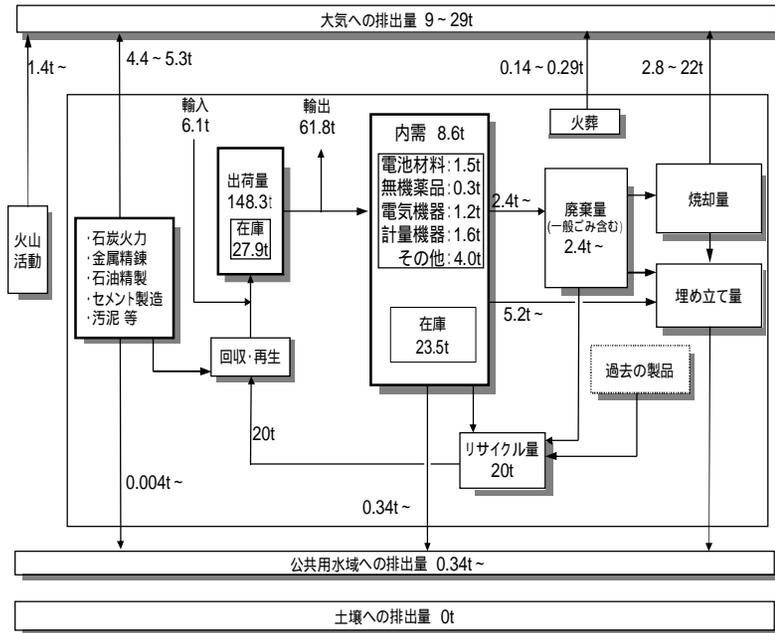
65,098千円

水銀等有害金属排出・使用抑制のためのBATガイドライン策定

40,762千円

水銀等有害金属マテリアルフロー及び排出インベントリ調査事業

H18～19 需給統計、既存文献、ヒアリング等によりマテリアルフロー作成



水銀に関するマテリアルフローの概念 (H18検討会資料より)

問題点

- ・輸入鉱物等由来のフローの把握
- ・輸出先での用途把握
- ・廃棄物、金属精錬、セメント等からの排出量の把握
- ・製品に含有して輸入・輸出される水銀の把握

マテリアルフロー及び排出インベントリの作成

H18～製品等中有害金属含有量測定

- ・RoHS指令対象製品における含有量測定

他の電気機器、日用品等における含有量測定

H20～排出実態調査及び原料起源有害金属測定

- ・廃棄物処理施設等における測定
- ・鉄鋼石等原料含有量調査

水銀等有害金属排出・使用抑制のためのBATガイドライン策定事業

国連環境計画における国際的な議論

- 平成15年 世界水銀アセスメント
水銀の使用・排出抑制のための世界的行動が必要
- 平成19年2月 条約化を含めた国際的な対策検討開始
- 平成19年～20年 UNEP水銀作業グループ会合
- 平成21年2月 条約化等の対策につき決定

我が国における対策の現状

水銀の排出

- 良質の燃料の使用、排ガス対策等により、排出量は少ない。

製品中の水銀使用

- 電池における使用はわずか。
- 医療機器等への使用は代替化。
- 蛍光灯一本あたりの使用量は低減。

生産工程における水銀使用

- アルカリ工業における使用は1980年代に中止

水銀のフロー

- 廃棄物等から水銀を回収
- 回収した水銀を輸出

欧米の動き

欧州:

- 製品への水銀等使用抑制指令
- 水銀使用・輸出制限指令案

米国:

- 環境保護庁水銀ロードマップ

国際的対策の要素

排出抑制・製品、生産工程への使用抑制

BATを用いた排出・使用抑制

重金属のフローの管理

生産・輸出入の管理

BATガイドライン策定事業

我が国の高度な対策技術

我が国の技術をベースとし、国際的なBATガイドライン案を策定、UNEP等を通じて発信

我が国の技術を世界標準に地球規模での有害金属汚染防止我が国への影響を回避

(新)モンゴルにおける環境協力推進事業 10百万円(0百万円)

地球環境局環境保全対策課環境協力室

1. 事業の概要

平成19年1月に第1回日本・モンゴル環境政策対話が行われ、モンゴル自然環境省と日本国環境省との間で環境分野における初めての対話が行われ、「エコツーリズム」に関する協力を推進することで合意。

豊かな自然環境を持つモンゴルは観光が国の主要な産業の一つであるが、年々増加する観光客の受入により、廃棄物の増加や、希少野生動植物の減少など深刻な環境問題に直面しつつある。

このため、日本国内でエコツーリズムの普及・推進を進めている実績・経験を海外で活かし、具体的な協力案件形成調査を行う。

2. 事業計画

モンゴルにおける今後の環境協力案件の具体化に向け、以下の調査・とりまとめを行う。

(平成20年度)

モンゴルにおける観光業の実態把握及び観光客の意向調査

モンゴルにおけるエコツーリズム資源調査とモデル事業対象地選定

(平成21年度)

モデル事業の実施

(平成22年度)

モデル事業の評価と改良、エコツーリズム普及のための取組

3. 施策の効果

日本・モンゴル環境政策対話に基づく協力を発展させることにより、モンゴルの環境保全、観光振興に寄与するだけでなく、モンゴルとの信頼関係を深めることができる。また、「21世紀環境立国戦略」で重点事項として打ち出している「アジアの環境リーダー育成イニシアティブ」にもつながる。

4. 備考

積算内訳：調査費 10百万円

(新)日本の人的資源を活用した目に見える国際環境協力の検討

27百万円(0百万円)

水・大気環境局総務課

1. 事業の概要

急速な経済成長を遂げるアジアなどにおいては、大気・水環境などの汚染があっても、モニタリングの実施体制や技術が不十分で、正確な環境状況の把握ができていない状況がある。また、災害時等には、環境の状況を迅速かつ正確に把握し、復興・生活環境の改善に役立てる必要がある。

一方、日本には深刻な公害を克服した経験があり、団塊の世代の自治体職員などモニタリング等についての経験・技術が豊富な人材が多いが、これらの人々は大量に退職する時期を迎えている。

そこで、これらの人材を「国境なき環境調査・協力団（仮称）」として組織し途上国等に派遣し、直接環境の状況のモニタリングを行うほか、現地スタッフに対してサンプリングや分析方法等の指導を行い、アジアなどの国のモニタリング能力等の向上・環境保全に貢献することとする。さらに、必要に応じ環境改善案を提示し、具体的な環境保全の取組みに結びつけることとする。

平成20年度においては、このような活動についての検討を行い、平成21年度以降、具体的な活動を開始できるようにする。

2. 事業計画

平成20年度 27百万円

団塊の世代等を活用した環境調査・協力活動についての検討

平成21年度以降

国境なき環境調査・協力団（仮称）の活動の開始

3. 施策の効果

この事業により、アジアなどの国において環境状況についての正確なデータが得られるようになるとともに、環境保全活動の意欲と経験・技術を有する団塊の世代の退職者等に対して活躍の場を提供することが可能となる。

これらのことにより、アジアなどの国において、水・大気その他自然環境の破壊や健康被害の未然防止に資するとともに、環境汚染状態の改善、災害からの復興にも資することができる。また、日本の環境分野での国際協力をより目に見えるものにすることができるようになる。

4. 備考

調査費	20,240千円	(内訳)国内外の事例調査等	20,240千円
		調査団のあり方検討	6,028千円
外国旅費	669千円		

日本の人的資源を活用した目に見える国際環境協力の検討

アジア等における環境汚染

法執行段階での問題

法律は一定程度整備されているにもかかわらず、モニタリングなど実施体制・技術の面で不十分であり、正確な環境状況の把握ができていない。

汚染等の例

事業・生活による汚染：河川・湖沼等の大規模汚染、工場地帯・道路沿道等の大気汚染、有害廃棄物による水質・土壌汚染、廃棄物問題、温暖化問題など

災害・事故による汚染：地震、津波、ハリケーン、洪水、タンカー座礁、金採掘による有機水銀汚染など

日本の国際協力の課題・・・支援が目に見えない

- ・物資・資金援助中心で現地で活動する日本人が不在または少ない。
- ・支援のタイミングが遅い
- ・支援団の規模が小さい

日本の事情・資源

- ・団塊の世代の人々の退職・・・自治体等にモニタリング等の経験豊富な人が多い
- ・モニタリング機材等の優れた環境関連機材・技術の存在
- ・人材・関係団体とのネットワーク化、国内の人材等とアジア等の国とのコーディネート必要性

国内の人材等をネットワーク化し、必要な人材を国境なき環境調査・協力団(仮称)として迅速に派遣。

自ら環境の状況を測定するほか、現地スタッフに対するサンプリング・分析方法等の指導も行い、アジアなどの国のモニタリング能力の向上等に努める。環境汚染による水環境・大気環境・土壌環境・生態系等への影響(廃棄物問題を含む)を迅速・正確に調査し、環境改善案を提示。

環境の状況についての正確なデータが得られるようになる。アジアなどの水・大気・その他の自然環境の破壊・健康被害を未然防止するとともに、回復を容易にする。必要に応じ他の組織と連携し、環境改善事業につなげる。

資金

人材

技術

政府
民間

団塊の世代
(自治体OB等)
自治体職員
学識経験者
民間人

民間企業
自治体

ネットワーク化

技術
機材
+
人

国境なき環境
調査・協力団
(仮称)



目に見える国際環境協力の実現、人材(団塊の世代等)と日本の技術の活用、アジアなどの環境の改善・保全

国際環境協力強化のための情報・人材基盤の整備

9 百万円（ 5 百万円）

地球環境局環境保全対策課環境協力室

1．事業の概要

我が国の国際環境協力の更なる発展のためには、アジアにおける連携を強化することが不可欠。アジアを中心とした途上国の環境問題に対して、公害対策に第一線で活躍してきた団塊世代が環境協力専門家やボランティアとして活動するための研修を実施すると共に、現場で活動するNGOネットワークの構築による経験の共有と連携強化を図る。

2．事業計画

団塊世代による途上国への環境技術移転促進事業

- ）多様な環境管理の技術とノウハウを持っている団塊世代を途上国において活用するための基盤整備として、研修を実施する。
- ）海外環境ボランティア派遣団体と連携し、PR活動を行う。

国際環境協力NGOとのネットワーク化推進事業

国際環境協力NGO等との対話ための基本的枠組みを構築し、現地で収集された開発途上国の環境汚染状況や取組等に関する情報把握及びノウハウの共有を推進する。

3．施策の効果

(アウトプット)

- ・ 団塊世代の技術者の国際環境協力への参加機会の拡大
- ・ 開発途上国の情報把握

(アウトカム)

- ・ 民間企業や自治体の技術を生かした効果的・効率的な環境協力の実施
- ・ 日本の環境技術の普及と途上国の環境問題改善
- ・ 国際環境協力施策の効果的な実施
- ・ コミュニティレベルの下からの環境活動・意識の向上
- ・ NGO等の能力の向上

4．備考

積算内訳：調査費 9 百万円

(新) アジアにおける環境・経済統合影響評価モデルによる日本型環境
政策検討スキームの導入支援費 38百万円(0百万円)

地球環境局総務課研究調査室

1. 事業の概要

21世紀環境立国戦略(平成19年6月1日閣議決定)は、我が国が世界に誇る技術、深刻な公害被害の経験と智慧、豊富な人材を原動力とし、世界の発展と反映に貢献する「環境立国」を「日本モデル」として創造し、アジアそして世界へ発信していくこととしている。

これを受け、本事業では、環境施策の定量的な効果の評価を実施するために開発し、国際的にも高い評価を受けている、環境・経済統合影響評価モデル(AIMモデル)を使用した政策検討スキームを、日本型環境政策検討スキームとして、中国、インド、タイといったアジアの発展途上国に対し、技術移転を行い政策決定システムの高度化の支援を行う。

2. 事業計画

H20年から3カ年で、中国、インド、タイを対象に日本型環境政策検討スキームの技術移転を行う。具体的には、各国の政策決定を直接に支援する研究機関と共同して、AIMモデルを使用した既存の政策検討スキームを各国の個別の状況やニーズに即したものにカスタマイズするとともに、その運用技術を相手国の研究機関に技術移転する。加えて、我が国と相手国側の研究機関及び政策立案機関が参加する政策フォーラムを開催し、政策検討スキームの実用化を支援する。

3. 施策の効果

我が国において運用実績の高いAIMモデルを使用した政策決定の検討スキームを移転することによって、環境政策の環境保全効果や経済的な影響などを定量的に評価することが可能となり、その結果として、相手国のより迅速かつ合理的な政策決定に貢献する。特に、研究機関を対象とするのみならず、相手国の政策立案機関の参画を得て、政策ニーズに対応したスキームの開発とその実用化を目指す。

4 . 備考

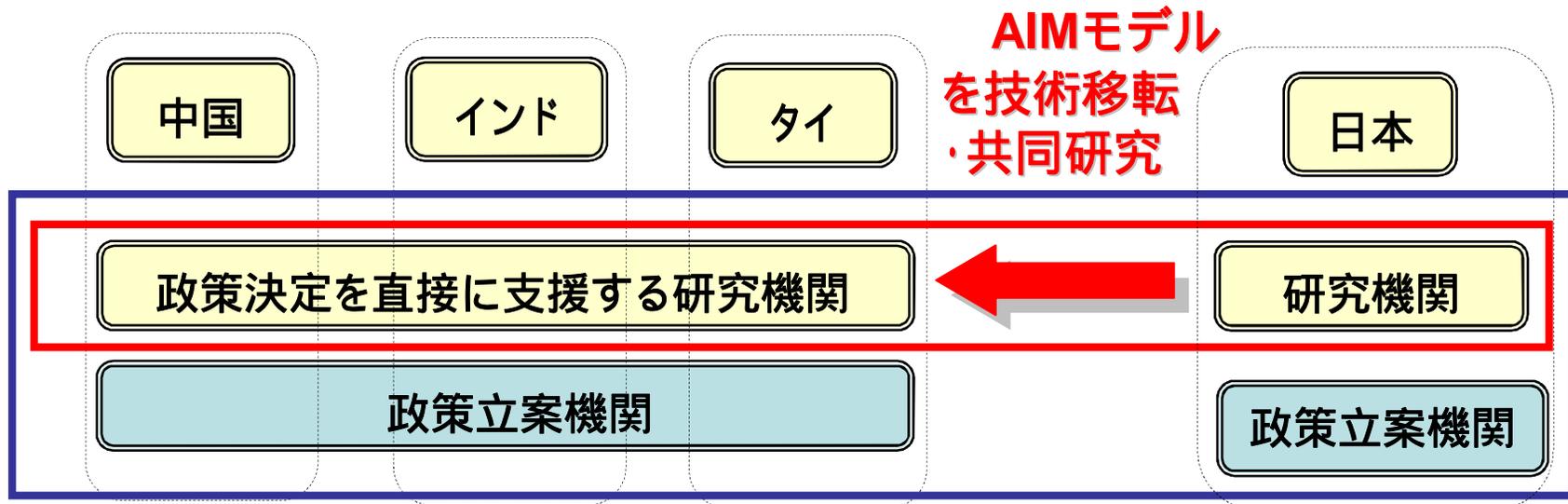
事業費 38 百万円

(内訳)

アジア各国との共同研究を通じた将来予測の能力開発	13 百万円
各国の政策決定者 + 研究者の政策フォーラム	11 百万円
若手研究者のための能力開発	14 百万円

(新) アジアにおける環境・経済統合影響評価モデルによる日本型環境政策検討スキームの導入支援費

我が国で活用されているAIMモデルを使用した環境政策検討スキームがアジア諸国で活用されることを目指して、各国固有の状況と政策策定プロセスに適応するようにカスタマイズし、中国、インド、タイといったアジアの発展途上国に対し技術移転を行い、政策決定システムの高度化の支援を行う。



研究機関、政策立案機関との政策フォーラムの開催

環境政策の環境保全効果や経済的な影響などを定量的に評価し、途上国自らの迅速かつ合理的な政策決定に貢献。

政策立案機関の参加を得ることで、政策ニーズに対応したスキームの開発の実用化を目指す。

(新) 持続可能な開発のための教育 (E S D) を担うアジア高等教育
機関人材育成事業 174 百万円 (0 百万円)

総合環境政策局環境教育推進室

1 . 事業の概要

持続可能な社会を実現するためには、全ての製品・サービスに環境配慮を組み込んでいくことが不可欠であるが、そのためには、各人の専門分野と環境との関係性を認識して職業に従事する専門家やリーダー (= 「環境人材」) をあらゆる分野で育成する必要がある。大学における持続可能な社会づくりに主体的に関わる人材の育成は、「わが国における「国連持続可能な開発のための教育 (E S D) の 1 0 年」実施計画」の中で初期段階の重点的取組事項に指定されている。また、平成19年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」及び「イノベーション25」においても、重点施策として国際的に活躍する環境リーダーの育成を位置付けている。

そこで本事業では、平成19年度に策定したアジア環境人材育成ビジョンに基づき、官民連携環境人材育成コンソーシアムを立ち上げるとともに、アジアの環境系大学院間のネットワーク構築や共通カリキュラム開発を通じたアジア大で活躍する環境リーダー育成支援、一般学生への環境教育プログラム開発及びモデル的实施、環境学生団体の活動活性化等を通じ、高等教育機関における環境人材の育成を行う。

2 . 事業計画

平成19年度に策定したアジア環境人材育成ビジョンに基づき、以下の事業を展開。

平成20年度

(1)官民連携環境人材育成コンソーシアム立ち上げ

企業等環境人材の受け入れ側による実習の場 (エコインターン) の提供や講師派遣等企業等の環境人材の受入側のニーズを取り入れつつ、産官学の連携による環境人材育成の取組を促す官民連携コンソーシアムの立ち上げ。

(2)アジア規模で活躍する環境リーダー育成支援

国連大学と連携して構築したアジア環境大学院ネットワーク加盟校等のモデル校において、アジア規模で活躍する環境技術者、環境政策立案者等の環境リーダー育成のためのESDプログラムを官民連携の人材育成コンソーシアムと開発、実施。

(3)一般学生対象の環境教育プログラムの開発

全国の大学が利用可能な一般学生対象のESDプログラムを官民連携の人材育成コンソーシアムを通じて開発し、モデル校にて実施。

(4)学生団体の環境活動を通じた人づくりの活性化

全国の環境学生団体に対し、組織運営等の研修の実施、優れた活動の表彰、日本とアジアの学生団体が交流するシンポジウムの提供等を行い、環境学生団体の活動活性化を通じた人づくりを推進。

平成21年度

平成20年度に開発したプログラムを実証・改良するとともに、人材育成の拠点作りを推進。更に、その成果をアジアに発信。

平成22年度以降

平成21年度までに開発・改良された人材育成プログラムを用いて、人材育成事業を展開。

3. 施策の効果

アジア規模で活躍する環境リーダーをアジア各国で育成し、持続可能なアジアの経済発展に貢献する。人材受入側（産業界や地域）のニーズと環境大学院等の高等教育機関が輩出する人材のマッチングが促進されるとともに、これらの者が専門家やリーダーになり、職業人や地域において活躍する際に、自ずと環境配慮を組み込んだ業務等を遂行することが期待され、環境保全の経済社会への統合が進み、持続可能な社会づくりに貢献する。

4. 備考

調査費 173,658千円（上記(1)～(4)の各種調査）

(新) 持続可能な開発のための教育 (ESD) を担う アジア高等教育機関人材育成事業

機密性2

環境人材育成のニーズと課題

持続可能なアジアの実現には、あらゆる分野で、企業活動等の経済社会システムのグリーン化に取り組む人材(環境人材)が不可欠。企業等でも、温暖化、希少資源の枯渇等の環境面でのリスクに対応するため企業活動等をグリーン化できる環境人材が求められている。

大学は、各人が専門性を育み興味を追求し、卒業後の職業や仕事の方向性に大きな影響を与える場であり、環境人材の育成の場として適切企業活動等の現場における研修、実習、主体的な環境保全活動等を通じた育成が必要だが、現時点では質・量とも不十分

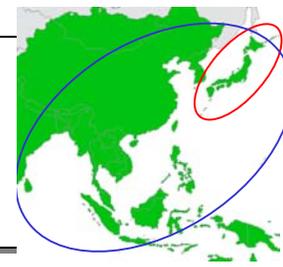
その原因は、現場を有する企業等と育成を行う大学とのマッチング機関の不在、環境保全活動を行う学生環境団体の支援不足等

2つの閣議決定

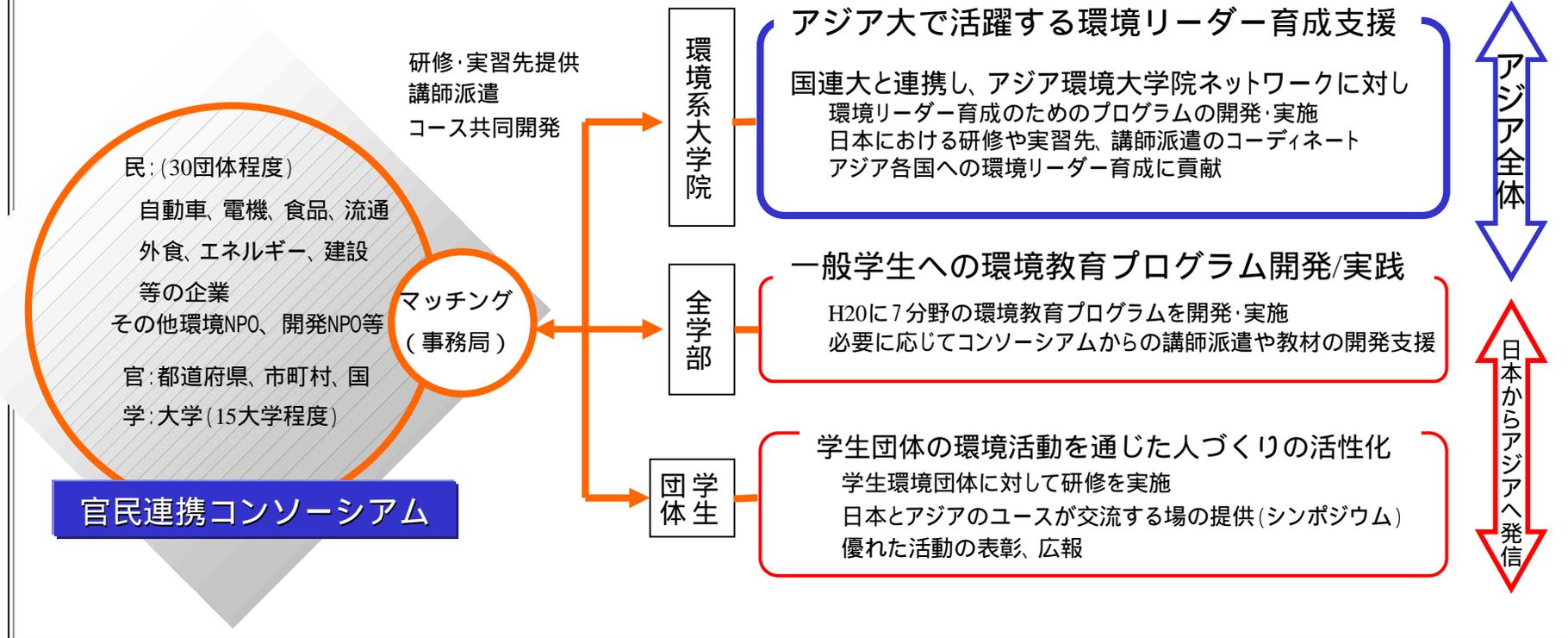
21世紀環境立国戦略「アジアの環境リーダー育成イニシアティブ」の展開、イノベーション25「世界の環境リーダー育成」

H19事業

基礎調査(企業の人材ニーズ調査、大学における環境教育の現状調査等)
ビジョン策定
人材育成プログラム検討・試行
参加大学、企業、NPO等の募集



官民連携による環境人材育成 (H20~21)



ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業

700百万円(453百万円)

総合環境政策局総務課環境研究技術室

1. 事業の概要

ナノテクノロジーは最近急速に発展してきている分野であり、第3期科学技術基本計画(平成18~22年度)においても「ナノテクノロジー・材料」分野が「環境」分野とともに重点推進4分野に指定されているが、その環境分野への応用は未だ十分な取組はなされていない。

一方、環境のモニタリングや分析、リスク評価、有害物質の除去等の環境技術においては、機器等の小型化、高感度化、手法の簡易化等が課題となっており、ナノテクノロジーの活用によりブレークスルーが期待されている。

このため本事業では、ナノテクノロジーと環境研究のノウハウを結合して、高機能で効果的な環境技術・システムの開発を推進する。

2. 事業計画

本事業は、開始から5年を経過したところである。

応用研究フェーズでの研究期間が終了する3課題については、発展的にその応用や実用化が見込まれることから、実用化開発フェーズに移行させることで、実用化の実現を目指す。

昨年度までに開始した応用研究フェーズの5課題については引き続き研究開発を実施するとともに、平成20年度からは活動分野の拡大を図るべく、新たに次々世代を担う技術である

- ・交通公害対策と二酸化炭素の排出削減を目的とした電気自動車等用電池の開発

- ・二酸化炭素の排出削減を目的とした繊維状太陽電池の開発に取り組む。

さらに、これまでに得られた成果を活用して、これまで利用の考えられなかった環境分野のニーズとのマッチングを図るべく、成果の発信、海外情報等の共有のための情報基盤を整備する。

3. 施策の効果

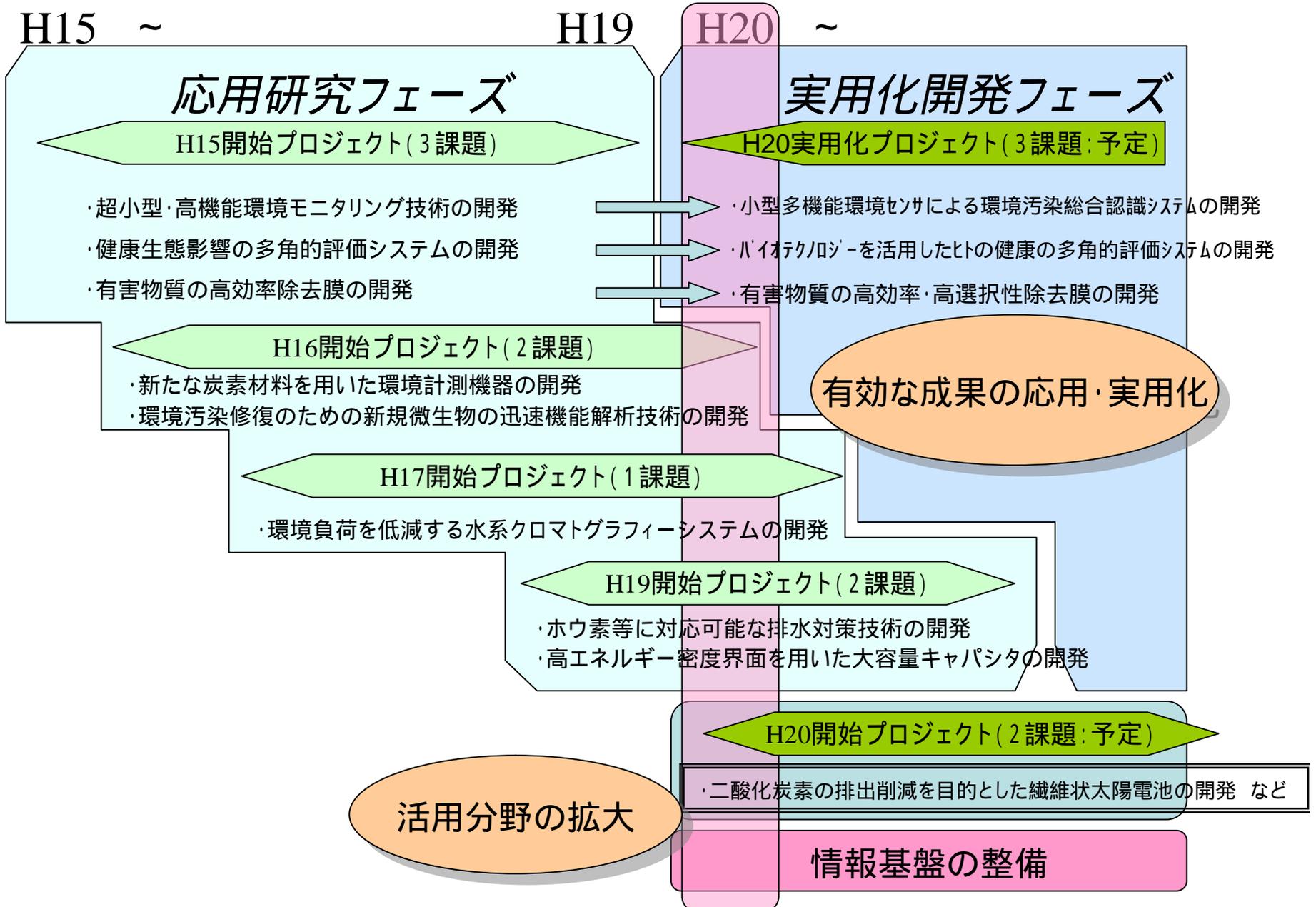
ナノテクノロジーと環境研究のノウハウを結合して、高機能で効果的な環境技術・システムの開発を推進することにより、イノベーションの創出に貢献するとともに、我が国の科学技術の発展と環境産業の振興に寄与する。

また、温暖化対策技術への応用は、温室効果ガスである二酸化炭素の低減に資する有効な手段となるものと期待される。

4. 備考

ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業	700,000千円
(内訳) 公害調査費	60,000千円
公害調査等委託費	640,000千円

事業実施期間(応用研究/実用化開発フェーズ)の説明



地域の産学官連携による環境技術開発基盤整備モデル事業

58百万円（48百万円）

総合環境政策局総務課環境研究技術室

1. 事業の概要

「第3期科学技術基本計画」（平成18年3月閣議決定）及び中央環境審議会答申「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（平成18年3月）において、地域における科学技術の振興及び産学官連携の推進のための取り組みを、国として積極的に支援することとしている。一方、地域の環境問題のうち、設備等の面から地方公共団体が単独で取り組むのが困難な研究課題も多く、産学官連携による研究・技術開発はまだ少ない。

本事業は、下記事業の実施により、地域における産学官連携による環境技術開発の基盤整備に資する支援を行うものである。

2. 事業計画

平成19年度～22年度（4か年）

地域における環境技術開発人材ネットワークの形成

地域環境研究・技術開発セミナーやワークショップを開催し、（ ）地域における環境技術開発に対する意識向上と人材育成、研究者等との人的交流の促進と、（ ）地域住民への環境研究等に対する啓発普及活動を行う。

地域の資源を活かした産学官連携による地域環境問題の解決と、地場産業を活かした環境技術開発

(1) 地域の環境問題解決パートナーシップ

地域固有の環境問題について、問題解決に向けた研究・調査等を行う。

(2) 地域の環境技術開発パートナーシップ

地域発の優良技術シーズを実用化する技術開発を行う。

成果の全国への普及

産学官連携マニュアルを取りまとめ、シンポジウム等を開催する。

3. 施策の効果

地域で不足する情報交換体制及びネットワークの強化を図ることにより、地環研等のポテンシャルを活用した産学官連携による環境研究・技術開発の基

盤整備を図る、環境分野で活力ある地域づくりに寄与することが期待される。

4. 備考

委託費 57,592千円

(内訳) 地域における環境技術開発人材ネットワーク形成(4地域)

(1)地域の環境問題解決パートナーシップ(4地域)

(2)地域の環境技術開発パートナーシップ(4地域)計 54,532千円

マニュアル作成及び成果の普及(2地域) 3,060千円

地域の産学官連携による 環境技術開発基盤整備モデル事業

地域の環境技術開発
人材ネットワーク形成

環境技術開発に対する
意識向上
人材育成
研究者間の人的交流

ワークショップを開催

地場産業・
フィールドを
活用

地域の環境問題解決
パートナーシップ

地域固有の環境問題の
解決に向けた産学官連携

地域の環境技術開発
パートナーシップ

地域発の優良技術シーズ
の実用化に向けた技術開発

地環研等を対象とした
シンポジウム開催

産学官連携の手法・成果
をマニュアル化
シンポジウムの開催

成果の全国への普及

(新)環境研究・技術開発の戦略的発信事業 20百万円(0百万円)

総合環境政策局総務課環境研究技術室

1. 事業の概要

2025年までを視野に入れた日本の未来へのロードマップである「イノベーション25」(平成19年6月1日閣議決定)、国内外を挙げて取り組むべき環境政策の方向性を明示し、今後の世界の枠組みづくりへ我が国として貢献する上での指針である「21世紀環境立国戦略」(平成19年6月1日閣議決定)等において、環境・エネルギー等日本の技術力による経済成長と国際貢献が重視されているとおり、世界最高水準といわれる我が国の環境技術を国内外に戦略的に発信し、これを最大限に活用していくことが重要である。

そのため、諸諸外国における環境技術開発及びその発信施策事例等も把握しつつ、我が国の環境研究・技術開発の優れた成果等についてその内容や受取手の特性等に応じた戦略的な提供コンテンツの設計・構築を行っていく。

2. 事業計画

- 20年度 : 我が国の優れた環境技術の選定、海外施策事例調査
提供コンテンツの設計・構築
- 21年度～ : 提供コンテンツの運営・改良
- 22年度～ : 実展示等

3. 施策の効果

アウトプット : 環境研究・技術開発の戦略発信体制の整備

アウトカム :

市民レベルでの環境研究・環境技術の普及
情報の共有による研究者の利便性の向上と環境研究の促進、成果の活用による一層の社会還元。
我が国の環境技術の海外における認知度を高める。

(積算内訳) 公害調査費 20,000千円

(情報収集、技術選定検討会の運営、提供コンテンツの設計・構築)

環境研究・技術開発の戦略的発信事業

背景

- ・環境研究・技術開発の成果が国民に十分に提供されていない。
- ・研究開発制度の利用者への制度の情報提供が十分ではない。
- ・環境技術を利用した経済成長、国際貢献が求められている。

21世紀環境立国戦略

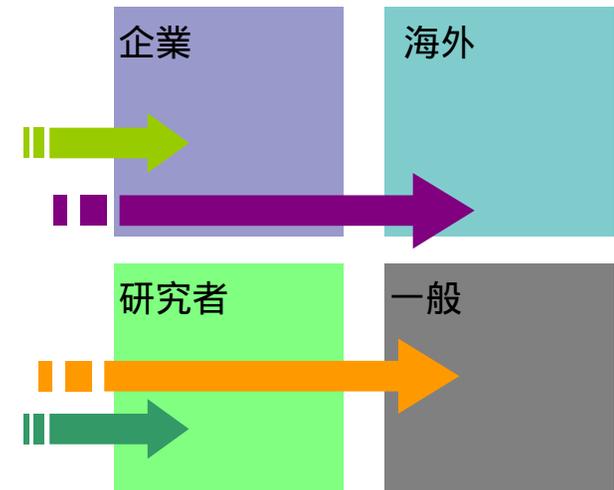
「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」18年3月中環審答申

戦略的発信を展開

- 20年度 : 我が国の優れた環境技術の選定、
海外施策事例調査、
HPコンテンツの設計・構築
- 21年度～ : HPの運営・改良
- 22年度～ : 実展示等



環境研究・技術開発の内容と情報の受取手を考慮し、戦略的に情報提供。



成果

- ・市民レベルでの環境研究・環境技術の普及。
- ・情報の共有による研究者の利便性の向上と環境研究の促進、成果の活用による一層の社会還元。
- ・我が国の環境技術の海外における認知度を高める。

総合環境政策局環境計画課

1. 事業の概要

上海国際博覧会は、「より良い都市、より良い生活」(Better City, Better Life)をテーマとして中華人民共和国上海市において、2010年5月1日～10月31日に開催される国際博覧会条約に基づく登録博覧会であり、資源不足や環境破壊等、都市生活が抱える共通の様々な問題を解決し、かつ持続可能な都市生活を追求すること等を目的としている。我が国は公式参加を表明しており、環境省は副幹事省となっている。

経済成長戦略大綱においては、「国際博覧会の場を通じ、わが国の伝統、テクノロジー、ライフスタイルが織りなす文化力を官民一体となって国際的に発信し、2005年日本国際博覧会の『地球規模の課題解決』という理念を継承・発展していく」ことが挙げられており、また、日中両国は本年4月の日中首脳会談や「環境保護協力の一層の強化に関する共同声明」においても、環境分野における協力を一層強化していくこととしている。

上海国際博覧会はこれらの課題に取り組む我が国の立場を示す絶好の機会である。経済成長著しい中国において、都市の問題を考えていく上で大気や水の汚染、廃棄物・リサイクル問題は重要な課題のひとつになると考えられ、こうした観点から、2010年の開催に向け、環境省の出展について具体的な検討を進めていくものである。

2. 事業計画

事業内容	H20年度	H21年度	H22年度
環境省出展に関する実施計画の策定	←→		
環境省出展物等の制作		←→	
普及啓発活動(パンフレットの作成等)		←→	→
環境省出展			←→

3. 施策の効果

我が国がこれまでに直面してきた都市の生活が抱える共通の様々な環境問題に対する取組(日本の優れた3R技術等の環境技術や対策のノウハウ等)を広く発信し、「持続可能な21世紀型の都市生活の姿」を提示し、経済成長著しい中国をはじめとする東アジア地域及び世界の持続可能な社会に向けた取組を推進する。

4. 備考

調査費 10,000千円 (内訳) 環境省出展に関する実施計画の策定

(新) 上海国際博覧会推進費

2006年 日本政府としての公式参加の閣議了解(10月)

2008年

上海国際博覧会における環境省出展に関する実施計画の策定

2009年

上海国際博覧会における環境省出展物等の制作
上海国際博覧会における環境省出展についての普及啓発活動

2010年

上海国際博覧会(5月1日~10月31日、中国)

テーマ:「より良い都市、より良い生活」

目的:人口集中による空間の奪い合い、文化の衝突、資源不足や環境破壊等、都市生活が抱える共通の様々な問題を解決し、かつ持続可能な都市生活を追求すること等

展示、イベント等
の実施

我が国の取組(日本の優れた3R技術等の環境技術や対策のノウハウ等)を発信
東アジア、世界の持続可能な社会に向けた取組の推進

1. 事業の概要

国民の購買活動において、環境負荷の少ない製品が選択されることが環境保全の観点から必要である。そして、ライフサイクル全体で製品の環境負荷を評価する方法は開発されつつある。

そのような方法を活用して、各メーカーや販売店等において、製品の環境性能について表示を行い、販売促進につなげる取組が行われており、消費者も製品に関する情報への関心も高まっていると見られる。

しかしながら、現状においては、製品購入に当たって環境負荷に関する情報が必ずしも十分に活かされ、購入行動につながっているとは言えない。また、民間のNPO等の活動との連携も十分ではないと思われる。

そこで、これまでの取組の成功例、失敗例、海外も含めた表示方法の先進事例の調査等を通じて、関係主体の内、誰が、どのような役割分担で、どのような内容を消費者に伝えていくことが、環境関連商品の購入促進に結びつくか調査を行う。

その結果を踏まえ、消費行動に結びつくような形での環境負荷の表示方法やその伝達方法について研究を行う。

2. 事業計画

- (1) 事例調査分析：個別企業の情報提供システムや、多様な主体によるインセンティブ付与について、過去の取組とその成果を調査分析
- (2) 協力事業評価検討：誰がどのような役割を担って、どのような手法を取ることが望ましいかについて、関係者ととともに検討
- (3) 家庭実態調査分析：家電製品の保有実態と使用実態について調査
- (4) 表示方法調査分析：製品の環境負荷の調査及び表示方法・伝達方法について研究
- (5) 環境情報発信手法実証調査：環境情報による消費者の購買行動変化の実証事業実施

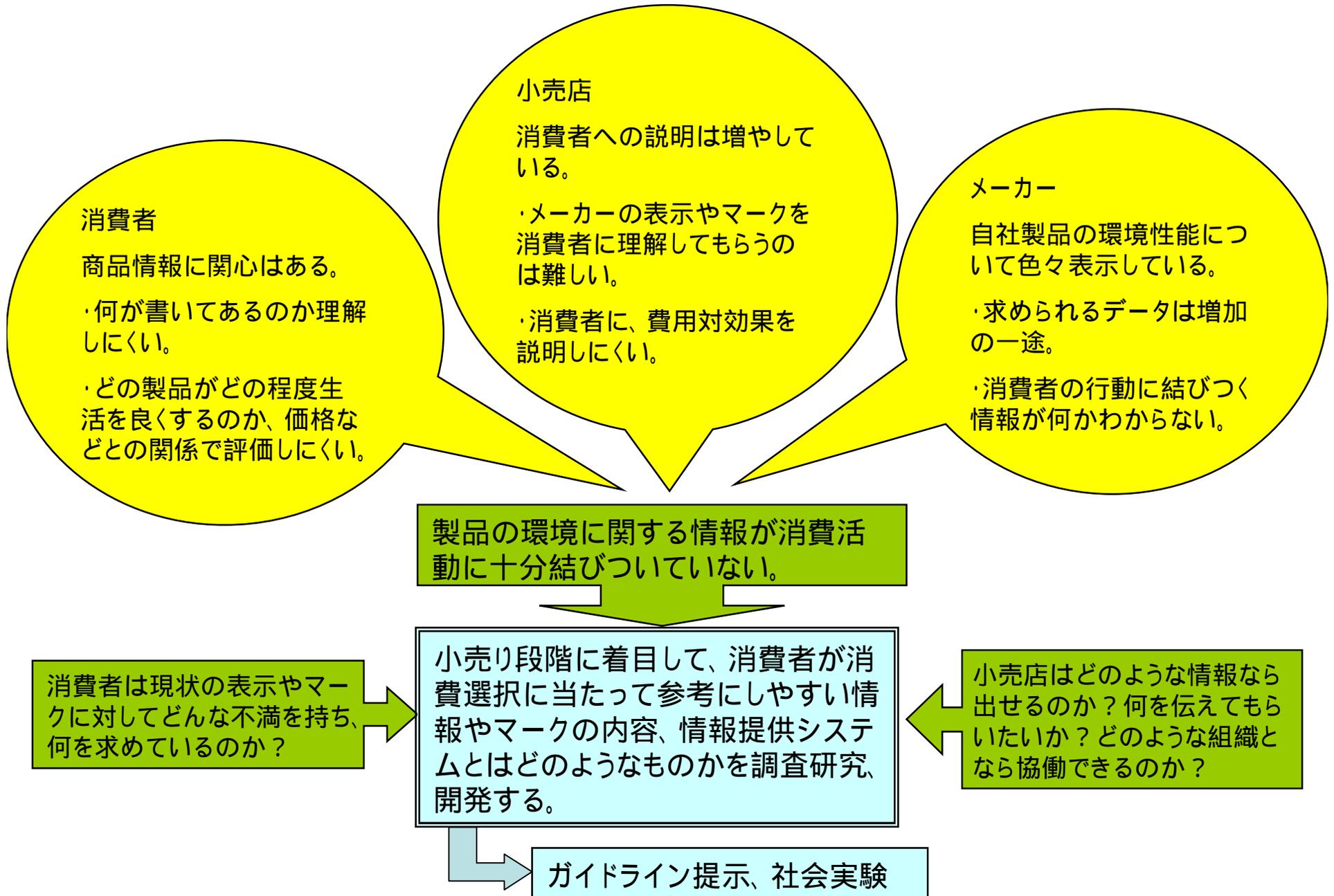
3. 施策の効果

製品の環境負荷が適切かつ効果的に表示、伝達されるとともに、それを効果的な役割分担で活用した情報提供やインセンティブの付与が行われることにより、環境負荷の少ない製品が購入される。

4. 備考

調査費 47,632 千円 内訳 事例・実証調査等 47,632 千円

環境関連商品購入促進方法調査事業



(新) 企業活動の環境影響見える化手法調査 20百万円(0百万円)

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の概要

環境と経済の統合的向上のためには、環境負荷が少ない事業活動等が、社会や消費者に評価されるような経済の姿に変えていくことが望まれる。

その際、使用後も含めた物流システム等、製品やサービス提供全体に関して設計を行う段階において、トータルで見た環境負荷を減らすことにつながるようにしていくことが望まれる。そのため、事業者が、全体的な環境負荷を減らすように設計することにインセンティブが働く必要がある。

現在、製品、サービスについては、製造から廃棄までライフサイクルで評価を行う手法が開発されている。しかしながら、企業活動については必ずしも、このような評価手法は確立していない。

そこで、環境報告書をはじめとする各企業の情報提供を元に、個々の企業の事業活動に関わる環境負荷や環境配慮の全体について、一定の評価、情報提供を行うための新たな手法を開発する。

2. 事業計画

(1) 事業活動評価状況調査

環境報告書等の企業による情報開示の項目と、それらの項目を活用できるLCA調査手法について、一般的な調査を行う。

(2) 特定業種評価手法研究

一部の事業分野を選択して、実際の評価手法を研究・検証する。

(3) 一般化に向けた研究・開発

上記で調査・研究を行った内容の一般化に向けて事業分野ごとの考え方の整理を行い、翌年度以降の研究開発のための課題を抽出する。

3. 施策の効果

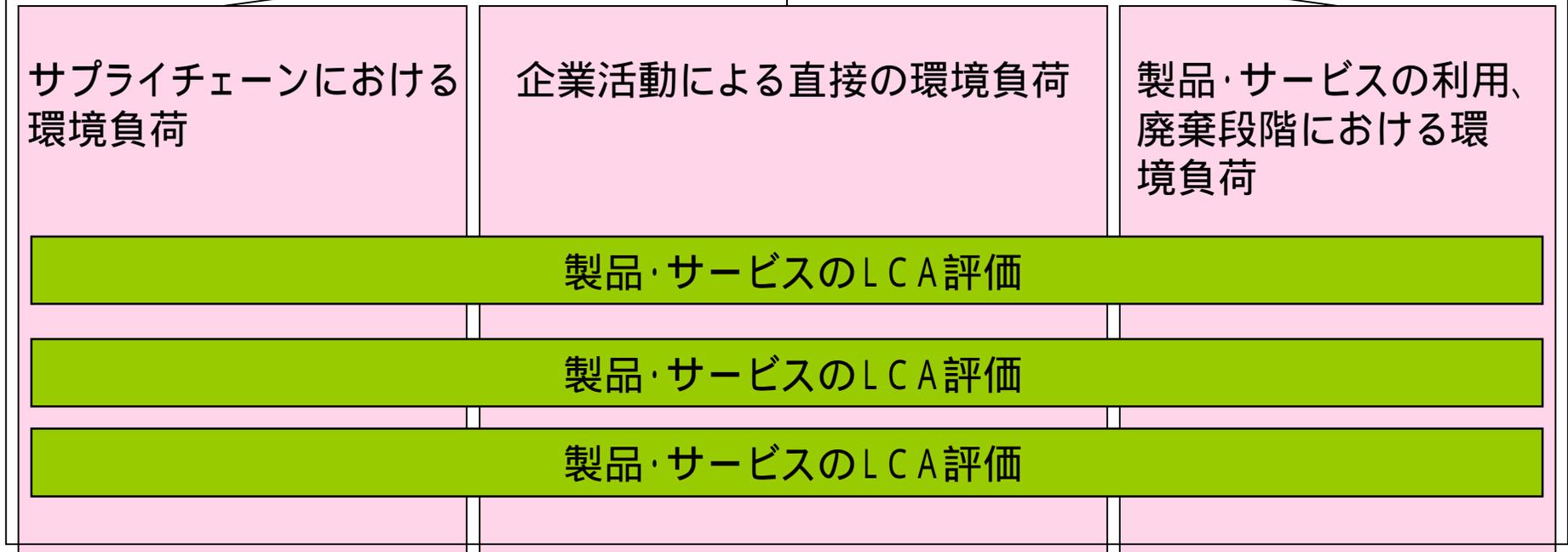
企業活動について、原料調達から製品廃棄まで含めた評価を行う際の手がかりを得ることができるようになる。これにより、財の市場や資本市場において、企業の評価を広い観点から行うことができるようになる。また、企業が自ら、情報開示する際にも活用することができる。

4. 備考

調査費 20,000 千円 内訳 事業活動評価状況調査等 20,000 千円

企業活動の環境影響見える化手法調査

企業活動に伴う環境負荷総体を評価する手法の調査研究



環境負荷総体の評価を基に企業活動を評価
企業が幅広く環境配慮を行うインセンティブとする。

製品・サービス提供全体に関して設計を行う段階において、トータルで見た環境負荷を減らすことを促進するため、企業活動に関連する環境負荷をトータルで評価する方法を検討する。まずは、環境報告書等の既存情報を基に、製品・サービスのLCA評価手法を企業活動全体の評価につなげるための手法を研究する。

1. 事業の概要

平成19年5月に制定された「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(以下、「環境配慮契約法」という。)に基づき、国等は、エネルギーの適切な使用等に努めるとともに、温室効果ガスの削減に配慮した契約を推進することとされている。これに基づき、次の政策を行う。

国等が重点的に推進すべき環境配慮契約等の種類、及び基準が規定されている基本方針を、最新の知見等、総合的な観点から十分に検討の上、追加・見直しを行う。

本法の責務を負う国等の地方出先機関、及び、環境配慮契約の推進に関する方針を策定する努力義務を負う地方公共団体について、円滑な環境配慮契約の取組の推進を図るべく、普及啓発に努める。

円滑な環境配慮契約の推進に資するべく、契約担当官等への情報提供として、地方の先進的な環境配慮契約の取組をデータベースで紹介する。

2. 事業計画

基本方針について検討会、及び「電力」「物品」「ESCO」「建築」「その他契約」の分野ごとの分科会を開催し、見直しにかかる検討を行う。

全国47都道府県において普及啓発セミナーを行う。

地方の環境配慮契約取組の現状を把握するため、アンケート調査を行う。

地方公共団体の取組先進事例を調査し、データベースを作成する。

3. 施策の効果

環境性能の優れた製品等の調達にかかる積極的な契約の推進

国等の環境配慮契約等によるCO2削減の促進

4. 備考

調査費	62,198千円	内訳	基本方針検討調査費	22,899千円
			環境配慮契約等取組状況調査費	7,335千円
			地方公共団体等取組推進費	26,989千円
			環境配慮契約等対策推進費	4,975千円

環境配慮契約法の構造

目的
(第1条)
国等による環境負荷(温室効果ガスの排出等)を削減するため、
国等が契約を結ぶ場合に、競争を促しつつ、価格等を含め総合的に見て
最善の環境性能を有する物品・役務を供給する者を契約相手とする仕組みを作る
もって、環境への負荷が少ない社会の構築

国及び独立行政法人等

責務(第3条)
エネルギーの合理的かつ適切な使用等
(需要面)
環境配慮契約の推進(供給面)

「基本方針」の策定(第5条)
環境配慮契約の推進に関する基本的事項等

各大臣等は、基本方針に従い、環境配慮契約の推進のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない
各大臣等は、環境配慮契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表(第8条)

環境大臣が各大臣等に必要な要請(第9条)

基本方針

電力購入における二酸化炭素排出量の考慮

自動車など耐久財の購入におけるランニングコストの考慮

ESCO事業による設備等の改修
(注)中長期的な観点からの契約が締結できる旨を法律に規定

庁舎や設備設計等に関するプロポーザル・企画競争

など

各省庁がばらばらに対策に取り組むのではなく、基本方針に基づき政府が一体となって取り組むこととなる。

地方公共団体等

責務(第4条)
エネルギーの合理的かつ適切な使用等
環境配慮契約の推進

環境配慮契約の推進(第11条)
方針の作成等

情報の整理等 (第10条)

国等における環境配慮契約に関する状況等について整理、分析して、提供

公正な競争の確保(第12条)、エネルギーなど他の施策との調和の確保(第13条)

電気の供給を受ける契約における「総合評価落札方式」は今後の検討課題とし、当分の間は、「裾切り方式」による(附則第3・4項)

(新)建築物等エコ化可能性評価促進事業

19百万円(0百万円)

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の概要

更新期に入っている、又は建物の中でのエネルギー効率向上が求められる建築物に対する、建て替え 当面据え置き 改築・改修、といった取り扱いについて、それぞれの今後の管理方法を考慮に入れつつ、ランニングとしてのエネルギー効率に加え、建築、廃棄に係る付加的な環境負荷及び追加投資を、それぞれの事業計画による予想残存活用年数との関係で評価するための手法開発に向けた調査研究を行う。

特に、中古の建築物について、今後の管理方法も含め、価値を評価することで積極的な改築・改修が行われ、長期使用や建物の中での活動のエネルギー効率の向上に繋げることができないか、という観点から、評価手法を検討する。

2. 事業計画

(1) 内外事例調査

我が国内外の関連研究について、収集分析を行う。

(2) 実例調査

更新期に入っているような中古の集合住宅やオフィスビルについて、具体的に建て替え、改築等の計画を策定し、LCA的な観点と予想残存活用年数との関係から試行的な評価を行う。

(3) 検証調査・分析

上記事例・実例調査を踏まえ、一般化に向けた課題整理を行う。

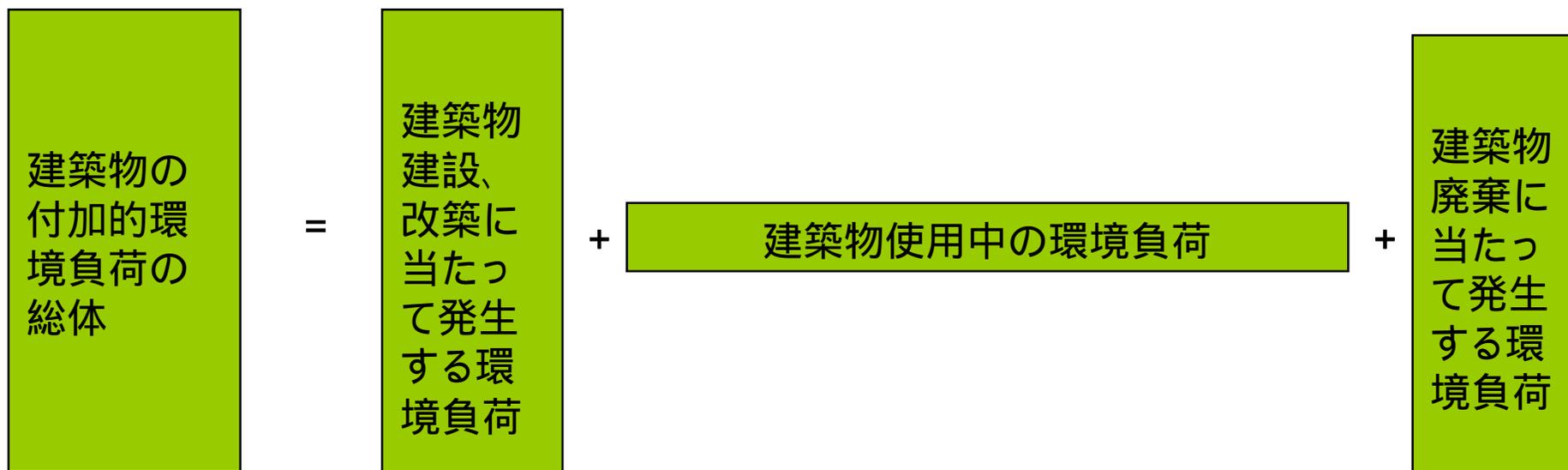
3. 施策の効果

改築、改修された建築物の評価手法を活用することにより、中古建築物の省エネ化に向けた積極的な改築・改修や長期利用を促進する。

4. 備考

調査費 18,568 千円 内訳 事例・実例調査等 18,568 千円

建築物等エコ化可能性評価促進事業



使用期間

建築物の活用可能な期間を評価する手法を研究

建築物使用中の環境負荷については、既に基準も設けられている。しかしながら、建築物に関わる環境負荷としては、建築、改築、廃棄におけるものも大きく、それらも含めた全体的な環境負荷を低減することが望まれる。使用可能な期間を評価する手法を開発することにより、建築物に関わる環境負荷が単位使用可能期間当たりどの程度のものになるか評価することが可能になる。これを用いて、既存建築物について、環境負荷低減の観点から建て直しを行うか、改築等を行うかといった判断を行うことが可能になる。

(新) 経済活動と環境に関する調査分析

50百万円(0百万円)

総合環境政策局環境計画課

1. 事業の概要

長期的な展望を踏まえて効果的な政策を形成する基礎として、長期的な適応方策の方向性を検討するとともに、これと関連して経済活動及び社会の状況と環境の関係等についての状況把握と分析を定期的かつ継続的に行う。

2. 事業計画

(1) 気候変動等の長期的環境変動や社会構造の変化が地域経済社会や国民生活に及ぼす影響と対応策に関する基礎的検討

長期的な展望を踏まえた環境や社会の将来像を明らかにし、持続可能な社会の形成に向けて必要な国土利用、産業・農林水産業、ライフスタイルなどに係る長期的な適応方策の方向性について検討する。

(2) 持続可能な社会に向けた動向分析

持続可能な社会に向けた動向分析方法の検討

(1)と関連して、持続可能な社会に向けた環境と経済社会の動向の分析と公表の内容・方法について整理検討する。

環境と経済社会の動向に関する情報の整理分析

環境や関連する経済、社会の主要事項に関する情報等を把握し、分析する。関係機関等の既存の調査等で得られる情報・データを活用するとともに、必要な項目については情報収集を実施する。

(3) 調査分析結果の公表

(1)(2)の成果を国民等に公表し、問題解決に向けた取組を促す。

3. 施策の効果

各種経済活動に関する政策の企画立案の基礎に活用。

持続可能な社会作りのための長期的展望の修正・形成の資料に活用。

成果の公表を通じ、国民等へ意識啓発を促し、環境と経済・社会の統合的向上への機運を醸成。

4. 備考

調査費 50,259千円

(内訳)

気候変動等の長期的環境変動や社会構造の変化が地域経済社会や
国民生活に及ぼす影響と対応策に関する基礎的検討

20,072千円

持続可能な社会に向けた動向分析

25,390千円

調査分析結果の公表

4,797千円

経済活動と環境に関する調査分析について

持続可能な社会に向けての課題 = 影響が長期間に渡る課題やライフスタイル等に係る多面的な課題を内包

気候変動等環境変化による影響

人口減少等社会構造の変化による影響

世界人口増による資源制約

...

長期的な展望を踏まえた環境・経済動向に基づく効果的な政策形成が必要

経済活動と環境に関する調査分析

長期的な展望を踏まえた効果的な政策形成のための基礎的継続的な政策研究の実施

長期的環境変動や社会構造の変化が地域経済社会や国民生活に及ぼす影響と対応策に関する基礎的検討

相互に関連

持続可能な社会に向けた動向分析

長期的な展望を踏まえた環境や社会の将来像の提示

持続可能な社会に向けた動向分析方法の検討

国土利用、産業・農林水産業、ライフスタイルなどに係る長期的な適応方策の方向性について検討

環境と経済社会の動向に関する情報の整理分析

具体的な将来像の影響と対応方策・分析結果の公表・PR

広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくり推進事業

41百万円(18百万円)

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

近年の環境保全に関する社会全体の関心や意識の高まりに伴い、国立公園に求められる役割・期待も多岐に渡ってきている。そのため、国、地元自治体、NPO及び民間企業等の広範な関係者が円滑に協働できる体制を構築し、国立公園を軸にした地域連携により、自然と人間活動とが持続可能な形で発展する質の高い公園管理を進めていく。

(1) 国立公園における戦略的運営の推進

公園の管理を担う多様な関係者が円滑に参加・協働し、国立公園毎に目指すべき目標やその目標を実現するための計画を策定するとともに、役割分担を明確にした公園管理の仕組み・体制を構築することにより、魅力ある国立公園づくりを推進する。

20年度より、参加型モニタリングによる順応的管理、二次林等の能動的管理等のモデル事業及び科学的データ整備、評価システムの検討を行う。

(2) 民間活動推進モデル事業

自然公園法に基づく「公園管理団体」及び「風景地保護協定」の新たな指定及び締結及び既指定団体における課題の解決のための支援。

2. 事業計画

事業内容	H18	H19	H20	H21
(1)国立公園における戦略的運営の推進				
戦略的運営の推進				
順応的管理、能動的管理、科学的データ整備 等				
(2)民間活動推進モデル事業				

3. 施策の効果

国、地方公共団体、地域住民、民間企業、NGO等の公園の管理を担う関係者が円滑に参加・協働し、質の高い公園管理を実現。

国立公園の科学的データに基づいた順応的管理、適正管理を行うことにより魅力ある国立公園の実現。

4. 備考

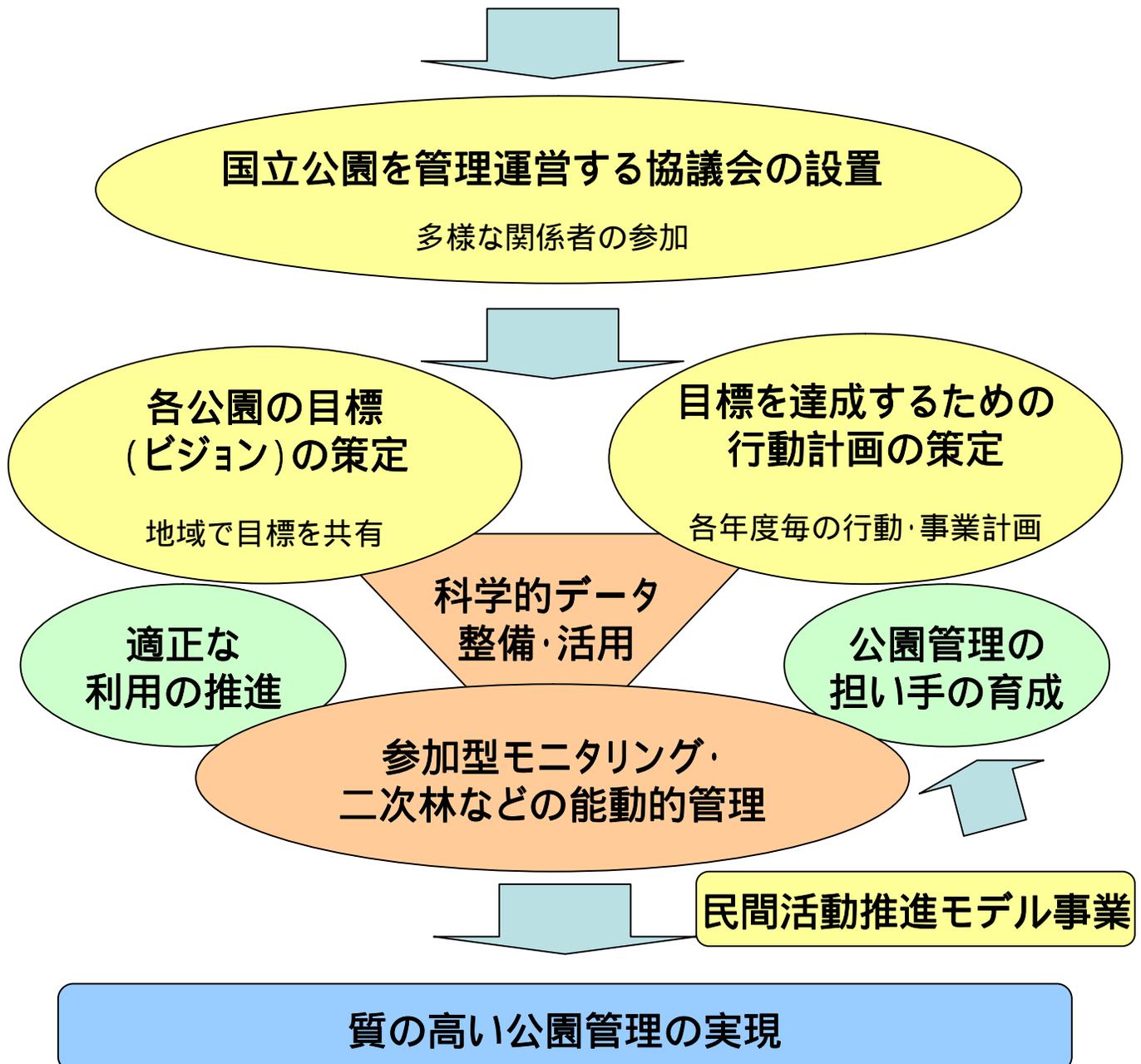
職員旅費(事前打ち合わせ、協議会出席等)	588千円
調査費	40,755千円
(内訳) 国立公園の新たな運営戦略の検討	20,568千円
国立公園の参加型モニタリング	8,172千円
二次林等の能動的管理	7,491千円
科学的データ整備等の検討	1,884千円
民間活動推進モデル事業	2,640千円

国立公園における参加型管理運営の推進

国立公園の管理運営に関する課題

- (1) 目標(ビジョン)の明確化
- (2) 地域の新たな管理運営体制の構築
- (3) 合意形成の仕組みづくり
- (4) 適切な情報提供の推進等
- (5) 科学的なデータ整備の推進

地域性自然公園制度においては、国、地方公共団体、地域住民、民間企業、NGO、土地所有者、利用者等の多様な主体の連携が必要



1. 事業の概要

(1) 温泉資源の保護対策等に関する検討調査

近年、深度1千メートルを超える、いわゆる大深度掘削泉が増加していることや、我が国の自噴ゆう出量が減少傾向にあることなどから、温泉資源の枯渇化が懸念されている。

このため、大深度掘削泉の開発に伴う温泉源への影響、未利用自噴源泉による周辺源泉・周辺環境への影響に関する調査等を実施し、調査結果を踏まえ都道府県の掘削等の許可の判断への技術的助言等を行うなど、我が国の温泉資源の保護対策を推進する。

(2) 温泉の安全で適正な利用に関する情報提供等事業

平成19年6月、東京都渋谷区の温泉施設において温泉とともに湧出した可燃性ガスが原因の爆発事故が発生したことを受け、温泉に関する安全対策について制度面も含め見直すこととしている。また、温泉に対する国民の信頼を確保するため、温泉成分等の情報提供に当たっての掲示内容や掲示方法等について見直すことが求められている。

こうしたことから、温泉付随の可燃性天然ガスに関する安全対策について事業者に周知するとともに、温泉の成因などの科学的な情報や禁忌症等の情報を国民にわかりやすく説明するための事業等を展開し、温泉の安全で適正な利用を推進する。

2. 事業計画

- (1) 平成18年度～平成22年度
- (2) 平成20年度～平成22年度

3. 施策の効果

我が国の貴重な自然資源である温泉の保護と温泉の安全・安心の確保が同時に図られることとなり、ひいては温泉地の活性化にも寄与する。

4. 備考

- (1) 温泉資源の保護対策等に関する検討調査 20,035千円
- (2) 温泉の安全で適正な利用に関する情報提供等事業 20,532千円

温泉の保護と安全で適正な利用を目指して

温泉資源の保護対策等に関する検討調査

自噴湧出量の減少

未利用源泉の増加

大深度掘削泉の増加

…温泉資源の
枯渇現象か？

…たれ流しによる
環境への影響は？

…温泉源や地盤環
境への影響は？

(事業内容) 温泉資源や温泉掘削に関する調査研究を実施

成果を基に都道府県に助言

温泉の掘削等の許可に当たり、より科学的な知見を基にした判断を可能とする

温泉の安全で適正な利用に関する情報提供等事業

温泉利用施設におい
て爆発事故が発生

国民への温泉の科学
的な情報提供が不足

温泉を利用した岩盤
浴等、新たな利用形
態が増加

…温泉は本当に安全なの？

(事業内容)

- ・温泉付随の可燃性天然ガスに関する安全対策について事業者へ周知
- ・温泉の成因などの科学的な情報や禁忌症等の情報を国民にわかりやすく説明

安全・安心な温泉利用が確保され、ひいては温泉地の活性化にも寄与

1. 事業の概要

エコツーリズム推進法の成立を踏まえ、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、普及啓発、法に基づき取り組む地域への支援、ノウハウ確立、人材育成等を総合的に実施。

【事業の内容】

エコツーリズム啓発事業

全国版シンポジウムの開催等による、エコツーリズム推進法をはじめとする普及、啓発。

エコツーリズムのノウハウ確立事業

特に優れた事例の大臣表彰や推進セミナーの開催等。

エコインストラクター人材育成事業

自然学校のインストラクターやエコツアーガイドの育成(再チャレンジ関連施策)

国立公園等におけるエコツーリズム支援事業

世界自然遺産地域、国立公園、ラムサール登録湿地等におけるエコツーリズムの推進や仕組みづくり、エコツーリズム推進法に基づき協議会を設置するトップランナー地域への支援等。

エコツーリズム推進法施行経費

各地の全体構想の認定や地元協議会への参画、助言等に必要な経費。

2. 事業計画

平成20年度(一部は平成19年度)から3ヶ年で上記各種事業を実施。(法施行経費を除く)

3. 施策の効果

自然学校のインストラクター及びエコツアーガイドを3年間で300人程度の育成を目指す。

エコツーリズムの考え方に基づいた自然や歴史・文化資源の保全・活用の全国的な普及・定着を図ることにより環境保全等が推進できる。

エコツーリズム推進法の適切かつ効果的な運用が図られることにより、各地域において法の理念である自然環境保全や地域振興、環境教育の場としての活用等が達成される。

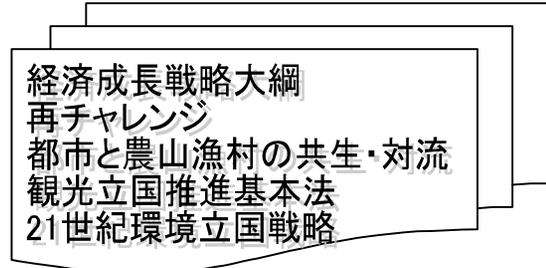
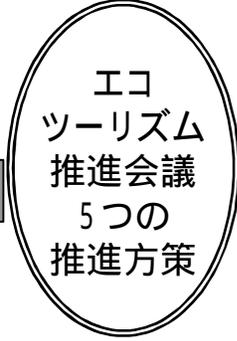
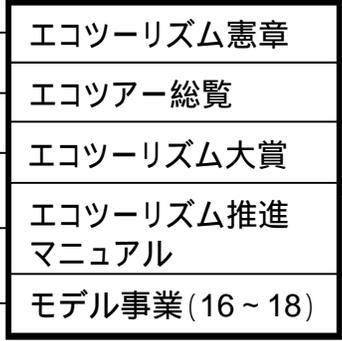
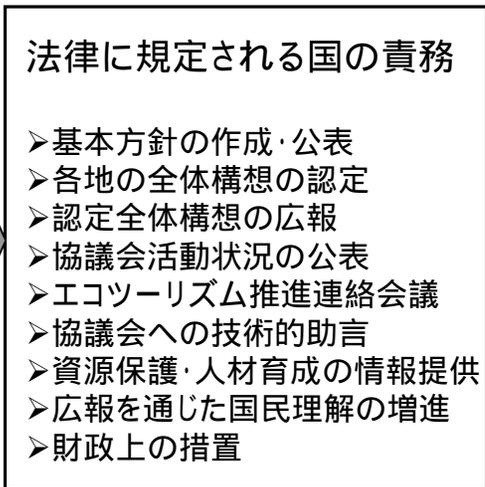
4. 備考

エコツーリズム啓発事業(本省)	21,463千円
エコツーリズムのノウハウ確立事業(本省)	14,944千円
エコインストラクター人材育成事業(本省)	40,007千円
国立公園等におけるエコツーリズム支援事業(地方)	86,826千円
エコツーリズム推進法施行経費	16,331千円
(本省:7,127千円)	
(地方:9,204千円)	

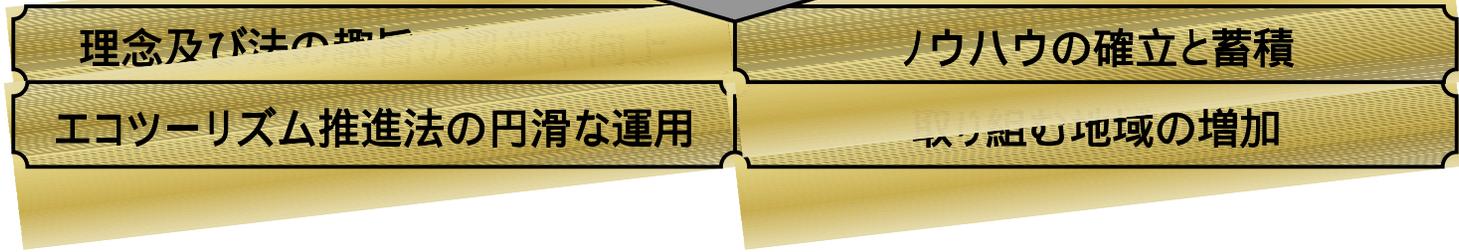
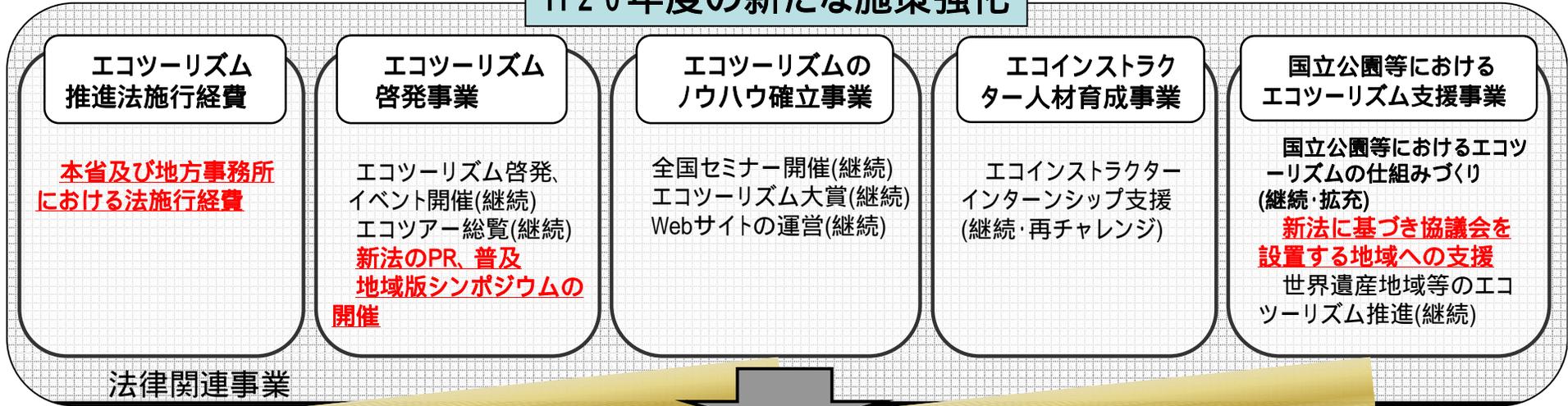
エコツーリズム関連施策の強化について

H16.6月
とりまとめ

H19.6月公布
H20.4月施行予定



H20年度の新たな施策強化



(新) 良好な感覚環境形成のための街作りの推進調査

50百万円(0百万円)

水・大気環境局 大気生活環境室

1. 事業の概要

感覚環境の街作りの推進

50百万円

都市更新の機会をとらえて、高度成長期の建物等の量的充足に重心を置いた街作りから、熱(ヒートアイランド)、光(光害)、かおり(悪臭)、音(騒音)といった人間の五感感覚を重視した街作りへの転換を推進することで良好な生活環境を確保することが重要である。そのため、以下のような五感を重視した街作りのための人材育成や手法の開発、情報発信を行うことにより社会システムの構築を図る。

感覚環境の街作り推進のための人材育成の検討

感覚環境の街作り推進のための手法の開発

地方公共団体を対象とした感覚環境の街作り推進のための講習会等開催

感覚環境の街作り普及・促進のためのシンポジウム開催

2. 事業計画

調査項目	H20	H21	H22
感覚環境の街作りの推進			
			→

3. 施策の効果

感覚要素を重視した感覚環境の街作り推進することで、従前から進められている利便性・効率性の追求に加え、より「質」の高い生活環境を実現するための社会システムを構築できる。

4. 備考

調査費 40,000千円

(内訳) 感覚環境の街作りのための人材育成検討 12,000千円

感覚環境の街作りのための手法の開発 23,000千円

地方公共団体を対象とした感覚環境の街作り推進のための講習会等開催 5,000千円

委託費 10,000千円

(内訳) 感覚環境の街作り普及・促進のためのシンポジウム開催

(地方公共団体1箇所) 10,000千円

感覚環境の街作りの推進

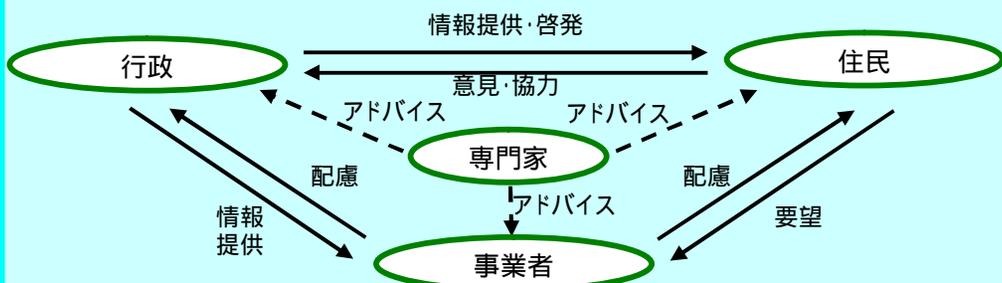
現状の問題点と課題

住民のニーズが量から質に転換していることから、高度成長期に形成された第一世代の都市から環境共生型の第二世代の都市に再編することが必要

施策の方向

生活環境の質的なニーズに対応するために、熱（ヒートアイランド）、光（光害）、かおり（悪臭）、音（騒音）といった人間の五感感覚を重視した街作りを総合的に推進することで良好な生活環境を確保

<社会システムの構築>



<手法の開発>

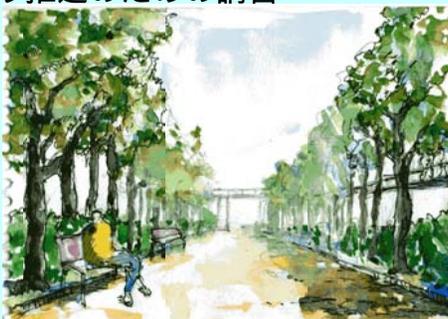
光害対策事業（上方光制限街灯導入等）



音環境改善を目的とした土地利用を誘導するため経済的手法の開発

<感覚環境の街作り推進のための講習>

かおり環境設計の周知・普及



1964年 新幹線付近の土地利用 2003年

必要な予算措置

- 感覚環境の街作り推進のための人材育成検討経費
- 感覚環境の街作り推進のための手法開発検討費
- 地方公共団体を対象とした感覚環境の街作り推進のための講習会開催経費
- 感覚環境の街作り普及・促進のためのシンポジウム開催

コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動促進事業
(一般会計・エネルギー特会) 111百万円(111百万円)

総合環境政策局環境計画課

1. 事業の概要

環境基本計画でも示されたように、地域の多様な主体が参加して、経済・社会両面からの地域再生にも資するような環境保全活動を行うことが求められている。このような地域の環境保全に資する事業(環境コミュニティ・ビジネス)については、コミュニティ・ファンド等によって、環境保全や地域再生に及ぼす効果及び事業の継続性に関する評価が行われ、評価に基づいて地域の様々な主体の参加の下で事業計画が練り上げられることが有効である。

そこで、以下のようなモデル事業を実施する。

コミュニティ・ビジネスの事業計画の概要が策定された段階で、その計画の内容が、地域の環境、経済、社会の各側面にどのような影響を与えるかについてコミュニティ・ファンドが評価を行い、事業計画の策定に助言等の関与を行うことを支援する。 <一般会計>

また、京都議定書の第一約束期間を控え、喫緊の課題となっている温室効果ガス排出抑制に目的を絞った環境コミュニティ・ビジネスについて、コミュニティ・ファンド及び環境コミュニティ・ビジネス事業者等が参加する協議会を組織し、コミュニティ・ファンドの事業に対する評価や地域の関係者との協議等を活用しながら事業実施計画を見直していく事業について、交付金を交付する。 <エネルギー特会>

2. 事業計画

平成19年度 モデル事業の選定及び実施(7カ所 4カ所) 地方EPOによる支援
平成20年度 モデル事業の選定及び実施(7カ所 4カ所) 19年度分に関するモデル事業の分析、地方EPOによる支援
平成21年度 20年度分に関するモデル事業の分析及び手法の一般化

3. 施策の効果

モデル事業の実施によって、コミュニティ・ファンドによる環境コミュニティ・ビジネスの環境、経済、社会の各側面の評価検証のための手法について、一般的な手法開発を行う。それらの手法を地方環境事務所や地方EPOを活用し全国的に情報提供するとともに、手法の活用を促すことで、地域に

において、行政に頼らない自立的であり、かつ社会的側面や経済的側面をも統合的に向上させるような環境保全活動を促進する。

4 . 備考

調査費（一般会計） 66,660千円

（内訳）

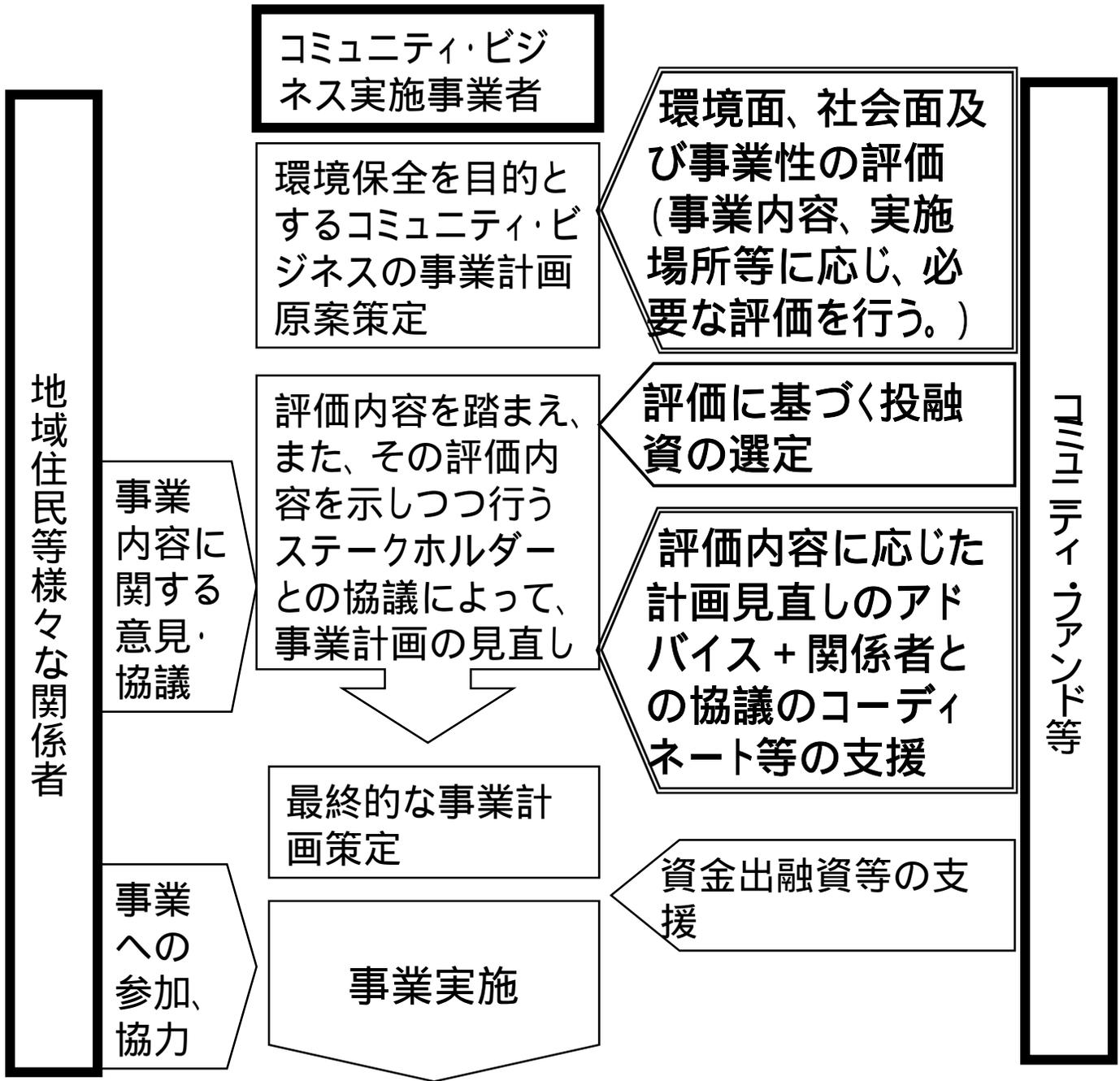
- ・ 先進取組事業選定、実施状況評価調査事業、実施後調査評価事業 12,018千円
- ・ 各地域（都道府県）での統合的先進取組調査事業 44,149千円
- ・ 地方EPOによる先進取組支援事業 10,493千円

交付金（エネルギー特会） 44,000千円

（内訳）

- ・ コミュニティ・ファンドを活用した環境保全活動支援事業（民間団体4箇所） 44,000千円

コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動促進事業



二重線に囲まれたファンド等による評価、計画見直しの支援部分をモデル事業として支援。評価手法及び評価の活用方法について検証を行い、ガイドラインを策定する。民間の意識の高い資金が環境面等からの価値の高い事業に資金が提供される。また、事業内容について、評価内容に応じて改善される。

(新) 戦略的環境アセスメント導入促進費 34百万円 (0百万円)

総合環境政策局環境影響評価課

1. 事業の概要

個々の事業の実施に枠組みを与える上位計画や各種政策決定について、環境への配慮を組み込むこと（意思決定のグリーン化）は極めて重要である。

平成18年度に設置した戦略的環境アセスメント総合研究会（局長諮問）においては、上位計画のうち、位置・規模等の検討段階における戦略的環境アセスメント（SEA）について検討し、共通的な手続、評価方法等を示すガイドラインをとりまとめた。

今後、実効性のあるSEAを推進していくための基盤を整備するため、まず、地域の環境情報を自治体が提供する手法、計画策定者等と公衆とが円滑にコミュニケーションをする手法などについて国内外の調査を行い、それを踏まえて対応を検討するとともに、公衆、地方公共団体等制度の運用に関わる者の制度についての理解を深めるため、普及等を行う。

2. 事業計画

	H19	H20	H21
SEA推進のための基盤整備 各省の取組状況の把握 事例の収集	課題整理	対応検討
SEA制度の普及啓発		普及啓発資料の作成 運用手引きの検討	研修会の開催 普及啓発資料の改訂

3. 施策の効果

SEA推進のための基盤を整備することで、ガイドラインを踏まえた実効性のあるSEAの実施を図る。

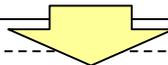
4. 備考

環境保全調査費 33,917千円

戦略的環境アセスメント(SEA)の推進に向けた施策の展開

平成9年 環境影響評価法成立

- ・衆参両院における附帯決議において、上位計画や政策における戦略的環境影響評価の制度化に向けての検討が求められる。



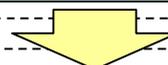
平成18年4月 第3次環境基本計画策定

【上位計画】

- ・我が国における計画の特性や計画決定のプロセス等の実態に即したSEAに関する**共通的なガイドラインの作成**を図る。
- ・上位計画の決定に当たってSEAの制度化に向けての取組を進める。

【政策】

- ・政策の決定に当たってのSEAに関する検討を進める。



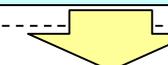
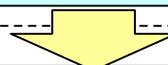
平成19年3月 SEA総合研究会報告書とりまとめ

【上位計画のうち位置・規模等の検討段階のもの】

- ・**共通的な手続き、評価方法等を示すガイドライン**をとりまとめた。
- ・ガイドラインを踏まえて、実施事例を積み重ね、不断に見直す。
- ・**理解の促進**、よりよい評価に向けた**基盤の整備**等が必要。

【より上位の計画及び政策】

- ・検討対象にしなかった上位の計画及び政策の決定に当たってのSEAについて更に検討を進める必要がある。



【(新)SEA導入促進】

H19年度 各省の取組状況の把握、事例収集

< 基盤整備 >

< 普及啓発 >

H20年度

課題整理

普及啓発資料作成等

H21年度

対応検討

研修会開催等

【SEA検討推進】

H19年度 環境課題別課題整理

H20年度 対応方針の検討

総合環境政策局環境影響審査室

1. 事業の概要

平成19年3月にとりまとめた「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」に基づく戦略的環境アセスメント(SEA)では、早い段階から幅広い環境情報を踏まえて検討を進めることが適切な環境配慮につながるため、計画策定者等と環境省とが早くから緊密な協議を重ねる必要がある。SEAの対象となる計画は関係省の地方支分部局で検討・策定されるものが多く、地方環境事務所で審査と緊密な協議を行う必要がある。

適切に審査・協議を行うためには、計画策定者等の検討状況等の情報や地域の環境情報等地域に根ざした幅広い情報を適時的確に収集・整理することが不可欠であり、地方環境事務所の職員を補佐する人員が必要となる。

一方、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の終了後では、事後調査報告書の収集や現地踏査等を通じ、事業実施段階で環境大臣意見等を踏まえた適切な環境配慮を確保するとともに、地域特性を踏まえた環境保全措置の適用の可能性等を検証する必要がある、今後も環境大臣意見を述べた案件は累積していくことから、地方環境事務所を通じたフォローアップを充実させる必要がある。

このため、地方環境事務所において、SEAの審査・協議や環境影響評価手続終了後のフォローアップの充実を図るため、退職した団塊世代の地方公務員等、地域の環境情報に詳しい者を「アセス・サポーター」として活用する等により、地域における環境影響評価に係る体制の強化を図る。

2. 事業計画

- H20年度～(継続)：
- ・SEAの審査・協議を行う。
 - ・環境影響評価手続終了後のフォローアップを行う。

3. 施策の効果

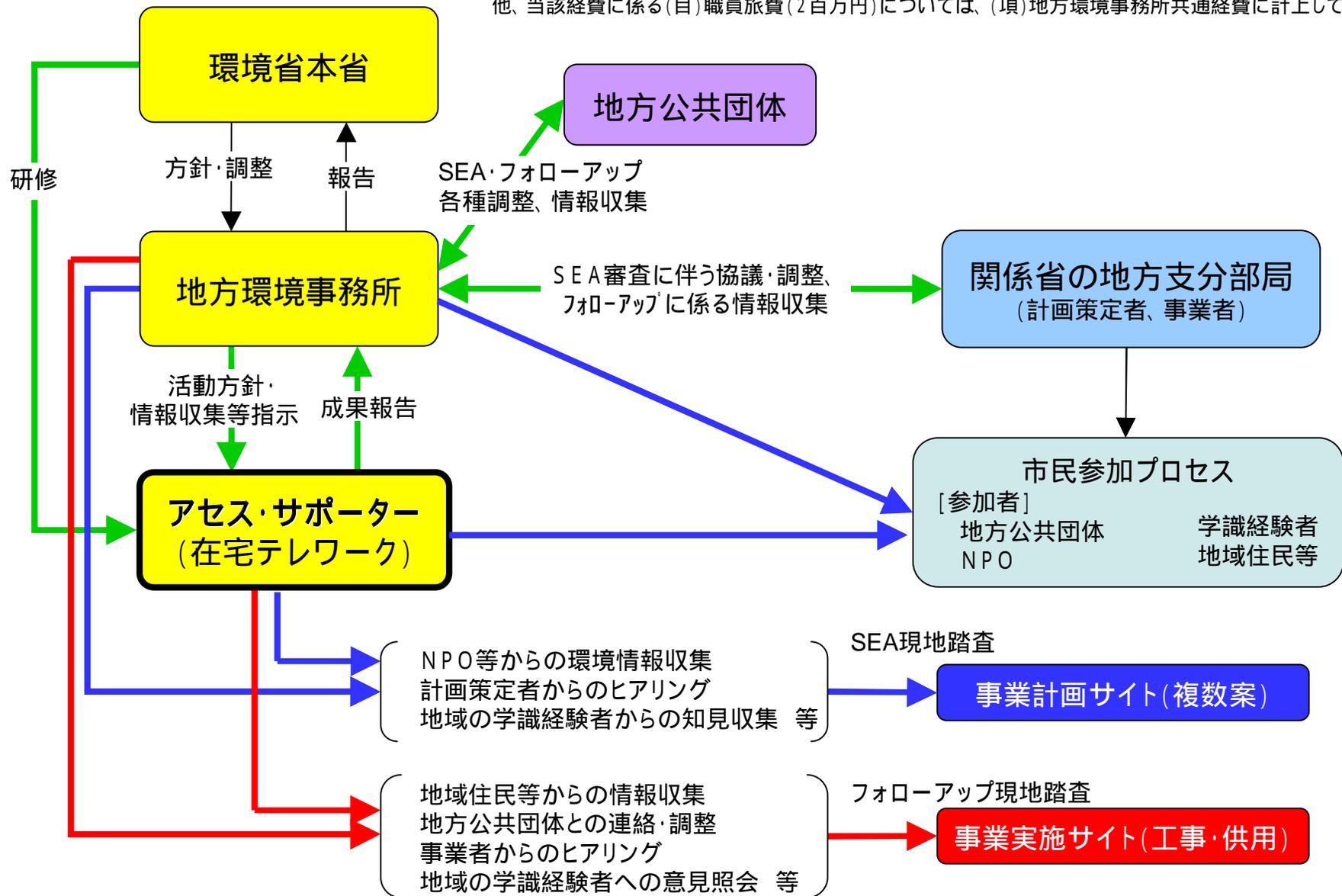
- ・SEA導入ガイドラインに基づく審査・協議を行うことで、計画段階において適切な環境配慮がなされること。
- ・早い段階からの環境配慮により、事業実施段階における手戻りを排し、効率的・効果的な環境保全措置が実施されること。
- ・地域特性を踏まえた効果的な環境保全措置が確実に実施されること。
- ・退職した団塊世代の活躍の場が拡大すること。

4. 備考

委員等旅費	13,119千円
環境保全調査費	50,728千円

(改) 環境影響評価体制強化費《64百万円》

他、当該経費に係る(目)職員旅費(2百万円)については、(項)地方環境事務所共通経費に計上している



地域環境政策ビジョン策定推進費

35百万円(20百万円)

大臣官房政策評価課地方環境室

1. 事業の概要

平成17年度から地方環境事務所が設置され、環境政策を各現場で展開する拠点として事業を開始しており、これを生かした都道府県を超えた広域的な地域での総合的な環境政策の推進が求められている。そのため、各地域の特性、課題に合った効果的な環境政策を総合的に推進するため、地域ブロックごとに環境政策ビジョンを策定し、これに基づき地域レベルで総合的な政策を展開する。

2. 事業計画

(1)自治体、研究機関が保有している環境情報・データの収集、整理

(2)各地域における環境政策が目指すべきビジョンの作成・提示

盛り込むべき事項

- ・地域として目指す環境の姿
- ・広域的視点での環境政策の取組みの方向
- ・取組みに参加する主体
- ・重点的に取組むべき横断的な広域的な政策(最重要事業)

(3)各地域において策定されたビジョンで特定された「最重要事業」の実施

(19年度)・4事務所でビジョン策定

(20年度)・4事務所で19年度策定のビジョンを元に「最重要事業」を実施

・3事務所でビジョンを策定

(21年度)・3事務所で20年度に策定したビジョンを元に「最重要事業」を実施

3. 施策の効果

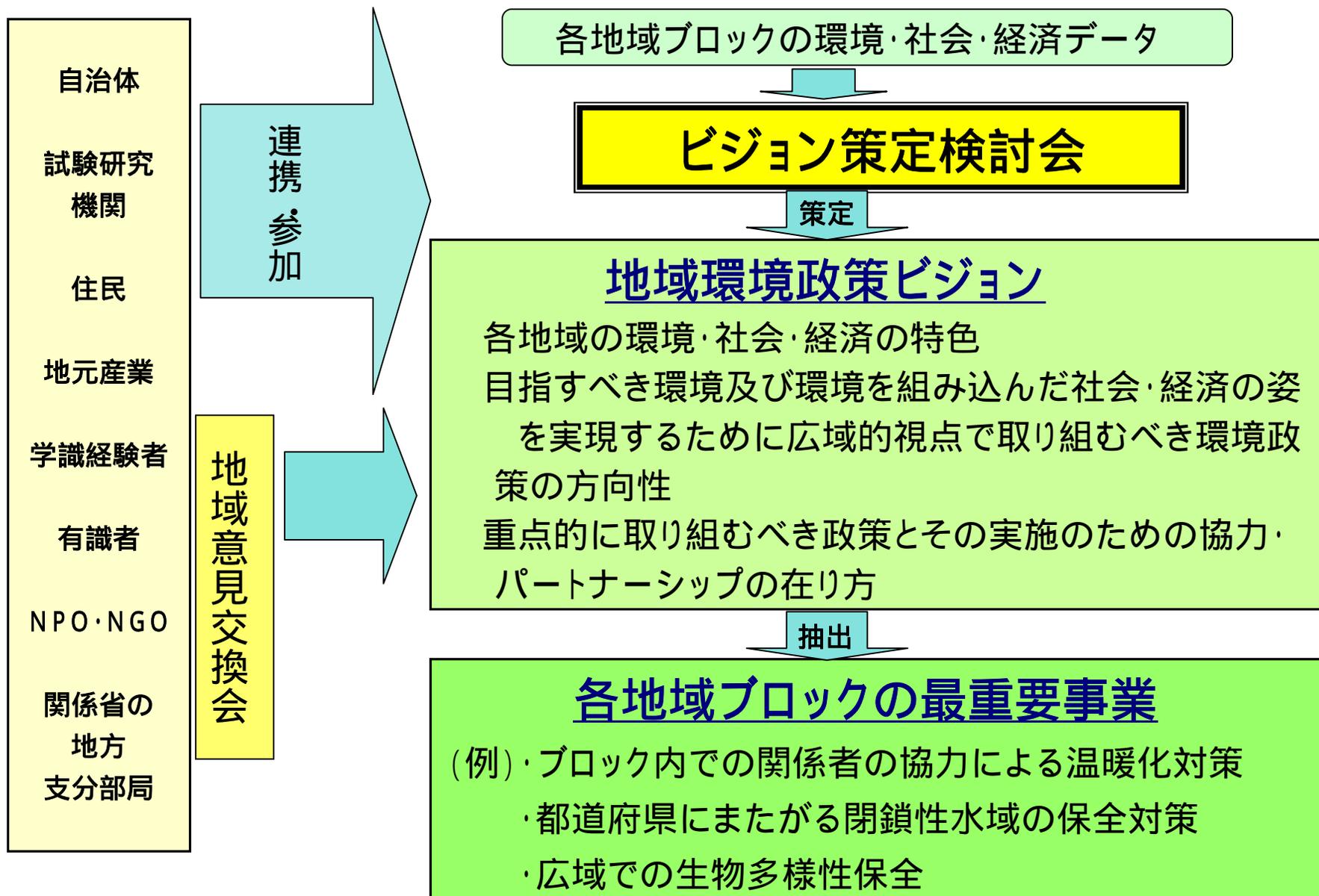
これらの施策を実施することにより、地方環境事務所は、機動的できめ細かな現場部隊として、地域の自治体、企業、NGO、研究機関などと連携して、地域の課題に取り組むことにより、事務所が地域環境力の活性化、支援拠点、地域の環境データバンク等の機能を発揮し、広域的な課題に取り組むことができる。

4. 備考

(積算)環境保全調査費 計3500万円

- ・最重要事業実施4ブロック(1ブロック500万円)
- ・ビジョン策定3ブロック(1ブロック500万円)

地域環境政策ビジョンについて



水・大気環境局閉鎖性海域対策室

1. 事業の概要

閉鎖性海域の保全については、著しい汚濁は改善されたものの、水産資源を含む生態系の劣化が進んでいる。このため21世紀環境立国戦略では、藻場、干潟等の保全・再生・創出、水質汚濁対策、持続的な資源管理などを統合的に推進することにより、多様な魚介類等が生息する自然の恵み豊かな「里海」の創生が、今後1、2年で重点的に着手すべき環境政策として明記されている。

そこで、沿岸生態系の回復、保全に関する先進的な取り組みを実施している海域をモデル地域として選定し、モニタリング調査や地域での取り組みの支援及びその評価を実施し、マニュアルを作成することで国内やアジアを中心とした海外に対して沿岸域の環境保全思想の普及を図り、陸域と沿岸域の一体性について国民の理解を深めるとともに、人間の手で管理がなされることにより生産性が高く豊かな生態系を持つ「里海」の創生を推進し、人間と海が共生する豊かな沿岸環境の実現を目指す。

2. 事業計画

	20年度	21年度	22年度
モデル海域の選定基準策定・選定			
モデル海域の現地調査			
里海づくりマニュアルの作成			
シンポジウムの開催、広報等の実施			
海外への情報発信			

3. 施策の効果

国民の海への関心を高め、閉鎖性海域の環境保全への合意形成を図るとともに、マニュアルを作成することで「里海」づくりを推進し、沿岸域の生物多様性の保全及び水産資源の確保に資する。また、市民参加型の普及啓発活動を通じた地域活性化や、アジア圏の沿岸環境保全にも貢献する。更にモニタリングサイト1000などの調査とデータの共有化を図り、海域のデータの充実に資する。

4. 備考

調査費	37,667千円	(内訳)	モデル海域の選定基準作成・選定	32,505千円
			シンポジウムの開催、広報等の実施	5,162千円
委託費	12,416千円	(内訳)	モデル海域の現地調査	12,416千円
			(地方公共団体4箇所)	

里海創生支援事業

課題 生物生息環境の悪化(干潟・藻場の喪失、赤潮や貧酸素水塊の発生)

原因 物質循環の低下(漁業の衰退) 海の環境に対する国民の無関心

陸域と沿岸域の一体性について国民の理解を深めるとともに、人間と海との共生を推進し、人間の手で管理がなされることにより生産性が高く豊かな生態系を持つ「里海」の創生を推進する。

モデル海域(里海10選)の選定

- ・選定基準の策定
- ・モデル海域の公募、選定(NPO、自治体からの提案)

モニタリングサイト1000などとの連携

モデル海域での現地調査

- ・物質循環の調査(水質、生物調査)
- ・普及啓発を兼ねた市民参加型のモニタリングや植林活動等の実施

里海づくりマニュアルの作成

- ・現地調査結果より作成
- ・他の地域での取り組みの促進

シンポジウムの開催、広報等の実施

アジアへ「里海」の概念を情報発信

期待される効果

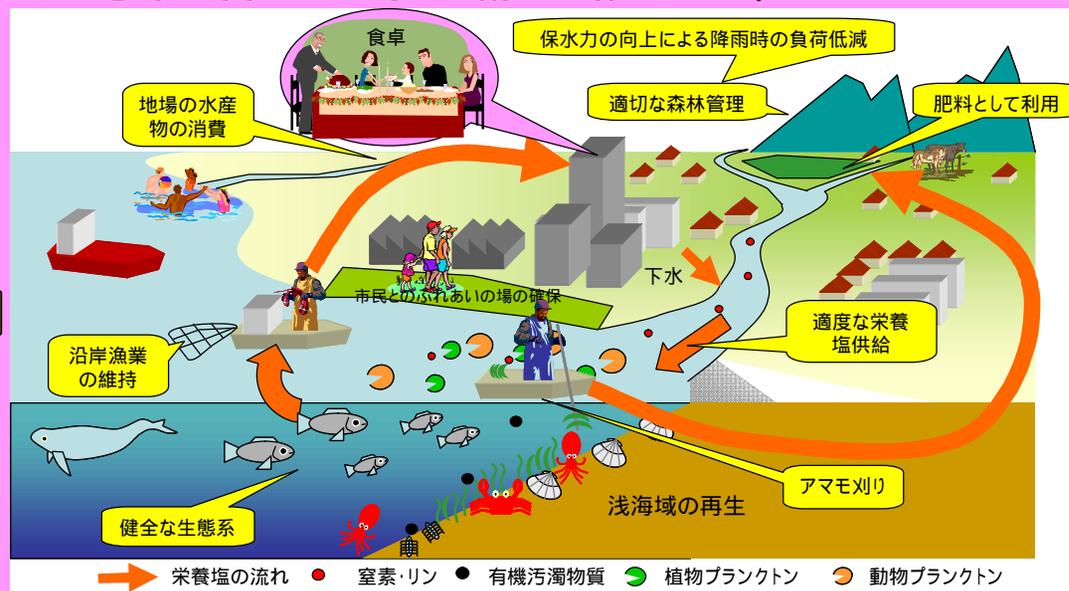
地域活性化

沿岸域の環境保全

アジアへの日本の貢献

生物多様性の保全

水産資源の確保



豊かな沿岸域の再生に向けた取り組み事例

漁業者の森づくりの推進 (兵庫県 瀬戸内海)

漁業者自らが森林で植樹を行う「漁業者の森づくり」を漁業者全体の運動として盛り上げるとともに、県民に幅広く漁場環境の保全への理解と協力を得ることを目的に実施。



アカモクを利用した水質改善(宮城県 松島湾)

アカモクを栽培し、窒素・リンを回収することにより、水質改善を目指す取組みが実施されている。(環境技術実証モデル事業により実証試験を実施中。)

NP系外取り
上げ



消費



藻場づくり活動推進事業(愛媛県 瀬戸内海)

干潟等において、県中予水産試験場が中心となり、漁業者をはじめ小学生、一般県民の参加を得て、アマモ、ガラメ、アラメ等藻場の造成や、啓発活動を実施している。



小学生・一般県民への啓発・ポッド作成

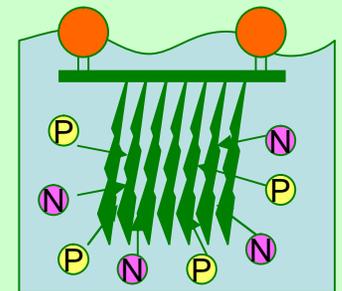


漁業者・ボランティアの協力によりポッドを設置



設置後の状況(コウイカの産卵を確認)

栽培・NP取り込み



(新)有明海・八代海再生フォローアップ調査費

50百万円(0百万円)

水・大気環境局閉鎖性海域対策室

1. 事業の概要

有明海・八代海においては、大規模な赤潮や貧酸素水塊が発生するとともに、魚類・貝類の生産が低迷しており、両海域の環境の保全、生物資源の回復が急務となっている。

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（特措法）に基づき環境省に設置された有明海・八代海総合調査評価委員会（評価委員会）は、昨年12月に委員会報告を主務大臣・関係県知事に提出されている。同委員会報告においては、両海域における底質環境のモニタリング体制の整備、有明海湾奥部などの環境悪化が懸念されている海域における調査の実施、これまで十分な調査が行われていない非漁業対象生物（希少種など）に関する調査の実施が提言されている。

また、委員会報告においては、関係機関と調整を図りつつ効果的な調査の推進を行うべきとの提言がなされている。

環境省においては、平成12年度のノリ不作以後、有明海・八代海において海域環境調査を実施してきたところであるが、本評価委員会の提言を踏まえ、平成20年度以降においては、底質の泥化、有機物・硫化物の増加、貧酸素水塊の発生といった問題が顕在化している底層環境に焦点を当てて、両海域のモニタリングを継続して実施することとしたい。また、関係する県の調査研究機関、大学と連携し、特に海域環境が悪化した区域における重点調査、非漁業対象生物に関する重点調査を新たに実施することとしたい。

2. 事業計画

調査項目	H20	H21	H22
1. 環境モニタリングの継続（底層環境）	—	—	—
2. 重点調査			
（1）環境が悪化した海域における調査	—	—	—
（2）非漁業対象生物（希少種等）の調査		—	—

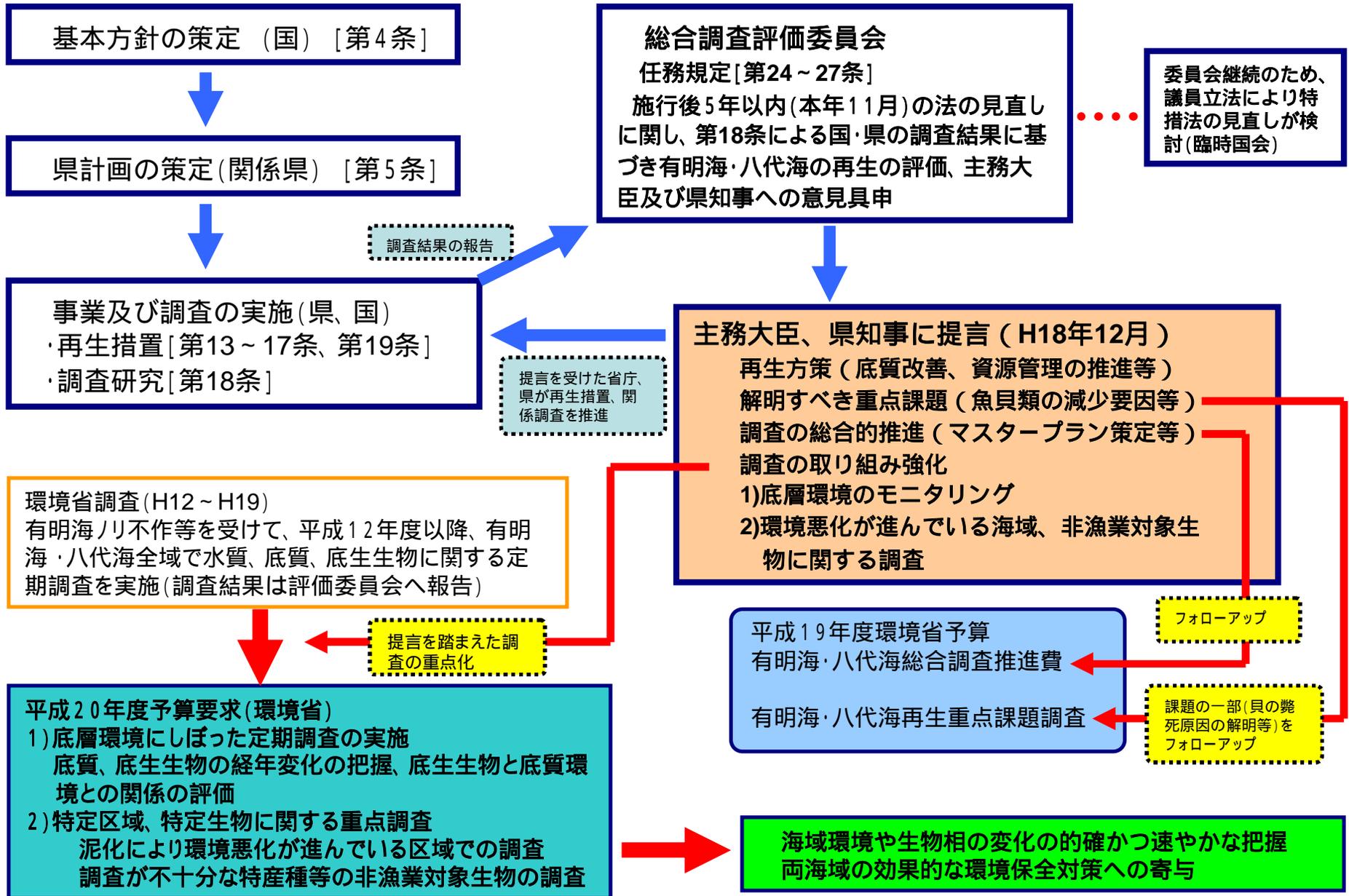
3. 施策の効果

有明海・八代海における海域環境モニタリングの継続と調査の重点的な実施を図ることによって、海域環境や生態系の変化を的確に把握することが可能となり、両海域の環境保全対策に寄与できるものと期待される。

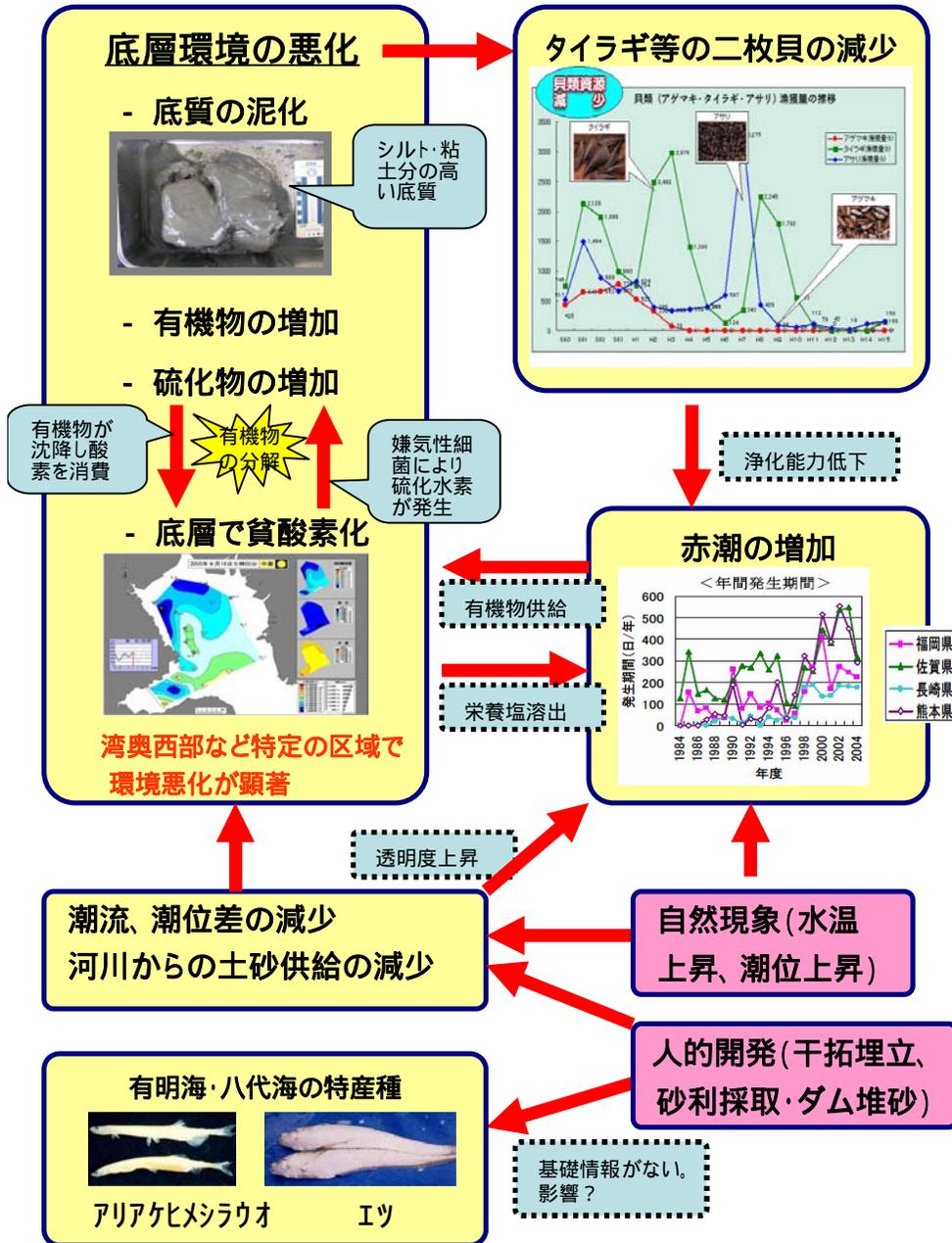
4. 備考

調査費 50,005千円 （内訳）底質等モニタリング調査費 13,394千円
再生重要海域調査費 36,611千円

特措法及び評価委員会報告のフォローアップ調査について



底質悪化と貝類の減少



再生フォローアップ調査の狙い

底層環境にかかる定期調査
水質の定期調査は各県が実施。他方、底質の定期調査は殆ど行われていない。

底層環境に絞った定期調査の実施等により、二枚貝に影響する底層環境の変化を的確に把握、環境保全策に寄与。

環境悪化区域の重点調査(関係県と連携)
泥化等により環境悪化が進んだ区域の調査が不十分。再生策の効果的な実施のための基礎的知見が不足。

泥化が進んだ区域で潮流、泥の巻き上げ、移動、堆積等に関する連続観測、泥の堆積速度の調査を実施。効果的な再生策(泥化の防止、覆砂等の実施区域選定)に寄与。

非漁業対象生物の調査(大学と連携)
漁業資源は水産庁、県が調査。他方、漁業対象外の生物(特産種など)の調査が不足。

特産種等は有明海・八代海の特有の環境に依存。開発等による環境変化の影響を受けやすく、指標生物ともなりうる。特産種等の分布、生態等の調査により、同種の保存方策の検討、生物相からみた海域環境の現況の把握に寄与。

(新) 多様な生物を育む健全な湖沼づくり事業

30百万円(0百万円)

水・大気環境局水環境課

1. 事業の概要

湖沼は水質のみならず、水辺の植生、水生生物、水鳥や景観によっても特徴づけられ、またこれらは人々が湖沼に対して求める恩恵の重要な要素でもある。

「湖沼環境保全制度の在り方について(答申)」においても、「湖沼の水環境保全に対する多様な地域住民のニーズにも対応していくため、... (中略) 在来動植物の生息・生育環境の保全・再生、親水機能を有する施設の整備等、生物多様性、健全な湖沼生態系の保全といった視点や人と湖とのかかわりを重視する視点が重要である」と指摘された。

このため、モデル湖沼において、水質と水量、水辺、水生生物について、水環境相互影響メカニズム等の調査、湖沼環境の保全・再生手法の検討及び多様な生物を育む健全な湖沼づくり等を行い、湖沼の利用者が求める多様なニーズに対応しつつ、水質、水量、水辺地及び水生生物等が豊かな湖沼の水環境を保全・再生していくためのモデル事業を行う。

2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 0	H 2 1	H 2 2
・ 水環境相互影響メカニズム等の調査 ・ 湖沼環境の保全・再生手法の検討及び 多様な生物を育む健全な湖沼づくり等		→	
			→

3. 施策の効果

水質、水量、水辺地及び水生生物等に対する住民のニーズに対応しつつ、きれいな水、美しい水辺、水鳥や昆虫、魚類が豊かで魅力あふれる湖沼の保全・再生を図り、もって、国民に快適な生活環境を提供する。

4. 備 考

調査費 30,000千円 (内訳) 文献・現地調査等 15,296千円
実証試験等 14,704千円

(新) 発達段階に応じた環境教育の「ねらい」等策定に関する調査研究
16百万円(0百万円)

総合環境政策局環境教育推進室

1. 事業の概要

平成18年12月の教育基本法の改正、平成19年6月の学校教育法の改正により、(義務)教育の目標の一つに、「自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が掲げられたことを受け、学校における環境教育の更なる充実が求められている。

現在、学校では、学習指導要領に基づき、各教科、総合的な学習の時間等あらゆる学習活動を通じて環境教育が行われているところであるが、各教育段階での教育目標や教授すべき内容について、環境の分野・領域別に、具体的かつ体系的に示したものがない。

そのため、文部科学省と連携し、発達段階(学校段階・学年)に応じた環境教育の「ねらい」(目標)及び環境分野・領域別の学習内容を策定するために必要な調査研究等を行い、その成果を学校現場等に提供する。

2. 事業計画

(1) 発達段階に応じた環境教育の「ねらい」の策定

学習指導要領を踏まえつつ、発達段階(学校段階・学年)に応じた環境教育のねらい(目標)を策定する。

(2) 環境分野・領域別の学習内容に係る調査研究

(1)で策定した「ねらい」に基づき、環境分野・領域別の具体的な学習内容についての調査研究を行う。

(3) 「環境教育マトリクス」の作成

(1)、(2)での成果を踏まえ、各学校段階、学年で学ぶべき学習内容等を分かりやすく示した表(「環境教育マトリクス」)を作成し、教育委員会を通じて全国の小、中学校に周知する。

3. 施策の効果

学校の教員に対し、「どのような目的を持って」、「どの段階で」、「何を」教えるかを具体的・体系的に示すことで、学校での環境教育が推進されるだけでなく、児童生徒への教育効果も高まる。

4. 備考

調査費 15,877千円(上記(1)~(3)の各種調査)

発達段階に応じた環境教育の「ねらい」等策定に関する調査研究

背景

(H19.3ヒアリング調査 以下現場の生の声)
 ・環境教育で教えるべき内容を体系的に示したものがなく、現場の環境教育は各教師の裁量に委ねられている現状
 ・環境教育の内容を、発達段階別・領域別に、具体的かつ体系的に示したものを全国の学校に示すべき

(H19.6.20学校教育法の一部改正) 第21条「義務教育として行われる普通教育の目標」の一つに環境教育が規定
学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

発達段階に対応した環境教育の「ねらい」策定



環境分野・領域別の学習内容を示した環境教育マトリクス作成

(例)

分野・領域 教育段階		温暖化 エネルギー	廃棄物 リサイクル	自然保護 生物多様性	化学物質	水・大気 公害
		幼稚園			〇〇〇〇	
小学校	1年			〇〇〇〇		
	2年			〇〇〇〇		
	3年	□□□	△△△			▽▽▽
	4年	□□□	△△△			▽▽▽
	5年			〇〇〇〇		
	6年			〇〇〇〇		
中学校		□□□	△△△		××××	
高校		□□□		〇〇〇〇	××××	▽▽▽

策定した「ねらい」と学習指導要領とをリンクさせ、各段階で学ぶべき内容を各学校現場に分かりやすく示す。

「環境保全」のみならず「経済開発」や「社会発展」の視点も盛り込んでいく。
 (参考)
 「国連持続可能な開発のための教育の10年」

効果

「ねらい」とともに、「どの段階で」「何を」学ぶか示すことで、教師が環境教育・学習に取り組みやすくなり、学校での環境教育が推進される。

(新) 21世紀子ども放課後環境教育プロジェクト (ASEEP21)

59百万円(0百万円)

総合環境政策局環境教育推進室

1. 事業の概要

持続可能な社会を実現するためには、国民一人ひとりが環境への関心と理解を深め、ライフスタイルや社会経済活動を環境負荷の少ないものに転換していく必要がある。そのためには、特に、次代を担う子どもたちに対する環境学習の場や学びの機会の提供が重要となる。

平成19年6月に閣議決定した「21世紀環境立国戦略」でも、戦略の一つに「環境を感じ、考え、行動する人づくり」が掲げられたように、子どもたちに対する環境教育・学習の重要性はますます高まっている。

本事業は、多くの子どもたちに環境教育の機会を提供するため、文部科学省と厚生労働省が推進する放課後子ども教育推進事業「放課後子どもプラン」と連携し、正規の授業外の時間に、地域の様々な主体の協力を得ながら、学校の余裕教室等を活用した環境教育・環境学習を実施する。

2. 事業計画

「放課後子どもプラン」に導入可能な環境教育・学習プログラムを開発し、環境カウンセラー等を活用した指標的な授業(事例となるような環境教育)を全国900か所を実施する。実施に当たっては、文部科学省を通じて、「放課後子どもプラン」の実施主体である市町村教育委員会とも連携を図る。

3. 施策の効果

「放課後子どもプラン」での環境教育・環境学習を通じて、子どもたちの環境保全への意識が高まり、具体的な行動につながる。また、地域の様々な主体参画を得ることによって、子どもたちと地域住民等との交流活動等の取組が推進され、地域における環境保全活動の取組も促進される。

4. 備考

調査費 59,250千円(上記事業に必要な各種調査)

21世紀子ども放課後環境教育プロジェクト ~ After School Environmental Education Project 21(ASEEP21) ~

環境教育プログラム作成

- ・あらゆる学年の児童が使用可能なプログラム
- ・短時間で学習可能

パイロットモデル地域での試行実験

- ・講師派遣
- ・全国900市町村

指導者研修

- ・自治体担当者、放課後子どもプラン関係者を対象
- ・全国31ヶ所



環境学習機会の拡充
(環境教育AAAプラン)

子どもの安全で健やかな居場所を確保、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組の充実(全国小学校区23,000校区)

<p>学びの場</p> <p>学習アドバイザー 予習や復習、補習等の学習活動</p>	<p>体験の場</p> <p>スポーツや文化活動等の体験活動</p>	<p>交流の場</p> <p>地域の大人や異年齢の子どもとの交流活動</p>	<p>遊びの場</p> <p>お手玉やメンコなど様々な昔遊びなど</p>	<p>生活の場</p> <p>生活指導、家庭との連絡等 専任指導員</p>
--	------------------------------------	--	--------------------------------------	---------------------------------------

放課後子どもプラン(文科省・厚労省連携事業)

総合環境政策局環境教育推進室

1. 事業の概要

幼児期は、人間形成の基礎が培われる大切な時期であるとともに、生涯にわたる環境保全意識を育む基礎を身に付ける重要な時期でもある。

現在、幼稚園や保育所では、幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づく教育や保育が行われており、その指導の重点分野として共に「環境領域」が盛り込まれているものの、環境教育の取組は幼稚園教諭や保育士の技量、関心等に左右され、程度のばらつきが大きい状況である。

21世紀環境立国戦略で示された「21世紀環境教育プラン」においては、いつでも、どこでも、誰でも質の高い環境教育を受ける機会を創出することとしており、現在、具体的な環境教育の指針が示されていない幼稚園・保育所の幼児に対しても、適切な環境教育を提供する必要がある。

幼児が、様々なフィールドや発達段階に応じた環境教育を受けられるようにするため、幼児向け環境教育プログラムの開発と普及、幼稚園教諭・保育士に対する研修等を実施する。

2. 事業計画

(1)平成20年度

幼児に対する環境教育の優良事例の収集、フィールド別・発達段階別の幼児向け環境教育プログラムの開発、同プログラムを用いた全国30か所程度での試行調査及び幼稚園教諭・保育士向け研修会の開催。

(2)平成21年度

幼児向け環境教育プログラムの全国展開及び幼稚園教諭・保育士向け研修会の開催。

3. 施策の効果

幼児期から、身の回りの環境や身近な環境問題に関心を持たせ、環境保全意識を育むことで、将来、自発的・具体的に環境保全活動に取り組む子どもが増加し、持続可能な社会の構築がより一層促進される。

4. 備考

調査費 29,981千円(上記(1)の各種調査)

未就学児を対象とした環境教育

課題

幼稚園

保育所

環境教育についての
具体的指針なし

ゆえに

取組の差 大

対策

21世紀環境教育プラン いつでも、どこでも、誰でも、質の高い環境教育

未就学児（幼児等）向け環境教育プログラム

有識者検討会

環境教育優良事例調査
プログラム検討

フィールド別・発達段階別の 環境教育プログラムの作成

幼児同士の交遊を深めつつ、楽しみながら、
屋内及び野外において、幼児の発達段階に
応じて環境意識を育めるプログラム

教員・保育士 研修

環境全般に対する知識の習得
幼児向け環境教育プログラムの
周知

環境カウンセラー等制度の活用



全 国 展 開



(新) 企業等が取り組む環境教育推進プロジェクト

21百万円(0百万円)

総合環境政策局環境教育推進室

1. 事業の概要

平成19年6月の学校教育法の一部改正により、義務教育の目標として「環境の保全に寄与する態度を養うこと」が掲げられた。今後、同法に基づく学習指導要領の改訂が見込まれることから、学校における環境教育の更なる充実が求められている。

現在、主に総合的な学習の時間において、環境教育が取り組まれているが、より一層、学校での環境教育を活性化させ、家庭や地域での環境保全意識を高揚を図り、持続可能な社会の構築を促進するために、企業のCSR活動の一環として取り組まれる環境教育を、学校教育現場に広め積極的な活用を促す、学校教育で取り組まれた環境教育の成果をマスメディアを通じて地域社会と共有する、企業及び社員を環境教育の現場に参画させる機会を作る、ことにより社会の中で環境教育の相互連鎖を構築する。

2. 事業計画

企業等が取り組む環境教育をより普及させ、学校教育現場に導入させるために、企業と学校のコーディネートを図り、民間の力を活用した環境教育を推進する。また、モデル地域において、地域経済界やマスメディア等多様な主体との連携による環境教育を展開させるための協働スキームを構築し、全国展開への礎とする。

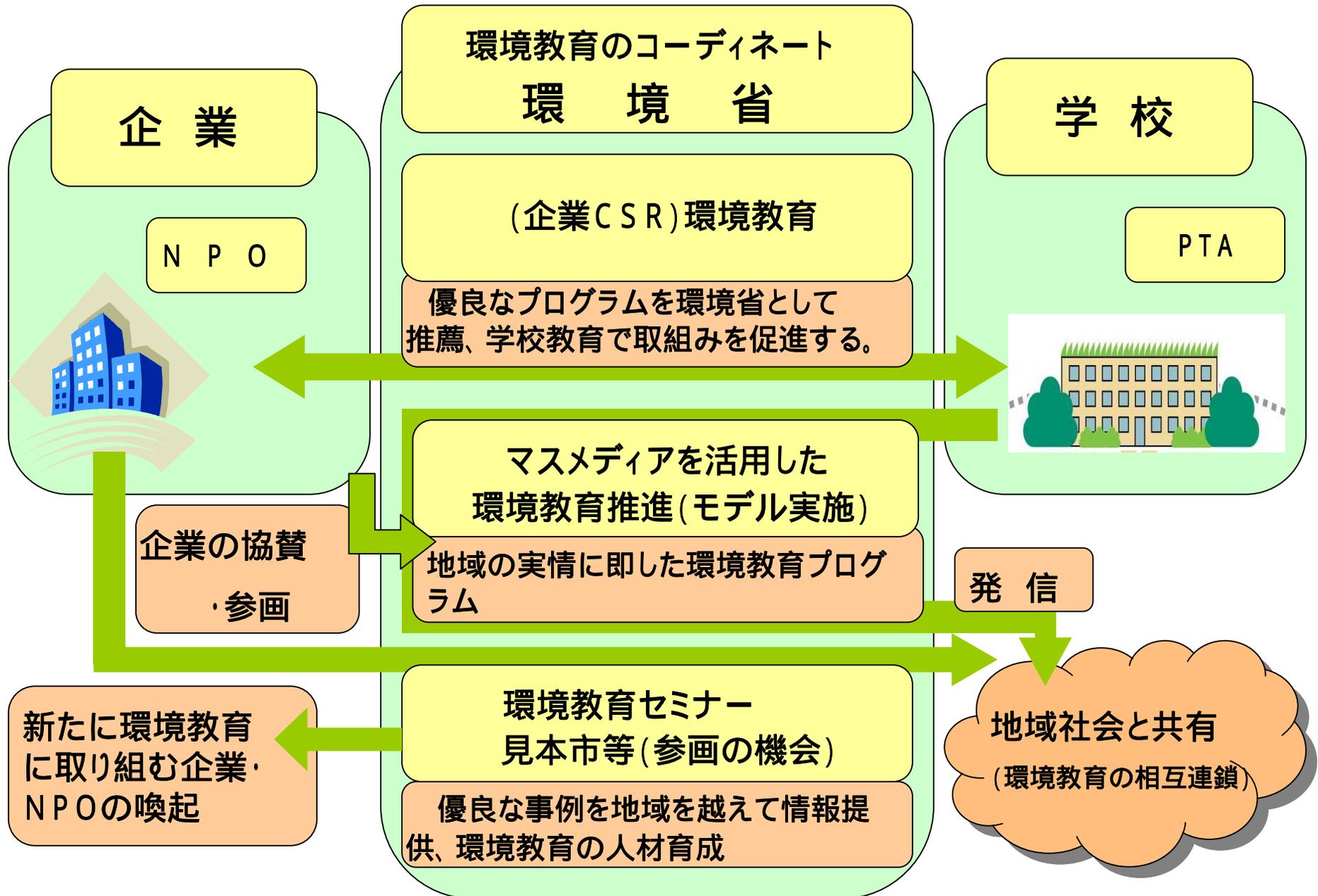
3. 施策の効果

企業が取り組む環境教育の導入を容易にすることで、公教育における環境教育の質を高め、合わせて、地域の実情に応じた環境教育の成果を、能動的な媒体であるメディアにより情報発信し地域で共有することで、持続可能な社会の構築が可能である。

4. 備考

調査費 20,950千円(上記事業に必要な各種調査)

企業が取り組む環境教育プロジェクト



国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年促進事業

135百万円(42百万円)

総合環境政策局環境教育推進室

1. 事業の概要

平成17年から、日本が提案した「国連持続可能な開発のための教育(以下「ESD」)の10年」が世界で開始された。国連ESDの10年国内実施計画(平成18年3月30日関係省庁連絡会議決定)では、地域における取組の支援を初期段階での重点事項として挙げており、その対応が求められている。

地域におけるESDにおいては、地域の特性を踏まえ、具体的な行動につなげる教材やプログラムが必要となるが、現状ではこれらを地域で行う教材等がないことに加え、ESDの実践者同士が互いに学びあう場がないことから、それぞれの活動が単発に終わっていることに問題がある。そこで、地域でのプログラム作成及びそれを活用した授業・講座等を実践するとともに、各地方環境事務所への「ESDサポーター」の配置、ESD推進フォーラム等を通じた各地域の関係者間のネットワーク形成、多様な主体をつなげてESDを立ち上げるコーディネーターの育成プログラム開発等を通じて、地域のESDの推進を図る。また、国内におけるESDへの取組に対するESDの10年の中間評価に向けて、地域における取組の評価指標づくりの検討等を行う。

2. 事業計画

(1) 地域におけるESDのモデル的取組

ESDプログラムの開発・実施

地域の多様な主体の参加のもとで教材・プログラムを作成し、学校の授業などでモデル的に実施する。(3地域程度)

ESDプログラムのとりまとめと成果の普及

の各地域で開発・実施されたESDプログラムをとりまとめ、地域におけるESDの取組に必要な要素の抽出、国内のESDの10年の中間報告に資する評価指標の開発を行うとともに、地域の優れたESDの取組の認定制度創設等の検討を行う。また、事業を通じて得られた地域におけるESDの取組に対する課題や成果について、シンポジウムを開催し全国に普及する。

(2) ESDの全国への展開

ESDコーディネーター育成プログラム開発・実証

ESDコーディネーターが備えるべき知識や技術等について検討を行い、高等教育機関、環境パートナーシップオフィス、社会教育施設等においてESDコーディネーター育成プログラムの開発・実証を行う。

地方環境事務所へのESDサポーターの配置

地域レベルでのESDのサポートや学校関係者、NPO、民間企業等の各主体間のネットワーク構築支援、優良事例の収集、経験交流のための会議（ESD推進フォーラム）等を行うESDサポーターを、各地方環境事務所に配置する。

3．施策の効果

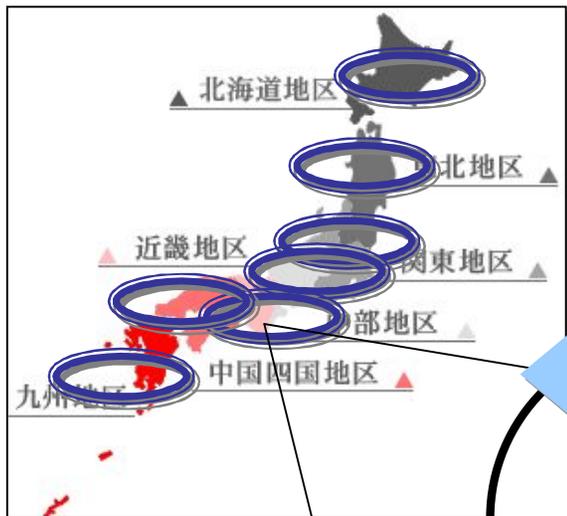
地域に根ざした参加型の「国連持続可能な開発のための教育の10年」の教材・プログラム作成手法が具体的に示されるとともに、その成果がESDサポーターを中心とするESD推進フォーラムの開催やESDコーディネーターの育成等を通じて普及されることにより、国内におけるESDの取組が促進される。

4．備考

調査費 73,006千円（上記(1)～(2)の各種調査）

地域におけるESDの推進

わが国におけるESDの10年実施計画の重点取組事項



成果のとりまとめ・教材作成、
成果物の普及

有識者検討会・ワーキンググループ

全国事務局

採択団体のESD推進に係る助言・サポート
(レクチャー、プログラムの提示等を含む)

報告・
フィードバック

採択団体

地域レベルでのESDの実践
地域版教材・プログラム作成、結果の発信等

地域におけるESD教材
プログラムづくり&実践
(全国7カ所)



市教育委員会、
環境部局、
NPO、大学等

各県の団体

地区ESDサポーターの雇用

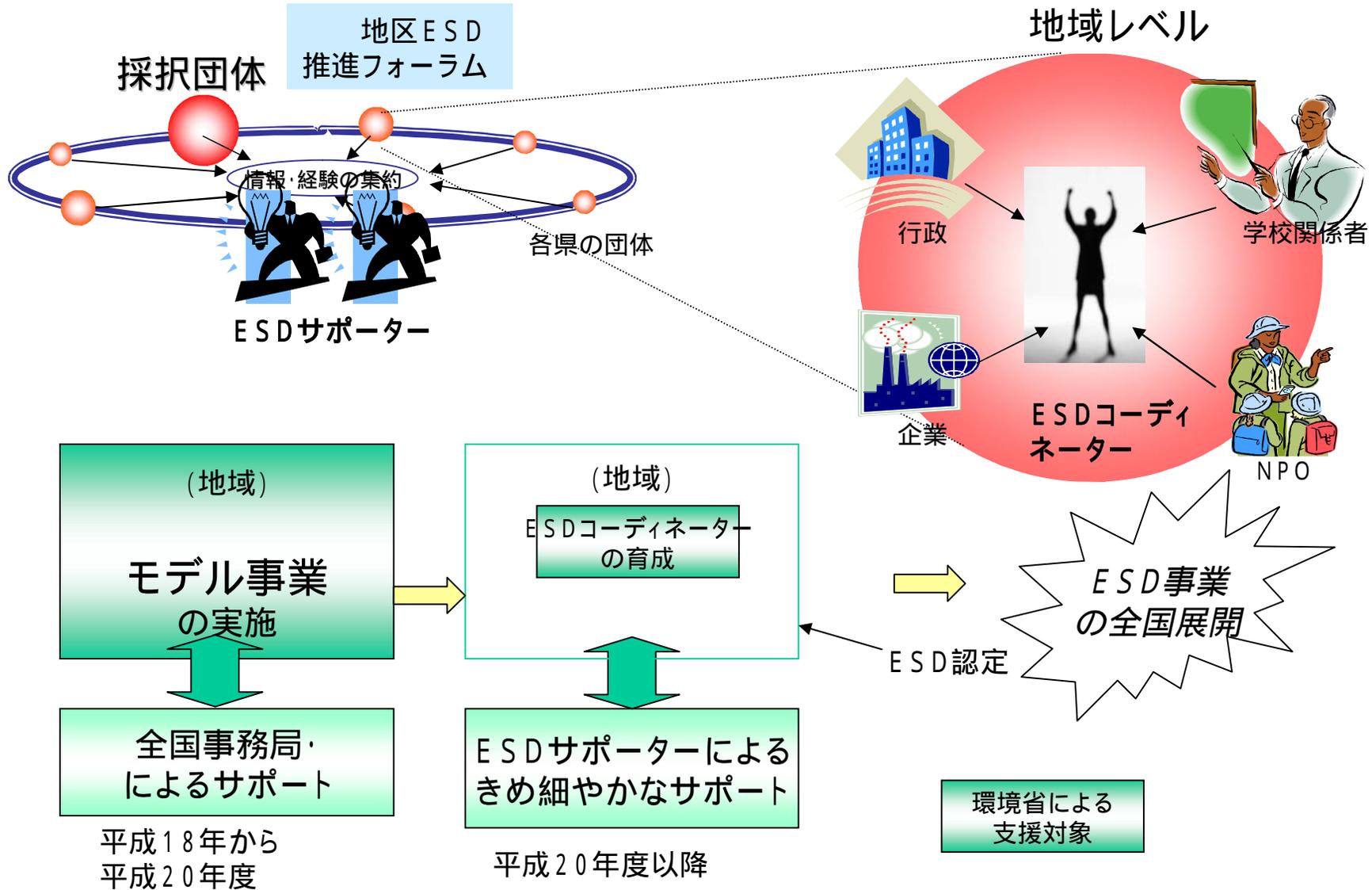
全国7ブロック内で普及
& 地域の取組を支援

- ・ 地区ESD推進フォーラムの開催
- ・ 経験交流のための会合の開催(採択団体の活動、各県のベストプラクティス、共通の課題等の)
- ・ ブロック内各県の民間団体のネットワーキングの支援
- ・ 地域レベルでのESD(モデル事業及びそれ以外の事業)のサポート
- ・ 地域レベルのESDの優良事例のデータベースづくり

各ブロック内で自律的なESD推進

地方ブロック

モデル事業からESDを継続的・自立的に展開できる仕組みの構築へ



(新)協働による環境保全型地域活性化ツールの開発・実証事業

25百万円(0百万円)

総合環境政策局環境経済課民間活動支援室

1. 事業の概要

協働による環境保全を通じた地域の活性化を図るためには、地域のニーズ・課題に的確に対応するとともに、関係者の参画を促し、経済的にも自立した活動を立ち上げ、状況の変化に即して成長・発展を続けることのできる市民、企業、行政による協働事業を展開させることが必要である。特に、国費を投じて形成した低炭素社会のまちづくりなどの地域モデルを行政の補助金のみには依存しない自立的な活動として、全国に普及させていくことが重要であり、そのために必要なツールを開発し、普及させることが求められている。

そこで、本事業では、地域課題や資源の発掘・顕在化、事業化に必要な資金調達等のためのツール、地域課題を解決する具体的な活動モデルの開発・実証・普及を行う。

2. 事業計画

(1) 協働・合意形成ツール、協働型資金調達手法の検討・開発

(平成20年度)

地域課題等の発掘と関係者の参画の獲得を同時に実現できるツール、関係者の合意形成ツールの開発を行う。また協働による環境活動・事業ならではの資金調達手法の開発を行う。

(2) 協働による自立型活動形態・活動モデル及び評価手法の検討・開発

(平成20年度)

市民、企業、行政との協働による経済的に自立した活動形態や、環境保全活動を通じて地域を再生する活動モデルを検討するとともに、当該活動形態・モデルにおいて、社会経済状況の変化に即して成長・発展させるための活動評価手法の開発を行う。

(3) 協働型持続可能な社会形成ツール等の実証事業

(平成21年度～)

平成20年度に検討した協働形成ツール、協働型資金調達手法、自立型活動形態、活動モデル及び評価手法を用いて、複数の地域において実証事業を行い、日本各地の地域において活用可能なツールとなるよう改良を行う。

(4) 地方環境パートナーシップオフィスを通じたツールの全国普及

(平成21年度～)

協働による地域活性化ツールを地方環境パートナーシップオフィスを通じて全国普及することを通じて、持続可能な社会の地域づくりのモデルを全国に展開させる。

3 . 施策の効果

行政の補助金のみには依存しない、協働による持続可能な地域づくりの全国普及を通じ、環境保全を図るとともに、地域の社会、経済的な面も含めた地域再生を行う。

4 . 備考

調査費 25,000千円

(内訳)(1)協働・合意形成ツール、協働型資金調達手法の検討・開発
15,000 千円

(2)協働による自立型活動形態・活動モデル及び評価手法の検討・開発 10,000 千円

協働による環境保全型地域活性化ツールの開発・実証事業

25百万円

協働による環境保全を通じた地域活性化の展開

地域課題資源の
発掘・顕在化

事業に必要な資金等調達

地域課題を解決する
具体的な活動の展開

(協働・合意形成ツール)

- ・地域課題等の発掘と関係者の参画の獲得を同時に実現しうるツール
- ・関係者の合意形成ツールの開発・実証普及

(例)
地元学
Village Appraisal(英国で開発)
(参加型アンケート)

(協働型資金調達手法)

協働による環境活動・事業ならではの資金調達手法の開発

(例)
市民出資
市民参加型PFI
環境付加価値つき証書
エコポイント・エコベルマーク

(協働による自立型活動形態/活動モデル/評価手法の検討・開発)

活動形態 (例)
デベロプメント・トラスト
(建物の利活用による経済的自立事業
コミュニティ・ビジネス
コーポラティブ
低炭素+社会問題の解決・地域再生
活動モデル (例)
・コミュニティ・ガーデン
・コミュニティ・レストラン
・コミュニティ・ショップ
・コミュニティ・トランスポート
活動の評価手法
自立した活動を継続・発展させるための活動評価手法を開発する。

公害防止管理実施状況調査のうち、
(拡充) 効果的な公害防止の取組の促進措置開発調査

10百万円 (3百万円)

水・大気環境局総務課

1 . 事業の概要

ここ数年、一部の事業者において排出基準の超過や測定データの改ざん等の公害防止に関する不適正事案が散見されている。これらの事案の原因としては工場内における公害防止管理体制が不十分であること、企業と地方自治体や地域住民とのコミュニケーションが不足していること等が挙げられる。

こうしたことから、事業者の公害防止管理の充実に向け、公害防止管理者等の質の維持・向上、事業場における適切な公害防止組織体制の整備及び公害防止のための適切な取組の充実が求められている。

そこで、公害防止管理者等の有資格者に対する定期的なフォローアップの実施状況、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」の対象となる特定工場における公害防止管理体制の実態、について詳細な調査を実施する。

また、その結果を踏まえ、事業者の適切な公害防止取組を促進するため、公害防止管理者等の能力を發揮させる組織体制のあり方、事業場における公害防止に向けた適切な取組方針の策定手法、自主評価の実施手法、それらの結果を踏まえた事業者と地方自治体等との間の適切なコミュニケーション手法の開発を行う。

2 . 事業計画

調査項目	H20	H21	H22
公害防止管理体制の実態調査	→	→	→
適切な公害防止取組方策の検討	→	→	→
・公害防止体制のあり方及び公害防止取組方針の検討	→	→	
・事業者の自主評価手法及びコミュニケーション手法の検討	→	→	→

3 . 施策の効果

事業者の適切な公害防止取組の促進により、排出基準の超過やデータの改ざん等、不適正事案が減少し、もって公害防止に資する。

4 . 備考

調査費 10,172千円 (内訳) 公害防止管理体制の実態調査
公害防止促進方策検討調査

水・大気環境局総務課
総務課環境管理技術室
大気環境課
自動車環境対策課

1. 事業の概要

浮遊粒子状物質(SPM)については、近年一般局のみならず自排局においても環境基準達成率は90%を超えるまでに改善してきている。一方、SPMの中でも粒径の小さい微小粒子状物質(PM2.5)については、欧米において、環境目標値を設定する動きがあり、WHO(世界保健機関)はPM2.5に関するガイドラインを昨年設定した。

さらに、本年5月の自動車NOx・PM法の改正の際の附帯決議において、PM2.5の環境基準を早期に設定することや対策のあり方について検討することが盛り込まれている。また、東京大気汚染訴訟和解条項においても、PM2.5の健康影響評価やモニタリングの充実について、盛り込まれている。

これまで、我が国では、微小粒子状物質による健康影響に関する各種調査研究を実施してきており、これらの調査結果や諸外国の科学的知見を踏まえ、健康影響評価の検討を進めているが、今後は、知見の蓄積が不十分な分野の健康影響に関する調査のみならず、広域的なモニタリング、環境濃度将来予測、排出実態等についても調査検討する必要がある。

このような状況を踏まえ、PM2.5等の曝露影響調査研究、PM2.5対策等調査、自動車から排出される粒子状物質の粒子数等排出特性実態調査等を実施し、的確な微小粒子状物質対策の立案を図る。

2. 事業計画

調査項目	H20	H21	H22
PM2.5等の曝露影響調査研究			→
PM2.5対策等調査			→
自動車から排出される粒子状物質の粒子数等排出特性実態調査及び測定法の確立			→

3. 施策の効果

PM2.5に関する知見の蓄積が不十分な分野等を中心とした健康影響が明らかになること

PM2.5のモニタリング方法が確立されること

各種発生源の排出実態や環境への影響が明らかになるとともに、排出抑制対策の仕組みが確立されること

4. 備考

PM2.5等の曝露影響調査研究	...曝露影響調査、疫学調査	260,981千円
PM2.5対策等調査	...モニタリング調査	205,055千円
自動車から排出される粒子状物質の粒子数等排出特性実態調査及び測定法の確立	...特性実態調査	60,016千円

微小粒子状物質 (PM2.5) に関する取組の強化

PM2.5の健康影響が懸念されており、大気環境の一層の改善のために総合的な調査研究を加速させる必要がある。

海外では...



欧米において、PM2.5の環境目標値を設定する動きあり
WHOでPM2.5の環境目標値に関するガイドラインを昨年設定

NOx・PM法改正の附帯決議では...



国内の健康影響に関する知見を早期に取りまとめること
早期に環境基準の設定を行うこと
対策の在り方についても検討を行うこと。

これまでの取組は...

PM2.5の健康影響評価についての知見の集積

PM2.5健康影響評価検討会の設置

大気環境モニタリングの試験的实施

さらに調査研究を加速するため...

施策 微小粒子状物質等の曝露影響調査研究

施策 微小粒子状物質対策等調査

施策 自動車から排出される粒子状物質の粒子数等排出特性実態調査及び測定法の確立

PM2.5の大気汚染対策強化に資する！！

都市の自動車環境対策と温暖化対策のコベネフィット推進費
293百万円(193百万円)

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の概要

平成13年6月に成立した自動車NOx・PM法に基づき、関係8都府県において自動車NOx・PM総量削減計画が作成され、各種施策が総合的に進められている。さらに、平成19年5月に改正自動車NOx・PM法が成立し、局地汚染対策及び流入車対策の着実な実施を図ることが必要である。また、自動車環境対策は温暖化対策にも資するとの視点をもって対策を推進することが必要である。

このため、総量削減対策の進行管理のための調査や局地汚染対策としてのロードプライシングの効果及び実現可能性を検討する調査を、引き続き実施するとともに、局地汚染対策支援事業の拡充を行う。

また、流入車対策に関して、その実効性を担保するとともに、自動車NOx・PM法の車種規制に適合する車の普及を促進するため、適合する車か否か識別するためのステッカーの作成・配布を行うとともに、自動車交通環境影響総合調査を拡充し、改正自動車NOx・PM法に基づく環境大臣による指定地区の指定に必要な流入車調査を実施する。

2. 事業計画

項 目	H19	H20	H21	H22
法施行管理費				>
自動車交通環境影響総合調査(H14～)				>
総量削減対策進行管理検討調査(H14～)				>
局地汚染対策支援事業(H19～)			>	
局地汚染対策としてのロードプライシング の効果及び実現可能性調査(H19～)			>	

3. 施策の効果

総量削減対策の目標である平成22年度における二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成を図るとともに、温暖化対策にも資する。

4. 備考

調査費	法施行管理費	53,470千円
	自動車交通環境影響総合調査	160,029千円
	総量削減対策進行管理検討調査	9,116千円
	局地汚染対策としてのロードプライシング の効果及び実現可能性調査	8,001千円
委託費	総量削減対策進行管理検討調査 (地方公共団体×8箇所)	22,707千円
補助金	局地汚染対策支援事業 (地方公共団体×4箇所)	39,986千円

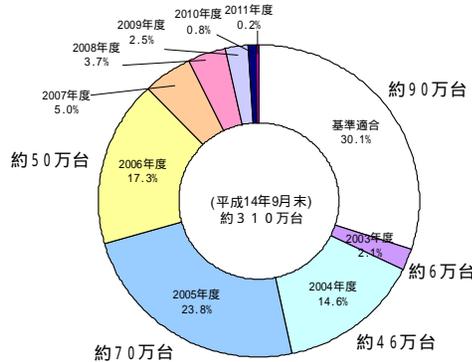
都市の自動車環境対策と温暖化対策のコベネフィット推進費

自動車NO_x・PM法

その他関連調査

国：車種規制(新車への代替)

排出基準適合状況



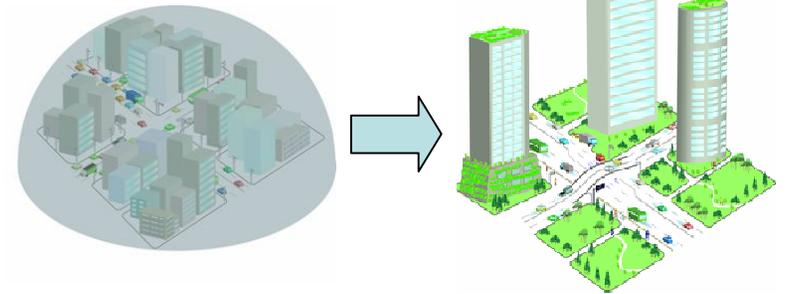
ア 自動車総合調査

- ・交通量の把握
- ・車種代替状況の把握
- ・流入車の状況の把握

注) 対策地域内に使用の本拠を有する同法による規制の対象となるトラック及び特種自動車について、排出基準の適否を推計した。不適合と推計されるものについては、使用可能期限となる年度別に区分した。

ウ 局地汚染対策支援事業

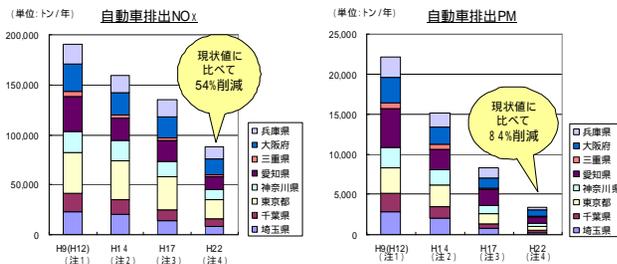
- ・交通流対策
- ・交通需要の調整
- ・荷捌き場の整備 等



自治体：総量削減計画

イ 進行管理調査

自動車NO_x・PM法に基づく削減目標



エ 局地汚染対策としてのロードプライシングの効果及び実現可能性調査



事業者：自動車使用管理計画

平成22年度におけるNO₂・SPM環境基準の達成及び温暖化対策の推進

水・大気環境局大気環境課

1. 事業の概要

近年、光化学オキシダント注意報の発令が広域化しており、平成18年には長崎県、熊本県、平成19年には新潟県、大分県で観測以来はじめて発令された。また、これまで最多であった平成18年の25都府県を今年には既に上回っており、6月末現在で26都府県に注意報が発令されている状況にある。

この背景には、オキシダントの発生原因物質であるNOx、VOCの排出動向の変化、ヒートアイランド現象を含む気象条件の変化、大陸からの各種大気汚染物質の移流量の増加等が関係しているといわれているが、その原因や寄与率は明らかではない。

このため、光化学オキシダント注意報の広域化の原因究明等を図るための調査及び検討を行うもの。

2. 事業計画

	H20	H21	H22
既存の知見、文献等によるオゾン濃度等調査	←→		
オゾン濃度の変動要因調査及び予測モデルの確立	←→		
新たなオキシダント対策の検討			←→

3. 施策の効果

光化学オキシダント注意報の広域化の原因究明及び今後の対策の立案に資する。

4. 備考

調査費 40,000千円

(内訳) オゾン濃度等文献調査 6,900千円

オゾン濃度の変動要因調査及び予測モデルの確立 33,100千円

光化学オキシダント動向等調査費



要 因

The "要因" (Factors) section contains two illustrations. On the left is a map of East Asia with a red oval over the Korean peninsula and an arrow pointing to Japan, labeled "大気汚染物質". On the right is an illustration of a person sweating under a sun, with a truck and buildings in the background, labeled "ヒートアイランド現象" and "都市部".

- ・大陸からの移流
- ・VOCとNOXの濃度変化
- ・ヒートアイランド現象 等

既存の知見、文献等
によるオゾン濃度等
調査



オゾン濃度の変動要
因及び予測モデル
の確立

光化学オキシダント注意報の広域化の原因究明
および今後の対策の立案に資する。

大気汚染物質等が健康に及ぼす影響に関する総合的研究

39百万円(20百万円)

環境保健部環境安全課

1. 事業の概要

黄砂に関する関心が急速に高まっており、日本まで到達する黄砂(4ミクロン程度)の健康影響について検討すべく、知見の集積を図る。

また、現在、国民の5~6人に1人が罹患するとも言われ、国民的な広がりを見せている「花粉症」に対し、積極的に取組むことが強く求められている。このため、花粉の実態把握のために花粉飛散の予測及び観測の実施、花粉症の原因究明のために花粉症と一般環境との関係解明等を行う。

(1) 黄砂等大気汚染物質の健康影響に関する情報収集(平成20年~)

黄砂による健康影響に関する国内外の情報を収集し、健康影響に関する総合評価を行う。

(2) 花粉症に関する調査研究(平成3年~)

平成20年度からは、スギ・ヒノキ科花粉予測システムの稼働、スギ・ヒノキ科以外の花粉観測・予測の検討・実施、スギ・ヒノキ科花粉飛散予測の情報提供に関する検討も行うことにより、より正確な花粉飛散予測の実現を図る。

2. 事業計画

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
(1) 黄砂等大気汚染物質健康影響情報収集					----->
(2) 花粉症に関する調査研究					>

3. 施策の効果

日本まで到達する黄砂(4ミクロン程度)の健康影響については不明な点が多いが、データに基づいた科学的説明により、国民の安心を促す。

また、花粉飛散の予測情報を、できるだけ早期かつ正確に、国民一般に広く提供することについて、花粉症の患者及び花粉症になる可能性のある国民に対して、発症・増悪の予防に資するものである。

4. 備考

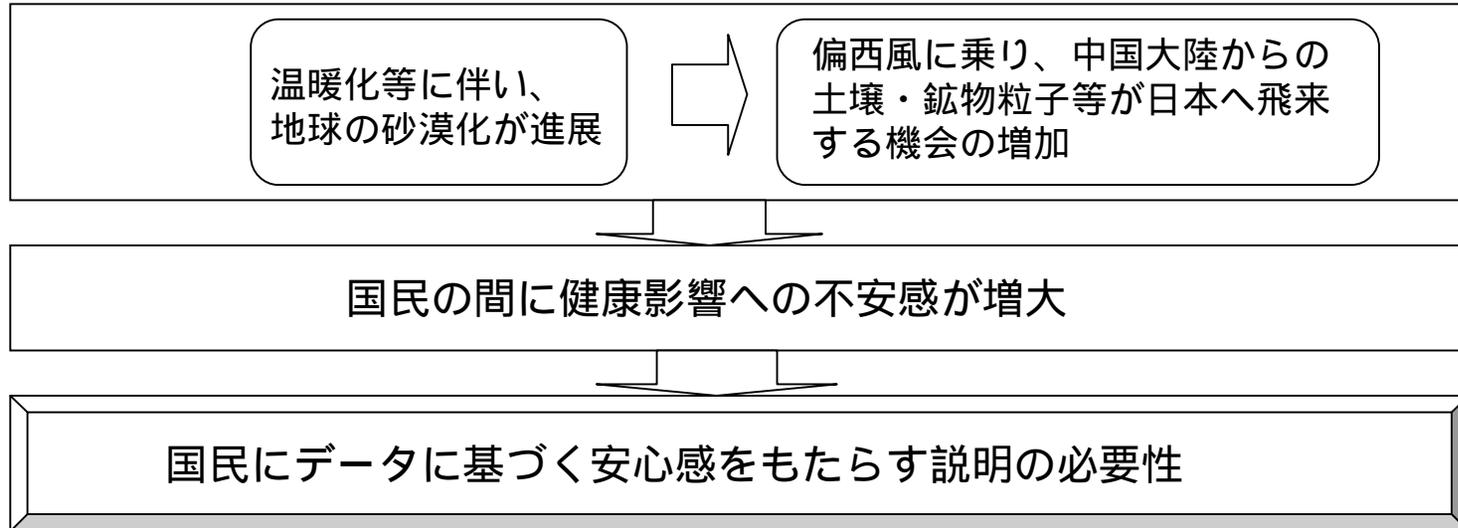
調査費 39,204千円

(内訳) 黄砂等大気汚染物質の健康影響に関する情報収集 1,035千円

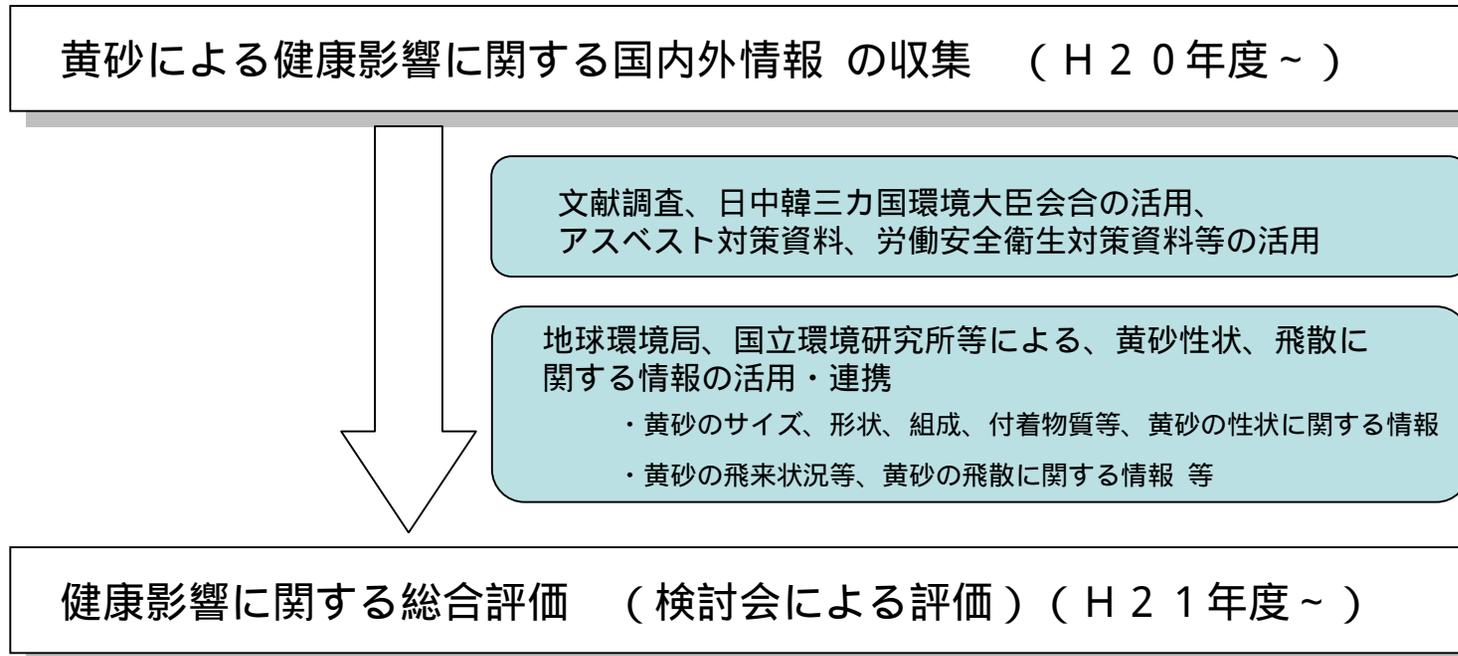
花粉症に関する調査研究 38,169千円

黄砂等大気汚染物質の健康影響に関する情報収集

【背景】



【事業】



花粉対策の更なる充実強化

【背景】

花粉症：国民の5 - 6人に1人が罹患
年々増加傾向

国民の大きな関心事

対策強化
の必要性

【現状】

内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、気象庁、環境省の連携の下に推進
発生源対策（農林水産省）、医療対策（厚生労働省）、花粉情報対策（環境省）等

《 花粉情報 》

1．花粉の種類：スギ・ヒノキ科の花粉

2．予測の種類：花粉の飛散前における「花粉の総飛散量」の予測
花粉の「飛散開始時期」の予測
花粉飛散終息予測

花粉観測システム
（はなこさん）と
連携

（* 林野庁のスギ雄花の生育状況、気象庁の気象情報も踏まえて予測）

【問題点】

- 1．スギ・ヒノキ科の花粉予測においては、シーズン全体の飛散量と開始・終息時期の予測のみで、毎日の花粉飛散量の予測はしていない。
- 2．シーズンが春のスギ・ヒノキ科の花粉予測のみに留まっている。

【今後の対応】

- 1．スギ・ヒノキ科の花粉予測において、毎日の花粉飛散量の予測ができる体制の整備
- 2．シーズンが春のスギ・ヒノキ科の花粉予測のみから、初夏のイネ科（カモガヤ等）、真夏から秋口にかけてのキク科（ブタクサ、ヨモギ等）までを対象とした花粉予測の整備

(新)排水処理における3Rの促進に関する調査

60百万円(0百万円)

水・大気環境局水環境課

1. 事業の概要

排水処理によって発生する処理生成物のリユースを促進するためには、搬出側と受け入れ側の品質の条件整理やその流通経路の確保などが課題となっている。また、排水処理は有害物質を含む大量の廃棄物が発生するという課題も抱えている。

本調査では、これらの課題解決に向けた各業界の取組を支援するための産官学一体となった意見交換や技術開発を実施するための検討会を設置し、依然暫定排水基準を廃止できない分野での排水処理を促進する。

2. 事業計画

調査項目	H20	H21	H22
処理生成物のリユースの促進	-----	-----	
リサイクル可能な吸着剤等の技術開発	-----	-----	-----
材料、工程、排水処理の見直しにともなうリデュースの促進	-----	-----	-----

3. 施策の効果

3Rが促進されることにより、廃棄物が減量する。

アンモニアの場合、ほぼ100%リサイクルが見込める。

処理生成物が有価物として売却できることによる収入、廃棄物の減量による処理費用の軽減、吸着剤のリサイクルによる材料費の軽減、材料・工程管理による処理が必要な排水の量の減量等による処理費用の軽減などにより、処理コストが下がる。

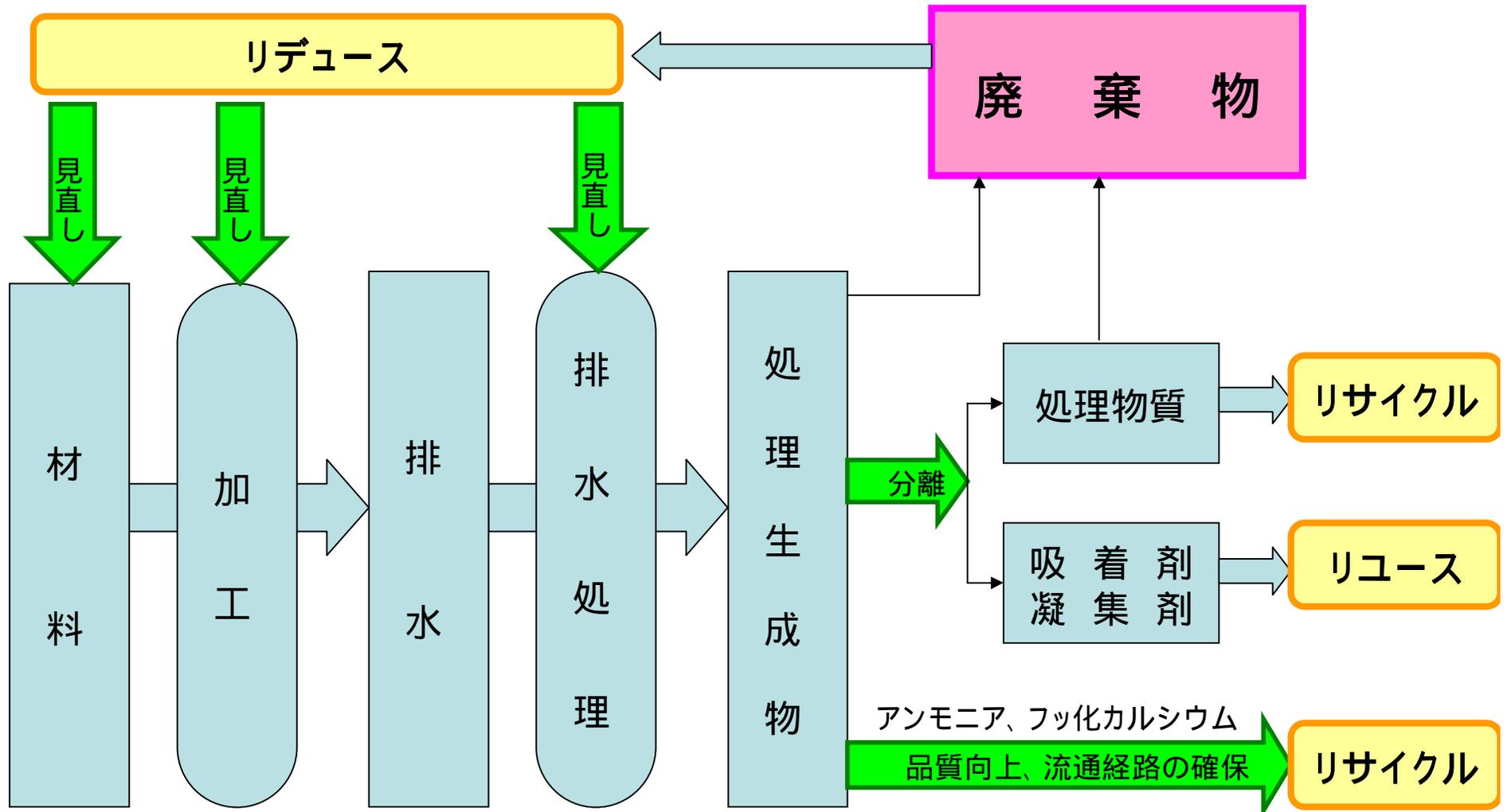
処理費用を現在の1/5～1/10に下げられると、ほとんどの業種で排水処理が可能となる

費用や廃棄物のストックスペースが低減され、これらの課題から対応が困難であった事業所における排水処理が推進され、暫定排水基準の廃止や強化が可能となる。

6年後の基準見直しにおいて、ふっ素、硝酸性窒素においては、暫定基準を撤廃。ほう素は現在の1/2程度まで強化することを目標とする。

3Rの概念を組み込んだ排水処理技術開発の促進に関する調査

排水処理に伴い発生する、廃棄物の処理費用等が原因で一律排水基準を達成できない業種が存在。
材料、工程、処理方法等を見直すことで、排水量または廃棄物発生量を削減(リデュース)。
リサイクル可能なものについては、品質の向上、流通経路の確保などにより有価物としての売却等を促進。
凝集後または吸着後の廃棄物から、処理物質を分離し、凝集剤または吸着剤としてリユースの可能性を検討。
排水処理に係る負担を軽減し、一律排水基準の達成をめざす。



水・大気環境局
地下水・地盤環境室

1. 事業の概要（背景及び目的）

地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「環境基準」という。）については、依然として硝酸性窒素等について環境基準の超過率が高い状況にあり、基準達成のため総合的な地下水管理対策を講ずる必要がある。対策においては、地方自治体における財政状況の逼迫や、団塊世代の大量退職等といった状況を考慮し、業務を効率的に行う必要性が一層高まっている。

また、地下水に係る施策の目標である環境基準については、人の健康を保護する観点から基準項目が設定されたが、この点、地下水については生活用水、農業用水等多様な用途に高度に利用されており地下水汚染による様々な経路を通じた生活環境や生態系への影響が懸念されること、水循環全体の中で量質両面において重要な役割を果たす地下水の水質管理の在り方としては水循環全体を視野に対策を講ずる必要があること等に鑑み、公共用水域等と同様に地下水についてもまた生活環境や生態系への影響を評価し、適切な対策を講ずる必要がある。

本調査は、このような現状をふまえ、硝酸性窒素等を含む環境基準の効率的な達成方策や地下水汚染の生活環境等への影響等について検討を行い、より効率的・効果的な地下水質管理の推進を図るものである。

（1）環境基準の効率的達成方策の検討

硝酸性窒素等の環境基準を達成していない項目について、環境基準を効率的・効果的に達成するため、地域の地下水の汚染状況や利用状況等を勘案し各々のリスクに応じた総合的な対策を講ずるための方策について引き続き検討を行う。

また、地下水汚染に係る調査及び対策を一層効率化し、その実施を推進するため、「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」等について、全体的な見直しを行う。見直しにあたっては、最新の地下水汚染にかかる対策技術等の情報収集及びそのとりまとめを行うとともに、地下水汚染事例の約4分の1を占める自然的原因による地下水汚染について、調査・判断・管理方法の具体的手法を示す。

(2) 地下水汚染の生活環境等への影響調査

地下水汚染の生活環境及び生態系への影響についての調査及び検討を行うとともに、生活環境等の維持のための望ましい環境基準の在り方や具体的対応策について検討を行う。

環境基準の在り方の見直し・検討においては、未規制物質に係る知見の充実や生態系への影響に関する検討等が必要とした平成 9 年 3 月中央環境審議会答申、この間の科学的知見の集積、有害物質の使用状況、公共用水域・土壌等にかかる規制の状況、地下水における物質の検出状況等を踏まえ検討等を行うこととする。

2 . 事業計画

調 査 項 目	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
(1) 効率的基準達成方策の検討					
ア 総合的対策の検討					
イ 指針改訂検討					
対策技術等の調査					
自然由来汚染の管理法検討					
(2) 生活環境等への影響調査					
ア 生活環境影響調査					
イ 環境基準在り方検討					

3 . 施策の効果

地下水質管理施策の効率的・効果的な実施が推進され、人の健康被害の防止や地下水質環境の保全が図られる。

4 . 備考

調査費 35,000千円

(内 訳) 環境基準の効率的達成方策の検討	30,058千円
地下水汚染の生活環境等への影響調査	4,942千円

硝酸性窒素対策等地下水質管理的確化調査

背景

自治体の財政状況の逼迫
団塊世代の大量退職



効率的・効果的な地下水質管理が必要

課題

依然高い環境基準
(硝酸性窒素)

水循環全体を考慮した地下水管理が必要
(環境基準は健康項目のみ)

環境基準の効率的達成方策の検討

硝酸性窒素等を含む基準未達成項目の
効率的・効果的な 総合対策検討

調査・対策指針の改訂

汚染の生活環境等への影響把握

未規制物質(融雪剤等)による生活環境
等への影響調査

環境基準の在り方の見直し

目標

地下水質の効率的・効果的な管理の推進

1. 事業の概要(背景及び目的)

地盤沈下の防止を図るため、工業用水法、ビル用水法により地下水採取を規制し、その結果近年では地盤沈下は沈静化の傾向にある。一方で、首都圏など一部地域では地下水位の上昇による建築物の浮上、地震時の液状化などの問題や、ヒートアイランド対策など新たな地下利用ニーズが高まっている。

また、国土交通省においても、「今後の地下水利用のあり方に関する懇談会」において新たな地下水管理に関する制度検討の必要性を挙げているなど、新たな地下水管理に関する制度の検討が急務となっている。

本調査では、地盤沈下などの地下水障害を生じさせずに地下水の有効利用を行うための新たな制度について、関係省庁との連携を図り、モデル地域(自治体など)においてケーススタディを行い、新たな地下水の総合的な管理に関する制度の可能性を検討する。

(1) 適正な地下水利用のあり方検討

我が国における地下水の賦存量や地下水の利用実態や今後の需要動向を調査し、地下水涵養も含め水量・水質の観点から、地下水障害を生じさせない適正な地下水利用のあり方について検討する。

(2) 新たな制度の枠組み検討

併せて、既存の制度における問題点を検討し、新たな地下水の総合管理に関する制度の枠組みと具体的な骨子を取りまとめる。

(3) 新たな制度による影響検討

新たな制度を適用した場合の影響について、モデル地域でケーススタディを実施し、既存制度との整合性、地下水利用への影響などを検討する。

(4) 新たな制度の可能性検討

ケーススタディの結果や関係省庁と連携し、新たな制度の可能性を検討する。

2. 事業計画

調査項目	H20	H21	H22
(1)適正な地下水利用のあり方検討			
(2)新たな制度の枠組み検討			
(3)新たな制度による影響検討			
(4)新たな制度の可能性検討			

3. 施策の効果

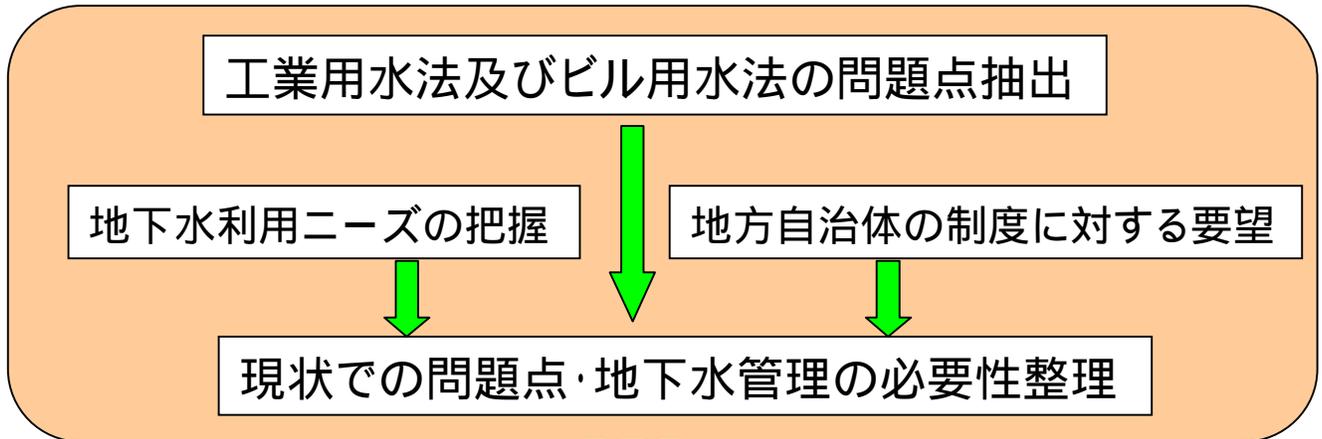
本調査より、地下水・地盤環境の保全と地下水の有効利用が図れ、環境保全上健全な水循環の確保にも資することができる。

4. 備考

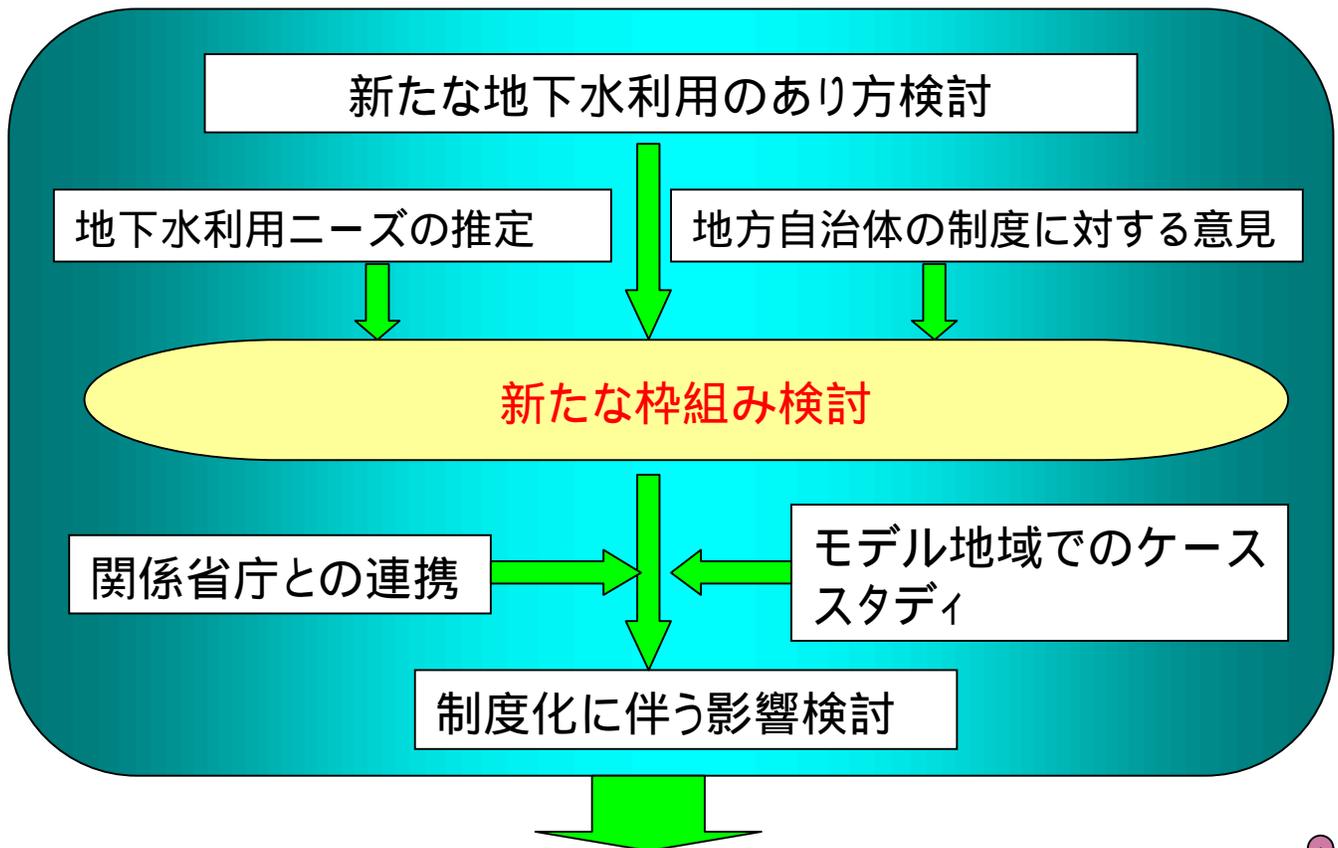
調査費 10,002千円
 (内訳)新たな地下水総合的管理制度検討調査 10,002千円

新たな地下水の総合的管理制度検討調査

平成19年度まで



平成20年度～22年度



新たな地下水総合管理制度制定の可能性検討

(新) 土壌汚染の未然防止等対策の促進に関する調査

30百万円(0百万円)

水・大気環境局土壌環境課

1. 事業の概要

土壌汚染対策法は、既に汚染された土壌、いわゆる過去の負の遺産に対応するための法律となっており、土壌汚染の未然防止に関する規定がない。しかし、同法の国会審議での附帯決議において、土壌汚染の未然防止措置について早急に検討を進めることと指摘されており、これからいかに土壌汚染を起こさないかということが大変重要である。

また、工場等において、土壌汚染が発見された場合、有害物質使用特定施設の廃止を待たずに土壌汚染対策を開始することにより、当該汚染による被害の拡大防止や時間的に余裕を持った効率的な対策が可能になると考えられる。

このため、工場等の操業中から実施可能な未然防止対策及び土壌汚染対策について、業種や特定有害物質の使用形態等を踏まえた技術的課題等について把握した上で、具体的な実施方法の整理を行うことにより、事業者等の取組の参考となる土壌汚染予防対策や操業中の土壌汚染対策について留意すべき事項等を取りまとめたマニュアルを作成する。

2. 事業計画

調 査 項 目	H20	H21	H22
土壌汚染防止対策の現状・実態、技術的課題等について把握・整理	←		→
土壌汚染未然防止等対策マニュアルの作成			←→

3. 施策の効果

土壌汚染の未然防止及び早期対策実施の観点から、効果的な汚染防止対策等を取りまとめたマニュアルを作成することにより、各企業等の意識の向上・取組の強化を促進させ、土壌汚染に対する効率的な対策が図られる。

また、今後、土壌汚染対策法の枠組みに未然防止等を位置付けることに関する検討に資する。

4. 備考

調査費 30,000千円

(内訳)	千円
土壌汚染防止対策の現状・実態把握	17,074
土壌汚染の未然防止対策を促進するための技術的課題の検討	12,926

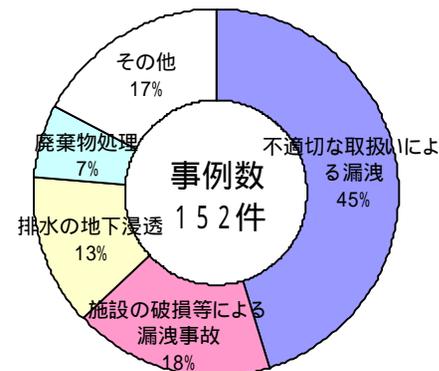
(新) 土壌汚染の未然防止等対策の促進に関する調査

土壌環境保全のためには、いかに土壌汚染を起こさないか、拡大させないかということが大変重要であり、具体的な取組が求められている。

< 土壌汚染を引き起こした原因の例 >

- ・部品洗浄に使用する溶剤が工場床のコンクリート亀裂から浸透
- ・土壌が露出している場所で塗料を使用
- ・薬品の原料や製品保管倉庫から漏洩
- ・地下配管・地下タンクの腐食・穴あきによる漏出

基準超過事例の汚染原因行為(平成16年度)
(環境省調査結果より)



ただし、原因不明の事例209件を除く

工場・事業場の土壌汚染の未然防止対策及び操業中から実施可能な土壌汚染対策の促進が必要

土壌汚染防止対策の現状・実態
対策に関する技術的課題
等について把握・整理

土壌汚染未然防止等対策マニュアルの作成

効果

- ・各企業の意識の向上、取組の強化を促し、土壌汚染の未然防止、拡散防止及び効率的な対策が図られる
- ・今後、土壌汚染対策法の枠組みに未然防止等を位置付ける際の検討に資する

(新) 土地利用用途等に応じた土壌汚染対策推進費

70百万円(0百万円)

水・大気環境局土壌環境課

1. 事業の概要

土壌汚染が、今後は、深刻化する。たすめるに、土地が有効に利用され、活用さる。ないブラウンフィールド汚染土壌の図ら
ド問題は、全土に、そのたすめるに、土地が有効に利用され、活用さる。ないブラウンフィールド汚染土壌の図ら
取引費用は、土地に、そのたすめるに、土地が有効に利用され、活用さる。ないブラウンフィールド汚染土壌の図ら
況等に、土地に、そのたすめるに、土地が有効に利用され、活用さる。ないブラウンフィールド汚染土壌の図ら

- (1) 土地利用用途に応じた対策基準の検討
現状では、土壌汚染対策の必要性を判断するたための基準が全国一律のあ
基準には、公園等、土地利用の用途に、外国環境や市街地状況に、土地利
とから、必要が、国で、土壌汚染対策の推進を図る。セメント手法の検討
つつ、我が国で、土壌汚染対策の推進を図る。セメント手法の検討
汚染対策の推進を図る。セメント手法の検討
- (2) 汚染地毎のリスクアセスメント手法の検討
諸外国では、土壌汚染のリスクアセスメント手法の検討
サイト毎の濃度、汚染地毎の有害物質の状況等を考慮し、対策合
種類・濃度の妥当性を判断するきめ細かなりスク評価を導入し、汚染地毎
内容的かつ適切な対策を促進していくため、我が国における汚染地毎
のリスクアセスメント制度のあり方について検討する。
- (3) 土壌汚染リスクアセスメント現場調査
土壌汚染の現場で、実際に汚染地の汚染の程度や現場の状況に応じ
たリスクアセスメントを、専門家との協力を得るなどして、試行的に行い、
現場に即した対策計画の策定手法を開発する。また、その結果として得
られた具体的な手法をモデルケースとして我が国で展開を図っていくた
め、専門家を派遣し、普及啓発事業
- (4) 土壌汚染対策の普及啓発事業
汚染地毎のリスクアセスメント導入や土地利用用途に応じた対策の普
及促進にあたり、全国の主要都市で、諸外国の専門家など各界の参加を
得て、土壌汚染に関する幅広い議論を行うなどにより、普及啓発を図る。

2. 事業計画

調査項目	H20	H21	H22
土地利用用途に応じた対策基準の検討	←		→
汚染地毎のリスクアセスメント手法の検討	←		→
土壌汚染リスクアセスメント現場調査	←		→
土壌汚染対策の普及啓発事業	←		→

3. 施策の効果

土壌汚染対策の新たな施策展開が図られ、合理的かつ適切な土壌汚染対
策の促進、ブラウンフィールド問題の緩和に資する。

4. 備考

調査費 67,870千円

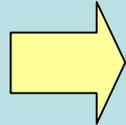
(内訳)

土地利用用途に応じた対策基準の検討	12,939千円
汚染地毎のリスクアセスメント手法の検討	9,638千円
土壌汚染リスクアセスメント現場調査	33,450千円
土壌汚染対策の普及啓発事業	11,843千円
外国旅費	2,130千円

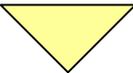
(新) 土地利用用途等に応じた土壌汚染対策推進費

ブラウンフィールド問題が今後深刻化する可能性

不動産取引などで、完全な掘削除去が求められる傾向



土壌汚染対策費の高額化
工場跡地等の放置



土地の利用状況や土壌汚染の程度に応じた適切な管理による具体的な方策の検討が必要

土地利用用途別の対策基準

- 公園
- 住宅地
- 工場
- 商業地

土壌汚染対策の必要性を判断

汚染地毎のリスクアセスメント

- 有害物質の種類・濃度
- 地形・地質・地下水の状況

対策内容の妥当性を判断

現場調査 普及啓発事業

効果

合理的かつ適切な土壌汚染対策の促進
ブラウンフィールド問題の緩和

総合的な化学物質審査規制制度の導入検討調査

33百万円（13百万円）

環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の概要

国と産業界が連携して既存化学物質の安全性情報を収集・発信するためのJapanチャレンジプログラム（平成17年開始）について、平成20年4月以降に実施することとされている中間評価を行い、今後のプログラムの進め方について検討する。さらに、平成32（2020）年の国連目標（WSSD2020年目標：化学物質の製造及び使用による人の健康と環境への悪影響の最小化）達成を視野に入れた今後の既存化学物質の安全性点検に係るロードマップを策定するための検討を行う。

また、化審法の見直しに当たり、国民各界各層の意見を幅広く聴取するために、全国で地方ヒアリングを実施する。これらのJapanチャレンジプログラムの中間評価、地方ヒアリングで寄せられた意見等に加え、これまでの化審法の施行状況、平成18年12月に成立した欧州REACH等国际的な動向等を踏まえて、現行制度の問題点や課題を整理し、平成21年の通常国会への化審法改正法案提出に向けて必要な調査を行う。

2. 事業計画

事業内容	19年度	20年度
Japanチャレンジプログラム中間評価		→
既存化学物質ロードマップ策定検討		→
関係団体等及び地方ヒアリングの実施		→
化学物質審査規制制度の評価検討		→

3. 施策の効果

Japanチャレンジプログラムの中間評価を行い、より効果的・効率的に既存化学物質の安全性情報を収集・発信する。

関係各主体の意見等や国際的な動向を踏まえた化審法の見直しに資する。

4. 備考

調査費 32,604千円

（内訳）Japanチャレンジプログラム中間評価	8,480千円
関係団体等及び地方ヒアリング調査	9,697千円
化学物質審査規制制度評価検討	14,427千円

総合的な化学物質審査規制制度の導入検討調査の概要

平成21年4月の化審法見直しに向けて、国際的な動向等を踏まえつつ、今後の化学物質審査規制制度の在り方について検討する。

< 既存化学物質対策 >

Japanチャレンジプログラムの中間評価

- ・収集の対象となる化学物質の要件
- ・収集された安全性情報の公表方法
- ・収集されなかった化学物質の取扱い 等

WSSD2020年目標 達成を視野に入れた、既存化学物質の安全性点検に係るロードマップの策定

化学物質の製造及び使用による人の健康と環境への悪影響の最小化

平成21年通常国会への化審法改正法案提出を目標

< 制度見直しに向けた作業 >

地方ヒアリングによる国民・産業界等関係各主体との意見交換
化審法の施行状況の把握による問題点・改善点の抽出
REACH等の国際動向の調査

環境保健部環境安全課

1. 事業の概要

化管法見直し合同会合中間とりまとめにおいては、P R T R 制度について、ばく露評価に資する情報の把握、届出データの公表、効果的な自己管理の推進等の観点から国の取組の強化が求められているところであり、これに対応した以下の事業を実施する。

ばく露評価の観点から主要な排出源である廃棄物処理施設、下水道終末処理施設等からの環境への化学物質の排出量について、新たに国による推計を実施する。

地理情報システム(GIS)を活用し、個別事業所ごとのP R T R データをインターネット地図上に分かりやすく表示するシステムを開発する。物質代替の事例収集及び物質代替の際に評価すべき項目や手法に関する検討を実施することにより、物質代替に関して事業者が参考とすべきガイドラインを策定する。

2. 事業計画

区 分	20	21	22	23
・非点源排出量推計方法等検討調査				
・データ管理・公表・開示システム運用				
・代替物質評価手法等検討調査				

3. 施策の効果

廃棄物処理施設等からの環境への化学物質の排出実態が明らかになることにより、化学物質の環境リスクのより一層の把握が可能となる。個別事業所ごとのP R T R データを一般市民が容易に確認できるようになることにより、一般市民の化学物質管理に対する関心が高まる。化学物質の物質代替を実施する場合のガイドラインを整備することにより、適正な化学物質の代替が推進される。

4. 備考

調査費 243,926千円

(内訳) P R T R 制度の運用	189,515千円
うち 特別要件施設排出実態推計調査	14,995千円
うち データ地図上表示システム開発事業	15,000千円
P R T R データを活用したリスク低減の推進	54,411千円
うち 代替物質評価手法等検討調査	14,964千円

非点源排出量推計方法等検討調査（廃棄物処理施設等における実態把握）

排出量を届出



事業所

排出量を国が推計

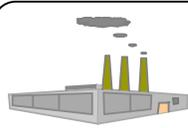


家庭・小規模事業者

届出

移動量

国が推計



廃棄物処理施設等

排出量が不明

一部の物質については届出の対象

化管法見直し合同会合中間取りまとめ

届出外の排出量推計はリスク評価を実施する上でも重要であることから、引き続き推計精度の向上に努めるとともに、現在、推計の対象となっていない排出源についても排出量の推計対象の範囲の拡充を検討する必要がある。特に、廃棄物処理その他のプロセスにおける排出量についての推計等につき、検討すべきである。

廃棄物処理施設等における化学物質の排出量の実態調査を実施

データ管理・公表・開示システム運用等（地図上表示システム開発）

化管法見直し合同会合中間取りまとめ

「国民にできるだけわかりやすい形でデータを提供する観点から、排出地点の地図上へのプロット、簡易な濃度試算、有害性情報の活用等ができるような工夫を行うべきである。」



個別事業所ごとのPRTRデータを、インターネット上で分かりやすく入手できるマップ表示システムを開発



代替物質評価手法等検討調査

化管法による物質指定
(H12)

化管法指定物質以外の物質への代替の動きが活発化

新たな課題

代替により環境リスクは低減されたか？
代替物質の安全性は？

化管法見直し合同会合中間取りまとめ

「国は、化学物質の代替が適切に行われるよう化学物質の有害性情報や優良な物質代替に関する事例の収集と提供に努めるべきである。」

物質代替に関するガイドライン策定

(新)化学物質管理トップランナー支援事業 13百万円(0百万円)

環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の概要

化学物質の製造企業及びユーザー企業においては、化学物質の安全性評価、有害化学物質の排出量削減、リスクコミュニケーションの実施等のさまざまな取組が自主的に進められているところであるが、これらの取組は国民等の認知度が必ずしも高いとは言えず、更なる取組の実施のためのインセンティブが無いのが現状である。このため、化学物質管理に係る自主的取組のトップランナー企業の優良事例を収集し、ウェブサイトなどを通じて情報発信を行う。

また、化学物質管理に係る法的規制はライフサイクルを通じて様々な法令の適用を受けるため複雑であることから、企業における適正な化学物質管理を進める上で、我が国の化学物質管理体系の全体像を所管省庁の枠を超え、「分かりやすく」把握できる仕組みの構築が求められている。そこで、化学物質に係る様々な法的規制の情報を一括管理し、これらを一目で把握できる「化学物質管理全景表示コンテンツ」を作成し、ウェブサイトで公開する。

2. 事業計画

平成20年度～平成22年度

3. 施策の効果

トップランナー企業の更なる取組を推進するとともに、取組の遅れている企業を啓発・支援することにより、化学物質管理の底上げが期待できる。

企業の化学物質管理の取組についての情報発信を進めることにより、これらの取組が広く社会に認知され、安心・安全な社会の構築に資する。

4. 備考

調査費 12,911千円

(内訳) 化学物質管理トップランナー支援事業

12,911千円

(新)化学物質管理トプランナー支援事業の概要

化学物質管理に係る企業の自主的取組の優良事例及び法規制の情報を発信することにより、トプランナー支援とボトムアップ(底上げ)を進め、企業の取組に対する社会の認知度向上を図る。

<背景> 企業における自主的な化学物質管理については、国民等の認知度が必ずしも高いとは言えず、更なる取組の実施のためのインセンティブが無い。

化学物質管理のトプランナー企業の自主的取組の情報収集・発信



取組の遅れている企業の底上げ



企業の取組が認知・評価される



安全・安心な社会の構築



化学物質規制の情報提供



「化学物質管理全景表示コンテンツ」の作成・提供

化学物質の製造、使用、廃棄等の各段階における法規制の情報を収集し、化学物質ごと一括して表示するコンテンツを作成することにより、企業の取組を支援するとともに、国民等にも化学物質管理の情報を分かりやすく提供

環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の概要

化学産業の製造拠点の海外(中国)へのシフト等経済・産業活動のグローバル化に伴い、製品に含まれる形で有害化学物質が我が国へ流入することへの懸念が増大している。このため、製品中の有害化学物質の監視・把握の仕組みを構築し、製品のライフサイクル全体を通じたばく露評価と併せて、適切なリスク管理につなげていくことが重要である。

そこで、有害化学物質を含有すると考えられる製品について、諸外国で上市(市場への投入)及び販売を規制している諸外国の事例や、日本国内の流通実態等を調査するとともに、19年度の試行実施の結果を踏まえて以下の製品について製品モニタリングを本格実施する。

<モニタリング対象予定製品>

諸外国で規制対象となっている製品のうち日本国内で流通しているもの
輸入量が急増している製品のうち有害化学物質を含有している蓋然性の高いもの

現在規制対象となっていないが、様々な媒体を通じて人や動植物への影響が懸念される化学物質を含有する製品

2. 事業計画

事業内容	19年度	20年度	21年度～
諸外国規制・国内流通動向情報収集			→
制度設計・試行実施	→		
製品モニタリング本格実施			→

3. 施策の効果

製品中の有害化学物質等の含有実態を明らかにし、仮に有害化学物質が検出された場合は、想定されるリスクの程度に応じて、規制的手法や製造等事業者の自主的取組による対応を検討する。これらの取組により、効果的・効率的なリスク管理を推進し、国民の「安心」意識の醸成に資する。

4. 備考

調査費 34,386千円 (内訳) 含有分析及び溶出試験 24,000千円
 対象選定及び結果の評価検討 10,386千円

製品中の有害化学物質モニタリング調査の概要

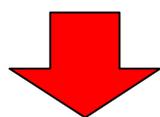
諸外国の規制動向や国内の流通実態を踏まえて、製品に含まれる有害化学物質をモニタリング(含有濃度分析等)する。

背景

化学産業の製造拠点の海外(中国等)へのシフト
→製品に含まれる形で有害化学物質が我が国へ流入することへの懸念が増大

最近の関連事案

顔料・染料の合成過程で化審法一特(製造・輸入原則禁止)のHCBが副生
外国製品中の有害化学物質の含有・溶出事案の多発(おもちゃ、土鍋、医薬品、歯磨き粉、ペットフードなど)



製品中有害化学物質の監視・把握の仕組みを構築

モニタリング対象製品

諸外国で規制対象となっている製品のうち日本国内で流通しているもの
輸入量が急増している製品のうち有害化学物質を含有している蓋然性の高いもの
現在規制対象となっていないが、様々な媒体を通じて人や動植物への影響が懸念される化学物質を含有する製品

小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査

300百万円(83百万円)

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

1. 事業の概要

近年、子供に対する環境リスクが増大しているのではないかとの懸念があり、国際的にも子供の環境保健に関心が払われている。平成18年8月、「小児の環境保健に関する懇談会」において、我が国において取り組むべき小児環境リスク評価の対応策として、研究基盤の整備、小児環境保健に関する研究の推進等が提言されたところである。

今後、小児の発育に影響を与える環境要因の解明及び脆弱性を考慮したリスク評価、管理体制の構築に向けた疫学調査「出生コホート(追跡)調査」を実施することが急務であり、平成20年度において調査手法について検討し平成21年度より調査を開始する。次世代育成に係る健やかな環境の実現を目指して、これらの提言内容を実行し、適正な環境リスク評価・管理のための取組を推進する。

2. 事業計画(平成15年度～)

研究基盤の整備(研究拠点群の形成、人材養成、科学的知見の収集及び国際的研究動向の把握)

重点プロジェクト研究の推進

小児の環境有害物に対するばく露評価手法の開発

小児の感受性要因に着目した健康影響評価手法の開発

小児を取り巻く環境と健康との関連性における疫学調査

20年度 疫学調査の調査手法の検討(フィージビリティ調査)

21年度～ 疫学調査「出生コホート(追跡)調査」開始

小児のばく露評価、バイオマーカー開発及び試料バンクの確立

小児環境保健に関連する福祉施策の研究(人文科学研究)

小児環境保健のリスクコミュニケーションに関する実践的研究

3. 施策の効果

小児特有のばく露や脆弱性に着目した化学物質等の環境リスク評価の推進

適切な環境リスク評価に基づく環境リスク管理の実施

次世代育成に係る健やかな環境の実現

4. 備考

諸謝金・委員等旅費 1,365千円

(内訳) リスク評価検討会開催経費

調査費 298,635千円

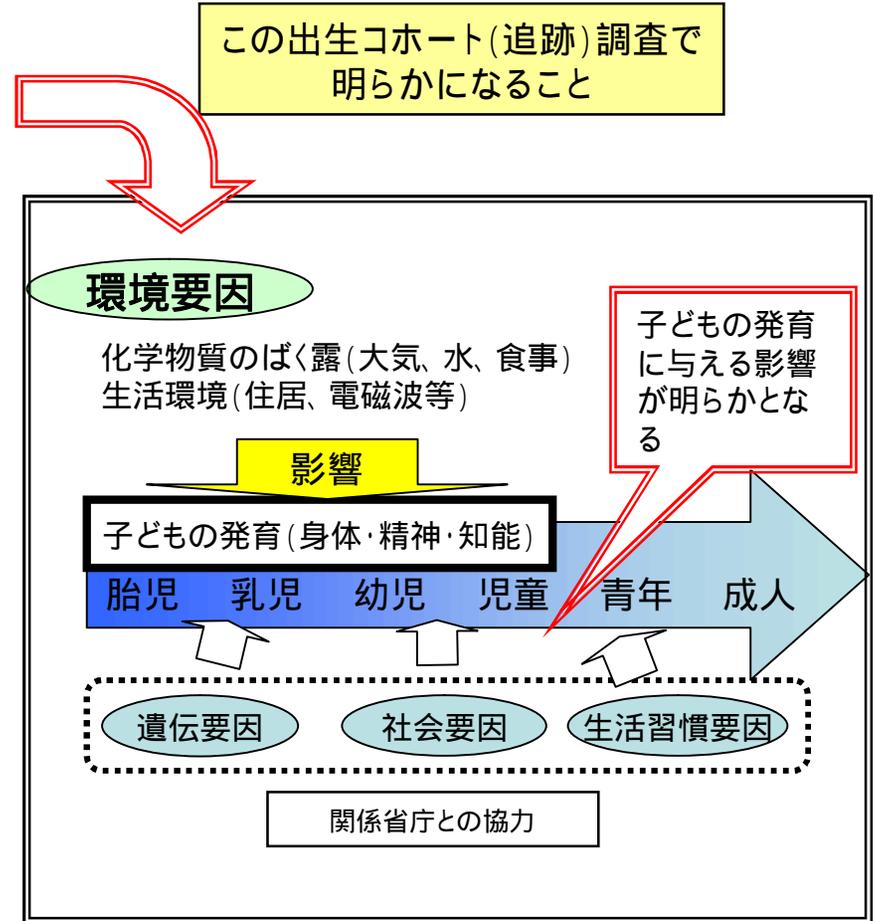
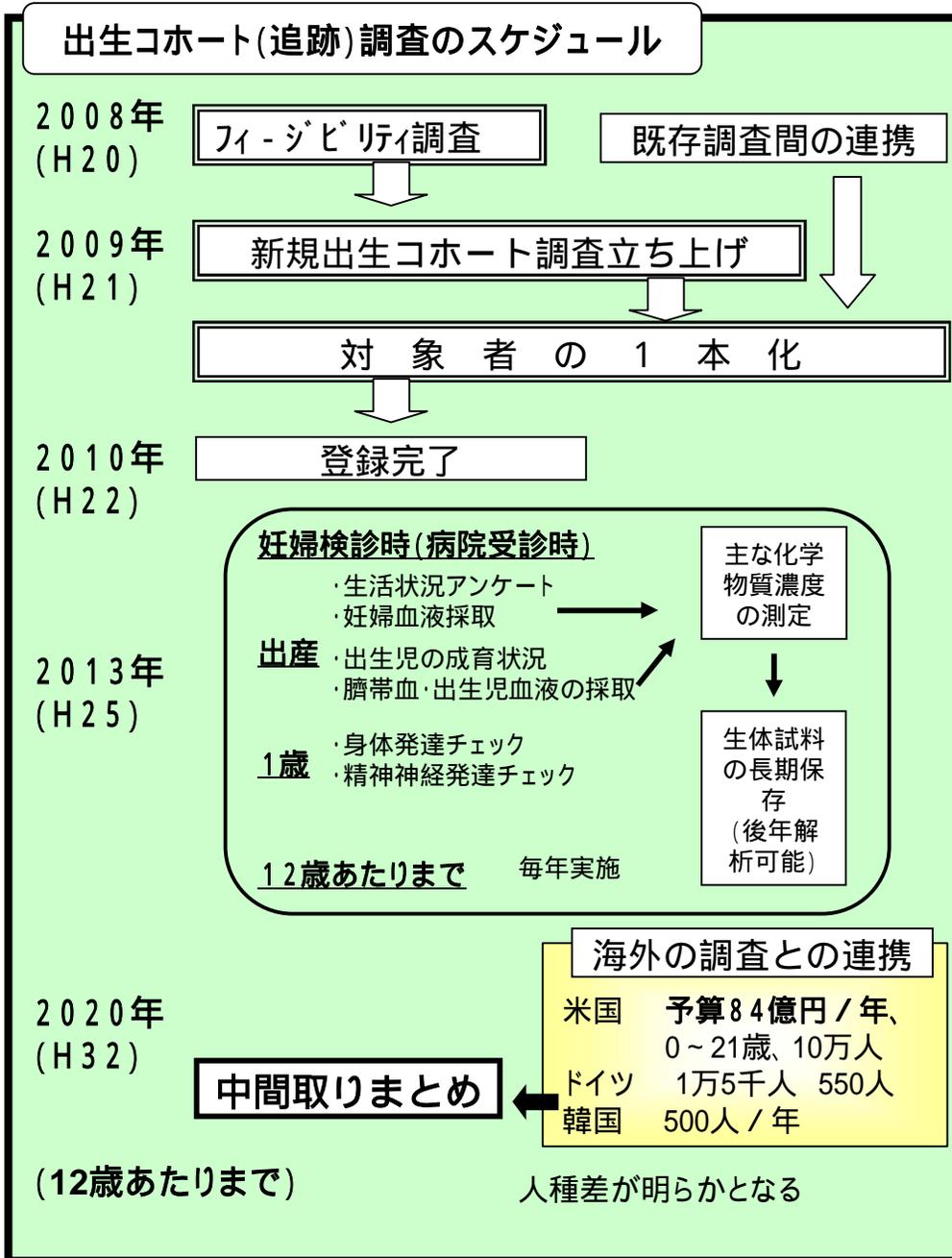
(内訳)

シンポジウム開催経費 7,317千円

環境と健康との関連性における疫学調査等 276,736千円

福祉施策・リスクコミュニケーションに関する研究 14,582千円

小児環境保健に関する疫学調査の概要



< 解明が期待される事項(例) >

母体内、臍帯内の化学物質濃度

発育に影響を及ぼす化学物質、生活環境要因の同定(POPS、電磁波等)

環境保健部 環境安全課

1. 事業の概要

フラーレン様化合物(炭素原子が球状に集合した形状)、カーボンナノチューブ、金属・金属化合物微粒子等、近年技術開発が進んでいるナノ粒子については、環境・生体中の動態等に関する知見が不足している。これらの物質は、今後大規模に商品化され、環境中にも排出が見込まれることから、その動態、有害性、環境リスクに関する知見を早急に整備する必要がある。

このため、近年商品化が進んできている金属・金属化合物微粒子の水環境への影響を評価するため、これら微粒子が環境に排出された際の水への溶解に関する試験を行う。その他のナノ粒子については、環境中での凝集、溶解、反応等の挙動が明らかでなく、それらの試験法も存在しないため、環境中挙動解明手法に関する検討を行う。

2. 事業計画

平成20年度： 戦略的な毒性・生態毒性試験法等の検討
平成21 - 22年度： 金属・金属化合物微粒子の有害性評価
合成ナノ粒子の水環境有害性評価手法の確立

3. 施策の効果

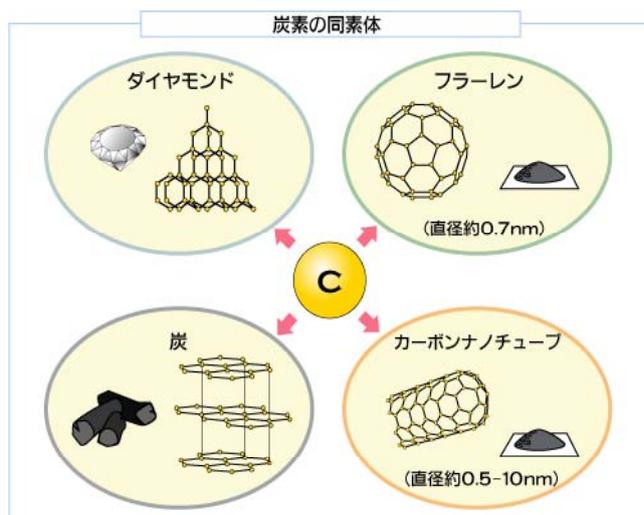
ナノテクノロジーに対する国民の不安の解消、環境ナノ粒子による人の健康又は生態系への悪影響の防止に向けた基礎情報が整備できる。

フラーレン

サッカーボールの形をした非常に安定した炭素分子で、金属分子などと同じ込めることも可能。抗ガン剤・抗エイズ剤などの医薬品、エレクトロニクス分野など、広範囲な素材として期待されている。

カーボンナノチューブ

円筒状の炭素分子で、非常に軽量で鉄より強く、熱伝導性にすぐれた素材。電気を通す導体の性質と半導体の両性質を持ち、エレクトロニクス分野で幅広い可能性があり、超高強度素材として飛行機・車体などへも応用が期待されている。



4. 備考

調査費 10,031千円

(内訳) 環境中挙動解明手法に関する検討

10,031千円

環境ナノ粒子環境影響調査

環境ナノ粒子

- フラーレン、カーボンナノチューブ等の合成物質
- 金属、金属化合物等の微粒子
- ディーゼル排気微粒子等の非意図的生成物

今後大規模に商品化され、環境への排出も見込まれる。

- 作業環境ばく露、消費者ばく露等による影響については、関係省庁において調査研究中
- 大気・水経由の人への影響及び生態系への影響について、環境省で調査を行う必要

• 大気環境微粒子対策として調査研究を実施(水・大気局)

大気経由の人への影響

現状:

- ナノ粒子の挙動(凝集、沈着等)が未解明
- 健康影響についての試験法が未確立

対応:

- ナノ粒子の挙動について情報収集
- 健康影響試験法について情報収集

水経由の人への影響・生態系への影響

現状:

- ナノ粒子の挙動(溶解、反応、凝集、沈殿等)が未解明

対応:

- 溶解・反応に関する試験を実施
- 毒性試験・生態毒性試験を実施

平成20年度事業: 戦略的な毒性・生態毒性試験法等の検討

平成21年度以降: 水経由の毒性・生態毒性試験の実施等

(新) 農薬による陸域生態リスク評価手法確立調査

79百万円(0百万円)

水・大気環境局農薬環境管理室

1. 事業概要

農薬取締法においては、水域生態系へのリスク評価の実施とその結果に基づく農薬登録保留基準の設定によりリスク管理が行われているが、陸域生態系へのリスク評価・管理は行われておらず、21世紀環境立国戦略においても、陸域生態系へのリスク評価・管理も含めた対策を推進することとされたところである。

OECDにおいては、2014年を目途に農薬登録に必要なリスク評価を国際的に共同で実施することを目標に、検討が進みつつある。我が国としても、この国際共同リスク評価に積極的に参加し、応分の貢献を果たす必要があり、そのためには、欧米において既に導入されている陸域生態系へのリスク評価・管理措置の導入が急務である。

また、鳥類やミツバチの野外での死亡事例において、農薬が原因として疑われる例も出てきており、農薬の陸域生態系へのリスクに関する関心も高まってきている。

こうした状況を踏まえ、我が国においても、農薬の陸域生態系へのリスク評価・管理の導入に向け、以下のような調査・検討を実施する。

(1) 毒性試験ガイドラインの作成と検証

陸域生物の毒性試験ガイドラインを作成し、その検証試験を行う。また、生物種の差による感受性差の評価を行う。

(2) 詳細な暴露評価モデルの作成

陸域生物の行動パターン、餌の種類、餌等に含まれる農薬量等の調査を実施し、詳細な暴露評価モデルを作成する。

(3) リスク評価・管理手法の検討・確立

内外における陸域生態系へのリスク評価・管理措置に関する詳細な分析・評価の実施、我が国における毒性試験と暴露評価に関する適切な実施手法の考え方の整理を行うとともに、毒性試験結果と暴露量からリスクを評価するための基準、リスク評価結果に基づく農薬の管理手法のあり方等を検討し、リスク評価・管理手法を確立する。

2. 事業計画

	H20	H21	H22	H23
1. 毒性試験ガイドラインの作成と検証				→
2. 詳細な暴露評価モデルの作成				→
3. リスク評価・管理手法の検討・確立				→

3. 施策の効果

- ・農薬の陸域生態系へのリスク低減による生物多様性の維持・保全
- ・国際連携による農薬のリスク評価の効果的・効率的な実施

4. 備考

調査費 79,000千円

(内訳) 毒性試験ガイドラインの作成と検証
詳細な暴露評価モデルの作成
リスク評価・管理手法の検討・確立

農薬による陸域生態リスク評価手法確立調査

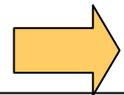
背景・目的

21世紀環境立国戦略において「農薬については、水域のみならず陸域の生態系へのリスク評価・管理も含めた対策を推進する」と記述。

現在、農薬の陸域生態系へのリスク評価・管理は未導入。

OECDにおいて、農薬リスク評価の国際共同実施の動き。我が国としても参加し、国際貢献を果たす必要。

鳥類・ミツバチ等の死亡事例で農薬が原因として疑われるケースあり。



農薬の陸域生態系へのリスク評価・管理の導入が必要

調査内容

毒性試験ガイドラインの作成と
検証

- ・陸域生物の毒性試験ガイドラインの作成と検証試験の実施
- ・種差による感受性差の評価 など

詳細な暴露評価モデルの作成

- ・陸域生物の行動パターン、餌の種類等の調査
- ・餌等に含まれる農薬量の調査 など

リスク評価・管理手法の検討・確立

- ・リスク評価基準のあり方の検討
- ・リスクに応じた農薬の管理手法のあり方の検討 など

効果

農薬の陸域生態系へのリスク評価・管理の制度化

- ・農薬の陸域生態系へのリスク低減による生物多様性の維持・保全
- ・国際連携による農薬のリスク評価の効果的・効率的な実施

(拡充) 農薬飛散リスク評価手法等確立調査

35百万円 (18百万円)

水・大気環境局農薬環境管理室

1. 事業の概要 (拡充部分)

平成17年度に地方自治体に対して農薬の使用法について実態把握を行い、その結果を用いて平成18年度に公園等における農薬の距離別飛散量、気中濃度及び検出期間等のモニタリングを実施したところである。

その結果、実際の公園等では、農薬の単純な散布量のみではなく、植栽や障害物の規模や配置、地形等の要因が飛散量、気中濃度等に大きく影響することが示唆されたため、適切な評価の手法を開発するためには、これらの効果を定量的に把握する必要がある。

一方、米国では農薬のリスク管理において、食物経由の曝露以外に家庭の芝生等からの曝露も曝露評価の中で考慮することとし、昨年、その評価に基づく既存剤の再評価を終えたところであり、従来の食品や飲料水経由の曝露以外の評価を積極的に取り入れているところである。

また、欧州でも農薬の再評価が進められ、その中では食物経由の曝露以外に、作業員、第三者等への曝露評価も含まれている。この作業については数年以内に終了する見込みである。

このように、国際的に総合的な曝露評価が導入され、それに基づくリスク管理措置が講じられつつあることから、我が国も従来の食品や飲料水経由の曝露評価手法に加え、早急に我が国の農薬使用状況における農薬の飛散リスクを評価・管理するための手法を確立する必要がある。

このため、以下の調査を早急に拡充して実施する必要がある。

(1) 実条件におけるモニタリング調査

建築物等障害物や風速の影響、農薬散布場所付近における飛散状況等を把握するための調査項目の追加する。これにより、実際の農薬散布時に通行人・住民等第三者への精度の高い曝露実態が解明される。

(2) 要因別の影響調査 (基礎調査) の実施

一定の高さの樹木に散布する等モデル的な散布条件を設定し、そこに物性の異なる農薬を散布することで、物性による気中濃度の差を把握する。また、展着剤の影響、散布対象樹木等の葉の量・樹高による影響、風速による飛散・気中濃度パターンの変化を把握するための項目を追加する。これにより、農薬の特性に応じた飛散解析に必要な基礎的なデータが得られる。

(3) 公園等管理者向けマニュアルの作成

農薬の飛散範囲等についてのモニタリング結果などを取り入れ、農薬散布にあたっての立入り制限期間や範囲の考え方を示すとともに、IPM(Integrated Pest Management)を基本とし、病害虫の発生が少ない樹種の選定や環境の整備、物理的防除、天敵を殺さない農薬による防除等を内容とするマニュアルを作成する。

2. 事業計画

	H19	H20	H21
1. 実条件におけるモニタリング調査 ・ 散布当日の飛散距離（遠距離） ・ 気中濃度の経時変化（遠距離） ・ 温度条件による揮散量の変化（遠距離） ・ 建築物等障害物の影響（近傍） ・ 風速の影響（近～中距離） ・ 散布場所の飛散状況（近～中距離）			
			→
			→
			→
			→
			→
			→
2. 要因別の影響調査（基礎調査）の実施 ・ 農薬散布量と薬効の相関 ・ ドリフトレスノズルの効果（気中濃度） ・ 剤型による気中濃度の差 ・ 物性による気中濃度の差 （蒸気圧による気中濃度の基礎調査） （モデル的な散布条件における気中濃度の調査） ・ 展着剤の影響（気中濃度） ・ 散布対象樹木等の葉の量・樹高の影響 ・ 風速による飛散・気中濃度パターンの変化（ハウスでの一種の風洞試験）			
			→
			→
			→
			→
			→
			→
			→
			→
3. 公園等管理者向けマニュアルの作成 ・ 文献情報の収集、構成の検討等 ・ マニュアルの作成			
			→
			→

3. 施策の効果

得られた成果により、公園等で農薬を散布する際の留意点等が明確化され、公園管理者等が散布する際に周囲の曝露の低減等を図ることができる。

4. 備考

調査費 35,002千円

(内訳) 学識経験者による検討会設置・運営、飛散農薬気中濃度調査手法開発調査、実条件におけるモニタリング調査、要因別の影響評価、公園等管理者向け管理マニュアルの作成

水俣病総合対策関係経費等

12,022百万円(8,522百万円)

環境保健部企画課特殊疾病対策室
水俣病発生地域環境福祉推進室

1. 事業の概要

すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、水俣病被害者等の高齢化に対応した医療と地域福祉を連携させた取組や環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進するほか、水俣病被害者の救済策に関連して所要の措置を講じる。また、水俣病のような問題を二度と起こさないためにも、水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信する。

2. 事業計画

(1) 地域環境福祉施策

水俣病発生地域における医療・福祉対策及び「もやい直し」・「もやいづくり」を目指す多彩な活動を推進する。

(2) 救済策に関連した措置

水俣病被害者の救済策に関連して所要の措置を講じる。

(3) その他

以下の事業を引き続き実施する。

- ・健康管理事業
- ・水俣病検診機器整備事業
- ・メチル水銀に係る健康影響調査研究事業
- ・水俣病国際貢献推進事業

3. 施策の効果

すべての水俣病被害者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進、水俣病のような問題を二度と起こさないための教訓の伝達・継承に資する。

(新) 自立支援型公害健康被害予防事業推進費 300百万円(0百万円)

環境保健部企画課

1. 事業の概要

(独)環境再生保全機構では公害健康被害予防基金(500億円)の運用益により、公害健康被害予防事業を実施している。ぜん息患者からはこれまでの健康相談の機会等に、予防事業の拡充に対する要望が多く寄せられている。

また、東京大気汚染訴訟の和解協議に際し、官房長官及び環境大臣は予防事業について「健康相談等のニーズを踏まえた拡充」を検討する旨を表明しており、総理も「治療についてご負担を軽減して、治療、対策を進めていくことについて、協力していきたい」と発言している。

以上を受け、これまでの予防事業に加え、各患者が日常生活の中でぜん息の増悪予防・健康回復を行うことを支援をするための自立支援型公害健康被害予防事業を実施する。地方自治体からの要望等を踏まえ、例えば以下のような事業を実施する。

ぜん息患者用医療機器等の「ぜん息予防キット」の貸与、使用方法の指導

ぜん息の改善に資する水泳リハビリ等の健康増進運動の指導

患者の自宅に出向いた健康相談、生活環境指導

2. 事業計画

毎年度、環境再生保全機構に交付し、同機構が地方自治体からの要望等を聴取し、重要性の高い事業を実施する。

3. 施策の効果

ぜん息患者から健康相談の機会に特に要望の高いきめ細やかな事業を実施することにより、患者がぜん息を予防・健康回復し自立することを支援する。

4. 備考

補助金 300,000千円

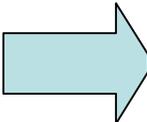
(交付先) (独)環境再生保全機構

(補助額) 定額

自立支援型公害健康被害予防事業

これまでの予防事業
健康相談、健康診査
機能訓練、計画作成
医療機器助成
環境改善(植樹)

これまでは、地方公共
団体が開催する健康相談、
キャンプなどの機能訓練や
公的病院に対する医療機
器の助成などに限定されて
いた



ニーズを
踏まえた
予防事業
の拡充

患者からの
予防事業拡
充の要望

総理発言
「治療、対策推
進への協力」

官房長官及び環境大
臣発言
「健康相談等のニーズ
を踏まえた拡充」

自立支援型事業とは

各患者が日常生活の中でぜん息の増悪予防・健康回復を行うことを支援するための事業である。地方自治体からの要望を踏まえ、例えば以下のような事業を実施する。

「ぜん息予防キット」の貸与・指導等

「ネブライザー」の貸与、使用
方法の指導

「ピークフローメータ」、「ぜん息
日誌」の使用法の指導、提供

日常生活において増悪防止、
健康回復に資する機器の貸与

健康増進運動の指導 (成人向け事業)

水泳リハビリ等健康増進運動の指導



患者の自宅に出向いた生活環境指導の実施

ぜん息で屋外に出るのが必ずしも容易でない患
者の自宅を訪問し、健康指導、生活環境指導を行う。



局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査

680百万円(593百万円)

環境保健部企画課保健業務室

1. 事業の概要

幹線道路沿道の局地的大気汚染と健康影響との関係については、十分な科学的知見がなく、国会における附帯決議において早期に調査を実施することが求められるとともに、大気汚染による健康影響に係る訴訟においても大きな争点となってきた。

このため、平成17年度から平成22年度まで幹線道路沿道の住民を対象とした大規模な疫学調査「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査 - そら (SORA) プロジェクト -」を実施し、幹線道路沿道における局地的大気汚染と呼吸器疾患との関係についての解明を行うものである。

2. 事業計画

- (1) 平成17年度から開始した学童(小学生)を対象とする5年間の追跡(コホート)調査(愛称:そら(SORA)しらべ隊)を、平成20年度以降も継続して調査する。(平成17年度~平成22年度)
- (2) 平成18年度から開始した幼児を対象とする症例対照研究を、平成20年度以降も継続して調査する。(平成18年度~平成22年度)
- (3) 平成19年度から開始する成人を対象とする疫学調査を、平成20年度以降も継続して調査する。(平成19年度~平成22年度)

3. 施策の効果

従来から医学的知見が不十分とされてきた幹線道路沿道の局地的大気汚染と呼吸器疾患との関係について、新たな知見を加え評価を行うことが出来る。

4. 備考

調査費 679,901千円

(内訳) 学童コホート調査	214,246千円
幼児症例対照調査	220,171千円
成人を対象とした疫学調査	245,484千円

局地的な大気汚染の健康影響に関する疫学調査

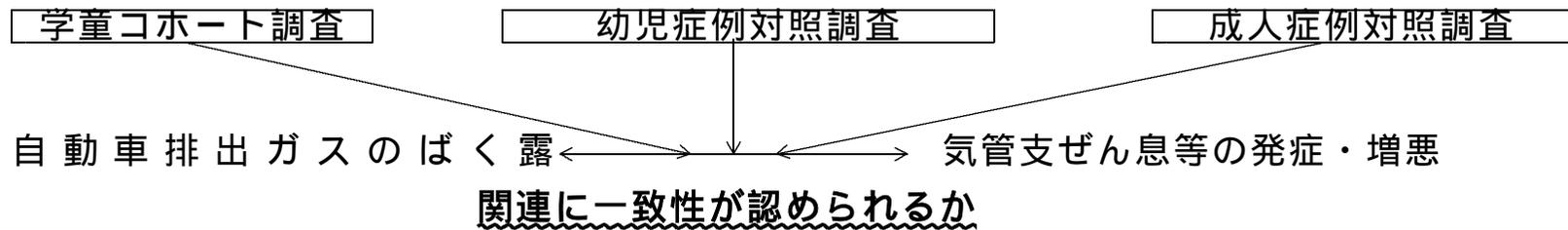
全体計画

1. 疫学調査による因果関係の有無の判断には、複数の疫学調査で関連の一致性があることを観察することが重要。

* 疫学調査による因果関係の有無を判定する際の視点として、「一致性」は「時間的關係（ばく露の時間的先行）」、「量反応關係（ばく露量の増加に伴って相対危険が増加）」などとともに重要な視点である。

* 調査対象者・調査対象地域・調査日時が異なっても、調査デザインが異なっても、同一の関連が観察されれば、この関連は因果関係である可能性が高い。

2. 本疫学調査では、対象やデザインが異なる調査として、学童コホート調査、幼児症例対照調査、成人症例対照調査を実施し、結果の一致性が認められることを確認する。



	調査名	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
1	学童コホート調査						解析
2	幼児症例対照調査						解析
3	成人症例対照調査						解析

被認定者に関する医学的所見等の解析調査

40百万円（12百万円）

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の概要

現在、石綿健康被害救済制度においては、被害者に対する迅速な救済が求められているが、判定には高度な知識が要求されるうえ専門家が非常に少なく、大量の事例を適切かつ効率的に判定することが困難な状況である。また、石綿健康被害救済法施行後5年以内に、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて制度の見直しを行う（法附則第6条）こととされており、その際医学的判定の考え方についても再検討される見通しであることから、画像所見や病理所見等の医学的情報やばく露状況に関する情報の収集・整理・解析を行うこととする。

医学的所見解析調査

石綿健康被害救済法に基づく指定疾病であると認定されたものについて画像所見や病理所見の詳細解析を行い、併せて肺内石綿小体本数及び石綿繊維本数の測定を行うことにより石綿ばく露に係る医学的所見を解析する。

石綿のばく露状況に関する調査

被認定者について居住歴、生活歴等に関する詳細なアンケート調査等を実施してばく露経路の状況を把握する。また、労働現場と関連するばく露歴が確認されない者については、石綿取扱い施設稼働時の居住地を整理して全国的な分布を把握する。

2. 事業計画

区 分	19	20	21	22～(*)
被認定者に関する医学的所見等の解析調査				
医学的所見解析調査			→	-----→
石綿のばく露状況に関する調査			→	-----→

*：平成22年度に法制度の見直しに対応した予算の見直しを実施予定

3. 施策の効果

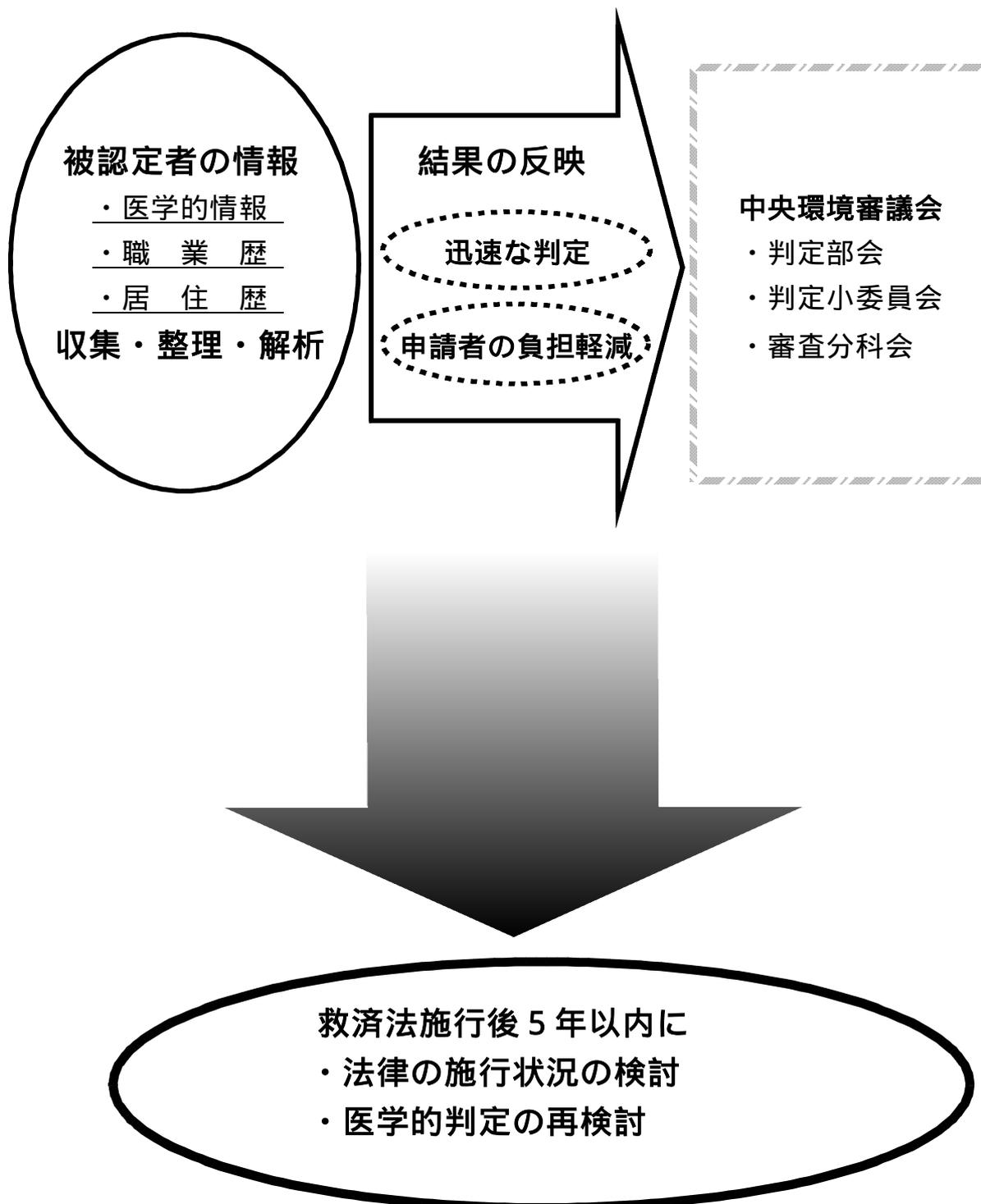
医学的判定の対象となった指定疾病の事例について、その画像所見や病理所見等の医学的情報を収集・整理した上で解析し、医学的判定における資料とすることで、その後における適切で迅速な判定が期待できる。また、医学的所見と併せて職業歴や居住歴を調査することにより、被認定者の特徴・傾向が把握できる。

4. 備考

調査費 39,600千円

（内訳）医学的所見解析調査、石綿のばく露状況に関する調査

被認定者に関する医学的所見等の解析調査



一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査

74百万円(68百万円)

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の概要

一般環境経路による石綿ばく露の可能性のあった地域において、石綿ばく露の可能性があった住民を対象に、職歴や居住歴等の詳細な問診、胸部X線検査、胸部CT検査等を実施し、何らかの石綿ばく露に関する医学的な所見が確認され経過観察が必要な者に対しては、定期的に検査(年1回を想定)を行い、適切なフォローアップを行う。

上記問診等で得た情報を基に、石綿ばく露の地域的広がりや石綿関連疾患(中皮腫・肺がんに加えて、胸膜肥厚斑、石綿肺などを含む)の発症リスクについて解析を行う。

2. 事業計画

今後の石綿関連施策や救済法の施行に必要なデータを蓄積するため、以下のとおり継続して行う。

平成18年度～

- ・大阪府泉南地域(5市3町)、尼崎市、鳥栖市

平成19年度～

- ・大阪府泉南地域(5市3町)、尼崎市、鳥栖市、奈良県、羽島市

平成20年度～(予定)

- ・大阪府泉南地域(5市3町)、尼崎市、鳥栖市、奈良県、羽島市
横浜市(新規)

3. 施策の効果

一般環境経路で石綿ばく露の可能性があった地域において、石綿ばく露の地域的広がりや石綿関連疾患の発症リスクに関する実態を把握するとともに、対象地域住民の健康増進に資する。

4. 備考

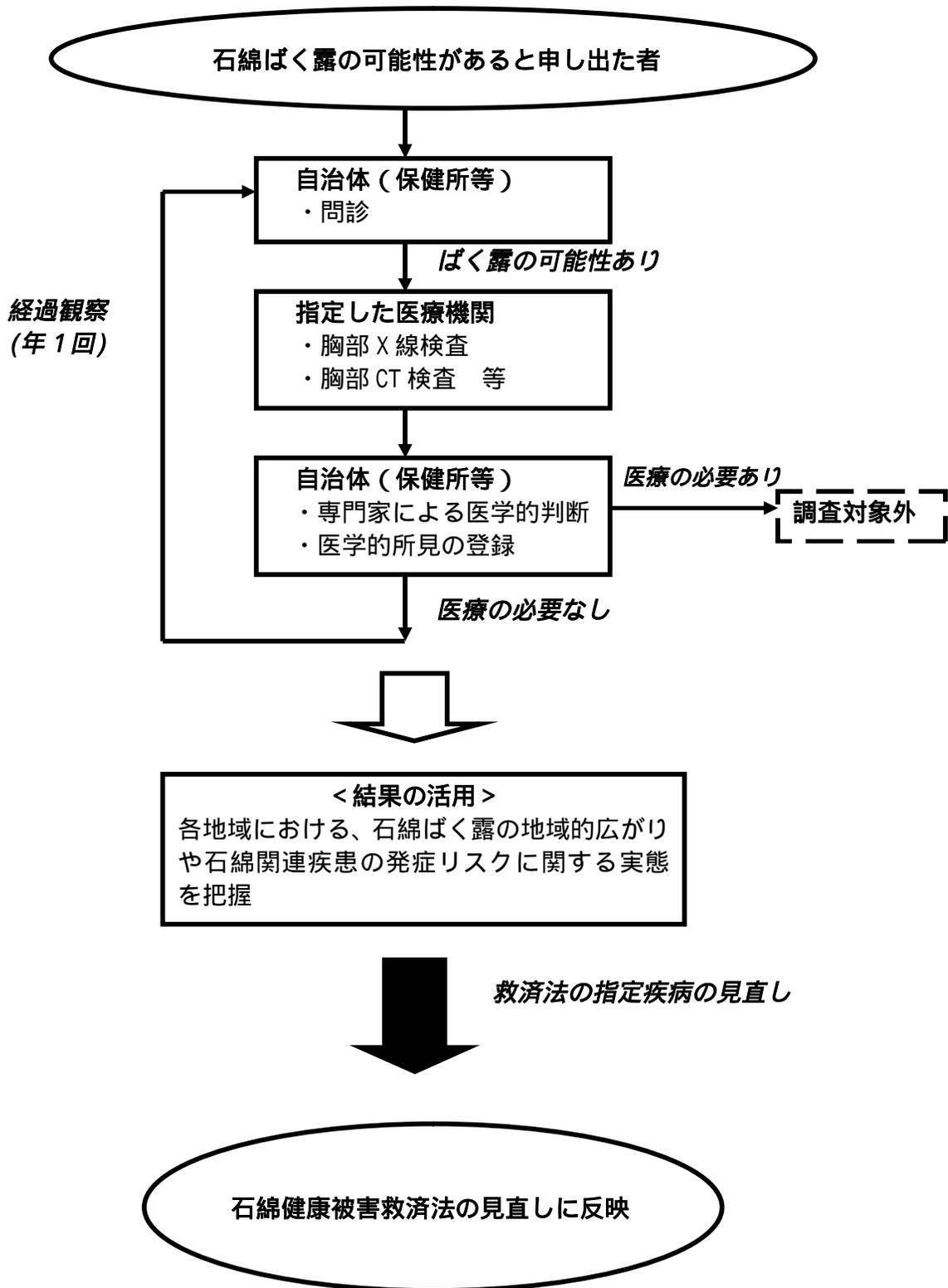
諸謝金、職員旅費、委員等旅費、環境保全調査費 2,446千円

(内訳)石綿ばく露のリスク調査に関する検討会開催経費等

委託費 71,283千円

(内訳)一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査
(地方公共団体6箇所)

一般環境経由による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査



1. 事業の概要

(1) モニタリングデータの一層の蓄積と分析手法の検討

石綿(アスベスト)について、建築物解体現場を中心に環境大気中のアスベスト濃度モニタリングを引き続き行うとともに、地方公共団体のモニタリング結果の収集・整理・公表を行う。また、より信頼性の高い測定結果を得るための環境モニタリング手法(電子顕微鏡法等)について検討し、アスベストモニタリングマニュアルの改訂を行う。

(2) 飛散防止対策の推進に係る調査

特定粉じん排出等作業における作業基準について、現行基準の見直しの必要性について検討する。また、規制対象外のアスベスト含有成形板等のアスベスト綿含有製品について、建築物の解体時における状況等を把握する手法について検討する。

2. 事業計画

	H17	H18	H19	H20	H21
(ア) 環境大気中のアスベスト濃度モニタリング					→
(イ) アスベストモニタリングマニュアルの改訂		・解体現場における捕集方法の検討	・分散染色法の検討	・電子顕微鏡、デジタル粉じん計の活用を検討	→
(ウ) 飛散防止対策の推進に係る調査		・作業手順等の検討及びマニュアル素案の策定		・アスベスト含有成形板に係る状況の把握 ・デジタル粉じん計の活用を検討	→

3. 施策の効果

(1) アスベストによる大気汚染の現状を把握し、今後の対策の検討に当たっての基礎資料が得られるとともに、国民に対し必要な情報が提供できる。

(2) アスベスト含有建材の解体時における状況の把握、作業基準の見直しの必要性等の検討により、大気汚染防止法による建築物解体現場等における規制の内容をより適切なものにするための資料が得られる。

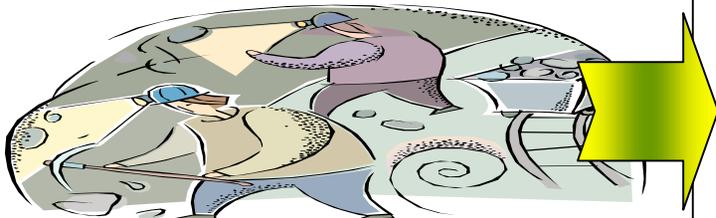
4. 備考

調査費	50,721千円(内訳)	飛散防止対策の推進に係る調査	7,542	千円
		環境大気中のアスベスト濃度モニタリング	35,756	
		アスベストモニタリングマニュアルの改訂	7,423	

アスベスト対策調査

石綿(アスベスト)

天然に出来た鉱物繊維。耐熱性、対摩耗性に優れ、丈夫で変化しにくい特性をもつ。



肺の中にはいると、組織に刺さり、肺ガンや悪性腫瘍などの疾病を引き起こす恐れ。



平成16年10月
アスベスト含有製品の製造、輸
入使用等、原則使用禁止。

大気汚染防止法の規制

- ・製品製造工場に対する排出基準
- ・建築物解体等工事に対する作業基準

アスベスト含有建
築物の解体の増
加



国民のアスベスト
環境汚染に対す
る不安感

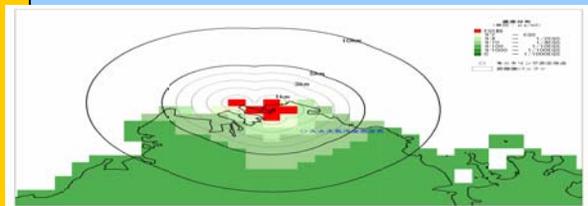


吹付アスベスト
以外の含有建
材の飛散

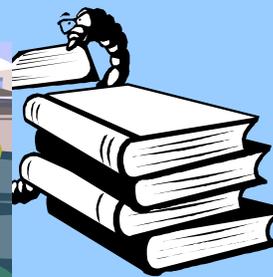


・一般環境大気中のアスベスト濃度モニタリ
ング

・アスベストモニタリングマニュアル改訂



・飛散防止対策の推進に係る調査



石綿含有産業廃棄物適正処理方策検討調査費	33百万円(15百万円)
----------------------	--------------

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

建築物の解体に伴って排出される廃スレート材などの石綿含有産業廃棄物は、ストック量が4千万トン以上あると言われ、今後、毎年100万トンを上回る排出が見込まれている。

現在、石綿含有産業廃棄物は安定型処分場へ埋立されているが、今後、排出量の増大が想定され、最終処分場の残余量が更に逼迫するおそれがある。

このため、廃棄物処理法で規定する無害化処理認定制度に係る処理方策として、最終処分に依存しない石綿含有産業廃棄物の適切な処理技術を確立するための調査を行う。

2. 事業計画

(1) 実証試験及び環境測定の実施

セメントキルンを用いた石綿含有産業廃棄物の焼成処理について実証試験を行い、石綿の無害化の確認及び環境測定を行う。

(2) 技術検討委員会の設置

実証試験及び環境測定の実実施計画の策定及び結果の解析等については、廃棄物処理の分野の他、様々な分野において専門的な知識が必要となる。そこで、学識経験者等の専門的知識を有する者から意見を聴取するために技術検討委員会を設置する。

3. 施策の効果

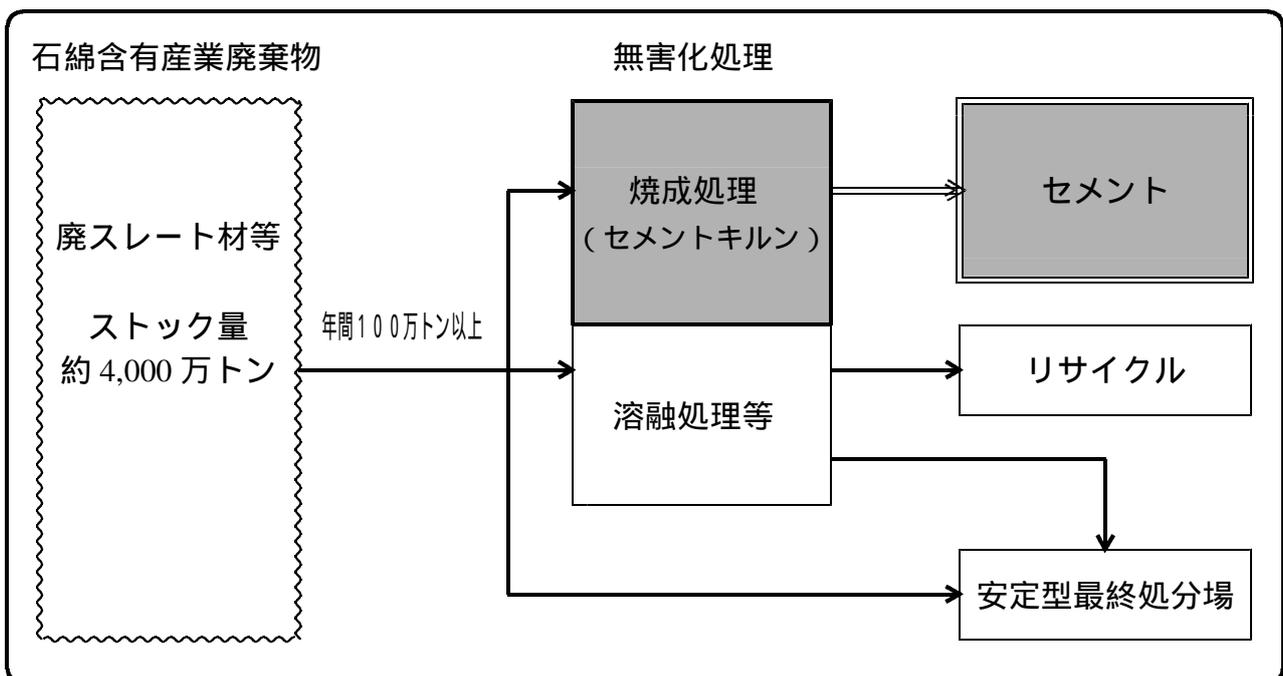
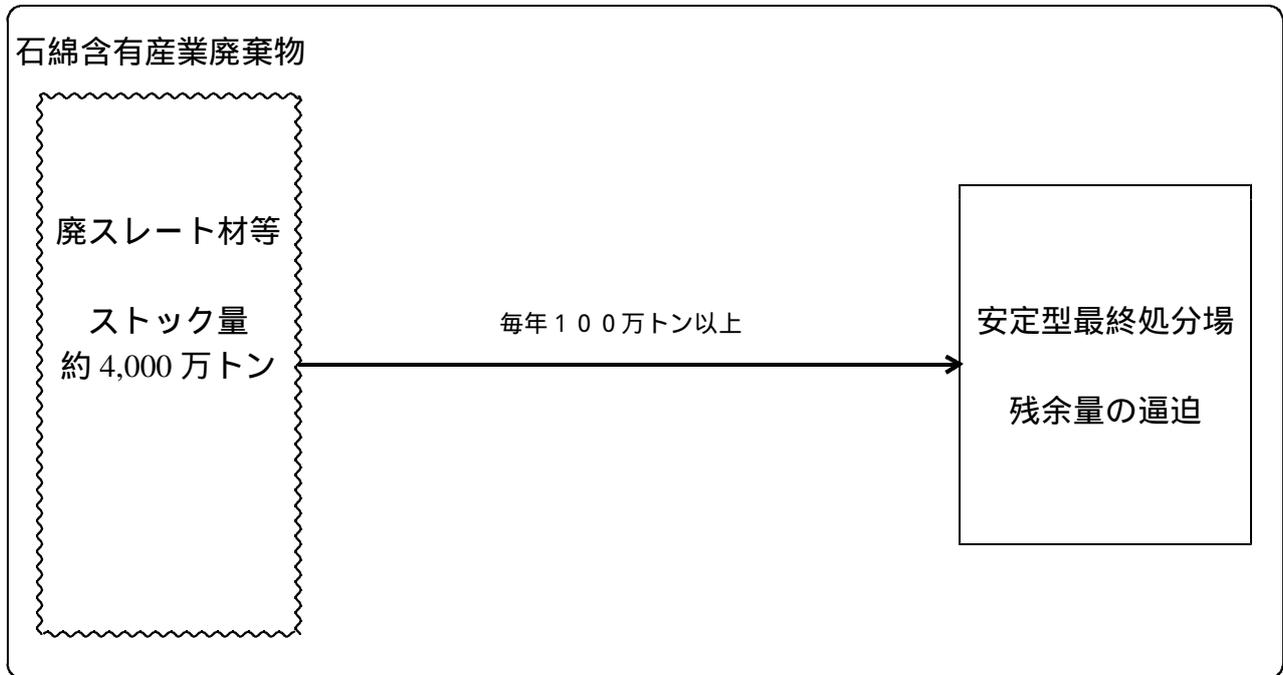
埋立処分に代わる環境上適切で、社会的・経済的にも有効な処理方策を確立し、石綿含有産業廃棄物の適正処理を確保、促進させることにより、人の健康又は生活環境に係る被害を未然に防止する。

4. 備考(積算内訳)	33,050千円
調査費(技術専門委員会、知見の収集)	32,691千円
職員旅費(現地調査等)	359千円

石綿含有産業廃棄物適正処理方策検討調査費

環境省は、大臣認定による石綿含有産業廃棄物の無害化処理を推進しているが、その無害化処理のうち、セメント原料化する技術を確立することにより、埋立処分への依存度を低減させるものである。

なお、無害化処理認定制度は、昨年8月施行のため日が浅く、現時点で無害化認定施設の設置はない。(申請に先立ち、事業計画者に対し実証試験及び生活環境影響調査の実施を義務づけているため、これに相応の時間を要している。)



1. 事業の概要

石綿(アスベスト)については、アジア諸国の一部の国において、輸入量が大幅に増加しているにもかかわらず、ほとんど対策が講じられていない状況である。また、我が国におけるアスベスト規制強化の時期に合わせて国内のアスベスト製品製造業者がアジア諸国に進出したとの指摘や、第164回(平成18年)国会で成立したアスベスト二法に関する参議院附帯決議(政府は、...アジア・太平洋地域を視野に入れ、国際会議等を通じた知見や技術の共有化に努めること。)等を踏まえ、アジア諸国におけるアスベスト対策に貢献するため、以下の事業を実施する。

我が国の経験に関する報告書(英文)作成
 ワークショップ開催
 専門家の派遣による実態把握及び提言のとりまとめ
 アスベストモニタリング研修の実施

2. 事業計画

事業内容	H19	H20	H21
アスベスト対策技術支援	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベストの使用量の多い国等(3カ国)における現地調査 ・我が国の経験に関する報告書(英文)作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ開催(日本) ・行政・技術専門家の派遣 ・アスベストモニタリング研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ開催(日本以外) ・行政・技術専門家の派遣、提言のとりまとめ

3. 施策の効果

これまでに我が国が培ってきた技術や対策等の経験を活用し、アジア諸国におけるアスベスト対策の施策展開を支援し、アスベストによる大気汚染防止に貢献。

4. 備考

調査費 14,441千円
 (内訳) ワークショップ開催 4,189千円
 実態詳細把握調査 5,260千円
 アスベストモニタリング研修 4,992千円
 外国旅費 672千円

アジア諸国における石綿対策技術支援費

石綿(アスベスト)……

- クリソタイル(白石綿、温石綿)
- クロシドライト(青石綿)
- アモサイト(茶石綿)・・・など

【使用例】

防音・断熱用として建築物、船舶、
鉄道車両など

絶縁材料

自動車や鉄道車両のブレーキパッド、クラッチ
板、屋根瓦、屋根用波板、石膏板、天井用化粧板、
ガスケット、シーリング材、パッキングなど

●アスベストの原石



アジア・太平洋地
域における急激な
工業等の発展



技術支援



日本がこれまでに培ってきた技術・経験などを
国際会議などを通じ情報の共有化に努める。

- ・我が国の経験に関する報告書(英文)作成
- ・ワークショップ開催
- ・専門家派遣による実態把握・提言取りまとめ
- ・アスベストモニタリング研修



アジア・太平洋地域
におけるアスベスト
対策に貢献

(新)有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策

300百万円(0百万円)

環境保健部環境リスク評価室

1. 事業の概要

茨城県神栖市では、有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸を高濃度に含む巨大なコンクリート様の塊が発見されており、このコンクリート様の塊や周辺の高濃度汚染土壌を掘削・除去し、その処理を実施しているところである。

しかしながら、汚染源周辺地域では、現在も地下水から10mg/L(ヒ素換算値：環境基準の1,000倍)以上の有機ヒ素化合物が依然として検出されるなど、高濃度の有機ヒ素化合物による汚染が確認されている。

このような状況を踏まえ、汚染源周辺地域を対象として、汚染地下水の浄化処理による高濃度汚染対策を実施するものである。

2. 事業計画

高濃度汚染対策は、平成15年12月の閣議決定に基づく対策の一環として、地域及び期間を限定して集中的に実施するものであり、初年度において揚水による効果的な対策手法について検証をした上で、汚染地下水を継続的に揚水し、その浄化による処理を実施する。

平成20年度～22年度 A井戸近傍において高濃度汚染対策を実施

3. 施策の効果

シミュレーションによれば、高濃度汚染対策を実施することにより、A井戸近傍の地下水中に残留している有機ヒ素化合物の90%以上を除去することができる。

また、汚染地下水は、主として深層部の地下水の流れに沿って移動していることが確認されているが、高濃度汚染対策を実施することにより、これらの移動・拡散する有機ヒ素化合物の量を大幅に減らすことができ、新たな被害の未然防止に資する。

4. 備考

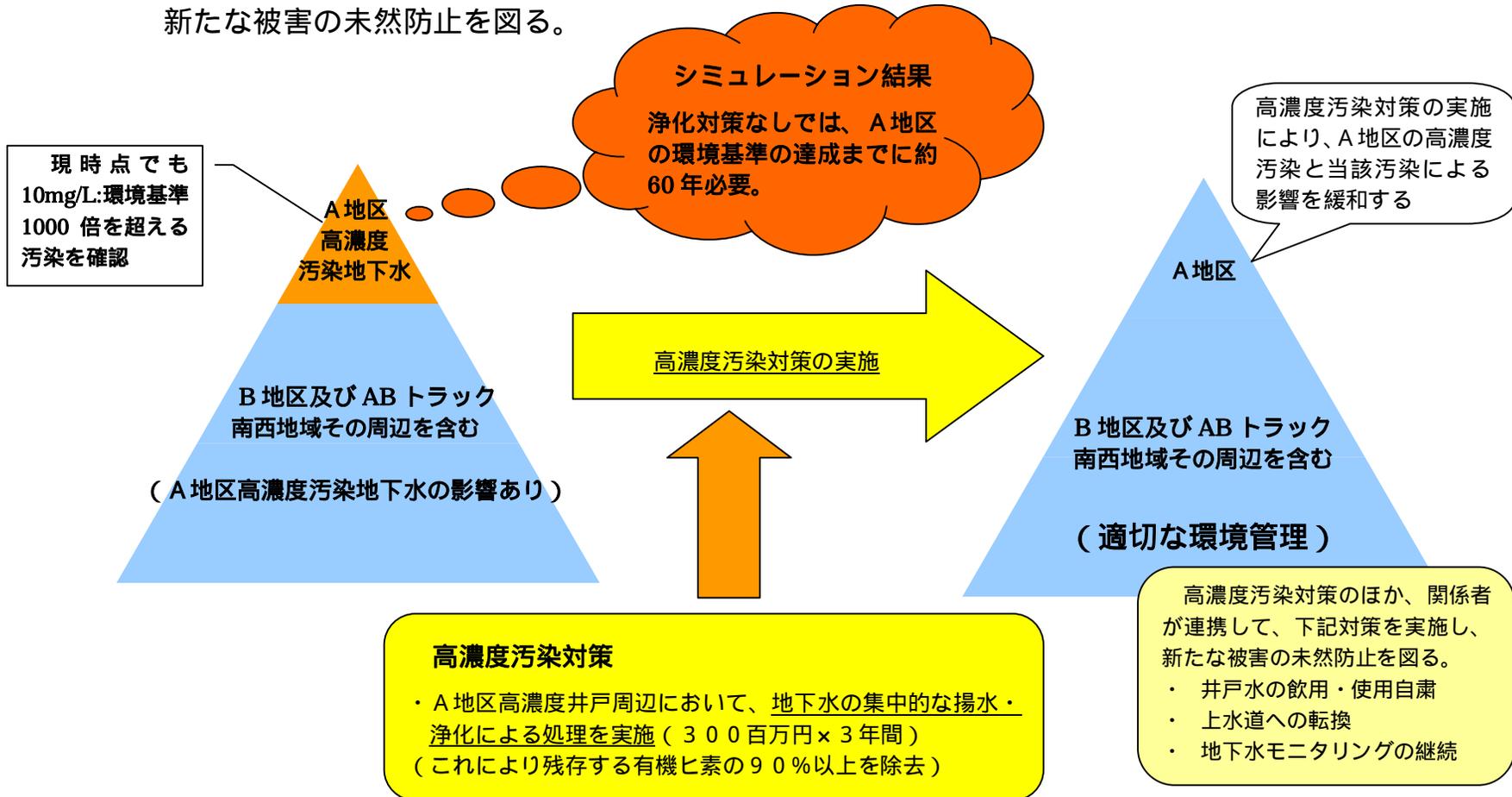
委託費 300,000千円

(内訳)有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策

(茨城県1箇所)

有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策

A井戸周辺地域で確認されている高濃度の有機ヒ素汚染地下水について揚水・浄化による処理を行い、新たな被害の未然防止を図る。



茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費

112百万円(112百万円)

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

1. 事業の概要

茨城県神栖市においては、通常自然界には存在しない有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸による環境汚染に起因すると考えられる健康被害が生じているが、ジフェニルアルシン酸による環境汚染を通じた人への影響等については、十分な科学的知見に乏しく、かつ、早急な対策が求められている状況にある。このような状況を踏まえ、ジフェニルアルシン酸による汚染が確認された井戸の水を飲用に供していた住宅に居住し、又は居住していた者であって、ジフェニルアルシン酸のばく露が確認された者(以下対象者という)に対して、引き続き医療費等の給付及び健康管理調査等を実施するとともに専門家による調査研究を継続する。

2. 事業計画

事業内容	20年度	21年度	22年度～
医療費等の給付			→
健康管理等			→
調査研究の実施			→

公害等調整委員会での裁定及び臨床検討会での検討、緊急措置事業の見直し状況により変更となる可能性がある。

3. 施策の効果

対象者に対して、健康診査を行うとともに、医療費等を支給することにより治療を促し、並びにそのうち著しいばく露を受けたと認められる者に対して、病歴、治療歴等に関する調査等を行うことにより、発症のメカニズム、治療法等を含めた症候及び病態の解明を図り、もって、その健康不安の解消等に資することとする。

4. 備考

諸謝金、委員等旅費、調査費 5,908千円

(内訳)臨床検討会開催経費、ジフェニルアルシン酸分析測定経費等
委託費 106,138千円

(内訳)医療費等の給付及び健康管理調査等

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物に係る環境汚染及び健康被害に係る緊急措置 (H15,6月～)

< 趣旨 >

神栖市における有機ヒ素化合物(ジフェニルアルシン酸)のばく露が確認できる者に対し、健康診査を行うとともに、医療費等を給付することにより、治療を促すことを通じて、当該者に係る症候及び病態の解明を図り、もってその健康不安の解消等に資する。

< 対象者 >

有機ヒ素化合物汚染井戸水飲用住宅への居住要件を満たし、
毛髪・爪検査等によりばく露が確認された者

専門家による検討会
(環境省)の審査を経て
確認

< 実施状況 >

・申請受付開始日
平成15年6月30日

・申請者数等
(平成19年7月3日現在)
申請者 557名
医療手帳対象者 157名
うち健康管理調査対象者 30名
申請棄却者 400名
分析調査中等 0名

・臨床検討会の開催状況
平成18年度
第1回... 6月 7日
第2回... 11月 22日
平成19年度
第1回... 4月11日
第2回... 7月25日

(平成15年度は9回、
平成16年度は4回、
平成17年度は3回開催)

< 給付内容 >

対象者への
医療手帳の交付

- ・医療費(自己負担分を公費負担)
- ・療養手当(通院:月15,000円、
入院:月25,000円)(併給なし)
- ・健康診査(年1回)(公費負担)

者 い 井 戸 水 の 飲 用	特 に 汚 染 の 著 し い	な し	入 院 歴	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理調査費用*(月20,000円)【3年間】 ・健康管理調査協力金(300,000円)【初年度当初】
		あ り	入 院 歴	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理調査費用*(月20,000円)【3年間】 ・健康管理調査協力金(700,000円)【初年度当初】



健康管理調査の実施(健康状態等に係る報告票の提出による調査を3年間実施、病歴、治療歴等の調査を初年度に実施)

*当初3年間実施とされていたが、平成18年度第1回臨床検討会において、継続が必要との意見があり、健康管理調査の継続を決定

実施時期は、平成15年6月から5年間とされているため平成20年度において延長が必要

(新)ジフェニルアルシン酸等に関する長期毒性検討調査

138百万円(0百万円)

環境保健部環境リスク評価室

1. 事業の概要

神奈川県寒川町及び平塚市において毒ガス成分が検出されたこと、茨城県神栖市では有機ヒ素化合物による地下水汚染による健康影響が問題となったことなどにより、これらの化学物質に基づく人の健康への影響等に対する懸念が高まっている。このような化学物質の健康に対する影響を解明し、地域住民の健康影響と健康不安に適切に対応する必要がある。

神栖市の事例では、ジフェニルアルシン酸(以下、DPAA)のばく露により、地域住民に健康被害が認められたが、当初は急性症状が主体であったため、平成16年以降、動物を用いた毒性試験により主に急性期を対象とした試験を実施しており、一定の成果が得られたところである。

今後、未解明である慢性毒性を把握するため、動物に対してDPAAを長期にわたり連続して投与し、生体の機能及び形態等の変化を観察する。

2. 事業計画

実験に使用する動物(ラット)の寿命は2年であるため、長期にわたるばく露の慢性毒性を確認するためには2年間のDPAA投与が必要である。3年目は結果の解析、取りまとめを行う。

平成20年度～21年度 動物にDPAAを投与し、経過を観察

(コントロール群、低濃度投与群、中濃度投与群、高濃度投与群)

平成22年度 動物の解剖(臓器別に機能及び形態等の変化を確認)

結果の解析、取りまとめ

3. 施策の効果

これまで実施してきたDPAAの急性毒性試験及び本事業の長期ばく露試験(慢性毒性試験)によって、地域住民のDPAAによる健康影響と健康不安に適切に対応するための有用な知見を得ることができる。

4. 備考

調査費 137,697千円

(内訳)高用量ばく露実験	38,790千円
中用量ばく露実験	38,790千円
低用量ばく露実験	38,790千円
コントロールばく露実験	21,327千円

ジフェニルアルシン酸等に関する長期毒性検討調査

背景

神奈川県寒川町及び平塚市において毒ガス成分が検出
茨城県神栖市において有機ヒ素化合物による地下水汚染による健康影響が問題となった
これらの化学物質の健康に対する影響を解明し、地域住民の健康影響と健康不安に適切に対応する必要がある。

これまで実施してきた動物実験

神栖市の事例では、ジフェニルアルシン酸(以下、DPAA)のばく露により、地域住民に健康被害が認められたが、当初は急性症状が主体であった。

平成16年以降、主に急性期を対象とした動物試験を実施

一定の成果が得られた

新たな課題

慢性毒性の把握(DPAAによる生体の機能及び形態等の変化)

DPAAの慢性毒性を確認するためには本格的な長期ばく露試験が必要

事業計画

平成20年度～21年度

動物にDPAAを投与し、経過を観察

(コントロール群、低濃度投与群、中濃度投与群、高濃度投与群)

平成22年度

動物の解剖(臓器別に生体の機能及び形態等の変化を確認)

結果の解析、取りまとめ

実験に使用する動物(ラット)の寿命は2年であるため、慢性毒性を確認するためには2年間投与期間、1年間の結果の解析、取りまとめが必要

施策の効果

地域住民の健康影響と健康不安に対応可能